

平成 2 0 年旭市議会第 3 回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成 2 0 年 9 月 5 日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	4
閉会	6

決算審査特別委員会 平成 2 0 年 9 月 1 1 日（木）

付議事件	7
出席委員	7
欠席委員	7
委員外出席者	7
説明のため出席した者	7
事務局職員出席者	8
開会	9
議案の説明、質疑	1 0
議案の採決	7 8
散会	7 8

決算審査特別委員会 平成20年9月12日（金）

付議事件	7 9
出席委員	7 9
欠席委員	7 9
委員外出席者	7 9
説明のため出席した者	7 9
事務局職員出席者	8 0
開議	8 1
議案の説明、質疑	8 2
議案の採決	1 3 9
閉会	1 4 1

公営企業常任委員会 平成20年9月17日（水）

付議事件	1 4 5
出席委員	1 4 5
欠席委員	1 4 5
委員外出席者	1 4 5
説明のため出席した者	1 4 5
事務局職員出席者	1 4 5
開会	1 4 6
議案の説明、質疑	1 4 8
議案の採決	1 6 1
所管事項の報告	1 6 1
閉会	1 6 3

建設経済常任委員会 平成20年9月18日(木)

付議事件	167
出席委員	167
欠席委員	167
委員外出席者	167
説明のため出席した者	167
事務局職員出席者	168
開会	169
議案の説明、質疑	170
議案の採決	190
所管事項の報告	190
陳情の審査	197
陳情の採決	201
閉会	203

文教福祉常任委員会 平成20年9月19日(金)

付議事件	207
出席委員	207
欠席委員	207
委員外出席者	207
説明のため出席した者	207
事務局職員出席者	208
開会	209
議案の説明、質疑	210
議案の採決	236
所管事項の報告	238
請願の審査	246
請願の採決	251

意見書案の説明	2 5 2
陳情の審査	2 5 5
陳情の採決	2 6 3
閉会	2 6 4

総務常任委員会 平成20年9月22日（月）

付議事件	2 6 7
出席委員	2 6 7
欠席委員	2 6 7
委員外出席者	2 6 7
説明のため出席した者	2 6 7
事務局職員出席者	2 6 8
開会	2 6 9
議案の説明、質疑	2 7 0
議案の採決	2 8 6
所管事項の報告	2 8 7
陳情の審査	2 8 8
陳情の採決	2 8 9
閉会	2 8 9

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成20年9月5日（金曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（11名）

委 員 長	嶋 田 茂 樹
委 員	日 下 昭 治
委 員	木 内 欽 市
委 員	滑 川 公 英
委 員	伊 藤 房 代
委 員	伊 藤 保

副委員長	林 俊 介
委 員	佐久間 茂 樹
委 員	柴 田 徹 也
委 員	景 山 岩三郎
委 員	島 田 和 雄

欠席委員（1名）

委 員	嶋 田 哲 純
-----	---------

委員外出席者（2名）

議 長	明 智 忠 直
-----	---------

副 議 長	平 野 浩
-------	-------

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一
主 査	穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長	石 毛 健 一
-----------	---------

開会 午後 1時51分

○議会事務局長（宮本英一） 本会議でお疲れのところご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たりまして、委員長が選出されておりますので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます嶋田茂樹委員に座長を務めていただきたいと思います。

（座長 嶋田茂樹 座長席に着席）

○座長（嶋田茂樹） ただいまご指名をいただきました嶋田茂樹でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は11名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、明智議長と平野副議長に出席をいただいておりますので、代表いたしまして、明智議長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） どうも委員の皆さん、本会議の途中でありますが、大変お疲れの中ご苦労さまでございます。

ただいま本会議の中で選出されまして、決算審査特別委員会の設置と、そして委員が選出されたわけでありますけれども、11日、12日、16日と3日間にわたる決算委員会、委員の皆さん方には19年度の決算の審査という大変重い決算の審査があるわけであります。その中できょうこの決算委員会、初会が行われるわけでありますが、この会の委員長と副委員長の選任について、よろしくお願いをしたいと思います。座長、どうぞよろしくお願いします。

○座長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の委員長の互選の件でございます。

それでは、委員会条例第9条の規定により、初めに委員長を互選いたします。

委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） この場で年長者である嶋田委員にやってもらったらいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（嶋田茂樹） ただいま景山委員より私を年長であるということの中で、委員長にというご意見がございました。大変僭越ではございますが、私が委員長を務めさせていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（嶋田茂樹） ご異議がないと認めます。

よって、座長の職に引き続きまして、私が委員長を務めさせていただくことに決定いたしました。

（委員長 嶋田茂樹 委員長席に着席）

○委員長（嶋田茂樹） ただいま皆様方のご推挙により、委員長を務めさせていただくことになりました嶋田茂樹でございます。どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

引き続きまして、決算審査特別委員会副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、委員会条例第9条の規定により、副委員長を互選いたします。

副委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。

（「委員長指名」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） ただいま委員長指名という声がございました。

おはかりいたします。副委員長は委員長が指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、副委員長は委員長が指名することに決しました。

それでは、前々回の委員長でしたか、林俊介委員を副委員長ということをお願いしたいと思います。

○委員（林 俊介） 合併したときに初めて委員長をやらせていただいた経緯がありますので、今回、委員長の指名ということでございますけれども、新たに決めていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 今、林委員のほうからそういうようなお話がございましたけれども、私も初めての委員長ということでございます。いろいろな面でアドバイスをしていただきながら決算審査を進めていかなければならないということがございますので、ぜひ林俊介委員をお願いしたいと思います。いかがなものでしょうか。

（拍手）

○委員長（嶋田茂樹） それでは大変申し分けございませんけれども、副委員長に林俊介委員を指名いたします。

それでは、ここで副委員長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○副委員長（林 俊介） 今、委員長から副委員長にということで指名を受けたわけでございますけれども、委員長・副委員長経験というのも少ないですから、多くの方に……（録音漏れ）……するのは当然だと思いますけれども、委員長のたつてのお願いでございますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果につきましては、この後本会議において、議長より報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（宮本英一） それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法につきましてご協議をお願いしたいと思います。

まず、決算審査の日程の協議でございますが、予定では9月11日、12日、16日の3日間を予定しております。事務局案としましては、議案第1号の一般会計決算の審査は、審査内容が多岐に及ぶことから、9月11日の1日の日程で審査をしていただきまして、次の12日に議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計の決算を議案第2号から順次審査をしていただき、16日の日を予備日にしてはどうかと思いますが、ご協議をいただきたいと思います。

次に、各議案の審査方法につきましてですが、議案第1号の一般会計決算の審査方法につきましては、審査内容が多岐に及ぶことから、事務局案としましては、昨年同様に歳出の款ごとに区分をいたしまして、初めに1款議会費から2款総務費まで、次に3款民生費から4款衛生費まで、次に5款労働費から8款土木費まで、そして9款消防費から14款予備費までの四つの区分にして、それぞれ歳入歳出を合わせて審査してはどうかと思います。

また、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算の審査方法につきましては、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査してはどうかと思いますが、併せてご協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。

まず、決算審査の日程についてでございますが、事務局案では、議案第1号の一般会計決算の審査は内容が多岐に及ぶことから、9月11日の1日の日程で審査を行い、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算については、次の12日に議案第2号から順次審査を行い、16日の日を予備日にしてはどうかということでございました。

次に、各議案の審査方法についてでございますが、議案第1号の一般会計決算の審査については、昨年同様に歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出を合わせて審査を行い、また、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査してはどうかとのことでございました。

それでは、初めに決算審査の日程についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 俊介） 事務局案に異議ないと思いますので、例年どおりお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） ただいま林委員より、事務局から提案されたその方法で異議がないということでございますが、そのほかにご意見ございますか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） ご異議がないようでございますので、それでは決算審査の日程についてでございますが、事務局案のとおり、9月11日の1日の日程で議案第1号の一般会計決算の審査を行い、次の12日に特別会計及び企業会計決算の議案第2号から順次審査を行い、16日の日を予備日にするということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 初日の一般会計がずれ込んだ場合には3日目に持っていったらということですね。翌日に回さないで。それとも終わるまで延長するんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 事務局長。

○議会事務局長（宮本英一） そのときによりますが、場合によっては次の日に一般会計の例えば残りをやるというような。ちなみに昨年は6時まで延長してやりました。その状況によって、またよく相談したいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） それでは、ただいま日下委員から意見がございましたけれども、1日

目に時間を延長してでも、その日に行くという方向でいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(嶋田茂樹) ご異議ないようでございますので、決算審査の日程については、事務局案のとおりということで決定させていただきたいと思います。

次に、各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(嶋田茂樹) 特にないようでございますので、それでは、各議案の審査方法についてでございますが、事務局案のとおり、議案第1号の一般会計決算の審査方法については、歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出を合わせて審査を行い、また議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(嶋田茂樹) ご異議ないようでございますので、各議案の審査方法については、事務局案のとおりということで決定させていただきたいと思います。

それでは、そのほか何かありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(発言する人なし)

○委員長(嶋田茂樹) それでは、特にないようでございますので、以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時 7分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成20年9月11日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成19年度旭市一般会計決算の認定について

出席委員（11名）

委員長	嶋田茂樹	副委員長	林俊介
委員	日下昭治	委員	佐久間茂樹
委員	木内欽市	委員	柴田徹也
委員	滑川公英	委員	景山岩三郎
委員	伊藤房代	委員	島田和雄
委員	伊藤保		

欠席委員（1名）

委員 嶋田哲純

委員外出席者（3名）

議長	明智忠直	副議長	平野浩
議員	神子功		

説明のため出席した者（76名）

副市長	鈴木正美	教 育 長	米本 弥栄子
総務課長	高埜英俊	秘書広報課長	加瀬 寿一
企画課長	加瀬正彦	財政課長	平野哲也
税務課長	野口徳和	市民課主幹	嶋田 正
環境課長	平野修司	保険年金課長	増田 富雄
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在田 豊

高齢者福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	中野博之
会計管理者	渡辺輝明	消防長	菅谷衛一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	及川博	生涯学習課長	花香寛源
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長 事務民配 国支舎人	林久男
農業委員会 農事業務局長 その他担当員	小田雄治		野口國男
	48名		

事務局職員出席者

事務局長	宮本英一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田茂樹） おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、ご苦労さまでございます。

けさの千葉日報の新聞を見ますと、千葉県内56市町村事例広報で旭市が掲載されておりました。「医療向上を目指し再整備が進む総合病院、国保旭中央病院」と大きな見出しで載っておりまして、市長のコメントも出ておりました。安心の源は旭中央病院を核とし、医療福祉の充実の中でも医療圏人口100万人、24時間常に専門医が治療に当たれる体制を敷く存在は市民に無限の安心を与えてくれている。医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷をリーディングプランに掲げ、新市の建設と取り組みは順調に進捗しておると、このように市長がコメントしておりました。これからもみんなで知恵を出しながら頑張っていかなければならないと、そのような思いであります。

委員の皆様方におかれましては、きょう、あす、そして16日と3日間決算審査が行われますが、十分審査していただくようお願いしたいと思います。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いします。

ただいまの出席委員は11名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、嶋田哲純委員におかれましては、忌引のため、きょうとあす、欠席をさせていただきますとのことでしたので、ご了解願いたいと思います。

また、神子功議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、明智議長と平野副議長に出席をいただいておりますので、代表いたしまして明智議長にごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 皆さんおはようございます。

朝晩は非常に涼しさを感じるような秋らしくなってきました。本日は決算審査特別委員会ということで、委員の皆さん方には早朝から大変ご苦労さまでございます。なおまた、執行部の皆さん方にはご説明のために、この決算委員会にご出席をいただきましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。

ご承知のように、先日の本会議の中で決算審査議案9議案がこの決算審査特別委員会に付託されたわけであります。非常に19年度の決算を慎重に審査するというのを一つは議員に課せられた義務だと、そんなように思います。そのことが20年度の事業推進、そしてまた予算の執行につきまして、我々も一緒になって市政発展のために尽くせると、そんなように思いますので、どうぞ慎重に審議をいただきますことを心からお願いを申し上げるところであります。

その決算でありますけれども、内容が多岐に及ぶことから、本日は議案第1号の一般会計の決算のみを審査するというようなことが決算委員会で決まったようでございますので、きょうは本当に長い時間になろうかと思っておりますけれども、ひとつ最後までよろしくお願いを申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

議案説明のため副市長、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日はお忙しい中、決算審査特別委員会ということで委員の皆様、それから正副議長ご出席のもとに開催いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

今回の決算審査特別委員会にご審査をお願いしておりますのは、平成19年度の決算でございます。明智議長のほうからお話がありましたように、一般会計、特別会計、それから公営企業会計、合わせて9議案でございます。どうぞよろしくご審査なさるようお願いいたします。

執行部といたしましても、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔な答弁を心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特

別会計決算の認定について、議案第 3 号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第 4 号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第 5 号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第 6 号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第 7 号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第 9 号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第 9 号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての 9 議案であります。

本日は議案第 1 号の 1 議案を議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第 1 号の平成19年度旭市一般会計決算の認定についてのみを本日 1 日の日程で審査を行います。

審査の方法については、歳出の款別に大きく四つに区分し、歳入歳出を合わせて順次審査を行いたいと思います。

初めに歳出の 1 款議会費と 2 款総務費を、次に 3 款民生費と 4 款衛生費、次に 5 款労働費から 8 款土木費まで、最後に 9 款消防費から 14 款予備費までの四つに区分して、区分ごとに一括して説明をいただき、質疑につきましても区分ごとに一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、担当課の入れ替えをただいま申し上げました四つの区分ごとに行いたいと思いますので、併せてお願いいたしたいと思います。

それでは、議案第 1 号の歳出、1 款議会費と 2 款総務費の担当課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 9 分

再開 午前 10 時 11 分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 1 号の審査を行います。

議案第 1 号の歳出、1 款議会費と 2 款総務費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計決算について補足

説明を申し上げます。

一般会計の決算につきましては、本会議の補足説明におきまして、決算に関する説明資料による決算の概要説明、それから決算書に基づきまして歳入歳出の各款ごとの増減額、主な増減理由等を説明させていただきましたので、私のほうからは2点ほど追加して説明させていただきます、その後、各課ごとに所管する事務事業を中心に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に財政課のほうから説明をさせていただきます。

まず、厚い決算書の344ページをお願いしたいと思います。青い見出しの前でございます。

これは平成19年度の旭市一般会計実質収支に関する調書でございます、これを改めて申し上げますと、歳入の総額は263億3,287万8,000円、歳出の総額が254億4,947万7,000円で、歳入歳出差し引きの額が8億8,340万1,000円ということになりました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費に係る分として5,279万6,000円、これは去る6月議会の報告第1号で繰越明許費繰越計算書でご報告申し上げたとおり、第二中学校改築事業をはじめとする六つの事業に係るものでございます。

次の事故繰越に係る分が2,647万7,000円でございます、これにつきましても6月議会の報告第2号の事故繰越し繰越計算書でご報告申し上げましたが、道路新設改良事業と豊畑小学校屋内運動場の改修事業に係るものでございます。この二つの繰越財源の合計が7,927万3,000円ということで、これを差し引きました実質収支が8億412万8,000円でございます、この額が平成20年度に繰り越されたものでございます。

次にもう1点、起債について申し上げます。

戻っていただきまして、51ページをお願いしたいと思います。

51ページの起債のところでございます。市債の収入済額が30億8,990万円となっておりますけれども、この中でとりわけ注目されております合併特例債の対象となった事業について申し上げます。

まず最初に、1目総務費の備考欄の1の地域振興基金債5億8,990万円、これがまず合併特例債対象でございます。

次に、3目土木債の中の備考欄の1番、旭中央病院アクセス道整備事業債2,370万円と備考欄の2番、南堀之内遊正線整備事業債2,560万円が対象となっております。

次に、5目の教育債の備考欄でございますけれども、これはちょっと複合的になっておりますけれども、1節小学校債の中で干潟小、共和小、飯岡小の改修事業に係るものについて

4億4,250万円、これが合併特例債の対象となっております。それから同じ2節、中学校債の中で第二中学校の校舎等改築事業債に係るものとして3億3,330万円が含まれております。

これらの合併特例債、合計を申し上げますと14億1,500万円でございます。全体の借入額の45.8%くらいが合併特例債の対象であったということでございます。そして、これら合併特例債はもうご承知のとおり、充当率については95%、後に元利償還金の70%分が交付税に措置されるというものでございます。

以上2点について補足説明申し上げます。

それでは順次、各課より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（嶋田茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私のほうから人件費についてご説明いたします。

人件費、職員給与費でございますので、今ご審議いただいておりますのは1款と2款ということでございますが、決算全体にわたりますことをご了解いただきたいと思います。

それではご説明いたしますけれども、本日、別に資料をお配りしてございます。平成19年度人件費決算についてということで1枚の紙でございます。実は、予算書の場合は給与費の明細書というのがつきまして、人件費についての記載があるわけでございますけれども、決算書にはその欄がありませんので、このように表を作ってご説明したいと思います。

それでは順次、ご説明いたします。

この資料でございますけれども、一般会計決算書の各款の2節から4節までの給料、職員手当等、共済費のそれぞれを集計したものでございます。さらに、19年度決算と18年度決算の比較を記載しておりますけれども、今回、合併後初めて前年度との比較ができるようになりました。

なお、この表には常勤の特別職も含まれております。

初めに給料でございますけれども、19年度は29億1,223万2,687円、18年度は30億3,515万575円でありまして、差し引き1億2,291万7,888円の減となっております。

次に、職員手当等ですが、19年度が15億2,705万4,674円、18年度が15億6,762万3,722円でございます。差し引き4,056万9,048円の減となりました。この項目の中の各手当の詳細については、後ほどご説明いたします。

それから、下のほうにいきまして共済費でございます。19年度は7億4,949万8,752円、18年度は7億6,553万4,670円、差し引き1,603万5,918円の減でございます。下の欄、合計で19年度が51億8,878万6,113円、18年度は53億6,830万8,967円でありまして、差し引き1億

7,952万2,854円の減でございます。

すべての項目で減額になっておりますけれども、減額の要因ですが、職員数が前年と比較して25名の減ということになっております。この一番下の欄がそうでございますけれども、この職員数でございますけれども、これは決算上の職員数といいますのは年度末の職員数ではございません。年度中の一番多い時の人数ということです。ですから、途中で退職された方がいますけれども、当然そういう方も入っているということです、ほかの数字と合わない部分がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて職員手当等の内訳を申し上げます。

初めに扶養手当ですが、金額は記載のとおりですけれども、支給人数は356名、1か月1人当たりの平均は1万8,800円です。

次に住居手当です。支給人数は299名、1人1か月当たり約8,000円です。これは増になっておりますが、これは昨年の人事院勧告によりまして、子供等の手当額が500円引き上げられたことによるものです。

次に通勤手当です。支給人数は628人、1人1か月当たり約5,500円です。

次に時間外手当です。支給人数は199名、1人1か月当たり約2万6,000円となっております。ここが前年度と比較しまして大幅な減となっております。これは、職員手当等の欄の下から3番目にあります休日勤務手当というものと関連しておりまして、消防職におきまして、一昨年まで休日勤務した場合にも時間外勤務で処理しておりました。これを昨年度から正規の支出科目である休日勤務手当に計上変更したために時間外勤務は減額、休日勤務手当は増額ということになっております。したがって、約1,339万円の減額のうち約858万円、これは休日勤務手当の増えている分ですけれども、そちらのほうに計上しておりますので、残りの約481万円は時間外勤務を縮減した結果ということになります。

それで時間外の勤務時間数ですけれども、全体で3万1,917時間で昨年度より19%、7,406時間削減しております。

次に、管理職手当でございます。1人1か月当たり約3万5,700円となっております。約524万円の減となった主な理由ですが、一つは職員数の減、それからもう一つは管理職手当の定額化による減というものです。

次に期末手当です。支給人数は755名です。支給は6月と12月の年2回でありまして、1人1回当たりの平均は約52万5,200円となっております。約3,224万円の減となった理由は、職員数の減によるものです。

次に勤勉手当です。支給人数は751人です。1人1回当たりの平均が25万7,800円となっております。期末手当と勤勉手当の支給人数が異なっておりますけれども、これは特別職がいるということのほかに、産休とか育児休暇とかの関係で差がございます。

次に児童手当です。支給人数は142名で、1人1か月当たり約9,400円となっております。増の要因ですけれども、19年度の制度改正によりまして、3歳未満の児童が一律1万円に引き上げられたことによるものです。

次に宿日直手当です。支給人数は80名で、1人1か月当たり約4,900円となっております。

次に休日勤務手当です。支給人数は78名で、1人1か月当たり約2万4,800円となっております。増の要因は、先ほど時間外勤務のところで申し上げました。

次に特殊勤務手当です。支給人数は91名で、1人1か月当たり約2,700円となっておりますが、このほとんどが消防職員でございます。約247万円の減となった理由は、特殊勤務手当を見直しまして、一部を廃止したことによるものです。

最後に夜間手当です。支給人数は87名で、1人1か月当たり約5,600円、これも消防職員が主でございます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、秘書広報課より主要事業について1点ご説明を申し上げます。

決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。主要事業の一番最初でございますが、資料17ページになります。また、決算書につきましては71ページから73ページに記載でございます。併せてご覧いただきたいと思います。

それでは説明申し上げます。

事業名、広報活動費でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目文書広報費、備考欄の2、広報活動費になります。広報活動費の決算額は1,908万6,266円でございます。事業の概要でございますが、まず広報あさひ、そのものの発行の経費でございます。1,549万6,152円であります。この経費の内訳につきましては決算書の71ページ、11節需用費の印刷製本費のうち986万5,674円と、次の73ページになります。12節役務費の手数料、これは新聞折り込みの手数料でございます。563万478円、この積み上げ合計額となっております。

なお、広報あさひの印刷発行部数は2万2,800部でございます。配布内訳につきましては、新聞折り込みに2万910部、また新聞をとっていない世帯への郵送分830部、官公庁等郵送分

130部、市役所庁内、施設等で750部、その他180部でございます。以上配布内訳でございます。

次に、資料の下欄でございます。市勢要覧作成準備経費として274万5,000円であります。決算書につきましては73ページ、13節委託料からの支出でございます。市勢要覧につきましては、先日皆様に配布いたしておりますが、市の施策や魅力を市内外にPRする冊子として作成してございます。これにつきましては、平成19年、20年度の2か年事業で行っております。作成経費の総額は764万4,000円でございます。19年度には274万5,000円、20年度に489万9,000円の支出予定でございます。

今回の決算につきましては、19年度分といたしまして要覧発行前の準備作業でございます。掲載写真の撮影、取材、原稿の整理等を行っております。その業務を進めまして、このほど成果品となっております。2万6,000部を作成いたしまして、まずは市内全世帯に配布するよう準備をしております。本日、区長のほうへ届けに上がる予定でございます。

私のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課所管事項につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の79ページをお願いいたします。

下のほう、備考欄の2、電算システム運用事業、この中の13節の委託料です。次のページ、81ページの上から6行目にあります委託料です。この黒ポチの三つ目、電算業務委託料、この関係につきましてご説明申し上げます。

支出のうち、この額の大きなものなんですけれども、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度、この発足に伴いましてシステムの構築、それから既存の12のシステムの改修を行いまして、後期高齢者関連で1億8,236万4,000円、そのほか保育料システム、児童手当システム、乳幼児医療システム、介護保険システム、健康管理システム、庶務事務システムなどの改修を実施いたしまして、総額で2億1,189万円の支出となっております。

続きまして、85ページをお願いいたします。

備考欄の説明番号は4番、出会いの場創出事業です。これは19年度からの新規事業ということでございます。旭市の後継者対策協議会これを設置いたしまして、通称出会いコンシェルジュと申しますけれども、委員20名により活動をいただいたところでございます。結婚を希望する男女に出会いの場を提供することと等により結婚対策を進めていく。3月末のこの事業に対するいわゆる男女の登録、これを受け付けてありまして、この登録者数は男性が91

名、女性が59名の150名、今また半期進んでおりまして9月9日現在、これでは男性113名、女性が76名の計189名が登録しております。19年度におきましては各種セミナー等を2回、それから小さな出会いの場を6回、それから出会いのパーティー、これを3回実施しております。また、委員におかれましては会議のほうを10回、それから研修会を1回開催しております。あと、登録者同士が結婚したということではないんですけれども、登録をいただいた男性と女性それぞれ1名が結婚したという報告をうちのほうでいただいております。

その他事務事業につきましては、別添決算の説明資料をご覧いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

それでは、1款の議会費と2款の総務費についての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括してお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） ちょっとお伺いしますけれども、議会費と総務費についてということで、説明資料についての質問ということではまずいんですか、前段の。

○委員長（嶋田茂樹） どうぞ。

○委員（島田和雄） では、この説明資料の4ページなんですけれども、経常収支比率の推移というのが第4表、4ページの下のほうに出ておりますけれども、経常収支比率が昨年と比べるとかなり上がっているという表ですけれども、経常的経費を見ますと、上の表ですけれども、だいぶ下がっているということなんですけれども、何でこの比率が上がっていくのかということなんですけれども、財政課長の説明では、経常一般財源が税源移譲によって減ったためだというような説明でありましたが、その辺がちょっと分かりにくいんですけれども、もうちょっとその辺、説明をお願いしたいと思います。

それと、もう5点ほどちょっとお聞きしますけれども、まず総務費が、これは監査委員の意見書の中の資料なんですけれども、18ページの一番前段で第2款総務費の意見書の中で、前年度と比較すると3億円増加しているというような数字が出ておりますけれども、ちょっと数字を調べてみたんですけれども、なかなか上がっている理由が理解できなかったもので、それがどういう点で上がっているかお伺いします。

それと決算書の85ページ、備考の2番です。地域審議会運営費、決算額が25万円余りになっておりますけれども、昨年と比較しまして半減しております。予算書を見ますと、148万

円余り予算としては計上されていると。25万円くらいの決算ということは、それだけ活動がされていなかったというふうに判断するわけですがけれども、この地域審議会につきましては合併協議のときですか、肝入りでこの地域審議会を設置するというようなことで設置を行ったわけですがけれども、やはりもうちょっと活動のほうを市のほうとしても積極的にやっただいて、地域審議会の役割としますのは、やはり主には新市建設計画についての執行状況とか、そういうことについての意見を伺うというのが主なものだったと私は記憶しておりますけれども、そういったことについて、もうちょっと積極的に市のほうでも地域審議会に意見を伺ったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

それと、同じく85ページのコミュニティ育成事業ですか、説明書は19ページですか、このコミュニティ育成事業、各区の事業に補助が行われているようですけれども、これは予算いっぱい事業が行われたということでございますが、このほかにもこの事業に対して希望があったのかどうか、仮にあったとすれば、希望が多い場合にはやはり順番待ちと、そういうことになるのかどうかをお伺いします。

それから説明書の21ページ、基金の積立金の事業ですが、この運用部分なんですが、二通り運用されておりますけれども、この利回りが、上段が公募公債購入ですか、こちらが年1.35%、下の政府短期証券というのが0.545%と運用の実績が大分違うようなことが示されております。有利なほうでやったほうがいいんじゃないかなというふうに感じますけれども、その辺お伺いします。

それと説明書の22ページ、固定資産基礎資料整備事業ですが、固定資産に関しての基礎資料の整備事業ということですが、この事業を実施することによりまして、固定資産税のほうに影響が出るのかどうかお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは私のほうから、まず1点目の決算資料の4ページでございます。決算資料の4ページの上の第3－3の表、性質別歳出構成比の推移のところでは経常的経費は下がっているのに、下の経常収支比率は上がっているというこの形はどうなんだということでございますけれども、これ実は経常的経費が下がっております。その下の経常収支比率の算定の方法が経常一般財源を経常経費にどれだけ充てたのかということでございますので、分母のほうがまず経常一般財源、この経常一般財源と申しますのは市税ですかとか地

方交付税ですとか譲与税関係、経常的に入る一般財源で、これが分母になります。それから分子のほうは、経常的経費に充てた一般財源ということで、経常的にかかる例えば人件費ですとか、そういった経常的にかかるものに充てた一般財源、これがどのくらいの割合かということで、結果的に歳出のほうでは減っているよということでしたけれども、これはいわゆる計算上の問題でございまして、分母のほう、これが経常的一般財源は減ってしまったということで、下がったということで、結果的に分母のほうが小さくなりましたので、経常収支比率は結果的に推移していかなかった。

この下がった一番の要因でございすけれども、先ほど経常一般財源という種類を申し上げましたけれども、市税、それから普通交付税、それから譲与税関係と申し上げました、この譲与税の中で、これは三位一体改革、これは補助金のカットだとかそういうのが影響するんですけれども、税源移譲にも最終的にはなるんですけれども、その税源移譲の段階的な措置としまして、所得譲与税というものが平成18年には5億1,266万1,000円、これはいろいろな定率減税、そういったものの関係で市のほうに入ってきておりました。5億1,266万1,000円所得譲与税というものが18年度にありましたけれども、これが19年度にはゼロという形で、5億円の分母が下がってしまったために経常収支比率は、率としては上がったということでご理解をいただきたいと思います。

それから2点目の2款の総務費、決算書のほうの総務費のほうで、前年度の増減で3億円くらい款として増となっております。その増の原因はということでございます。これは大きく3点ほど申し上げさせていただきますと、1点につきましては基金の積立金関係が増えた、これはご承知のとおり18年度のときはたしか剰余金が18億円ほどありまして、それが繰り越されまして、その関係からまたさらに積立金が増えてきたということで、この財調関係が前年よりは増えたということでございます。それが2億円ほど、前年よりは2億6,000万円ほど増えております。それから電算システム、先ほど企画課長がちょっと申し上げましたけれども、後期高齢者のシステムの関係で電算の関係、それが電算のメインですけれども、その辺の関係を含めまして、ほかにもあるんですけれども、1億8,000万円ほど電算関係が増えております。これだけですとちょっと増え過ぎますけれども、減としましては、総務費関係の人件費だけで9,400万円ほど下がっております。そういったプラスマイナスをしまして3億円ほど増になった。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 決算の説明資料の22ページの固定資産基礎資料整備事業の件で、どのような影響があるというお尋ねでございますけれども、これは評価基準そのものとは別でございます。航空写真のデータとか公図のデータ、それを電子化ベースにしまして課税の迅速化、効率化を図るということで進めております。

○委員長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、85ページの地域審議会の関係、もっと役立てたほうがというようなご意見でございました。まず、地域審議会ですけれども、確かに新市の建設計画の執行の状況、それから地域におきます振興が他地域と均衡を欠くことのないようにというような、そのために設けられた審議会でございます。

ちなみに18年度は海上地区が2回、飯岡地区が2回、干潟地区が3回です。19年度につきましては各1回しか実施していないと。各審議会におきましては当然会長がおられまして、会長招集のような形で実施しておりますので、うちのほうはそれに従っているという状況でございました。特に18年度におきましては、ちょうど総合計画ができ上がるということ、審議会のほうからもご意見をいただいたところでございました。そのために回数、17年度から18年度にかけては回答を相当やっている。19年度はちょっと落ち着いてしまったのかなということがございます。できるだけご意見をいただけるようにうちのほうも努力してまいりたい、そのように思っております。

それと、その次のコミュニティの育成事業、そのほかにも希望があるのかということでございました。説明資料の19ページ、ここに一覧を載せてあります。修繕につきましては、19年度に要望された地区はこれですべてでございます。一番上の地区集会施設の建設、これも19年度に実施したいということで申し出た区は、この区だけでございます。ただあと新しく建てたいというところは3地区ほどあります。改築をしたいというのはありますけれども、その地区自体がもう少し先に実施したいという、そういう希望を持っております。

それと、一番下に一般コミュニティ助成事業、宝くじ助成分というのがあると思うんですが、ここにつきましては各区、たしか10地区ぐらい手が挙がってまして、それで順番待ちのような形になっています。これについては、自治総合センターが採択していただけませんと助成がいただけないという事業でございますので、そういう状況になっているところでございます。

それから、基金の関係です。説明資料の21ページになります。

運用が二つに分かれているということでございました。基金につきましては、実際は①の、

これは5年ものの県債でございますけれども、これを主に運用しております。18年度末に積み立てたものを、この県債を買うまでの期間、少し時間がありましたので他の基金と一緒に、これは会計課のほうで調整していただいて短期運用をした。それが19年度の運用果実としてここに挙がってきているものでございます。ちなみに19年は1.35%、18年9月、やはり9月に買ったんですけれども、それは1.3%というような利回りでございます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今の地域審議会の話なんですけれども、会長が招集すると。会長が招集するだけで、市のほうからお願いしますといったようなことは考えていないのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 実際に市のほうが、市長が諮問する案件というのは新市の建設計画の変更であるとか、そういったものが実際にあります。それ以外は諮問は実際にしないような形になります。そうすると、地域振興案件で会のほうでこういう案件を審議したいという申し出があつて、それで開催するような形にちょっとなっておりましたので、ただ地域審議会におきましては、今年度も予算時期に予算が成立しましたので、その地域でこういう事業が行われますよというのはどうでしょうかねといったときに、まだもうちょっと先でいいよというような、ちょっとそういうご意見もいただいてしまったので1回というような状況になっている。実は今年度は飯岡地区を除きまして各1回開催して、海上地区は2回開催している状況でございます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

先ほど島田委員のほうからも出ましたけれども、基金の問題ですけれども、18年度、19年度でかなり伸びていますけれども、これからの見通し。それで、もし内容のほうが分かれば教えてもらいたい。周りの各市とはどのくらい違うか、言いづらかったら言わなくてもいいですから、その辺は。ひとつお願いいたします。

それともう1点、旭市の財政状況なんですけれども、同じクラスの市と比べて決算額と内

容、それに投資的経費、交付税等のこれからの見通し、または内容をひとつよろしく願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） まず、1点目の基金の関係でございます。基金がどのくらいあって、どう対比して伸びているのかというご質問だと思います。

基金につきましては、まず一般会計で九つの基金がございます。それから特別会計で五つの基金ということで、一般会計、特別会計で14の基金がございます。一般会計の中で大きなものとしましては、財政調整基金というものがご承知のとおりあるわけですが、財政調整基金につきましては、18年度と19年度を比べますと、18年度末の残高が13億1,572万9,000円であったものが、19年度末には18億8,795万8,000円という形になっております。かなり増えております。

それから、これは重立ったものとして、あとほかにまだ減債基金ですとかいろいろな目的基金がありますけれども、総額で申し上げますと、一般会計の所管の九つの基金で合計が19年度末で51億7,026万8,000円ほどございます。それから特別会計のほうで5会計あるんですが、これが8億1,577万6,000円ほどございます。合わせますと、トータルで59億8,604万4,000円ということで、このくらいの基金残高を持っております。

これは総体的に伸びはどうだということで一つ申し上げますと、合併以前はそれぞれ各市町によって基金の持ち方が違っておりましたので、17年7月1日時点と19年度末を比べさせていただきますと、17年7月1日時点では、先ほど言いました全部の基金の合計が36億143万3,000円でした。19年度末が、これがさっき言いましたように59億8,604万4,000円ということで、23億8,461万1,000円ほど17年7月1日からは増えているということになります。

それで他市の状況ということで、これは次の2番目の質問にもなるんですが、まだ決算統計をうちのほうは検収で出したわけですが、この部分が公表されておらず、大変申し訳ないですが、県のほうから公表されれば分かるんですが、他市の状況についてはちょっと。それから他市の基金の状況というのは新聞等で報道されたものはありますけれども、まだ公式的なものとして発表されておらず、ほかの投資的経費等も含めまして、申し訳ございませんけれども、この辺で答弁できませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） ですから、同じくらいの市に比べてということも、決算の公表はされておきませんので、ちょっと私のほうからは言いづらいんですけども、多分近隣の市から比べたら、私どものほうは合併の効果等もございまして、おとといの一般質問にもありましたように、割合そういった意味では投資的経費もかなりの事業をやっております。その割には、さっき言いましたように基金等もございしますので、先般の島田和雄議員の答弁と同じになってしまいますけれども、現在のところは順調に運営できているという形で考えております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 総務なんですけれども、人件費のきょうコピーをもらっておりますけれども、現実に一般会計だけだと市立病院の人件費とその辺のものでは統計としては細かいことは出てこないんですよ。今調べても、特別会計のほうでも人数は分かるけれども、こういうような明細がないので、できればこういうことを市立病院を除いたほかのトータルで出していきたい。

取りあえず職員数でいうと、最大で一般会計の分だけは763ありますけれども、それプラス19とか23とかあります。それがはっきりこういう1枚の表で出せれば最高なんですけれども、特別会計ごとに出ていると、行政としてどのくらいの人数でどのくらいの給料をやっているかというのは、ほとんどはっきりと分からないような状態になっちゃうんで、それを1枚で出していただければと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 決算委員会が終わるまでには集計できると思いますので、対応したいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 決算表の85ページ、委託料、コミュニティバス運行事業委託料、これは

干潟のほうだと思いますけれども、次の14の使用料及び賃借料ということで、土地等の借り上げということがありますけれども、これはどこの所なんですか。それをちょっとお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 85ページの14使用料賃借料の部分、土地等の借り上げ料ということでございます。ここの部分は2項目ありまして、飯岡地区の一番終点になります塙新町地先、防衛省の入り口部分、ここの部分の回転場所をお借りしておりまして、これが年額3万円、それと干潟地区の、これは合併前の協議であったんだと思いますけれども、高速バスの駐車場として借り上げているもの、これが年額12万1,200円、今回バスの中で一緒の費目で支出している、そういう状況です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、一括ですか。一括だとかなり長くなっちゃうんですけれども、取りあえず税収のほうからお願いしたいと思います。

決算書の19ページになるんですか、まず、全体的な税収の中で不納欠損が約1億8,000万円ですか、収入未済額が14億円、合わせて15億円くらいになるんですが、全部の未収入金というとおかしいんですが不納欠損、要するに入金の予定が大体市税全部含めて、およそ90億円くらいになりそうなんですけれども、そのほかの款項目含めて。その中で約15億円、1億円と14億円の、1億円の欠損金、それから15億円の収入未済額があるわけです。そうすると15ないし20%近い、企業でいえば未収入金があるわけなんですけれども、その中で現年分の収入未済額が1億4,000万円ですか、滞納繰り越し分の収入未済額が、不納欠損が1,800万円、収入未済額が2億4,000万円あります。これは個人です。法人のほうで、これは合計で出ていますけれども、不納欠損が227万円ですか、収入未済額が1,600万円、それから固定資産税で収入未済額が1億5,700万円ですか、それから滞納繰越分で不納が7,000万円、収入未済額が7億8,500万円あります。それから軽自動車税も不納欠損が345万円、未済額が2,600万円、都市計画税も欠損額が665万円、未済額が7,400万円あります。

これはそれぞれで、不納欠損はもうしょうがないとしても収入未済額の中で、この金額で何件くらいあって、現年分と過年度分でそれぞれ何件くらいあって、1件当たりどのくらいなのか。それが分かったら教えていただきたいと思います。

あと細かいところをいくと結構あれなので、取りあえずそこだけお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 議案の審査は途中でありますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 佐久間委員ご質問の現年課税分、滞納繰越、それぞれの収入未済額の件数というご質問でございます。それで、税の滞納者については日々変わりますので、税のほうの滞納システムとしましては電算上処理していますけれども、そういう現年課税分、滞納繰越分という区分けをしておりません。トータルでやっておりますので、その人数をお答えいたします。

まず、住民税でございますけれども、市民税ですね。トータルで3,767人、固定資産税につきましては固定資産税、都市計画税です。これにつきましては、法人もありますけれども、人数でいいますと2,585人です。それから軽自動車につきましては1,926人という状況でございます。それから今、1件当たり平均の滞納額というご質問ですが、今計算していますので後ほどお答えいたします。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） できればその幅、平均的な数字でも、3,767人というとならなるのか。

（発言する人あり）

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 申し訳ございません、滞納額の1番とか、それは申し上げられません。それと私のほうで高額滞納者等そういうリストも作ってございませんし、お答えしにくいかなと思います。

(発言する人あり)

○税務課長（野口徳和） もちろんそうですけれども、例えば高額課税者とか高額の滞納者とか、そういうのは出しておりませんので。

(発言する人あり)

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 1人頭でして、例えば数万の人から数百万、あるいは数千万の人がいるのかもしれないですけれども、要するに今不納欠損はしょうがないとしても、特に収入未済額で1人頭の金額の幅で、多分やはり大物狙いというとおかしいけれども、できるだけ大きい金額のほうからやっていったほうが率がいいんだろうと思うんですよ。徴収するに当たって、やはりターゲットというかある程度絞るでしょう、当然。それで、今これだけ約15億円くらい、下の11、12款まで入っちゃっていますけれども、あるんですけれども、民生費のほうはそんなに金額が大きくないんだろうと思うんですが、これは今回じゃないので、今現在、どういった対応をしてやっているかということのをちょっとお伺いしたいんですよ。

それと、今後この数字がどうなるのかなと。やはり市税の2割近い未収入金があるということは、確かに一生懸命やっているのは分かります。だけれども、15%以上の未収入金があるということは、やっぱり考えなくちゃいけないし、税の公平性という面から見れば、どうしても無視できないというところだと思うんです。だから今現在、この中で3,767人もいて一気に多分できないんだろうと思うんですけれども、どういった対応をしているのか、今この瞬間。これから先どうやっていく予定なのか、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思うんですけれども。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず滞納処分を行う場合、おおむね50万円以上の滞納者を対象としています。それから、確かにおっしゃるように高額滞納者からやれば減るだろうと言うけれども、この高額滞納者が一番やっかいなものでそうはいかないと。というのは、財産調査もちろんやりますけれども、完全に押さえるものがない、財産がない、倒産しているとか、そういう状況にあるので一番困難な例です。ということで、今そういう財産調査、預貯金の調査をやっていますけれども、100件預貯金調査をして10件あるかないかです。預貯金を押さえられるのは、そういう関係で鋭意努力していますけれども、なかなかそういう引っかかるような財産が見当たらないと。

それから、例えば住宅を押さえちゃうという話もありますけれども、居住権がありますから、押さえてもそれを売ることができない。ただ自己破産とか、そうした場合に押さえたやつは交付要求でもって配当があるかもしれない、そういう状況で、目標としては50万円以上を対象としてやっております。

それから平均ということですが、市県民税のほうでだいたい14万5,000円ほど、それから固定資産税39万円、軽自動車で1万8,000円余りです。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、無理なところは分かっているんですけども、でもやはり15億円からある未収入金の話なので、これが決算特別委員会で話に出ないというのはちょっとまずそうだったもので。

それで、今倒産と言いましたけれども、法人で均等割が予算より減っているんですよ。法人税割が増えているんです。ということは、これ会社の数は減っちゃって、それで、もうかっている会社はもうかっているということなんですかね。そういうふうに理解してもいいんですか。その辺ちょっと確認。

それと併せてやらせていただければ、予算書に合わせて決算書のほうも、均等割とか法人と予算書に合わせて書いていただけると非常に分かりやすいなと、ありがたいなと思います。その辺は今後またよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 確かに予算との比較になるとそうかもしれませんが、決算との比較、そうなりますと18年度と19年度の比較であります。税割で19年度が970万9,000円の増、それから均等割が56万6,000円の増ということで、伸び率としては税割が2.55%の増、均等割が0.3%の増ということになっています。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 市税に関して若干お聞きしたいと思います。今、収入未済額等いろいろ出てきました。個人が滞納で2億4,100何万ですね。固定資産税が7億8,000円くらいの未済額、現年度はいいんです。滞納分のほうの関係で結構です。都市計画税が7,400万円ちょっとありますけれども、その中においてざっとでいいですけども、例えば時効停止した方、分納納付の約束を取りつけた方はそのうちどのくらいあるのか。あとは2年から4年ま

での中でしょうけれども、その辺はどのくらいの率を占めているのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず消滅時効、5年時効ですけれども、個人市民税が1,440件、それから固定資産税が2,492件、それから執行停止、3年時効、これが個人市民税が264件、固定資産税が226件でございます。

都市計画税につきましては固定資産税と同数です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、1款議会費と2款総務費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時30分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費と4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 歳入歳出決算書に関する説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

23ページをお願いしたいと思います。

まず、社会福祉施設運営事業関係でございますが、これは決算書におきましては109ページ、111ページでございます。

あさひ健康福祉センター、海上ふれあいサポートセンター、飯岡福祉センター、これら三つの施設管理につきましては指定管理による管理を委託しております。まず、あさひ健康福

祉センターでございますけれども、委託先は旭市福祉協会でございます。年間309日営業をいたしまして1万6,625人の入場をいただきました。委託料につきましては1,512万7,467円でございます。海上ふれあいサポートセンターにつきましては、委託先が旭市社会福祉協議会でございます。年間245日の営業で501人の入場をいただいております。97万7,206円の委託料でございます。それから飯岡福祉センターでございますが、委託先は、ふれあいサポートセンターと同様の福祉協議会でございます。年間295日の営業で2万1,564人の入場をいただいております。委託料は1,094万111円でございます。

それから24ページをお願いします。

地域生活支援事業でございますが、これは決算書におきましては115ページでございます。障害者自立支援法に基づきまして、障害者が自立した日常生活を営むために障害福祉サービス以外の支援をする事業でございます。基本的には国が2分の1、県4分の1の補助事業でございます。総額3,231万8,995円の事業費で、額の多いものといまして何点かご説明申し上げます。

扶助費の中で紙おむつですとか排便排尿のためのストマ、たんの吸引器など、それらの用具に対する給付ということで1,075万7,163円、そして委託料におきましては、4行目になりますが、外出の際の移動支援事業944万3,636円、次の行の家族介助支援の日中一時支援ということで518万9,130円、それから3行目のデイサービスセンターでの日中支援等の地域活動支援事業で436万8,000円でございます。

25ページでございます。

自立支援給付事業、決算書におきましては115ページでございます。障害者自立支援法、18年10月1日から法律によりましてサービスが変わっておりますが、障害福祉サービス、その支援の実施でございます。基本的には国2分の1、県4分の1の事業でございます。総額3億9,503万8,961円の事業でございます、本事業につきましては前のページの24ページの地域生活支援事業も同じでございますが、自立支援法が施行になったことによりまして、18年度との対比というものが単純にはできない状況でございますけれども、まず利用状況を見ますと、居宅、施設サービスともに利用状況においては大きな変化はございません。利用者にとりましては原則1割負担という状況になっておりますが、必要性に迫られて利用しなければならない個々の事情が推察できるものでございます。

次に、障害者福祉費の総額を18年度と比較しますと、サービス個々の単価アップというものを要因に5,000万円程度増額となっております。本事業の中で多いものといましては、

介護給付が主になりますけれども、施設入所支援給付費といたしまして127人の利用で2億1,879万9,086円、それから常に介護を要する人、医学的な管理のもとでのサービス提供としての生活・療養介護給付費といたしまして45人、4,723万8,032円、居宅介護等介護給付費としまして57人で2,997万1,665円でございます。その他の福祉サービスにつきましては、ここに記載のとおりでございます。

それから26ページでございますが、長寿祝金でございますけれども、決算書におきましては121ページでございます。この事業につきましては、この表に記載のとおり80歳以上の高齢者に長寿祝金を給付し、記載のとおり4,462人に対しまして総額2,559万5,506円の支給となっております。

それから29ページでございます。

出産祝金等支給事業、決算書におきましては131ページでございます。

第2子以上を現に養育して第3子以上を出産した場合に養育する父母に対しまして、出生時に10万円を、それから小学校に入学した際に5万円を支給するものでございます。19年度は出生が69名、小学校入学者は84名、総額1,110万円を支給いたしました。

それから30ページ、つどいの広場事業でございます。

決算書におきましては131ページでございます。

平成18年6月に南分館2階で開始をいたしました。児童が自由に遊べる場、それから保護者同士の交流の場、子育て相談、それらを実施いたしております。平日の朝10時から午後4時まで、スタッフといたしまして常時保育士2名を常駐させております。年間245日、延べ4,573組が利用しまして、1日平均19組の利用になっております。総額345万1,946円でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 社会福祉課長にお願いします。

重要なポイントを重点的に説明していただきたいと、このように思います。全部やると非常に時間がかかるものですから、そこら辺簡潔にお願いいたします。

○社会福祉課長（在田 豊） 了解しました。

それでは、つどいの広場事業はただいま申し上げましたとおりでございます。

それから、額の多いものとしまして、次のページの31ページ、児童手当給付事業でございます。これは3歳未満については1万円、その他第1子、第2子5,000円、小学校の修了前まで支給する事業でございます。総延べ人数が7万8,375人、総合計で5億369万2,617円でございます。

それから、次の33ページをお願いしたいと思います。

33ページの保育所運営費でございますが、決算書では137ページでございます。これは公立15、私立6、これら21保育所の運営費でございます。それで、この中で一番大きい部分は私立保育所6か所、これの運営委託料ということで4億926万3,190円の委託料でございます。それから、次にはその他事務費というような中で、これは公立15か所の運営費ということで、総額1億6,197万2,277円の支出がございました。歳入につきましては、ここの表のとおりでございます。

最後に、私立保育所の運営費等の補助事業関係ということで、34ページでございます。決算書におきましては141ページと143ページでございますが、これは私立保育所6施設、特別保育事業を実施しました中での補助事業でございます。

それで、この中で一番額の多い部分としましては、次世代育成支援対策事業ということで延長保育がございます。延長保育の場合には6私立保育所すべて実施をしております。それから、あと地域子育て支援センターというものが真ん中の表の中にありますが、これはおうめい、鶴巻、干潟、中央ということで地域の子育ての核となるべく事業を実施していただいております。

それから、最後のすこやか保育支援事業でございますが、この中で一番大きいのは予備保育士設置事業でございますが、これは5か所の私立保育所で実施をいただいております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、高齢者福祉課より所管事項の補足を若干させていただきます。

同じように決算に関する説明資料の27ページになります。決算書のほうですが、125ページ及び次ページの127ページです。

これに関しては生活支援事業ということで高齢者の生活を支える、支援するという目的で、125ページには各種事業がいろいろと掲載されております。その中で大きな事業費、主要な部分につきまして、27ページには4事業ほど掲載してございます。

上の財源内訳のところを見ていただきたいんですが、決算額3,145万3,000円はたまたまこの4事業の合計額ですが、その他190万7,000円ということがございます。これにつきましてはサービスの中で老人福祉手当以外の3事業につきましては一部負担金がございます。その合計が190万7,000円、それ以外については一般財源で行っている事業ということになります。

す。

上の介護老人福祉手当支給事業、これはねたきり等の老人が家で生活する場合に非常に施設に入るよりも介護する方が大変だというような趣旨で支給している事業です。

2番目の外出支援サービス事業といいますのは、公共交通機関、これでは移動できないというような方、つまり車いす移動ですとかストレッチャーじゃないと移動できないというような方限定の外出支援サービスということになります。

三つ目、四つ目の生きがい活動と軽度生活支援、これは介護保険事業と同じ事業を介護保険制度の認定前の必要な方に対して、市単独で行っている事業ということになります。利用者、それから利用者の人数ですとかは記載のとおりということになります。

次のページ、28ページをお願いします。

この地域包括支援センター運営事業に関しましては、決算書の125ページの一番最後に載せてある事業ですが、19年度から初めて出てくる事業ということになります。介護保険法の改正に伴いまして、地域包括支援センターを市町村は置かなければならないということになっていまして、高齢者福祉課の高齢者班の中に19年4月1日に新しく設置しております。この地域包括支援センターに関しましては、3専門職を配置するというようになっていまして、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士という3専門職がここに配属になっています。19年度は4人プラス兼務で若干いましたけれども、そういう体制で行った事業です。

この一般会計のほうに出てきています決算額、一番上のほうに出ています387万9,000円で特定財源を見ていただきたいんですが、553万3,000円ということで歳入超過という形になっています。一般財源165万4,000円を人件費のほうに回しているという決算内容になります。

この歳入553万3,000円ですが、要支援1、2と認定された方、この方につきましては地域包括支援センターがケアプランを作成するという事になっていますので、地域包括支援センターが要支援1、2の方に策定したケアプラン料を国保連のほうに請求して、それが歳入という形になると。歳出のほうですが、委託分です。包括の職員だけではケアプランを作成し切れませんので、民間の居宅介護支援事業所、ケアマネジャー等のいる事業所に委託した金額ということになります。したがって、全件委託していませんので、その差額が歳入超過という形で人件費に充当するというような決算内容になっています。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 健康管理課主幹。

○健康管理課主幹（浪川秀明） それでは、4款の衛生費についてご説明申し上げます。

決算に関する説明資料の35ページでございます。決算書については144ページでございます。

まず、35ページの老人保健事業関係についてご説明申し上げます。決算額につきましては1億7,618万9,000円でございます。内訳といたしましては国庫支出金が3,837万円、その他で352万7,000円でございます。

次に、事業概要についてご説明申し上げます。重立ったもののみをご説明申し上げます。

健康教育につきましては、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図るものでございます。

次に、健康相談につきましては生活習慣病の予防及び改善、その他心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行うものでございます。

続きまして、基本健康診査につきましては疾患等の危険因子を早期に発見し、栄養や運動の生活指導や適切な治療に結びつけるために実施するものでございます。

次に、肝炎ウイルス検診でございますが、肝炎ウイルス保持者の早期発見によりまして、医療機関での受診また肝炎による健康障害の回避、症状の軽減を図り、進行を遅延させることを目的とし、実施するものでございます。

次にがん検診でございますけれども、がん検診につきましては胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診と6種のがん検診を実施しておるところでございます。この実施によりまして35名のがんの発見がされたところでございます。

続きまして、36ページの保健事業関係、決算書で160ページでございます。

母子保健事業関係についてご説明申し上げます。

決算額につきましては9,078万6,000円でございます。財源の内訳といたしましては国県支出金で3,247万8,000円、その内訳といたしまして次世代育成支援対策交付金、これが48万円のうちの47万円、あと県の乳幼児医療対策事業補助金が3,200万8,000円でございます。その他諸収入が286万円、これにつきましては乳幼児医療の高額療養費収入でございます。

次に事業概要でございますけれども、乳幼児健康診査事業につきましては、乳児、1歳6か月児、3歳児、2歳児の歯科健康診査等を飯岡の保健センターのほうで実施をしております。また、医療機関での受診については乳児及び妊婦につきましては、それぞれ各2回受診をできるような医療券を発行したところでございます。

続きまして、育児支援事業につきまして申し上げます。

育児支援事業につきましては各種学級、教室の開設や相談指導を実施しておるところでござ

ざいます。

続きまして、妊娠時に実施する母親学級では、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を図るとともに、妊娠初期からの仲間づくりを進めておるところでございます。

育児学級につきましては発達面で心配のあるお子さんに対しまして、遊びを取り入れながら悩みを解決する親子遊びの教室開催、育児の仲間づくり、情報交換等を行うことで母親の孤立や閉じこもりをなくす子育て学級を行っておるところでございます。

乳幼児医療助成事業につきましては10月より通院を4歳児未満まで拡充し、医療費の負担の軽減を図っておるところでございます。また、これらの事業推進に当たりまして、あらかじめ関係機関と調整し健康カレンダーの日程等、事業を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課のほうの事業関係を説明します。今と同じように説明資料の中から説明します。

ページ数は37ページ、環境衛生対策推進事業、決算書は165ページから167ページにかけてです。

この中で決算額の内訳でその他となっていますが、1万9,000円、これは殺鼠剤の収入です。殺虫剤といたしますか、ネズミ等の殺鼠剤です。この1万9,000円については19年度で販売のほうは終了しておりまして、20年度からはありません。19年度までのものです。

事業概要については特に例年やっていることですが、印刷製本費の中の今年度事業ということで、一番下の資源ごみの集団回収促進事業ということでチラシを作って、各区長等に配って、今回20年度、10団体が資源ごみの回収を行っております。

続きまして次のページ、38ページです。

合併処理浄化槽の関係です。決算書関係については167ページで、平成19年度設置基数は127基です。18年度が124基で3基の増という形になっております。金額的にはおおむね国・県、市にわたって3分の1ずつの補助、転換分ということでは県の単独の補助があります。

次が139ページの環境美化推進事業、やはり決算書の167ページです。

これはきれいな旭をつくる会ということで、例年やられている事業で、事業概要の中の真ん中辺に、きれいな旭をつくる会の主な事業内容という形でやっております。19年度のその下の実績表が書かれております。

次が40ページ、不法投棄防止活動事業という形です。これも例年やっております、ここ

に主なものとしては不法投棄の監視システム、カメラの設置、これについてはカメラが4台、これは干潟地区が3台、飯岡地区が1台、ダミーもありましてダミー3台、これは干潟地区が3台という形になっております。

最後に41ページですけれども、塵芥処理施設運営費、決算書の175ページから177ページです。これは塵芥処理組合の諸経費関係です。一番上の関係は共済費、賃金は臨時作業員17名、これは本会議でもご説明したように17名の賃金、共済費です。

あと委託料の関係で廃棄物の収集運搬業務委託、これについては4業者で、前年18年度が約1億円ちょっとの金額だったんですけれども、19年度見積もり合わせ等によって千五・六百万円の減を図ったものでございます。

あと土地購入費、真ん中辺に書かれていますけれども、これは最終処分場用地、現在の桜井のグリーンパークですけれども、ここの地権者から土地の購入の依頼がありまして、5,420平米の土地を購入しております。

あとは修繕等に係る金額のものです。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 零時 59分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費と4款衛生費についての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 若干お聞きしたいと思います。

説明資料の中で23ページですか、あさひ健康福祉センター運営事業費、これ指定管理者で旭市福祉協会へ委託していますよね。それと飯岡福祉センターのほうは社会福祉協議会へ委託してあると。日数的にはあさひ健康福祉センターのほうが多いんですけれども、利用者等

を見てみますと飯岡のほうが5,000人くらい多い、その中で委託費は逆にあさひ健康福祉センターのほうがかなり高いわけですが、その辺の違いというか、簡単にお知らせいただければと思います。

それと37ページになりますか、衛生対策推進事業の中の側溝等の片づけ業務がありますよね。委託してあるものと臨時職員の中で賃金で支払っているもの等がいろいろここにあるわけですが、一般的に側溝等を掃除した場合にはどちらでやるのか。臨時職員のほうでやっているのか、それとも片づけているのか。特に区が掃除したのを置いてありますよね。その辺どっちになるのかなと、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

それと40ページになりますか、不法投棄防止等パトロール業務委託、その辺の仕事内容等委託先についてお願いしたいなと思います。

それと、これは参考でもし差し支えなければ、ちょっと参考のためにお聞きしたいなと思いますのは、つどいの広場事業、南分館の2階で利用していますけれども、あのフロアのスペースはどのくらい利用されている部分があるのか、ちょっと分かればお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 23ページの福祉センターの関係でございますけれども、まず、営業日数は定休日の関係で若干違いはあるものの、ほぼ同じ営業日数の中で施設の利用者数が2万1,000人と1万6,000人ということで違いはということですが、これは飯岡のほうの利用日数に比べまして利用者は、19年度の場合には利用料等が65歳以上の方については無料というようなこともあって、利用率が高まっておったということだろうと思います。

それから委託費の違いでございますが、あさひ健康福祉センターの場合は、一つの建物をそっくりそのまま福祉協会が委託を受けております。そして飯岡の福祉センターの場合には、保健福祉センターということで半分は健康管理課ですか、こちらのほうで保健センター的な形で利用をしております。もう半分を福祉センターというような形で利用をしておりますので、そういう部分での共通経費的なものは、当然半分ずつというような持ち出しになりますので、センターそのものの経費そのものについては若干飯岡のほうが安く済んでおることです。

それから、つどいの広場の2階のフロアの面積は約200平米を全面的に利用しております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは環境課のほうは2点、37ページの環境衛生対策推進事業のうち、委託料の泥土回収と運搬の関係でございます。一番上に書かれている泥土回収、これは市の側溝の各地域の方にやっていただいたものを、上げたものを委託業者のほうに頼んでいるものです。そのほかの部分については、これはまさしく地域で上げているものではなくて、側溝部分、ある程度大きい部分の都市下水路等の排水路の場合ですので、この認定はまさしく産業廃棄物の認定になりますので、許可された業者のほうに見積もり合わせでお願いしております。

続いて、不法投棄の説明資料の40ページのやはり委託料の中の不法投棄等のパトロール業務ということの質問だと思うんですけども、このパトロール業務については、委託しているのはシルバー人材センターです。流れとしては、これは旧海上地区からのところから流れてきて、現旭市でも同じように各地域の不法投棄の多い場所を週5日間、19年度は夕方3時間程度を各地区別に分かれてパトロールをお願いしております。基本的には、もし不審なものがあつた場合にはうちのほうに通報してという形で、権限等はありませんのでそういう形でお願いしております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 委託はそういう形でそれは構いませんけれども、これは課長のほうとは若干違ってくるのかなと思いますけれども、つどいの広場のあの南分館のあれを借りているのが800万円近く支払っていると思うんですよね。それで今年度いっぱいで一応契約事項が切れると思うんですけども、その辺のものは課のほうでやっているかどうか分かりませんが、結構いろいろな公共施設の中で空きスペースというものを利用できないのかなと思いますし、その辺の検討がもしいろいろな面であれば、ちょっとお知らせしていただければと思います。

それと環境の中で、ちょっと私の質問のあれが違ったのかなと思いますけれども、例えば臨時職員で賃金支払っていますよね、作業員に。その辺の方々はそれらに対してもうやっていないということですか。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） そうすると、両面でいろいろな時にはやると。分かりました。

それと、不法投棄防止等パトロール、私もこの辺分からなかったのも、ちょっと聞かれたことがあるんです。不法投棄の監視員、確かに回っていますけれども、どのような方々がやっているのかなと。シルバー人材でやっているとは思わなかったんですけども、何か旧海上の時には警備会社ですか、その辺に委託していたもので、何かそのときからもっとやっている作業が違うんじゃないかなと言われた経緯があるんですよ。ということは、本来不法投棄防止するためのものでなく、一般的にそこらを見やすいところだけ歩いているんじゃないかなと、そういうことがありますので、その辺が、たまたま聞かれて私もそういう内容はよく分かりませんでしたので、ちょっとあれしたわけですけども、その辺は多分ないと思いますけれども、やはり不法投棄というのは奥のほうでやられるというものがありますので、田んぼを歩いてもあまり目につくものは、確かに不法投棄ということになれば……（録音漏れ）……になろうかと思えますけれども、そういうものよりもむしろ山の中のほうの、そういうものに対するゲリラ的にやられるというのがございますので、その辺に重点を置いてもらえないかなという感じもしますので、その辺ちょっと今後考えていただければと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、つどいの広場の関係で南分館の借り上げの関係でございまして、委員おっしゃられますように、本年度で賃貸が切れるということの中で、つどいの広場だけでございまして、下の会議室部分も含めまして総体的にどうするんだということで検討は始まっております。それで、ほかに公共施設の中で、どちらかといいますと支所は特になんですが、各3支所とも有効利用すべきであろうというようなお話の中から、そういう部分へもっと振り向けられないのかというようなことも含めまして、今検討中でございます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは不法投棄の関係、見られた方にそのような誤解を与えたのは大変残念ですけども、うちのほうもお願いしているのは山だとか不法投棄の多い場所を重点的にということでやっています。そのようにシルバーのほうにもお願いしていますので、ただコースで回るときに、ずっと山の中だけじゃなくて海岸地域とか全域をやっていますので、そういう状況についてはご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 175ページ、塵芥処理施設運営費、この中の共済費と賃金というのは、多分臨時職員のことだと思うんですが、何名くらいでやっていて、前年度に対してどのくらい増減があったのか。

それと、その次の委託料の中で金額の大きい委託料については、どのような内容でこの業者に委託をしたのか。

それと、総体的には約5億円ありますけれども、これをごみ焼却に対して1トン当たりのコスト、これも前年度に対してどのくらいの移動があったのか、その4点ほどお願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 塵芥処理費の臨時職員の関係、先ほども説明しましたように、両方とも17人です。金額的な対比ですけれども、人件費の共済費の割合は、社会扶助費が約20万円ほどの増です。賃金についても、同じように約500万円ほどの増となっています。

それから委託料の関係で、一番上の廃棄物の収集運搬業務委託については、これは先ほど説明しましたように委託業者4社を見積もり合わせしまして、4社といいますか、選んだのは4社ですけれども、市内の許可業者の中から4社を選んで見積もり合わせをやっています。金額的には約千五・六百万円ほどの減となっております。

それから焼却灰エコセメント処理業務、これは約3,000万円ほどのあれですけれども、これは市内の太平洋工業の関連会社、市原市のほうにあるんですけれども、その業者しか県内にありませんので、1社随契でエコセメント用に処理業務委託をしていただいております。

それから、プラスチック処理業務委託、これはやはり見積もり合わせをして委託をしています。

それと、あとごみ処理経費の1トン当たりの金額ですけれども、これは平成18年度が、全体の経費から割り返した1トン当たりの金額ですが3万2,444円で、19年度がごみ1トン当たりですけれども、2万7,168円の単価となっています。この大きな内訳としましては、起債の償還額が平成18年度は約3億5,000万円ほどありましたですけれども、19年度はその約半分、1億8,000万円ほどの償還額ということになりましたので、下がっております。

今後の形ですけれども、起債償還額についてはこの金額、約1億8,000万円がここ数年続きますので、塵芥処理経費決算額自体が変わらなければ、基本的には同じような金額になったという形になります。24、25年以降になりますと今度起債額がまた下がりますので、今のペースでいきますと、また下がってくるという形になります。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 容器包装とプラスチックについて、もうちょっと詳しく、業者がどのくらいあって市内業者になったのか、それとも県内業者か、もっと大きい範囲なのか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 容器包装処理の業務委託は9社からやっております、市内の業者がとっております。プラスチック処理業務委託については4社から見積もり合わせをして、これは市外の業者という形になっております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ございますでしょうか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 説明書の27ページ、外出支援サービス事業ですが、利用者が42人と、これは年間42人なんでしょうけれども、車は何台あるんでしょうか。1台だと思うんですが。

それとあと、これは回数というのは病院に行くときに1回、帰りに1回とそういうカウントでいいんでしょうか。

それと、先ほど日下委員が質問したつどいの広場ですか、これはやはり同じような質問なんです、これは決算書の67ページ、建物借上料788万5,000円、これだと思うんですが、この下の下水道使用料、それと諸借上料、これもつどいの広場のあの建物に付随しての金額がどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（嶋田茂樹） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、決算に関する説明資料の27ページ、外出支援サービス事業のご質問ですが、車は2台で運用しています。

それと回数のカウントの仕方ですが、行きのみの方ですとかもいらっしゃいますので、往復の場合ですと、2回というようなカウントになります。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 南分館の使用料、そのとおりでございまして、所管、今ちょっと総務課が抜けちゃいましたので、詳細についてちょっと申し訳ございません。

○委員長（嶋田茂樹） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうしますと、今車のほう、外出支援サービスのほう、車2台で利用者が42人という、何か車が大分あいているのかなと思うんですが、この場合に、多分車いすだとか、ねたきりのストレッチャーの方だと思うんですが、これは予約みたいな形になると思うんですけれども、一般の人がちょっとあんまり、これは非常にいいシステムなので、という民間のやつを頼むと、物すごい高いそうなんです。ストレッチャーを借りるだけで、それが何千円とか何万円で1回行くと、何か中央病院に行くのに、ちょっと聞き忘れちゃったんですけれども、1万円ぐらい取られちゃったと聞いたので、これだと非常にいいあれなので、ちょっと利用者が少ないような気がしますが、いかがでしょうか。

それとあと、同じくつどいの広場ですが、そうしますと、これ合わせて合計で1,000万円以上になっちゃうんですね、あそこの建物だけで。上の面積が約200平米という、60坪ぐらいですか、下もあるでしょう。坪当たりになればそんなに高いあれではありませんけれども、あそこだけにそれだけのお金をかける、利用者は便利でしょうけれども、今検討することとですから、そこもちょっと配慮していただいて、あいている庁舎もあるわけですし、移動して困るということであれば、例えば飯岡支所に行くのには遠いので困るということであれば、やりくりはできると思うんですよ。

例えば海上支所の1部屋をあけるのに海上支所のあいた分を例えば飯岡へ持っていくであるとか、あるいは婦人の家だとか、何か青年の家とかのあいているスペースというか、その箇所をほかの支所に移して、例えばつどいの広場がこの中心でなければまずいということであれば、利用者が1日19組ということですから、だいたいどの辺の方々が来ているのかというのがありますし、ここが場所がよくて、この場所を移動したくないということで次も借りるというようなことであれば、例えばこの近くにも同じような公共の施設があるわけですから、そのやりくりを図って庁舎を有効利用すれば、この1,000万円のお金は出なくて済むわけですね。そういうこともぜひ考えていただければと思います。

19組の地区はどの辺の方が利用しているのか、もし分かれば教えてください。それと借地料はどのような形で決めているのか。大家さんと相対で決めているのか、この借地料の決め

方ももし分かったらお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、外出支援の関係でお答え申し上げます。

まず利用の仕方ということで予約制かどうかということですが、申請をして利用、主に使うのは病院等の送迎、これが目的なんですけれども、すべてタイムスケジュールで動きますので予約制になります。それで事前に言っておくと。

それと利用者が少ないのではというお話なんです、実はこの制度がもともと合併前で利用者が多かったのが旧海上町と旭市です。利用者を今回、去年からなんです許可制、国のほうの運送法、料金を取って運送する場合の、ちょっと今手元に法律がないんですけれども、そちらのほうの許可をとらないと運用できない。その中で利用者が限定されています。

それと、あと民間が高いというお話なんです、やはり利用者を限定することによって民間事業所のほうと競合して、早い話邪魔しないような形で利用者を限定するですとか幾つかあります。それと、うちのほうとしましては、例えば社会福祉課で発行している福祉タクシー券、それと対象者が一部身体障害者1級もしくは2級、3級といったような対象者等になっていますので、その利用回数等を考えながら利用可能日数等を限定しています。具体的には週に1回というのが原則です。それらをクリアした人たちだけ認定をし、外出支援をやるという形になっていますので、確かに民間だとストレッチャーを借りただけで1万円するとかという話は聞いていますけれども、それもそれでまた民間の事業ですので、なるべく行政でやれば安くと言っちゃうと、またその民間のほうの事業のほうに影響を与えるというようなことから、限定付きで、あくまでもこの事業については誰でもいいよというような形でできませんので、許可をいただいている方ということになりますのでご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 総務課主幹。

○総務課主幹（伊藤恒男） 私、総務課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど庁舎の借り上げ料についてのお尋ねがございましたので、その積算根拠について申し上げます。

約10年前に借りておまして、来年3月31日をもって返還の期限が来るということは、先ほど財政課長から説明があったと思います。それにつきまして、建物借り上げ料につきまし

ては、借り上げ当初に不動産鑑定をとりまして、それでこれまで来ていると、坪当たり4,115円ということでございます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、私のほうからは、つどいの広場の利用者の参集範囲ということで申し上げますと、旭の中心部にありますので、どうしても市内の中心地からの利用者が多いというその状況は確かでございます。それで、今現在統計的に見えますと、だいたい8割強が市内の中心部からの利用者であるということは間違いございません。それで、これが果たして、ほかへ移った場合にどのような利用の状況になるのかということに関しては、正直私どももある意味不安な部分がございますが、委員おっしゃられますように、他の公共施設の有効利用というようなことを考えた場合に、賃借料等もただいまお話に出ていましたように結構な額となっておることもございますので、そういう部分での行政コストの削減ということから、慎重に場所の選定等については考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 木内委員。

○委員（木内欽市） 外出支援サービスのほうですが、やはり民間の業者と競合しないようにということでよく分かるんですけども、例えは違いますが、市バスもそうですね。せっかく市のバスがあるのに、3台もバスがあって、今度は1台ぐらいは廃車にするのか分かりませんけれども、せっかく市民のためにといったバスが、これもやはり民間業者を圧迫しないということになるのかとは思いますが、せっかくあいているのに使えない。その分民間のバスを使うんですけども、これも同じようなことが言えると思います。せっかく車が2台あって、お医者にかかる方、それぞれ経済的にも大変な方もいらっしゃるわけで、せっかく市にあるんだからもう少しという声も聞くので、その辺のところをまた検討いただければなということを今感じております。

許可というのがあるまでどのくらいかかるのか。例えば具合が悪くなって、許可があるまでにあまり日数がかかったんではやはり何のあれもないので、許可があるまでどのくらいかかるのかをお願いします。

それとあとつどいの広場ですか、坪4,115円、値段的には決して高くない、むしろ安いと思います、坪4,000円ぐらいですから。ですけども、何度も言いますが、飯岡の支

所などはほとんど2階があいているようでございます、この間ちょっと見たら。ですから、そういうところへ移動できるところは移動してもらって、60坪のスペースを確保すれば、このつどいの広場事業ができるわけですから、60坪ぐらいのスペースが確保できれば公共の建物を使ってできるということなので、ぜひその点をご検討いただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 外出支援のほうですが、先ほど予約制ということでローテーションを組んで回っていますので、ある程度の日数が必要になるということから、要綱のほうで申し上げますと、利用日の1か月前から7日前までに市長に提出しなければならないということになっています。ただ、原則こうですが、相談に応じながら、緊急に退院するですとか入院するですとかといった場合に、仮に車があいていたような場合には、極力早目に対応したいと思っています。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それではつどいの広場で、先ほど私ちょっと説明不足でございましたので申し上げますと、確かに賃借料、これは毎年毎年のお話ですから、こういうことでかさんでいくわけですが、今度移転をするというような話になりますと、移転先で施設そのものの一時的な改修費がそこにかかってまいりますので、一概に賃借料のみでのお話で移転をするということになりますと、今度公共施設の中でもつどいの広場にふさわしいといいましようか、すぐ開設できる、そういうような条件のところもありますし、また場所によっては、いろいろとそういう改修経費で経費がかさんでくるというようなところもございますので、総体的にそういうようなところも含めまして検討を加えてまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 3点ほど、すみませんけれどもお願いいたします。

説明資料の34ページ、延長保育の事業費が1,580万円ですか、これは各保育所の人数割ですか。

それと説明資料の35ページ、がん検診、35名見つかったという報告を受けました。各がんの人数が分かりましたらお願いいたします。

40ページ、その他の委託料、飯岡海岸一般廃棄物収集運搬業務委託料、これは飯岡海岸だけの委託料かどうか、お願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、34ページの私立保育所の運営費等の補助関係でございますけれども、この中で延長保育促進事業で1,580万円支出をしておりますが、これは私立保育所6か所、すべて実施をしております。それで、それぞれ私立保育所のほうで何人利用しているかということはちょっと定かでないと思いますが、6か所分の合計の延長保育の分であるということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、がんの病名別で申し上げます。

胃がんが4名です。子宮がんが4名、乳がんが6名、肺がんが5名、大腸がんが3名、前立腺がんが13名、計35名でございます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、説明資料の40ページのその他の委託料、飯岡海岸のごみ運搬の関係でございますけれども、これは飯岡地区だけかということで飯岡地区だけでございます。これは飯岡の飯岡荘前の海岸地域と、あともう一つみなと公園を含めての業務委託でございます。

旭の東海岸については、これは商工観光課のほうでやられていると思います。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 社会福祉課長にちょっともう一回お尋ねします。

公立の保育所は全保育所が延長保育をやっているわけですか。

○委員長（嶋田茂樹） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 延長保育でも、国の基準に沿って12時間保育所を開所して延長保育をやっているという公立につきましては、中央第一と干潟の2か所、公立ではやっています。しかしながら、市内の私立を含めまして21保育所は、その国の補助基準には満たないわけでございますけれども、早朝から夕方、例えば12時間まで開所はしませんけれども、そ

れぞれ6時半とかの延長の部分はございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 説明書の33ページの管外保育委託料、この管外保育のどこに、市外だと思えますけれども、何か所で幾ら行っているのかお聞きします。

それと、障害児者のための地域づくり支援モデル事業というのがあるんですけれども、決算書の117ページです。この事業内容をちょっと教えていただきたいと思います。

それともう1点は、決算書の129ページの母子家庭高等技能訓練促進費というのがありますけれども、この母子家庭高等技能訓練というのはどういう内容なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤保委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それではご説明申し上げます。

まず、管外保育の委託料、資料の33ページでございますけれども、市外25の保育所へ49名の児童が預かってもらっています。

それから、決算書の117ページの障害児者のための地域づくり支援モデル事業ということで、これは19年度に限っての事業でございます。それで、これは障害児のための相談支援を強化していくために、今回特別県のほうの2分の1の補助によりまして実施をしたものでございます。それで、この中には市でやっております地域自立支援協議会のそういう部分へもいろいろと、この県のモデル事業の中で補助をいただいているところでございます。

それから、129ページの扶助費の中に母子家庭高等技能訓練促進費ということで載っておりますが、母子家庭のお母さんに自立をしていただくために看護師の資格ですとか、ヘルパーの資格ですとか、そういう国家資格をとってもらうための経費としまして、これは基準額の3分の2ということで、1人の方に支出をさせていただきました。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この管外保育委託料の25か所と言っていますけれども、これは人数割で言っているものなんでしょうか。25か所人数割なんですか、それとも各保育所に平均して幾らということですか。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤保委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 国の保育の費用の基準に基づいて、市のほうでそれぞれ保育費が定まっていますので、その家庭の収入によって、それぞれ市のほうで保育料が決まっております。それで、受けてもらっている側の保育所の保育費、その分を所得に合わせて決められた額をこちらから、この方の場合には幾らというような形で負担をしているものでございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 少子・高齢化の時代と言われておりまして、長寿祝金の支給が18年度から比べて伸びている。これは普通にいつ伸びてくると思うんですけども、逆に出産祝金、説明資料の中の29ページですか、これ若干ですけども、去年よりも伸びております。この辺の分析、この支給のために効果で幾らか伸びたのか。

それと、児童手当というのがありまして、これも手厚くなっております。その辺を含めて、今子供の数がどんな推移をしているのかも、ひとつ教えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、子供の数につきましては、確かに少子・高齢化ということで、減少傾向にあるということは、これは間違いない事実でございますが、極端にお子さんの数が減ってしまっているという、そういう状況ではございません。それで、保育所の入所、それから小学校の入学、そういうような児童の傾向を見ましても、そんなに極端にそれがここ5年ぐらいの間で落ち込んでくるというような、そういう状況にはございません。

ただ市内でも地域的なバランス等で、若干この地域は減っているとか、ここはまだそんなに極端に減ってはいないなというような、バランスはそれぞれでございますけれども、極端に総体的に見まして落ち込むという、そういう状況には至っておりません。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） この出産祝金というのは第3子以上の場合に限りの支給ですよ。第3子以上が産まれたときに10万円、第3子以上が小学校入学時に5万円という支給で、これが幾らか伸びているようですけども、これはたまたまだったのかもしれないし、要するに子供を3人つくる人が増えたのかというと、この祝い金の制度が生きていると思うんですけども、その辺の効果はどうか、どう分析されているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 改めてそれらを分析してデータとして持っておるわけではございませんけれども、まだまだ旭市の場合には三世代で同居している、そういうようなご家庭も数多くありますので、そういう子育てに条件のいいご家庭については3人、4人というようなお子さんを設けられる、そういうご夫婦があるのかなということぐらいでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっとすみません、これは質疑というよりも、ちょっと参考的にお聞きしたいんですけれども、生活保護扶助費についてでございますけれども、これはどうしてもこれから、これはどうしてもなければならないものであるわけでございます、その辺として傾向としては、これ増えているのか減っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

生活保護世帯でありますと、今幾らくらいですか。1人でも7万円くらい生活保護費は支払われるのではないかなと思って、金額はちょっと分かりませんが、国民年金40年掛けて、一生懸命満額になりまして7万円が相場ですよね。7万円にならないですか。それが生活保護で7万円というふうになると、何かどうも矛盾するものも我々考えるところもありますので、それは特に細かなものはいいいとしても、今後増えてきちゃっているのか、それは社会的現象かも分からないし、その辺何かもし気がついた点であればお知らせいただければと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 決算書で申し上げますと、145ページの一番上の部分で生活保護扶助費でございますが、実際に今生活保護の状況そのものは、全国的と言いましょうか、千葉県でもそうなんですが、増加傾向にあることには、これは間違いありません。それで、そういう中でございますが、旭市の場合には合併して17年、18年、19年と3年経過した中で、保護世帯につきましては230から240世帯の中を行ったり来たりしています。それから、保護の人員につきましても270を境に行ったり来たりやっている状況で、増えておるとい、そういうような状況は旭市の場合には特段傾向として出ておりません。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、3款民生費と4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。

議案の審査は途中でありますが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費から8款土木費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課で所管しております5款及び7款について補足説明をいたします。

初めに、5款労働費でございます。決算書のページは179ページ、それから181ページというふうになります。

179ページ、労働費につきましては、働く婦人の家の管理運営及び労働諸費としまして職業相談室の運営支援が主なものでございます。

初めに179ページになります。

働く婦人の家の活動費について説明いたします。

働く婦人の家につきましては、女子労働者及び勤労者家庭の主婦の一般教養並びに職業、家庭生活技術の習得を目的に各種講座、講習会を開催しております。主要講座といたしまして全33講座を開催いたしまして、回数で277回、延べ受講者数は3,956人となっております。

次に181ページになります。

中段ですが、職業相談室の運営支援について説明します。

職業相談室につきましては、旭市地域職業相談室として相談業務を行っております。相談体制についても、平成19年4月から市の負担により相談員1名を配置しまして、ハローワークの相談員3名、合計4名で相談を行っております。

相談室の利用状況でございますが、平成19年度は1万7,720人、月平均1,477人というふうになります。1万7,720人のうちの旭市の方の相談につきましては、そのうち1万1,750人、就職者数につきましては、19年度は1,022人ございました。このうちの旭市の方は665人ということで、ほとんど旭市の方という部分の中での求職者の利便性が図られているところでございます。

以上が5款の説明でございます。

次に7款の説明をいたします。

7款につきましては、決算書207ページから221ページというふうになります。

その中で商工業及び観光の振興に関する主な事業について説明をいたします。

初めに、商業活性化推進事業について申し上げます。決算に関する説明資料につきましては50ページをお開き願いたいと思います。決算書につきましては211ページということになります。

50ページでございますが、商店街が活性化策としまして実施する事業等に対し補助するものでありまして、商店街等活性化事業でイベントの補助として4団体134万円、商店街振興事業への補助としてプレミアム付き共通商品券発行事業と3商店街への運営補助で合わせて1,258万円、次の施設整備事業で3団体、駐車場借り上げ事業3団体で合わせて219万9,000円、スターライトファンタジーの開催への補助金として140万円などがございます。

次に説明資料51ページ、決算書でいきますと213ページ以降となります。

ここでは観光振興に関する事業をまとめて記載しております。観光客の誘致を図るため、観光資源のPRや老朽化した菰園公園駐車場トイレの設置など、施設整備を行うとともにイベントなどの開催に際して観光協会の関係団体に助成したものでございます。袋公園桜まつり、七夕市民まつり、いいおかYOU・遊フェスティバル等でございます。

次に、説明資料52ページ、決算書でいきますと219ページになります。

長熊の釣堀センター管理費でございます。内容としましては、施設の維持管理に係る経費が主なものでございます。その中で委託料の施設調査委託料231万円につきましては、長熊スポーツ公園整備事業に係る基礎調査を行ったものであります。その下の2番目、長熊スポーツ公園整備事業の682万5,000円につきましては、20年度で実施しております長熊釣堀整備工事の設計業務委託料というふうになっております。

以上が商工観光課に関する事業の補足説明でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） それでは、農業委員会でございます。

決算書の180ページの中段から下が第6款から始まるわけでございますけれども、それで、6款におきますところの1項が農業委員会費となっておりますので、この決算状況について申し上げます。

1項1目農業委員会費、支出済額1,623万2,540円が農業委員会事務局に関するすべてであります。内訳は右側の備考欄にございますように、1の農業委員報酬として、会長以下27人の委員の報酬1,240万8,000円でございます。2の農業委員会運営費でございますけれども、288万7,237円、これは事務局運営費が主たるものでございます。

次のページになりますけれども、183ページ、備考欄3でございますけれども、これは農業者年金業務受託事業93万7,303円でございます。これは農業者年金の被保険者及び受給権者等からの相談、申請事務について、農業者年金基金から委託を受けて行っている事務事業の推進費でございます。旭市におきます受給権者数が1,554人おまして、この受給総額が3億9,800万円ほどになります。これは1人当たりに換算いたしますと25万6,113円となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課関係につきまして、主な事業につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の184ページからお目通しいただきたいと思います。6款農林水産業費の2目農業総務費のほうからご説明をさせていただきます。

ページは187ページのほうを最初に説明させていただきます。

この187ページの農業振興事務費の中の備考欄19、負担金補助及び交付金の中の上から4行目のところに生産育成事業補助金、ここが書いてございます。この主なものとしまして、昨年補正予算で議決をいただきましたトマトの黄化葉巻病対策の防除事業でございます。35戸、事業に取り組ませていただきまして、面積的には10.2ヘクタールというビニールハウス等の中で0.4ミリの防虫ネットを整備させていただいております。補助率としましては、手を挙げていただいた農家の方が多かったもので約3分の1、33%の補助をさせていただいたものでございます。

続きまして、189ページをお開きいただきたいと思います。

この中に備考欄の農業後継者育成事業、負担金補助及び交付金の中の農水産業後継者海外

等研修補助金100万円、決算として上げさせていただいております。これは農業後継者6名がニュージーランドに5泊6日で研修をさせていただきまして、その団体に補助をさせていただいたものでございます。

それと、その下に制度資金の利子補給事業がございます。ご承知のように平成19年から3か年、農業制度金融、認定農業者につきましては500万円以上無利子という制度があります。そういった中でこの農業経営基盤強化資金利子補給補助金、これはいわゆる公庫資金のスーパーL資金でございます。平成19年の貸し付け実績で44件、金額的には23億円ほど農業者の方に使っていただいております。

あと一番下の豊かな産地づくり支援事業でございます。この中に売れる米づくり推進事業補助金、230万円ほど計上させていただいております。この中の50万円につきまして、実は旭ブランド米の支援事業というようなことで、萬歳米栽培研究会に50万円ほど補助をさせていただいております。萬歳米栽培研究会、現時点で聞くところによりますと、30キロ当たり9,000円で消費者の方にお米を販売させていただいております。平成19年の実績で1,430俵ほど萬歳米ということで販売をさせていただいたところで確認をしております。

続きまして、191ページの農業活性化推進事業、備考欄の中で19負担金補助の中に、ちょうど真ん中辺にベンチャー農業支援事業補助金というものを入れさせていただいております。90万円、これにつきましては農業経営者の方が新しい事業への取り組みあるいはいろいろな新しい品種への取り組み、そういうものに対しまして市のほうで単独で補助をさせていただいているものでございます。平成19年度、6件の事業者の方から手を挙げていただきまして、それぞれ補助金を活用していただいております。

193ページのほうをご覧いただきたいと思います。

ちょうど真ん中辺に農業経営基盤強化促進事業、その中に遊休農地解消対策事業補助金がございます。これは19年から新しく事業化させていただいたものであります。遊休農地につきまして、農業委員会と連携を図りながら、担い手の農家の方が遊休農地を新たに整備して借りて作る、そういうものに対しまして補助をしておるものでございます。10アール当たり2万5,000円を限度としまして補助をさせていただいております。昨年の実績ですと、約8反3畝ほど支援をさせていただいて、遊休農地が農地に復元したということでございます。

さらに、195ページのほうをお開きいただきたいと思います。

一番上に「園芸王国ちば」強化支援事業ということで入れさせていただきます。事業費的には3,034万5,000円でございます。この中の柱としましては、がんばる産地支援事業というこ

とで認定農業者等に対しまして10経営体、面積的には1万4,362平米の施設園芸、これに対しまして4分の1支援をさせていただいております。さらに暖房機等につきましても7台入れさせていただいております。

それと機械化支援ということで、これにつきましては肥料を混合しまして散布する機械あるいは花の鮮度保持の機械、容器ですか、そういうもの等につきまして補助をさせていただく。いずれも県から補助をいただいて、そのまま農業者におつなぎをさせていただいたという補助内容でございます。

あと195ページの家畜防疫対策事業、下のほうにございます。これにつきましては、鳥インフルエンザ対策あるいは豚のオーエスキー病対策等につきましての防疫対策でございます。それぞれ鳥につきましては341万1,000羽、それと豚に対しましては63万3,000頭、それぞれ防疫等で支援をさせていただいております。

それと3のさわやか畜産総合展開事業、決算額で5,628万6,000円ということで計算させていただいております。これは市内の三つの生産農家の方々がたい肥生産に係ります支援でございます。県から6分の3、市から6分の1を支援させていただきまして、事業組合のほうは6分の2の負担ということで、それぞれ三つの組織でたい肥化施設を整備させていただいております。

さらに、197ページのほうをお願いしたいと思います。

197ページの畜産振興費の備考欄の6にたい肥利用促進集団育成支援事業ということで、これにつきましては市内で一つの組織、利用組合を作りまして、そこに自走式のマニアスプレッタ、これはたい肥を散布する機械でございます。これにつきまして県から2分の1をいただきまして、ここの組合で使っていただいたものでございます。

さらに、201ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

201ページの上のほうの2番目に広域営農団地農道整備事業ということで、1,388万9,673円決算させていただいております。この主なものとしましては、公益農道の県で行います整備の負担金でございます。平成19年につきましては公益農道の中の対象道路と交わりますところの東側につきまして、550メートルということで整備をさせていただきました。県が行います事業に対しまして、20%市が負担をしたというものでございます。

さらに飛びまして、すみません203ページのほうでございます。

保安林の植栽事業、これにつきましては428万1,177円でございます。これにつきましては、神宮寺地先で2,000平米ほど保安林の植栽を19年させていただいております。

さらに、205ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

ここにつきましては水産振興費の中で、下の2の地域水産物供給基盤整備事業、この一番下に工事請負費、漁礁の設置工事ということで出ております。飯岡漁協の先に魚が住む場所というんですか、そういうもので高性能漁礁を4基、それとコンクリートの漁礁をそれぞれ36基設けさせていただきました。

最後に、すみません207ページでございます。

207ページの中段に水産基盤の整備事業がございます、880万円。これにつきましては、ご承知のように平成18年から7年の継続事業としまして、総事業、現在のところ7億2,000万円計画をされておりますけれども、飯岡港が現在堤防に入れないような形になっています。これを逆に入れるような形にしながら整備をしようということで、相当今、鋼矢板も腐ってきておるということで、その補強と併せまして港を散策できるような港にしようということで、平成18年から工事を開始しております。そこにつきましては市の負担金11%、これを平成19年に使わせていただいたものでございます。

以上、農水産関係につきましては以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、決算書の221ページ、土木費の補足説明をいたしたいと思います。

補足説明はこの資料、決算に関する説明資料でしたいと思います。ページは53ページでございます。

きょうは工事等の一覧表も付けてございます。説明は決算に関する説明資料と工事等の一覧表、こういったA4の横に長い一覧表を付けてございますので、この二つを使って補足説明を簡単にしたいと思います。

まず、53ページをお開き願いたいと思います。これは国土調査事業です。場所につきましては、委託料の真ん中辺に萬力②地区だと①地区だとかとありますけれども、これは県道佐原椿海線から東側、そして鐺木川の南と北ということで、②地区は鐺木川の南であり、①地区は鐺木川の北側である、こんなふうに見ていただきたいと思います。

続いて、54ページをお開き願いたいと思います。

54ページは道路の維持補修事業や交通安全施設の事業が載っています。これは工事等の一覧表の1ページから4ページまで記載してございます。数が多いでございますので、この説明を省略させていただきます。

それから、55ページにつきましては新設改良、維持補修に対する今度は新設改良です。この工事であります。この本数も多うございます。工事等の一覧の中で5ページから7ページに記載してございます。一覧表の中では5ページ、8分の5ページから8分の7ページまでに記載してございます。

決算に関する資料の56ページです。

56ページは排水路整備事業、これは十日市場の排水路、椎名団地に向けての排水路整備事業であります。これは工事等の一覧の中では、6ページのナンバー33と58という二本立てになっております。決算に関する説明書の56ページの十日市場排水路整備事業は工事等一覧表の6ページの工事番号33と工事番号58ということでございます。

それから決算に関する説明資料の57ページ、アクセス道路関係です。この工事は、工事等の一覧表の中では6ページに記載ございます。8分の6ページの工事番号59というのがこの工事であります。

それから決算に関する説明資料の58ページの工事請負費、これは1級2号、干潟地区の長部地先の歩道の整備工事であります。これも工事等一覧の中でのページは6ページの工事番号51に当たります。

同じように決算に関する説明書の59ページの工事請負費、これは1級5号、谷丁場遊正線から南堀之内に通じる1級5号であります。これにつきましては、工事等の一覧の資料の6ページの工事番号46、それから7ページの工事番号100というのが、この1級5号線の工事の結果でございます。

先にいきます。決算に関する説明書の60ページ、これは防衛省の補助事業であります。75%補助事業でありますけれども、これにつきましては、工事等の一覧の5ページの工事番号64というのがこれでございます。

それと決算の説明資料の61ページの工事、それからこれは委託になります。委託につきましては、工事等の一覧表の中の7ページの一番下、一番最後になりますけれども、7ページ、資料からすれば、後ろから2番目の8分の7ページの一番下がこの委託の結果でございます。

補足説明は以上にさせていただきます。

○委員長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 決算説明資料のほうで説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは63ページお願いいたします。都市計画マスタープラン策定事業でございます。

この事業は、今後都市計画区域の見直しを行っていくために策定してまいります。それから事業内容でございますけれども、これは3か年継続事業で行っていきます。3か年の合計事業費は2,742万6,000円でございます。

それから65ページをお願いいたします。

旭駅前広場等整備事業でございます。財源内訳のところでございますけれども、特定財源の中のその他の1,830万9,000円は、これは代替地264.2平米の売却費でございます。それから事業内容の工事請負費、これは代替地を売却するに当たりまして路盤とか排水とかフェンス設置工事等でございます。

それからその下の公有財産購入費は、これは代替地として売却するに当たりまして、土地開発公社から先行取得してありました土地の買い戻しでございます。それから負担金補助及び交付金は、県整備事業への負担金でございます。負担率は13.5%でございます。

それから、67ページをお願いいたします。

文化の杜公園整備事業でございます。事業内容の工事請負費、文化の杜公園整備工事、これは東部図書館の中央エントランス部分等の施設整備でございます。この部分につきましては土地の購入ができませんでした。平成18年度に土地の購入ができましたので整備を行ったものでございます。

それから公有財産購入費は地権者5名から1万2,492平方メートルの用地取得でございます。

68ページ、あさひ健康パーク整備事業、68ページをお願いいたします。

事業内容のほうのあさひ健康パーク整備工事の中の（2）整備工事、それから（3）整備付帯工事、これはコース周囲の道路排水工事、それからコース周囲のフェンス工事、駐車場工事、それからコースの仕上げ工事等でございます。それから（4）植栽工事、それから（6）の植栽工事は、コース内への植栽及び保安林としての機能確保のための植栽でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 財政課のほうから土木費の関係で所管の1点、決算資料の69ページでございます。

これは市営住宅の改修事業ということでございまして、決算額は4,462万9,000円ということでございました。大きなものといまして、市営住宅改修工事、升の中でございますけ

れども、真ん中の升の中の2番目に双葉団地A棟改修工事、これは飯岡地区の双葉団地4階建てでございまして、外壁に爆裂等がございまして、外壁補修、塗装工事ということで2,369万1,000円ほど修理費がかかっております。

それから、新しいものとしまして一番下にございます機械器具費ということで、住宅用火災警報器購入ということで410万7,000円、これはご存じのとおり消防法の改正によりまして、住宅にも火災報知器を付けたものでございまして489個、これは住宅の数より多いですけども、西野団地ですとか萬歳住宅、それから錆木住宅は2階建てでございまして、2階建ての場合は階段スペースとそれから寝室ということで2個付けております。その他の平屋のところについては1個ということになっております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それでは、2点ほどお伺いします。

まず最初ですけども、説明資料の61ページです。橋梁維持補修事業ですけども、これは、場所としては1か所だけの点検の委託料ということでしょうか。

それと、この確認の状況の説明と申しますか、それをお願いしたいと思います。

それと64ページ、都市計画地理情報システム整備事業ですか、この内容の説明をお願いしたいと思います。一般市民も広く活用できるデータというようなことでありますけれども、こういったものかお伺いをします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 資料の61ページです。まず初めに、1か所だけかということのご質問でございんですけども、この1か所だけでございます。飯岡地区の矢指橋というのが二つありまして、矢指川にかかる矢指橋という所であります。この調査をしたと。海に近いものですから、塩害による影響の調査をしたと、こんなものであります。かなり塩分は含まれちゃって中に浸透しておる、全体的に傷んできておるという結果は出されました。では、どうしたらこれから工事をすべきかというところは、全体を被覆しようという工事方法の案が出ました。この予算につきましては、また改めてということになりますけれども、エポキ

シ樹脂系の被覆をしましょう、囲ってしまいましょう、もうこれ以上塩が入らないようにしましょう、簡単に言えばこんな結果を出しました。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 決算説明書の64ページの都市計画地理情報システム整備事業、この内容でございますけれども、カーナビにGPSがございますね。それと似たようなものでGISというんですが、デジタルマップ、要は地図上にいろいろな情報を落としていくものでございます。これは18年度に企画課のほうで共有空間で全体のやつを作りまして、それを私のほうで各部門別に載せていくんですが、私のほうでは、そこに現地確認とかいろいろな情報、都市計画の情報を載せまして、それをパソコン上で見られるというものでございます。

非常に便利なものでございまして、これにあといろいろな管網図、例えば下水道管とか水道管とか、こういったものも載せていくことができるんです。まだそこまではいっていませんけれども、取りあえず私どもの都市計画の情報をここに載せてございます。市民の方が来ましたら、タッチするだけで自分の所、例えば旭市内で口の地区でしたら口の地番を押しますと、そこでここは都市計画、建ぺい率は幾つとか、建築確認はいつとったとか、そういうのが一目で分かります。そういったようなシステムでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 橋梁維持補修事業ですか、1か所だけ点検されたということでありまして、市内には市で管理されている橋はたくさんあると思うんですが、それらの橋については、今後そういった確認作業はどのようにされていくのかお伺いをします。

それと、今の都市整備課のシステムのほうですけれども、一般市民の方が広く活用できるということが示されているんですが、我々もそれを何か使えるようなシステムになるんでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 先ほど申し上げましたけれども、私のほうの部門は、例えば島田委員が、じゃここにお家を建てますといたら、そこにどういった規制があるか、そういったものが一目で分かります。そういったシステムでございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（島田和幸）　ですから、そういった地図上にいろいろな情報が入っていますよね。それを見たいときに私どものほうへ来まして、タッチパネル式ですから、そこでじゃ私のところでは道路が幾つ、幅員が幾つとか、そういう規制がいろいろかかっていますよね。一番の利用というのは建築確認とか都市計画の情報ですから、そのやつを自分の地番を押すと、そこで全部分かるということですね。ですから市民の方はいちいち職員に聞かなくても、タッチパネルで触れば一発で分かりますので、そういうシステムでございます。

○委員長（嶋田茂樹）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　市で管理している橋、このように点検していくのかと。既にずっと合併前からこの橋の点検は行っているんです。同じように点検を行いまして、緊急に必要な所は、すぐ工事した所がもう幾つもあります。このように今度はエリアを超えまして、飯岡地区でも海上地区でもそういう橋があればということで、点検をして工事をしていくことを続けていきます。また過去でもやっております。

　　以上です。

○委員長（嶋田茂樹）　ほかに質疑ありませんか。

　　日下委員。

○委員（日下昭治）　都市計画マスタープラン策定事業がありますよね。19年、20年、21年という形でやる、この委託料は19年度分のみなのか、それとも3か年の継続費だったのか、ちょっとその辺説明をお願いします。もし19年度分だけであれば、20年以降はどのような形になるのか、ちょっとそれも含めてお願いしたいなと思います。

　それと、都市開発公社で先行取得という形でいろいろやってあると思いますが、旭駅前広場で、まだどのくらい、簡単でいいですから、大ざっぱでもいいですけども、先行取得されたものが残っている部分があるのか、あるいは文化の杜ですか、袋公園があるのかなのか、文化の杜の部分も同じく駅前広場と同様、袋公園のほうであるのかなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（嶋田茂樹）　日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

　　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　都市計画マスタープラン策定事業でございます。これは3か年継続事業で、この決算の751万8,000円は19年度分の費用です。3か年トータルですと2,742万6,000円になります。20年度が703万5,000円、21年度が1,286万2,500円ということになります。19年度は全体構想、市内の全体の土地利用をやりました。それで20年度も引き続いて

全体構想と地域別、旧町単位とか特色のあるまちづくりをどうしたらよいかとか、そういった地域別の構想を立てていきまして、21年度に計画書にまとめまして、それを示していくような形になります。

それから袋公園、ちょっと私聞き逃しちゃって申し訳ないんですが。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 都市開発公社で先行取得したのがございますよね。ここではもう工事に入るから、開発公社から市が買い受けたと思うんですよ。ただ残っているものがあるのかなのか。いわゆるまだ先行取得されたもので残っているものがあるのかなのか、文化の杜と駅前広場、それで袋公園にそういったものがあるのかどうかお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 買い戻しの件でございますけれども、袋はございません。これで19年度で終わりでございます。文化の杜はございます。それから旭駅前広場事業でも代替地の用地としまして、これも先行取得してもらってございます。

文化の杜公園なんですけれども、約1万平米でございます。それから旭駅のほうが代替地として……ちょっとお待ちいただけますか。

（「金額も分かれば」の声あり）

○都市整備課長（島田和幸） 文化の杜が約1億3,000万円です。5名の方です。それから旭駅、ちょっと正確な数字が分かりませんが、約700平米ぐらい残っているかなと思うんですけれども、後ほどちょっと調べましてご報告いたします。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 文化の杜公園の整備事業で土地購入代金がありますけれども、これは計画どおり購入されているのでしょうか。

それと、この前やはり開発公社の中でも言ったんですけれども、先行取得というのは、はっきり言って必ず市として確実な事業であれば先行取得すると思うので、その辺の開発公社の、私が見た中でちょっとよく分からないので、もうちょっと皆さんにも説明いただければ。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 文化の杜公園でございますけれども、これは計画どおり進んでおります。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 公社が先行取得をするという部分につきましては、市の委託を受けてするわけですので、当然事業として必要な公共用地の取得というふうに考えております。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんでしょうか。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 先ほど日下委員の旭駅前先行取得の件でございますけれども、あと残っているのが357平米でございます。金額にしまして約7,700万円ほどでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

議案の審査は途中でありますが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費から14款予備費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、9款消防費についての主な事業の実施について補足説明をいたします。

初めに、消防施設整備事業についてご説明申し上げます。

決算書の255ページをお開きください。

事業内容は備考欄上段でございますが、13節委託料では、気象観測装置の検定委託としま

して気象業務法による５年に一度の機器のオーバーホール及び検定を実施いたしました。

次に15節工事請負費ですが、防火水槽設置工事として耐震性防火水槽100トンが１基、40トンが２基の設置及び防火水槽改修工事であります。

次に19節負担金補助及び交付金ですが、消火栓の設置及び維持管理の負担金であります。

続きまして、すぐ下の欄が消防車両整備事業でございます。18節備品購入費ですが、事業内容は水槽付消防ポンプ自動車１台、救助工作車１台及び救助資機材、車載用無線機の更新整備であります。

次に、消防団施設強化事業について、257ページをお願いします。

下から３行目でございますが、事業内容は11節需用費では消防用ホース、活動服の購入です。

次に259ページにまいりまして、18節備品購入費では、消防防災用備品費として小型動力ポンプ４台、防火衣及び無線機、受令機等を購入いたしました。

最後になりますが、同ページ中段でございます。消防団車両整備事業でございます。事業内容は18節備品購入費において、車両購入費として水槽付ポンプ自動車１台、小型動力ポンプ積載車４台の更新整備をいたしました。

以上で９款消防費に関する補足説明を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、10款教育費のうち庶務課に係る事業について補足説明申し上げます。

小・中学校の耐震補強工事等について、特に補足説明をいたしたいと思います。

決算書の275ページでございます。

275ページの備考欄５番、繰越明許に伴う小学校施設改修事業と、次のページの277ページの備考欄６番、小学校大規模改造事業の合計でございますけれども16億1,559万400円、これは干潟小学校と７校の校舎及び屋内運動場の耐震補強並びに大規模改造工事でございます。耐震補強について申し上げますと、干潟小が２か所、共和小が３か所、豊畑小が１か所、飯岡小が３か所、中央小が８か所、滝郷小が３か所及び鶴巻小が５か所のブレース工事をしております。

続きまして、285ページでございます。

決算書285ページの備考欄４番、繰越明許に伴う中学校施設改修事業と５番の中学校大規模改造事業の合計２億4,246万5,900円は、干潟中と第一中学の耐震補強並びに大規模改造工

事でございます。耐震補強について申し上げますと、干潟中学校が2か所、第一中学校が33か所の工事でございます。

続きまして、285ページから287ページにわたる備考欄7から9番の第二中学校校舎改築事業5億5,294万5,253円は、屋内運動場及び校舎の改築工事でございます。

なお、校舎大規模改造等に関する説明資料につきましては、79ページ及び83ページに記載してあるとおりでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○委員長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課の主な事業の補足説明を申し上げます。

最初の沖縄交流事業でございます。説明資料の77ページ、決算書の269ページをご覧ください。だと思います。

本事業は、旭市と沖縄県中城村の児童が相互に訪問し、さまざまな交流を通して郷土の文化や歴史、自然等を学び、相互理解と友好親善を図るとともに、豊かな人間性や社会性を培い、21世紀を担う視野の広い人材の育成を目的とするものであります。

事業内容としましては、平成19年7月25日から27日までの3日間、旭市の児童が沖縄を訪問し、平成20年2月13日から2月15日までの3日間、中城村児童が旭市を訪れたものであり、旅費に16万3,920円、沖縄交流事業補助金に160万3,527円の事業費であります。

事業の効果につきましては、友好交流市村を締結している沖縄県中城村とのより一層の親善交流を図ることができ、また、交流事業について児童の豊かな人間性や社会性を養うとともに、リーダーとしての資質も高めることができたところであります。

次に、小学校教諭補助員配置事業でございます。

説明資料の80ページ、決算書の279ページをご覧ください。

本事業は小学校の担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細かな指導を図るために少人数指導及びチーム・ティーチング等を展開するための補助教員を配置するものであります。事業内容としましては、小学校教諭の補助員として一学級の児童数が多いクラス及び学級運営が困難なクラスに延べ14人を配置し、1日4時間、週5日勤務しているものであり、労災保険料に5万8,000円、賃金に1,268万2,800円の事業であります。事業の効果につきましては、学習時落ち着きのない児童への個別指導やしつけ及び基本的学習習慣の定着が図られ、また、国際理解のための英語指導の充実も図られたところであります。

続きまして、放課後児童健全育成事業でございます。

説明資料の81ページ、決算書の279ページをご覧くださいと思います。

本事業は、小学校低学年、1年生から3年生で下校後、保護者または保護者に代わる者がいない児童に対して生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものであります。事業内容としましては、19年度新規に鶴巻小学校、滝郷小学校、飯岡小学校、古城小学校の4か所に新設し、14か所に指導員を42人配置しました。賃金に4,744万260円、労災保険料、雇用保険料に95万7,167円、その他事業費等に470万8,293円の事業であります。事業の効果につきましては、学童クラブの新設により子育て支援と児童の健全育成及び事故防止を図ること、また支援の拡大を図ることができたところであります。

続きまして、中学校教諭補助員配置事業でございます。

説明資料の85ページ、決算書の289ページをご覧ください。

本事業は小学校同様、中学校の担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細かな指導を図るために少人数指導及びチーム・ティーチング等を展開するための補助教員を配置するものであります。事業内容としましては、中学校教員の補助員として少人数指導及びチーム・ティーチング等を展開するための補助教員を延べ5人配置し、週4日30時間勤務しているものであり、労災保険料に15万6,616円、賃金に694万3,300円の事業費であります。事業の効果につきましては、少人数指導及びチーム・ティーチングによる指導により、一人ひとりに対しきめ細かな指導が展開でき、基礎学力の向上を図ることができたところであります。

続きまして、課外活動支援事業でございます。

説明資料の86ページ、決算書の291ページをご覧ください。

本事業は専門的な指導力を備えた指導者を必要とする中学校に対し、教員の指導に協力する民間の課外活動指導者を派遣することにより、市内中学校の課外活動の充実、振興及び活性化を図ることを目的としている事業であります。事業内容としましては、専門的な指導者を必要とする中学校の課外活動支援のため、民間の指導者を市内中学校に24人、延べ783回派遣したものであります。報償金に156万6,000円、保険料に3万6,000円の事業費であります。事業の効果につきましては、課外活動の支援を通じて地域の人材活用を図るとともに、多くの生徒が技術の向上を図るとともに、スポーツや文化活動の楽しさ、爽快さ、達成感を体験することができ、課外活動の活性化、競技力の向上を図ることができたところであります。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課から主な事業の補足説明を申し上げます。

説明資料87ページ、文化振興事業でございます。決算書につきましては299ページでございます。

この事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を中心に各種の自主文化事業を開催したところであります。事業内容につきましては記載の15事業でございます。特にNHK公開番組「ふるさと皆様劇場」も開催されたところであります。

次の補助金につきましては、旭市文化施設使用助成要綱に基づきまして、東総文化会館使用に対して使用料の2分の1の範囲内の助成をしたものであります。また、あさひ少年少女合唱団への補助金であります。報償金につきましては、あさひ少年少女合唱団講師3名への謝金であります。収入につきましては、その事業の入場料収入でございます。

続きまして、説明資料88ページ、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業、決算書につきましては323ページでございます。

この事業は国指定文化財であります大原幽学遺跡「旧宅」に基礎部、外壁等の破損等が現れてきていることから、被害の拡大を防ぐため3か年事業で半解体修理を行うもので、平成19年度は第1年度目に当たります。事業費として1,974万1,520円になります。補助金としては、国が951万8,000円、県が280万6,000円で合計1,232万4,000円でございます。

続きまして、説明資料89ページ、国民体育大会開催事業でございます。決算書につきましては325ページでございます。

この事業は、平成22年に開催される第65回国民体育大会、ゆめ半島千葉国体の開催準備のために旭市実行委員会に補助金として交付したものでございます。

続きまして、説明資料90ページ、社会体育施設管理費、決算書につきましては325ページでございます。

この事業費は、市内にあります社会体育施設、これは野球場、体育館、テニスコートなどでございますが、19施設の維持管理を行った経費で、決算額は1億808万3,272円であります。特に工事としましては、防球ネット整備工事、これは海上運動公園野球場バックネット増設及び遊具施設の移設工事及びスポーツの森公園や庭球場の改修工事を実施したところでございます。

なお、特定財源、その他1,916万6,000円の収入は、野球場、体育館などの使用料及び県教育振興財団スポーツ振興基金助成金の合計額でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは財政課所管の分、少しですけれども、ご説明申し上げます。

決算書の341ページをお願いしたいと思います。

341ページの12款の公債費でございますけれども、公債費につきましては支出済額が27億8,488万6,000円ということで、右側のほうの備考にございますけれども、借入金の償還ということで、元金のほうで23億1,605万427円、その下の2番の利子として4億6,883万6,224円を19年度で支出してございます。

その下のほうになりますけれども、13款の諸支出金の2項の中で公営企業費というのがございまして、その中の1目で水道事業公営企業費というところで、これは右側の備考欄にございますけれども、水道事業会計への繰出金が1億4,862万円、次の343ページのほうになりますけれども、2番の病院事業公営企業費ということで、右側の備考欄にございますように、病院事業会計の繰出金が14億5,761万8,000円ということで、これは地方交付税に算入されたものをそのままストレートにお出ししている、それと老人ホーム分、ケアハウス分でございます。

それから、3目のところで土地開発基金費というのがございまして、これは土地開発基金への繰り出しでございますけれども、これは52万3,843円ということで、これは土地開発基金から土地開発公社のほうへ資金を貸し出しまして、その利息について一応予算をくぐらせて、またさらに土地開発基金へ繰り出して積み立てをするということで予算計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費から14款予備費までについての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の251ページを質問いたします。

決算書の251ページの9款1項1目、備考欄2の常備消防事務費のところでございますけれども、19年度決算は8,516万1,314円になっております。昨年は7,101万2,272円で、全体的には1,414万9,042円が増えております。その中でも11節需用費3,886万6,485円が今年度の決算で、昨年度は2,838万1,310円ということで1,048万5,174円が増えております。消耗品費が19年度決算で1,208万6,195円、昨年は894万9,080円ということで313万7,115円増えておりま

すので、その理由を教えてくださいたいと思います。

それから、決算書の253ページ、13節委託料875万7,614円のうち浄化槽維持管理等委託料が7万4,760円ということで、昨年は28万6,440円で21万1,680円の減になっております。その理由を教えてくださいたいと思います。

それからその下、職員健康診断委託料165万6,275円、昨年は137万8,650円で27万7,625円の増になっております。その理由も教えてくださいたいと思います。

それから、決算書253ページ、救急事後検証委託料19年度決算50万5,000円、昨年度が41万円ということで9万5,000円の増になっておりますので、その理由も教えてくださいたいと思います。

それから通信指令施設保守管理委託料、19年度決算が529万1,580円、昨年度522万8,580円、6万3,000円の増、その理由、それから257ページ、備考欄2の消防団活動費4,606万90円、そのうちの18節の備品購入費、消防防災用備品費、これが114万9,855円の内訳を教えてくださいたいと思います。

それから259ページの備考欄1、これは防災対策事業860万2,873円のうち1節の報酬、これは防災会議委員5人、2万4,000円とありますけれども、どのようなメンバーで構成されているのかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤房代委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） すみません、今ちょっと調べております。

○委員長（嶋田茂樹） では調べている間に、総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、消防長は今調べているようでございますので、私のほうから259ページの防災対策事業、その防災会議の委員の報酬2万4,000円の関係についてお答えいたします。

これは災害対策基本法の大もとがありまして、それに基づいて委嘱しているものでございます。全員で24人の方がいらっしゃいます。会長は旭市長ということで、1号委員として1人、これは関東農政局の方です。あと2号委員ということで、これは県の関係の方が3名、それからあと4号委員ということで、これは市の関係者、副市長から病院事業管理者、それから私も入っておりますけれども、各課長です。これが11人おります。それから5号委員ということで教育長、6号委員ということで消防長、7号委員ということで消防団長、それか

ら8号委員ということで4名の方がいらっしゃいます。医師会長、東京電力の方、N T Tの方、それからJ R東日本の方ということで、最後に申しあげました4人の方について報酬をお出ししたために、6,000円掛ける4人で2万4,000円ということでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○総務課長（高埜英俊） 実際にお出ししたのは4人でございます。5人というのは対象が5人だったのかな、それで欠席の方がいらっしゃったということだと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 時間がかかるでしょうか。

それでは、ただいま調査しておりますので、ほかに質疑ありましたらお願いしたいと思います。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育長と学校教育課長にちょっと。小学校補助教員の配置事業、小学校、中学校で約2,000万円近くですか、この配置事業に関しては各学校の校長先生方が非常に助かっていると、この事業はこれからも充実して継続してもらいたいという意見がすごく強いんですね。その中で、小学校の子供たちに英語を教えてもらいたいと、そういう事業ももし考えているとしたら、来年はもっと予算、ここに財政課長がいますけれども、繰り入れてもらわなければしょうがないでしょうね。その意見だけちょっと教えてもらいます。

○委員長（嶋田茂樹） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは細かいことにつきましては課長のほうからお答えいたしますが、小学校3年生からの英語の指導ということが今度学習指導要領で改定されまして、そういうようなことで英語の指導については、もちろん中学校に1名ずつA L Tが配置されておりますので、その活用もいたしますけれども、現在も英語の指導についての補助教員もおりますけれども、やはりもっと増やしていただくことが、よりいいのではないかと考えております。景山委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 最初にすみません、今、教育長のほうで申し上げたこと、少し訂正させていただきます。小学校5年生から必修ということになりますので、すみません。

それで、景山委員のご質問の件ですけれども、教育長からありましたように、今、小学校のほうに教員補助員として英語の指導者を1名配置しております。19年度は2名配置してお

りました。今度小学校のほうに英語活動が導入されるということで、来年から2か年間は移行期なので、これは実際に小学校5年生から早速英語を導入するかについては、これから検討というところがあるんですが、現場の先生方がやはり1人で英語を教えるというのは大変だと思いますので、この教員補助員を小学校5年生、6年生のほうに配置をして、できれば来年度から小学校5年生、6年生のほうの週1時間の英語活動に補助員を配置して導入していきたいなど、そのように今のところ考えているところであります。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 2点ほどお伺いいたします。

消防団の機器、ポンプなんですけれども、今年度から再編されましたけれども、19年度については分団再編のための消防ポンプの整備というか、配置というのは考慮してやっていたでしょうか。

それとあと、直接は関係ないんですけれども、教育委員会にお聞きしたいのは、先日の話なんですけれども、二中の交通安全対策で150メートルを歩道の拡幅云々というのがありましたけれども、現実には中央小については、もう10年以上も前から雨が1粒降ったら、要するにもとの千葉観のあの通りですね、ほとんど麻痺するような状態であっても全然やってくれないというような話があるので、その辺のことについては教育委員会としては察知していたのでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、ただいまの団の再編における消防ポンプの件ですが、現在、まだ旧部が全部生かされておりまして、ポンプそのものはそのまま使用されておりまして、これが今度更新時期、使えなくなってきましたら、それが一つになるということで、更新しないで数を減らしていくということになります。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 今の滑川委員のご質問ですけれども、中央小の東側の通りのほうかだと思いますけれども、多分雨のとき、送迎が多くて渋滞を起こしていると、この前の話ではありませんけれども大変危険な状況も見られるということだと思いますけれども、実際

の教育委員会に対する声としましては、直接的には昨年、今年までには特に入ってきておりませんでした。ただ、そういう部分については今おっしゃられるところだと思いますので、また現状もう一度最近の状況を確認をして、それについて対応していくとか、いろいろな意味で安全に登下校ができるように、いろいろな面でこちらからも要望したり、また対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ございませんでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 1点ちょっとお伺いしますけれども、放課後児童健全育成、学童クラブですか、学童クラブの指導員42名ありますけれども、その辺の指導員の資格等については何かあるのでしょうか。例えばどのような方が指導員になられているか、それをちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） ただいまのご質問ですけれども、指導員につきましては、いわゆる保育士等の資格等をお持ちの方をこちらとしては求めているところでありますけれども、それを資格要件として必ず持っていなければということにはなっておりません。小学校の免許、幼稚園の免許もあるんですけれども、そういう面での資格を持っている方が8割ぐらいという状況でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） だいたいそういう資格を持っておるということで、たまたまこの時給920円ですよね。つどいの広場、先ほどありました保育士1,100円支払っているんですね。その辺のギャップはかなりあると思うんですけれども、その辺はどのような形でその辺の差がつくのかちょっと分かりませんけれども、分野は違いますけれども、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） すみません、私のほうでその辺がよく分かっておりませんので、後で調べて答えさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げた資格を持っている人を求めているんですけれども、資格要件としては一応なくても採用していますので、その辺のところで、ちょっと低目に抑えられてい

るかなとは思いますがけれども。

(発言する人あり)

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） より小さなコストでより大きな効果を得たいという、これはみんな希望があるわけでございます。そんな中でちょっと1点お話をさせていただきますが、実はその話、コストが安くなるというのもまた一つのメリットでございますが、同じコストだったならば、より有効に使えるほうがいいんじゃないかと思います。というのは、この間ちょっと学校にお邪魔しましたときに、やっとなエアコンが入ったと。ちょうど説明資料でいうと82ページに、これは干潟中だったんですけれども、エアコンをやって入れてもらったということで、よかったという話だったんですけれども、実はエアコンが夏のシーズンが終わってから入ったと。例えばエアコンがシーズンを終わって買えば半値になるというんだったら、それもまたメリットがあるわけでございますが、どうせ変わらないのであれば、これはやはり早目早目に入れていっていただくと1年間余分に使えるわけで、それも非常にメリットかなと。

これは今攻撃しているわけじゃないですよ。今決算ですから、今年の20年度もあと半分あるわけです。それから、この反省を来年度に生かしていくわけですから、これは1人に言っているのではなくて、きょうお集まりの皆さん全員にお願いしたいわけございまして、どうせやるんだったら、そういった効率のいいような、せっかく予算組みするんですから、もっと早目に予算も執行できるでしょうから、ぜひその辺は考えていただきたいなと。

またもう1件そこで聞いたんですけれども、今、LL教室、昔の古い機材だったから使い物にならないということで、それをきれいに、配線から何から全部取っ払って床も張ってくれたと、きれいになっているんですよという話。きれいになっているんだけど、机が入らないから授業で使えないんです。ですからこれが例えばもっと早く入れば、もうずっと授業で使っていける。年度末に入ると、今年の生徒は全然使えないで終わっちゃうわけです。

ですから、そういったことも含めて、今たまたま担当だと庶務課長になっちゃうかもしれませんが、庶務課長を責めているんじゃないくて、みんなどういふことでも市の中全部に言えるんじゃないかと思います。ですから、決めたら即刻にやると。そのLLの教材がまだそろわないと、こんなのは発注しておけばすぐできるわけですから、ぜひそういった手回しをしていただくことによって、非常に効率のよい、効果が上がる行政ができるんじゃないかなと思います。

執行部を代表して、総務課長にちょっとお話をいただければと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 何かご指名いただきまして大変恐縮でございますけれども、まさに柴田委員のおっしゃることはごもっともだと思います。実は私、前に財政課長をしております、そのときに備品の予算をつけましたら、何か秋になってもなかなか買わないので、この予算いらないんじゃないかなと思ったことがありまして、確かにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、後で庶務課長の回答があるかどうか分かりませんが、学校の場合には、多分ですけれども、夏休みに工事と合わせてやったということがあって、多分秋になって入ってしまったということではないかなと思います。

詳しくは庶務課長からお答えいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） ご指名でございますので。ただいまのエアコンの件でございますけれども、たしか8月ぐらいに入ったように記憶しておりますけれども、予算は限りがございますまして、突発的な事項がございますと、そちらにも使ったりということで、なかなか集めるのが難しいときもありまして、ただエアコンでございますので、冬も使えるということもございますから、そういった点でご容赦いただければというふうに思います。

一方で柴田委員ご指摘のとおり、常々そういったことで我々行政執行しているわけがございますけれども、今後とも学校、校長等と連絡を密にして、いわゆる児童・生徒の教育環境の整備に努めていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

（発言する人あり）

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありますか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 87ページですか、文化振興事業ですけれども、この事業内容を見ますと、料金を取っている事業がありますけれども、この料金の設定なんですけれども、これで事業費が賄えるというようなことを考えて取っているのかどうかお伺いをします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 料金については、この料金で全員が入ったら賄えるという数値

ではございませんで、こども劇場なら800円とか、ほかだと高目な設定がありますけれども、なるべく皆さんが見に来られるような料金設定で考えています。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 料金では、事業費については賄い切れないという答弁でありましたけれども、できればこういった料金を取っているような事業、例えばあさひ寄席とかサーカス、池畑慎之助ですか、こういった東京のほうへ出向かないと見られないといったようなこういった事業、できるだけこういった立派な施設がありますので、月に1回くらいは計画していただければ、旭市も市としても文化の振興といいますか、魅力のある市になるんじゃないかなというふうに思います。大きな目で見れば、人も住むと、住んでみようかというような、そういったような考えをする人も中には出てくるんじゃないかなと思いますので、できるだけここで文化振興事業をやっていただきたいなと、そういうふうに思っています。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） なるべくいいものを、機会を作りまして一生懸命考えていきたいと思います。

ちなみに参考までに料金幾らぐらい取っているかというのを、ちょっとちなみに申し上げます。こども劇場については、対象が子供なものですから、前売りで700円、当日は800円を徴収しています。演劇鑑賞教室、これは「泥かぶら」、これは中学校を対象に行ったわけですが、1人500円ちょうどいいいたしました。それから宝くじまちの音楽祭「サーカスとともに」、これはサーカスというグループの、これもほぼ満員の盛況だったんですけれども、これは宝くじの助成がありましたものですから、料金設定としては2,000円としました。松竹特別公演、これは「PETER VS 池畑慎之助」、これは東宝でしたか、プロのあれなんですけれども、これについては5,000円、あさひ寄席については、これも昨年度は実は完売いたしました。結構年配の方が多くいますから、65歳以上が2,000円、65歳未満の方については2,500円を徴収しているというような形です。これからいろいろなことで検討してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、先ほどの伊藤委員のご質問に対してお答えをいたします。

まず、251ページの11節の消耗品ですか、需用費、この消耗品につきましては物品購入ということで防寒用の職員のブルズンを購入しましたので、その分が増えております。それか

ら燃料費ですが、これは燃料の高騰ということで、単価が高くなったということで、これは車両とボイラーの燃料費です。

次に253ページの委託料ですけれども、浄化槽の維持管理委託料なんですけれども、これは低くなっておりますけれども、これ清掃の分が手数料のほうへ変わったということです。

それから、健康診断につきましては若干もう少し調べておりますので、すみません、よろしくお願いします。

次に、救急の事後検証の委託料なんですけれども、これは件数が増えておりまして、18年が82件、19年が101件ということで、これは1件5,000円ということで、その分増えております。

それから通信指令施設保守管理委託料、これにつきましては、若干項目が増えたということです。項目といいますと、ウイルスバスターの更新等が入っております。

消防団の活動費、これは昨年、消防団の操法大会、これ県大会のほうに出場しておりまして、上り旗とかそういったものの購入も入っております。県大会出場分が増えております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） ブルゾンは何枚購入されたのか、お願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） ブルゾン130着です。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 分かりました。ありがとうございました。

では後でまた、職員の健康診断の27万7,625円の上がったのはまた後で教えていただけますか。では結構です。

○委員長（嶋田茂樹） そのほか質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、2点ほど。

さっき民生費のところちょっと言い忘れたといいますか、ちょっと言わなかったんですけれども、財政課長がいらっしゃいますから、特に市営住宅使用料の未収入金が2,333万円ありますので、今これついでに言っちゃって申し訳ないんですけれども、今言おうとしたのは、学校給食費の未収入金約1,000万円、不納欠損の話は神子議員が質問されて聞いておりますからいいんですけれども、約1,000万円あります。市営住宅のほうで2,300万円くらい残

っているんですね。それから民生費のほうで、これはちょっと今ここではないのかもしれないんですけども一緒に言わせてもらっちゃいます、すみませんけれども。児童福祉で899万円ほど残っているんですね。今これ学校給食費の話なんですけれども、この明細、各学校ごとにどのくらい、20校あるんでしょうけれども、できれば変化を見たいんですよね、二・三年の。増やしてはいけないし、どうやったら減らせばいいのかということを考えていきたいと思うんですけども、給食費の今学校ごとに分かりますか。分からなければ後でもいいんで、それを例えば二・三年、各学校でどのくらいだと。二・三年の変化が分かるような形で示していただければ、それで、減らすのにどう対処していったらいいのか、その資料として、もし来年も決算特別委員会に出るようであれば、同じことを来年もお伺いしたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

それから、消防のほうで賠償金というのがありましたですね。253ページの267万5,448円、これは多分事故なんだろうけれども、予備費を使っているようですが、どんな賠償だったのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） ただいま佐久間委員からのご質問ですけれども、大変申し訳ありませんが、学校ごとのものは、すみません、これから調べていかないと分からない状況がありますので、後ですみませんが、それをまとめて佐久間委員のほうにお持ちしたいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） すみません、今調べておりますので申し訳ありません。

○委員長（嶋田茂樹） それでは、議案の審議は途中でありますが、ここで4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 5分

再開 午後 4時15分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 損害賠償の賠償金の件なんですけれども、これは18年4月に救助出場中に救助工作車と一般車両の接触事故、この賠償になっております。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、その事故あるいは前に議会でお伺いしたのかもしれないんですけれども、その金額が200何万となったと、もう少し詳しく物損だけで200何万、例えば車の種類とか、そういうのが分かれば。人身ではなかったんでしたっけ。その辺をもう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） これは人身、物損両方でございます。それで267万5,448円ということであります。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 決算委員会ですので、ちょっと幾らか道のほうが外れているかなと思いますけれども、先ほど教育長に質問をしました英語の配置事業、旭市では何人くらいの人数が必要なのか。

それと、これは国で決めてきたやつなんですよ。国・県が決めてきて、何の事業でもそうですけれども、カラスの勝手に決めてきて、自分のところでお金を出さないで、やるのは下の自治体でお金を出しなさいと言ってきた場合には、教育長、ここで財政課長がいますけれども、財政課長に頭を下げて、予算いただかなければしょうがないでしょうね。そこをちょっと、ご回答をひとつよろしくどうぞ。

○委員長（嶋田茂樹） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、国で決めてきて国のほうでは予算的な措置はありませんので、景山委員のおっしゃるとおり、財政のほうにお願いするしかございません。

それから、何人くらいということですが、今考えているところでは、小学校3校に1人くらいでというふうに考えております。ですから、5人くらいは必要かなと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） すみません、ちょっと最初に訂正を申し上げさせてもらいますけれども、そういうふうになればいいかなということで先ほどお答えしたところで、それを財政課とお話ししているわけではありませんので、すみませんがお答えさせていただきたいと思います。

それで、今、教育長の部分ですけれども、前回私のほうで、小学校の来年の5年生、6年生が50数学級あったと思います。ですから今の教諭補助員のあれでいきますと、今英語の方が週20時間行ってもらっていますので、3人ぐらいいれば何とかなるのかなという形だと思いますけれども、再度申し上げますが、そういう部分で、ただあくまでも学級担任ができれば学級担任でやってもらうということです。そういうものがもし教諭補助員として来ればありがたいかなということで、そう思っているということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 3校に1人ということなんですけれども、これからの子供を育てるために、ぜひまた財政課長にひとつよろしく願いいたしまして、旭の子供たちがより一層充実して勉強できるように、教育長、課長、ひとつ頑張ってくださいと思います。答えはいりませんから、いいです。

○委員長（嶋田茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） 伊藤委員の先ほどのまだ回答をしていなかった部分なんですけれども、職員の健康診断の委託料なんですけれども、これは一般の健康診断とB型肝炎の予防接種が入っておりまして、B型肝炎の予防接種が平成18年は6名だったのが、19年15名ということで、その数が多くなっているということで増えております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、9款消防費から14款予備費までについての質疑を終わります。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（嶋田茂樹） これより討論を省略して、議案第1号の採決をいたします。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

以上で議案第1号の審査を終了いたしました。

○委員長（嶋田茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会はあす午前10時より、この委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時25分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成20年9月12日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 3号 平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
議案第 4号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 5号 平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について
議案第 8号 平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について
議案第 9号 平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

出席委員（11名）

委員長	嶋田茂樹	副委員長	林俊介
委員	日下昭治	委員	佐久間茂樹
委員	木内欽市	委員	柴田徹也
委員	滑川公英	委員	景山岩三郎
委員	伊藤房代	委員	島田和雄
委員	伊藤保		

欠席委員（1名）

委員	嶋田哲純
----	------

委員外出席者（2名）

議長	明智忠直	副議長	平野浩
----	------	-----	-----

説明のため出席した者（40名）

副市長	鈴木正美	病院事務部長	伊藤敬典
財政課長	平野哲也	税務課長	野口徳和
保険年金課長	増田富雄	高齢者福祉課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	下水道課長	中野博之
会計管理者	渡辺輝明	水道課長	堀川茂博
監査委員 事務局長	林久男	国民宿舎 支配人	野口國男
病院事務次長	石鍋秀和	病院経理課長	鈴木清武
病 再整備室 院長	鎗木友孝	病院医事課長	加藤勝治
病院整備課長	永嶋英和	病院契約室長	太田信春

事務局職員出席者

事務局長	宮本英一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開議 午前10時 0分

○委員長（嶋田茂樹） おはようございます。

きのうに引き続きまして、大変ご苦労さまでございます。

今、米の収穫も最盛期を過ぎまして、豊作が予想されているようでございます。その中に
おきまして、きょうの新聞あたりを拝見しますと、米穀加工会社、三笠フーズが汚染された
工業用の事故米を食用と偽り転売し、病院や高齢者福祉施設、保育所など119か所に食用と
して納入され、一部がおこわやもちなどとして提供されたことが分かりました。福田首相は
太田農林水産大臣を呼び、事故米の食用転売問題について事実関係の全容解明と公表、再発
防止策の検討を早急に行うよう指示しておりました。我が地域の米の販売に影響がないよう
願うものであります。

それでは、きょうの出席委員は11名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

きのうに引き続きまして、明智議長と平野副議長に出席をいただいておりますので、代表
して明智議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） おはようございます。

2日目ということで、委員の皆さん方には大変お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。
また、執行部の皆さん方にも、ご説明のためにご出席をいただきますことを心から感謝を申
し上げるところであります。

今、委員長から話がありましたように、米の問題、非常にいろいろ世間を騒がしているわ
けであります。今、米の収穫も終わろうとしている我々にとりましても本当に、非常に立腹
といいましょうか、腹立だしい問題でありまして、生産者、消費者、このことを十分わきま
えて、これからの農業、そういうものを確立して自給率の向上を目指していきたいと、そ
んなふうに改めて思うところであります。

きのうは、台風の卵の影響で大雨というようなことで、そしてまた、きょうは真夏に戻っ
たというような、そんな暑い中でありまして、きょうは特別会計、企業会計、8本の
決算審査ということでありますので、ひとつ慎重にご審議のほどをよろしく願いを申し上
げまして、ごあいさつに代える次第でございます。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

議案説明のため副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

昨日は一般会計のご審議、ありがとうございます。昨日に続きまして決算審査特別委員会 2 日目ということで、委員の皆様、また議長、副議長、ご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の決算審査特別委員会にご審査をお願いいたしますのは、先ほど議長から話がありましたように特別会計と公営企業会計の各決算議案でございます。執行部といたしましても、昨日に続きまして、皆様方のご質問に簡潔に答弁をさせていただけるよう努めますので、よろしくどうぞご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

ここで鈴木副市長は、所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 5 分

（副市長退席）

再開 午前 10 時 5 分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 5 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 2 号から議案第 9 号までを一括して議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第 2 号から順次審査を行います。また、会場の都合により、担当課の入れ替えを議案第 2 号から議案第 9 号までの 8 議案を三つに区分して行いたいと思います。初めに、特別会計の議案第 2 号から議案第 4 号までを、次に、議案第 5 号と議案第 6 号、最後に企業会計の議案第 7 号から議案第 9 号までの三つに区

分して担当課の入れ替えを行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願ひいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） すみません、財政課ですけれども、今、議案第2号に入る前に、昨日の日下委員の、いわゆる賃金の関係を私どものほうで聴取しましたので、これをご報告させていただきますよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） では、お願ひします。

○財政課長（平野哲也） それでは、委員長の許可をいただきましたので、きのうの放課後児童の関係、それから、つどいの広場の関係の賃金の関係でございます。

決算資料の30ページをお開きいただきたいと思います。決算書ではなくて、決算説明資料のほうでございます。

決算資料の30ページの中のつどいの広場の中で、臨時雇いの賃金が、こちら、つどいの広場のほうは時給1,100円、それから決算資料のほうの81ページになりましょうか、放課後児童健全育成事業の中の臨時雇用賃金、こちらが920円になっている、この違いは何だというご質問でございます、それぞれ担当課は、もう既に福祉のほうは過ぎ去った後ということで聴取しましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、基本的に放課後児童のほうベースになっております。ベースというのは、放課後児童のほうの臨時雇用賃金は、旧来の旭市から引き継いだ保母さんの1日当たりの賃金を、これは現在では7,300円になっているんですけれども、これを8時間で割りまして912円ということになりますので、切り上げて920円、これは旧来、旭市では保母さんを指導者として雇っていた経緯があつて、これがこのままつながってきたということで1時間920円と。

それで今度反対に、つどいの広場のほうなんですけれども、こちらは1,100円と高いんですけれども、これはつどいの広場のほうにつきましては、担当課のほうにお聞きしましたら、いわゆる親御さんの相談事業、相談、アドバイスも一緒にやっていると、担当の保母にですね。そういったことから、やはり保母がベースなんですけれども、同じ保母さんでも延長保育をやっているときの保母さんの単価ということで1,100円ということで違いが出ていたというような説明がありましたので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

それでは、担当課より補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、旭市国民健康保険事業特別会計決算につきまして、決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げます。

説明資料のほうをよろしく願いいたします。最初に1ページをご覧ください。

世帯数と被保険者数の推移でございますが、平成19年度の欄をご覧いただきたいと思います。年間平均でございますが、世帯数は1万5,284世帯で前年度比0.4%の減でございます。

次に、被保険者数の総数でございますが3万7,080人で前年度比2.3%の減となっております。年々人口が多少なりとも減少している中に伴い、国保のほうも比例して減ってきているということが言えると思います。

続いて、国保加入率の推移でございますが、世帯割合でいきますと、住民基本台帳における旭市の世帯数は2万3,335世帯で、そのうちの国保世帯は1万5,277世帯となっております、その占める割合は62.5%となっているものでございます。人数で換算いたしますと、旭市の住基人口は6万9,536人、国保被保険者数が3万6,597人となっております、その占める割合は52.6%となるものでございます。

2ページをお開きください。

保険給付の状況でございますが、下の合計欄をご覧いただきたいと思います。一番下になりますが、平成19年度における保険給付費の総額は48億2,501万7,000円となりまして、前年度比1.8%の増となっております。1人当たりで申し上げますと15万7,809円となりまして、前年度比で3.5%の増となっております。

3ページをご覧ください。

右上の短期人間ドックについて申し上げます。内容といたしましては日帰りのコースと1泊2日のコースがございまして、平成19年度におけるそれらの合計件数は399件となっております、前年度比で18.4%の伸びとなっております。

続きまして、4ページをお開きください。

保険税の収納状況について申し上げます。平成19年度の現年度分でございますが、25億7,305万5,000円を収納いたしまして、収納率は88.8%となるものでございます。

次に、平成19年度の滞納繰越分でございますが、収入済額が1億6,631万7,000円、不納欠損額が7,422万8,000円となりまして、収納率は14.7%でございます。

5ページをご覧ください。

国保被保険者のうちの老人保健該当者の給付状況についてご説明いたします。この表の平成19年度の欄をご覧ください。老人保健の対象者数は6,505人であります。その下の表の合計欄をお願いいたします。平成19年度の保険者負担額の合計ですが、30億7,430万円となりまして、1人あたりにいたしますと47万2,606円になるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

滝郷診療所の状況についてご説明いたします。平成19年度1年間における診療日数は243日で患者数は8,115人でありました。したがって、1日平均の患者数は33.4人となるものでございます。前年度比では10.5%の減となってしまいましたが、この要因は主治医であります磯村先生の都合によりまして、1日診療の部分を一部半日診療に変更したためでございます。診療収入におきましても6,364万9,000円となりまして、前年度比2.6%の減となったものでございます。

以上で平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の補足説明を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 決算に関する説明資料の中で3ページ、今説明をしていただいた短期人間ドックについてお尋ねしたいと思います。

日帰りとは泊2日の2コースがあるそうですが、それぞれ受診者数はどのぐらいなのか。それとかかる病院ですか、どこで診察を受けたか分ければ教えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、柴田委員のご質問にお答えいたします。

短期人間ドック事業で、1泊2日の部分と日帰りのコースがあるんですけれども、そのおのおの受診者と、その受診した医療機関ということで申し上げたいと思います。

人間ドックの受診できる機関につきましては旭中央病院と田辺病院と飯倉医院、この3病院がございまして、しかし、平成19年度の実績におきましては旭中央病院1機関だけでございました。おのおのこの旭中央病院の中の1泊2日のコースでございまして、ここで受けた受診者数は285人、日帰りコースにつきましては、これは男性が63人、女性が51人、合わせて114人でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 受診者数の件数を見ますと、特に平成19年度に来てぐんと伸びているようです。この辺はどんな成果があつて増えたのか、その辺の状況をちょっと教えてください。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 確かにこの表で見ますと平成17年度に300人、平成19年度で399人、合併後で約100人ほど伸びてございます。その理由といたしましては、一つちょっと考えられるのは自己負担の割合でございますけれども、合併前につきましては、旧飯岡町が85%の助成、あとほかの1市2町については70%の助成ということでございましたけれども、平成17年度の合併後につきましては、全部旧飯岡町の助成率に合わせまして85%の助成ということが浸透してきたのかなというのが一つの例に挙げられると思います。

あともう1つとしまして、今、健康に皆さん、関心を持つような形になってきています。その辺が大きな理由かなというふうに推察されます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） その結果はとらえていますか、がんが何件発見されたとか、そういったことが分かれば教えてください。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） その辺につきましては、健康管理課のほうで行っております、がん検診とか、そちらのほうだと、その後のフォローというか保健指導等をやっているんですけれども、この人間ドックのほうの分につきましては、その結果というか、受診したということしかちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 3点ほどお伺いします。

まず、国保税の収納率についてお伺いしますけれども、資料としましては、監査委員が出された資料の61ページなんですけど、これを見ますと調定額に対する国保税の収入済額の割合が68%になっております、一番上ですね。相当数字としては悪いなというふうな感じを受け

ておりますけれども、これはこれでいいですよ、68%。その中で二つに分かれると思うんですが、この一般被保険者、それと退職被保険者等、それぞれの調定額に対する割合がどのくらいか伺いをします、まず第1点目。

それから二つ目ですけれども、決算書の363ページの、これは備考のところの一番上なんですが、督促手数料75万円余りありますが、これは督促した手数料が満額入っておりますけれども、これはほぼ満額入っているということですか。どんなものか、ちょっとご説明をお願いします。

それと決算書の405ページ、備考欄の下段のほうになりますけれども、医薬品衛生材料費、これは滝郷診療所の部分だと思っておりますけれども、支出の中でかなりウエートを占めている部分ですけれども、これが診療所で購入されていると思っておりますけれども、中央病院あたりはかなり安く仕入れるような努力をされていると思っておりますけれども、同じような価格で、これは購入されているのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 保険税の徴収率についてお答えいたします。

監査意見書の徴収率が68%といたしますのは、現年課税分と滞納繰越分を合わせた合計、トータルの徴収率でございます。それで、現年分と滞納分に分けますと、本年度現年分の徴収率は88.78%、滞納繰越分のほうは14.75%という状況でございます。

それから、一般と退職に分けてというお話でございますけれども、まず一般の被保険者分、これについては医療分と介護分を含めまして87.91%、それから退職被保険者分は医療分と介護分を含めまして96.32%、これは現年課税分ですね、そういう状況でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 滝郷診療所の医薬品の購入の件でございますけれども、この件につきましては競争入札で薬品の納入業者4社から見積もりをとりまして、それで決定しているような形でございます。この件で中央病院ともちょっと相談したんですけれども、中央病院のほうの医薬品の購入数量ですか、こちらはたしか薬品だけでも80億円とか、ちょっとはっきり分からないんですけれども、かなり大量に薬を買っておりまして、うちのほうと同じような形で、本来は同じ単価でやっていただければ一番いいんですけれども、どうしても数量も違いますし、その辺は中央病院の定価には至らないというふうに認識しております。

○委員長（嶋田茂樹） 督促手数料の答弁漏れがあると思っておりますけれども……。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 363ページの督促手数料は、国民健康保険で滞納者に対する督促手数料でございます。75万630円です。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それは分かっていますが、督促状のことなんですか、それがまず第1点。

それと、その前の質問ですけれども、徴収率のほうですけれども相当悪いという中で、国保税、それから市税の部分、ほとんどこれは同じような人が同じような滞納をされているというふうに考えていいのかどうか。同じようで、また督促についても同時に税務課のほうでやられているのかどうか、その辺ですね。

それと、医薬材料費ですけれども、これは中央病院のほうから分けていただくとか、そういうことはできないのかどうか、できる部分がないのかどうかお伺いをします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、督促手数料についてお答えいたします。

まず、この督促手数料につきましては、現年課税分について納期を過ぎた方について、法令でもって納期を過ぎてから20日以内に出すことになっております。そういう関係、現年課税分でございます。

あと、滞納者につきましては、督促状のほうですが効力がございますので、その次は催告書ということになります。これについては督促手数料、郵送で50円ということで約1万5,000件分です。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 中央病院のほうから分けていただけないかというようなご質問でございますけれども、中央病院のほうでもその辺は作業的に難しいということが言われております。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） もう一つ答弁漏れがございました。

それから、国民健康保険税と他の地方税の対象者ですけれども、国保加入者については、他の税も滞納している、ほとんど多いと、兼ねております。もちろん国民健康保険税しかかからないという場合も考えられますけれども、均等割くらいはかかります市民税がありますので、それとあと資産がある方は固定資産税もかかるしということで、ほとんど共通してい

る方が多いということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 同時に税務課のほうで徴収しているということでもいいんでしょうか。そういうことであれば、徴収率が市税と国保税でだいぶ開きがあるということで、ということは市税のほうを優先されているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいこと。

それともう1点は、督促状の件ですけれども1万5,000件督促状を出されていると。収入済額が75万円か、ありますよね。これは何、督促状を出して、その方からいただいたということでしょう。ということは、督促状を出した方が税金も払ってくれて、それでプラスこの分を払ってもらったということになるんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 督促手数料については、税金が納入されて、例えば延滞金と併せて督促手数料も徴収するというところでございます。

それから、先ほどの徴収率の関係ですけれども、まず市民税のほうは特別徴収と普通徴収がございます。日下委員のご質問にもお答えしましたけれども、特別徴収のほうはほとんど100%近い数字、それから平均すると普通徴収のほうは90%ちょっとですけれども、平均すると特別徴収分があるから住民税のほうが徴収率がいいということでございます。もともとこの国民健康保険税に加入している方については、退職とか社会保険へ入っていた方が国民健康保険のほうに入るとかで、収入の最も低い方が加入することが多いということで、もちろんそうでない方もいらっしゃいますけれども、圧倒的にそういう方が多いということで、全体的には徴収率が低下するというところで、税目の違いでもってこういう関係が出てきます。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 督促状の件なんですけれども、予算を立ててこれだけ75万円、ほぼ満額この収入になったということは、督促した部分については税金が納められたというふうに考えていいんでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 先ほどお答えしましたように、延滞金等と合わせて本税も徴収しますので、そのとおりだと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄）　そうしますと、納税されない部分については、督促状とは違った部分での滞納ということになるんですか。督促状で出した分については納税されているというふう
に考えられるとすれば、それ以外の部分で滞納が発生しているということになるんですか。

○委員長（嶋田茂樹）　島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（野口徳和）　それではまず、先ほどもお答えしましたけれども、督促状を出すのは現年課税分で納期が過ぎた方、滞納繰り越しの方について、督促ではもう効力が発していますので、催告書の発送ということになります。その違いです。

○委員長（嶋田茂樹）　ほかに質疑ありますか。
日下委員。

○委員（日下昭治）　今の督促状の関係ですけれども、ちょっと私もこれは予算にはなかったんじゃないですか、これ。予算は1,000円ではないですか、ここの欄は。そういう形だから100%いくんじゃないの。ちょっとその辺、予算書持ってきてませんでしたので、私の見間違いか分かりませんが、それと徴収率関係、今、低い低いと島田委員のほうも話にございましたけれども、そこらはぜひ高くしていただきたいというのが私どものお願いでございます。その辺よろしく願いしたいなと思います。

それと市税徴収補助員という形で一般市民税と国保税、1人ずつありますよね。ここは基本的な徴収されたものについてプラスされるというか、話は過去聞いておりましたけれども、その辺、二方はもう何年か経験されている方で来ているのか、ときには代わってくるのか、担当を分けてありますけれども、国保部門と市税の二方の中で、年によっては代わるとかなんとかするとか、その辺があれば、またお願いしたいなと思います。

それともう1点、費用に関して、決算書の385ページに、国保保健指導事業の委託料なんですけれども、説明していたのは、保健指導業務委託料339万5,549円ですか、その委託業務というのはどのような形を委託していくのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹）　日下委員の質疑に対し答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（野口徳和）　それでは、督促手数料の予算の件ですけれども、お手元の決算書の362ページのほうに、督促手数料については予算は当初予算から76万4,000円を組み込んでございます。

（「予算書には入っている」の声あり）

○税務課長（野口徳和） この決算書のほうを見ていただければ分かります。

（「予算書は」の声あり）

○税務課長（野口徳和） もちろん入っています。

（「1,000円ではなかった」の声あり）

○税務課長（野口徳和） いいえ違います。もう決算書のとおりでございます。当初予算額に載っています。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、現年度分は最初から督促を仮定しているんですか、1万五千何件というのは。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） あらかじめ申し上げましたけれども、ある程度こういうのは見込めますので、見込める予算についてはとっておくということでございます。

（発言する人あり）

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、私が言いましたのは、363ページの使用料及び手数料の督促手数料の件で説明しましたがけれども、今、日下委員の言われたのは、その前のページの被保険者一部負担金の1,000円の話ではないでしょうか。

（「そうしたら勘違いかもわかりません。分かりました」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは続きまして、徴収補助員の件についてお答えいたします。お二人いらっしゃいまして、これは合併前から旧旭市のほうで採用した方でございます。それで実際の税の徴収につきましては、国民健康保険税と一般というふうに分けては徴収できませんので、すべて同じように業務をやっております。ただ、予算上で一人ひとり分けていくということでございます。

（「何年くらい経験があるんですか」の声あり）

○税務課長（野口徳和） お二人とも5年ぐらいの経験がございます。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、385ページの国保保健指導事業、決算額344万3,549円の事業の内容についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、全額国庫補助金がいただける補助事業となっております、こ

の内容といたしまして、55歳から60歳の抽出した2,000人に対しましてアンケート調査を行ったものでございます。それに対しましてアンケートの回答をいただいたのが887人からいただいております。内容といたしましては、生活習慣あるいは健診結果等の分析を行いまして、それで旭市の国保のほうの、どういうふうな生活習慣、どういうふうな病気を抱えているかとか、そういうような分析とともに、改善を要する人に対してはアドバイス報告を行っているような事業でございます。

（「どこですか」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） この委託先ですか、東京にありますセコムという会社です。警備保障とは関連はありますけれども、こういう医療の分析を行う会社でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） そのような大事なことで、これだけの金額が必要になるんだろうと思いますけれども、今、説明を聞くとアンケートということで、アンケートをするくらいで、それだけのものが今度は必要になるのかなというような感じもするんですけれども、アンケートだけではないでしょう、それは分析ということになれば、それは大変な作業になるかと思えますけれども、その効果、その辺を分かればお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） ちょっと申し忘れたところがありまして、アンケート調査を基に分析だけではなくて、その中でまた30名ほどに対しまして保健指導、要するに看護師が保健師の訪問指導を行いまして、その結果といたしまして、いろいろ高血圧とかいろいろありますけれども、その辺について改善の結果が見られたというのが10人ほどいたというような効果がありました。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 保健師の指導というのは、保健師はまだこの費用は別なんですか、これは。この中に入っているんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） この事業の中に入っております。だから、市の保健師が行ったわけではございません。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 結果ですから、これは終わった決算書ですけれども、いや、効果というのをいろいろ聞きますと、10名ぐらいがいろいろ指導の業務に入ったと。幾らですか、最初のやつは、何人でしたっけ、対象は……。

（「2,000人」の声あり）

○委員（日下昭治） 2,000人で最終的には10人ぐらいと。

（「2,000人に対してアンケートの回収が887……」の声あり）

○委員（日下昭治） アンケートが、だからそういう確かに八百何人ぐらいのもの、これだけかける効果があるのかなということなんですけれども、その辺、内部的に検討することがないのかあるのか。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 特定健診、特定保健指導というのは平成20年度から始まっております。その関係で、平成18、19年において、ちょっと助走期間的なもので、この事業を取り入れたんですけれども、その分につきまして、全額国が補助金をくれるということで、それにのってやったものでございます。

以上です。

（「昔はなかった」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） ないです。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほど課長は、医業費、中央病院からはもらえないと。要するに通していただけないと。でも、中央病院というのはこの東総地域、県下の中でも医療費の中で、そういうような係る経費、それについては県下で最低の購入額でやっているんですよね。それでこの滝郷についてはあれですか、全然関係ないんですか。医師が派遣されているんでしょうか。その中で医業費だけが別会計であるというのは、どう考えたって3,000万円、人件費が三千何百万、そのほかに医業費が3,000万円ある中で、どう考えても、それは行政の怠慢ではないですか。でも、ちゃんと看護師のほかに事務員もいるわけでしょうよ。絶対これはやっていただく必要があると思いますが。県下でも一番安く、旭中央病院は購入しているわけですよ。その中から分けてもらうことができないということは、同じ市立病院、ましてや、その翼下にある診療所ができないというのは、どう考えても怠慢ではないでしょう

か。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今、滑川委員からご指摘の部分について、うちのほうでも中央病院とかけ合ったところがございますけれども、うちのほうの年間で使う薬品の種類としては、だいたい400から500品目くらい、中央病院についてはちょっと分かりませんが、千単位、数千種類くらいあるかと思います。それで、うちのほうで購入する頻度といたしましては、月1回くらいの購入、中央病院につきましては、何か毎日のように入ってくると。例えば今、滑川委員がおっしゃいましたように、その中に例えば滝郷診療所分で使うやつが何千種類の中に500種類くらい入っていた場合には、その仕分けは誰がやるんだとか、その辺もちょっと言われたところがございます。その辺について、滝郷診療所でも看護師あるいは事務員、あとお医者さん、そういうような体制で、誰がそれを取りに行くのかとか、その辺ちょっと実務的に難しい部分がちょっとございまして、それならば独自にうちのほうで購入したほうがいいかなというような形でやっているところがございます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 中央病院は何億もかけて物流システムを構築しているわけですよ。去年から多分電子カルテを導入したということで、机上の在庫まで分かるような状態になっている中で難しいというのは、だからあまりやりたくない、でも現実に、本当に安く買っているものを何で高く買わなくちゃしょうがないのかと。ただ面倒だけでは済む問題ではないのではないですか。その分やはり削って、住民サービスに投入すべきことであって、これは面倒だからやらないという方向では、市立病院の中では日本でも有数な病院を持っている中で、それを利用しない手はないと思いますから、ぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 検討させていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

きょう、私来て、早速この説明資料に書いてあるようなことをお伺いしようと思っていたんですよ。実にいい表が出ていまして、これで聞かなくても済んだなど。ただ、いただいて、きょう初めて見て、余裕がなくて不勉強で申し訳ないんですけども、それで拝見さ

せていただきまして、この表の中で特に滞納繰越分なんですけど、平成19年度の7,422万8,000円というのは決算書と合うんですね。ただ、この収入未済額というのは、これは累積ですか、8億円というのは。単年度ではないですよ、年々増えていますけれども。平成19年度の滞納繰越分の中の四つの数字で、合っているのは7,422万8,000円というのだけなんです。何かちょっと決算書の361ページですけども、それが1点。一括だということなのでちょっと先に、でもいいですか。できればこの表で、現年度分で1世帯当たり、1人当たりと書いてあるんですけども、この欄があるとありがたいなと。金額的には多分これは累積、では1回切りますよ。収入未済額というのは累積か単年度かという話、1回いただきまして。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） では、佐久間委員のご質問にお答えします。

まず、調定額のほうの滞納繰越分の関係なんですけれども、これは日下委員のご質問にもあったんですけども、市税のほうですね、収入未済額のほうと前年のやつの数字が合っていないということについてお答えいたします。

まず、この金額の違いにつきましては、社会保険の加入の未手続き、あるいは住民税の減額更正のやつで、こういう調定額が動いてきます。

それで、決算書の361ページをご覧いただきたいと思います。

まずこの361ページのほうで、医療給付費分の滞納繰越分の調定額が10億579万7,514円となっております。それで平成18年度の決算の収入未済額との差が581万1,203円ということで減となった……

（「表ですか」の声あり）

○税務課長（野口徳和） 決算書の361ページのほうの医療給付費分滞納繰越分というのがございまして、その調定額の数字ですね。

（発言する人あり）

○税務課長（野口徳和） 佐久間委員のご質問のほうは、このことではなくて……

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 説明資料の4ページの平成19年度の滞納繰越分という、調定額が11億2,794万3,000円、収入済額が1億6,630万円、不納欠損が7,422万8,000円、収入未済額が8億8,700幾らと書いてありますね、これで7,420万円というのが合うのが、その361ページの不納欠損の一番上、これは合っていますね、その左右がちょっと合わないんで、それがどう

かなということなんですけれども。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、合わない理由については先ほど言ったんですけれども、これは二つに分かれていますので、今、私が10億幾らと言ったのは、これを分けて言ったもので、例えばこの医療分のほうで、上のほうですね、医療分については10億2,221万2,000円になっているということで、決算書のほうでは数字が違うということで……

（「滞納分だけ……」の声あり）

○税務課長（野口徳和） 滞納繰越分ですね。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） なるほど、分かりました、すみません。区分の3、4だけということですね、だから不納欠損だけで合うわけですね。

（「はい」の声あり）

○委員（佐久間茂樹） ここに書いてある表はそうなんですね。だから決算書のほうは、トータルで収入未済額は12億円になっているわけですね、現年度分が入るということなんですね。そうすると、この表は現年分が入っていないということですよ、滞納繰越分だけだ、そうだね、確かに。そうすると8億8,000万円に3億2,000万円を足すということですか、それがこの12億円になるということですね、それでよさそうですね、合計で12億円になると。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 4ページの表でいいますと、現年分ございますね、平成19年度の現年度分の数字で処理未済額がトータルで、例えば3億2,507万3,000円がございますね、この数字と滞納繰越分のほうの8億8,739万8,000円を足しますと11億2,794万3,000円になるということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。どうもすみません、ありがとうございます。

ただ、決算書のほうは現年分と滞納繰越分を足して12億1,200万円と書いてあるんですよね。

それで、もう1個お伺いしたかったのは、この滞納繰越分のほうにも、1世帯当たり、1人当たり、平均でももちろん結構なんですけれども、そうすると滞納繰越分が、最初にこれは聞きましたけれども、もう累積でいいわけですね、そうするとね。だから、累積で毎年増えているわけです、平成16年度からずっとわずかながらでも金額的には増えています。それで、件

数あるいは人数的にどうなのかなと。多分増えているんだろうと思うんで、その辺の1世帯当たり、1人当たり、できれば人数、3行くらい入れていただけるとありがたいなと。人数が分かれば、今ちょっと教えていただけますか。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 佐久間委員にお答えする前に、嶋田委員の督促手数料の件について補足して説明させていただきます。

国民健康保険税については8期に分かれていまして、その中で督促状を出す件数については、1年間に2万6,000件と。1回当たり3,200件ほどの督促状が出ます。それであらかじめ見込める督促手数料について予算を見込んでいるということでございます。

次に、佐久間委員の収入未済額の件数でございますが3,737件ということで、平均しますと1世帯当たり32万円ほどになります。滞納額でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ありがとうございます。できましたら後でいいですけども、各年度で分かればありがたいなと。件数は昨年度より増えているんですか、減っているんですか、多分金額が増えているから増えているんだろうと思うんですけども。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 平成18年度につきましては3,596件ということで141件増えております。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、さっき説明がありましたが、平成18年度3,596件ですよね、平成19年度が3,737件と件数が増えていて、そうしますと1ページ目に戻りまして加入率、今3,737件と言われた人は、この1万5,270件の中に入っているんですよね、そういうことですか、教えてください、お願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 現在の1万5,284世帯の中に入っているかどうかということですが、入っている方も大勢います。

それとあと国保資格を失って、過去の滞納繰越分が残っている方もいらっしゃる、それから市外へ転出したとか、そういう方がいらっしゃるということです。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。その辺がちょっと知りたくて、これは年々世帯が増えてくる。それで未収入金が約12億円と年々増えるんだろうと思うんですけれども、その辺の処理の仕方と、それからその保険を取り上げてしまう。65.5%から3,500件という、さらに20%、2割ぐらい減るんですか、1万2,000件になっちゃうから、極端な話ね。そうすると65.5%にしても35.5%の人が入っていない、これは社保とか共済に入っているんだろうと思うんですけれども、何を心配するかというと、やっぱり無保険になる人を心配するわけですね。そうすると、多分35.5%は社保とか共済へ入っている、ほかの保険に入っている。そうすると、旭市で無保険になりそうな人は、今の3,900世帯か、あるいは既に無保険の人もいるんだろうと思うんですけれども、この辺をどうするかということが心配なんです。多分、年金もそうなんでしょう、年金はもう市では扱わないでしょうけれども、その辺が知りたくて、ちょっとしつこいように申し訳ないんですがお伺いしているんですね。この3,500件くらいの世帯の扱いと、それから12億円という未収入金の扱い、大変な問題なんだろうけれども、この辺をどのように考えて、来年度どのようにしていくのかなと。これは決算に関係ない話なんだろうけれども、その辺が多分次年度もこういう話が出てくるんだろうと思うんですけれども、何か救済方法か何かできないのかなということでお伺いしているわけなんですけれども、その辺ちょっと何か予定があったら考えをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 私のほうから徴収対策についてお答えいたします。

まず、こういう滞納が多い方につきまして、まず保険年金課のほうでは滞納期間に応じた短期被保険者証の発行とか資格者証の交付、そういうのでやっております。また税のほうでは一般の市税と併せて滞納処分を進めているということで、なかなか対象者が低所得者という方が多いもので、なかなかその処理が進んでいかないという現状でございます。

その他については保険年金課長のほうからお答えします。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

1 ページの一番上の世帯数、この年間平均で1万5,284世帯というのがありますけれども、これは年間平均でございますので、うちのほうで平成20年5月31日時点でのとらえ方は、ちょっと世帯数が変わってきます。こちらで見ますと国保加入世帯数につきましては1万3,388世帯、5月31日現在でございます。この中で保険証の種類でございますけれども、一般証、いわゆる1年間有効の保険証を発行している世帯が1万1,210世帯、あと短期証、3種類ございまして、6か月証、3か月証、1か月証とございまして、6か月証につきましては531世帯、3か月証が492世帯、1か月証が653世帯、あと資格証と申しまして、医療機関にかかったときには10割負担しなければいけない世帯ですけれども、それが502世帯、以上のような発行状況でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点だけ質問させていただきます。

決算書の385ページ、6款1項1目、備考欄4の8節の報償費の部分ですけれども、平成19年決算では170万4,696円になっておりますけれども、昨年度平成18年決算は114万5,739円ということで、この平成19年度決算では55万8,957円ほど増えておりますけれども、対象者が増えたのか、1人当たりの単価が増えたのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤房代委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

385ページの備考欄4番の健康優良家庭表彰事業ということでよろしいのでしょうか。

（「健康優良家庭表彰事業です、すみません」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） 170万4,696円の決算額となっております。内訳といたしましては、1年間お医者さんにかからない世帯あるいは老人の方に対して記念品等を贈る事業でございます。内容といたしましては、一般の世帯としては401世帯、老人の方では195人、この方には記念品を贈っております。また3年間お医者さんにかからない老人の方20人ございまして、その方には賞状と額を贈っているというような事業でございます。

対象者は若干増えたんですけれども、記念品のほうの額について見積もりいただいたら安く入ったというようなところでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 55万8,957円ほど増えている理由の部分で。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） ちょっと上がった分でございますけれども、品物の単価が違うということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、旭市老人保健特別会計決算につきましてご説明いたします。

決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げたいと思います。

最初に、平成19年度の受給対象者数でございますけれども、前年度比5%減の8,211人です。この内訳は国保老人が6,505人、社保老人が1,706人となっております。

次に、医療費の状況でございますが、その内容を分類いたしますと、入院、入院以外の外来、歯科診療、薬剤である調剤、それに下段の表になりますが、看護師等による訪問看護療養費、そしてコルセット代等に対する現金支給分となるものでございます。それらにかかった金額を合計いたしますと、合計欄のほうで見ていただきますが、40億798万8,000円となりまして、これは前年度比で1.9%の減となるものでございます。

次に、1人当たりの医療費でございますけれども、最後のほうになりますが、1人当たりの医療費48万8,124円となりまして、対前年度比で3.2%の増となるものでございます。

以上で平成19年度旭市老人保健特別会計決算の補足説明を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 旭市は、以前から1人当たりの総医療費が安いという話は聞いておりますけれども、この老人保健部門に関しても安いのかどうかお尋ねいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今の柴田委員のほうから総医療費というようなお話でございましたけれども、今、老人医療費の決算に関する説明資料の中で申し上げました医療費というのは、要するに自己負担分、例えば病院にかかったとき1割ないし3割とかというような形で払っておりますけれども、その分を除いた金額、いわゆる市から出す部分として1人当たり48万8,124円というような形でご説明いたしました。総医療費につきましては、それこそ自己負担分も全部ひくくめた金額でございます。

県のほうで、この辺について公表しているというか、出しております状況でございますけれども、その辺についての全部ひくくめた総医療費ということで発表しております。その中で旭市の1人当たりの医療費は、先ほど48万8,124円と申し上げましたけれども、これはまだデータの集計上、平成19年度のはまだでき上がっておりませんで、平成18年度ということになりますが、1人当たりの総医療費は51万8,958円で千葉県56市町村中、東庄町に次いで第2番目に安い市町村になっております。ちなみに県下の平均でございますけれども72万2,789円で、一番高いところで申し上げますと84万7,384円というような形になっております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） すみません、ありがとうございました。

ついででございますが、国民健康保険における1人当たりの総医療費ではどうなんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） ……（録音漏れ）……これは一般被保険者、国保老人、あるいは退職被保険者、全部含めた部分の総医療費でございますけれども、旭市の国民健康保険1

人当たりの医療費は24万4,335円でございます、一番安い富里市に次いで2番目というふうな順位になっております。安いところから2番目ということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、決算に関する資料をお開き願いたいと思います。

本会議において、1ページ目の1番、高齢者人口等の状況、これについてはご説明したとおりでございますので省略させていただきまして、2番以降につきまして簡単にご説明したいと思います。

まず2番目は、認定者数の状況、平成20年3月末、ちょうど平成19年の終わった段階です。どういう状況になったかというような数字が乗せてございます。

左側の要支援1、要支援2、これにつきましては予防サービスを受ける方というようなことで新しく制度が変わってきています。これにつきましては地域包括支援センターのほうでケアプランを立てて、予防プランのほうを実施するということになります。

続きまして次のページ、3番です。

介護保険料の状況ということで、これは前の年と変わりません。第4段階が普通の方、いわゆる基準額ということになります。基準額の考え方ですが、本人が住民税非課税で、かつ同居の家族が住民税が課税されているというような方を第4段階標準としています。年額3万5,400円、月額に直しますと2,950円というのが旭市の介護保険料ということになります。

続きまして4番目のほうは、その段階別にどのぐらいの人数がいるかというような表になっています。昨年とちょっと比較しますと、第1段階から第4段階、いわゆる普通から低所得者の方、これが昨年度に比較しますと271人ということで増えています。逆に第5、第6といって所得の多い方、これにつきましては45人減っています。総数で226人の増というような段階別の人数の割合になっています。

5番目の保険料の納付状況、これにつきましては本会議の補足説明のときに徴収率等はお話ししましたがけれども、若干補足させていただきますと、収入済額の特別徴収、普通徴収とって現年度分の上の2行、これにつきましては全体の収入済額の中の98.2%分を占めます。

それと右側のほうで若干参考までに近隣の収入状況をお話ししますと、計ということで、

旭市は、現年、過年合わせて95.7%という収納率ですが、お隣の銚子市で94.2%、匝瑳市で94.5%というような収納率になっています。

右側の6番、保険給付費のサービス別支出状況、これは決算書のほうに細かく載っていますが、非常に見づらいと思いますので、給付状況につきましてはこの表を使いまして特徴的なことだけを説明したいと思います。

まず、一番上の居宅サービスというのがあります。居宅サービスは①から⑭ということで、次に計というふうになっています。在宅にいながらにして受けられるサービスということですが、サービスの多い順に⑥の通所介護、これは給付費の多い順です。デイサービスですが、最も高い金額になります。

続きまして①の訪問介護、これはヘルパーさんが派遣されるサービスですね。

それと3番目のほうは⑭の居宅介護サービス計画給付費、これはケアプラン作成料ですので、全員が受けますのでこれはちょっと除きまして、次に人気の高いのは⑦通所リハビリテーションということで、デイサービスのリハビリ版ですね、通所、通いながらリハビリを受けるというサービスになっています。それで、居宅サービスのデータ的なお話ですが、^{ひとつき}一月に平均で1,065人がサービスを受けます。どのぐらいかかるかという費用ですが、1年間、1人当たり112万8,000円という給付費が出ます。

続きまして、地域密着のほうにつきましては、新しいサービスということで②の認知症対応型共同生活介護、これは認知症のグループホームです。やはり1人当たりの費用が年間22万5,000円ということで、施設とそんなに変わらないぐらいかかります。

③の地域密着型、これはもう特別養護老人ホームですので、たまたま市民対象ということでこういう集計になっていますが、やはり21万2,000円、^{ひとつき}一月当たりかかります。

次の施設サービス、これが介護三施設の費用ということになります。これも統計的な数字ですが、1年間に^{ひとつき}一月平均にしまして525人利用者がいます。利用料金ですが、かかっている給付費ですが1年間で283万円かかるということになります。

最後に右の下、保険給付費の合計金額が29億7,461万3,731円と出ていますが、伸び率、昨年と比較しますと4.9%の伸びで、ちょうど全国の伸びが4.9%ということで同じになります。

それから決算書のほう、給付費までにつきましては補足説明等でやりましたので、地域支援事業について幾つかお話ししたいと思います。461ページをお開きください。

これは介護保険の認定者以外に予防という部分で行っている事業というような考え方になりますが、461ページの真ん中、中段ですね、右側の備考欄、特定高齢者の把握事業、これ

が19年度で特定高齢者の把握の中で1年間で1,155人という人が特定高齢者に認定されています。

2番目で、その特定高齢者対象に予防事業を行いたいというような方々を対象に、通所型介護予防事業を行っています。

それから、3番目の訪問型介護予防事業というのは、特定高齢者のお宅へお邪魔して指導をするといったような事業になります。

続きまして、465ページ、お願いします。

中段から備考欄のところに1番で、これは任意事業という形になるんですが、家族介護用品給付事業、これは紙おむつの事業ですね。これが利用者が平成19年で533人利用しています。

それから3番の配食サービス事業、これも1年間のこのサービスの利用者が155人というような利用状況になっています。

私のほうから、補足として以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それでは461ページの通所型介護予防事業、こちらについてお伺いしますけれども、予算としましては672万円ほど予算計上されていましたが、決算で約半分くらいの決算額になったわけですが、予算を全部使えということではありませんが、効率よく使っていただくのが一番いいと思いますけれども、計画していたのと比較しまして、どの程度の事業ができたのかをまず第1点、お伺いします。

それから次の訪問型介護予防事業ですが、これはどなたかに委任をされてやられている事業ということになるのでしょうか、2点お伺いします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 通所型介護予防事業ですが、対象者は1,155人いらっしゃいます。この結果を受けまして、地区別に私ども歩きまして結果の説明会、それと予防の必要性等々に歩いています。まず、その結果の説明会等への参加が非常に少ないというのが現実です。20%前後ぐらいしか呼び出しても来てくれない。その中で来てくれた中で、また再度現実的に説明だけではなくて、予防事業に参加しませんかということで、なおかつ誘います。

その結果、当初、目的とした予算人数の半分ぐらいしか参加してくれなかったというのが結果、現実でございます。

それから3番目の訪問型介護予防事業につきましては、賃金ということで、これは職員ではなく保健師、パートで頼みまして保健師ですとか、あとは体操を教えてくれる運動士ですとかいう方をお願いをしまして、訪問をして結果説明会とともに予防事業の大切さ等々について啓発に歩くといったような事業でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） その通所型介護予防事業のほうに参加された方の人数、それからこの3番目の訪問型介護予防事業で訪問をされた件数ですか、お伺いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 通所型介護予防事業につきましては、参加者が25人、延べで136人実施しています。教室の開催回数ですが450回、週1回開催しているというような状況です。

それから、訪問型介護予防事業のほうですが、専門的な人、もう一度申し上げますと、看護師、栄養士、歯科衛生士、運動指導士、このような方々にそれぞれその人の、何が原因で特定高齢になっているか等を考えまして訪問しています。実際の訪問回数ですが、実績としまして看護師が行っているのが154名の方にお邪魔しています。運動指導士の方には8人ということで、延べで162人の方々を訪問しています。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、大変初歩的な質問で申し訳ないんですが、その特定高齢者というのは一口で言えばどんな人なんですかね、例えば年齢で90歳以上とか、だから言葉で聞いているんだけど、どんな人なのかなと、ちょっとやっぱり分かりにくいんで、できるだけ分かりやすく説明していただけるとありがたいんですが。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 老人を元気な順に左側からいきますと、先ほどの表で要支援1、2とありましたよね、この人たちは介護が必要な方々ですね、右に行くにしたがって要

介護1から5までということで、この要支援1から要介護5までの人たちは介護保険制度でサービスを受けている方々、その一歩手前の人たちがいるだろうというのが特定高齢者です。その把握の仕方としては、市で実施します、今年ですと特定健診、去年までだと住民健診等で元気アップのチェック、生活機能評価という表なんですけれども、例えば自分で買い物に行けるかとか、お金の管理ができるかとか、そういったような質問がずっとありまして、それで抽出してくるといったような形になります。年齢は65歳以上ですね。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今の1ページの要支援1というより、さらに左だということですね。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） そうです。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第4号までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） では、議案第5号、旭市下水道事業特別会計の決算の認定につきましてご説明させていただきます。

私のほうからは、お手元にお配りしております歳入歳出決算に関する説明資料、A4、3枚つづりの資料でございますけれども、これに沿いましてご説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

1ページ目は下水道建設事業の概要でございます。事業費といたしまして1億9,121万2,000円でございます。内容といたしましては、平成19年度は東町・網戸地区の面整備工事

7.8ヘクタール、これは大正道路から東側、八銚線より北側と、それから中央病院北側の入り口交差点、これで囲まれている区域8.7ヘクタールでございますけれども、その整備及び平成18年度、これは平成19年度の区域よりも北側のＪＲと挟まれているところでございますけれども、ここの舗装復旧工事を行ったものでございます。それによりまして平成19年度末までには整備した面積が153.7ヘクタールになりまして、認可区域202ヘクタールに対して76%の整備が済んだということになります。また、平成20年から平成23年度の浄化センター増設工事等のために一部実施設計を行いました。これによりまして事業計画に沿った事業の推進を図ることができたというふうに考えております。

次に、２ページ目をご覧ください。

２ページ目の１番目、下水道状況一覧の１番目の下水道の状況でございますけれども、平成19年度の普及率は、行政区域内人口６万9,536人に対して処理区域内の人口5,465人で7.9%でございます、前年度7.6%から0.3ポイントアップということでございます。また水洗化率につきましては、処理区域内人口5,465人に対しまして供用人口が3,071人でございますので56.2%、これは前年55.2%から１ポイントのアップということでございます。

２番の受益者負担金でございますけれども、平成19年度の受益者負担金の納入状況は、調定額6,802万8,700円に対しまして収入済額が3,151万5,700円で収納率は46.3%でございます。なお、調定額には現年度分と合わせて過年度分が含まれておりまして、現年度分は3,090万8,200円、過年度分は3,712万500円となっており、収入済額の現年度分につきましては2,749万8,600円、収納率といたしましては89%でございます、過年度分につきましては401万7,100円ということで収納率は10.8%でございます。

平成19年度の不納欠損につきましては、記載のとおり269万円となっておりまして、これにつきましては平成12年度に賦課しました３年目の14年度割分、それから平成13年度に賦課しました２年度目の14年度割分、それから平成14年度に賦課しました初年度分、これの一部が不納欠損となっているということでございます。

３番の使用料収入でございますけれども、平成19年度の使用料収入状況は、調定額が5,411万3,388円に対しまして収入済額が5,096万1,385円でございます、収納率は94.2%でございます。調定額の中に現年度分といたしまして5,117万6,991円、過年度分が293万6,397円となっておりまして、収入済額5,096万1,385円の現年度分は5,004万5,327円で収納率が97.8%、過年度分は91万6,058円でございます、収納率が31.2%でございます。使用料につきましては5万997円が不納欠損となっているということでございます。

それから4番目の補助金につきましては、水洗便所他改造資金補助金につきましては、13件で50万円でした。利子補給につきましては、平成19年度はゼロ件でした。

それから、本会議におきまして一般質問で、認可の面積と総事業費の関係の説明をさせていただきましたが、それに関連しまして、もう少し詳細にご説明させていただきたいと思います。

認可面積に対する総事業費が133億5,000万円で、認可区域内の世帯数が2,332世帯ということでございますので、単純に割り返すと572万5,000円ということで説明させていただいたところでございますけれども、この総事業費の中の財源を見ますと、国庫補助金としまして44億7,000万円、それから起債72億9,000万円に対する交付税措置分として36万5,000円が返ってくる見込みでございます。それから受益者負担金といたしまして14億2,000万円を見込んでおりますので、したがって、差し引きいたしましては38億1,000万円、これが市からの持ち出し分という形になります。それを世帯数2,332世帯で割り返しますと、約1戸当たり163万4,000円ということでございます。

以上、ご説明いたしました。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人あり）

○下水道課長（中野博之） 申しわけありません、36万円と言いましたでしょうか、交付税措置分が36億5,000万円でございます。これは起債に対する約半分、45%から50%の間に、それぞれの部分がありますけれども、その部分が交付税として返還というか、返ってくるといような形でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 質疑ございませんでしょうか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） いただいた資料の2ページなんですけれども、3の使用料収入というのがあるんですね。件数が平成17年が103件、平成18年92件、平成19年で101件となっているんですけれども、減っているのは、例えばやめたとかいうような話でしょうか。

それと今、この百何件という、この平成17年から平成19年度の件数というのは、当分続くのかなと。いつごろまで、あるいは来年度もっと増えるとか、その辺の状況はどうでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 使用料収入の傾向でございますけれども、使用料につきましては毎年接続して使用していただいている方が増えてございます。平成18年度から平成19年度においても61世帯の方が接続をしていただいているということでございます。ということで、収入済額の件数につきましては、順次増えていっておりますし、あと収入未済額、これが103件、92件、101件という形で推移しておりますけれども、これは未済額のほうでございますので、減っているというか、まだ支払っていただけない方が過年度部分、それから平成19年度部分という形で入ってきているという形でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみませんでした、ちょっと右左間違えちゃって、それで、では毎年だいたい60件くらい増えていくということですかね、これから。

○委員長（嶋田茂樹） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） これにつきましては、それぞれ新たに整備をしたところで、次年度から接続できるようになりますので、その方々の接続もございますし、それから平成11年に供用開始をしておりますけれども、それ以降の区域の中でも、また接続を増やしていただいている方もございます。そういった中で毎年、整備の量も違ってございますし、それぞれ一概には言えませんが、おおむね60世帯ぐらいは入っておりますし、入っていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ございませんでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっとお聞きしたいことですが、受益者負担で平成17年度以降ですか、不納欠損されていますよね。これを見ますと金額的にだんだん平成17、18、19年と見ますと減ってきているが、これを見ると、これはいい傾向なのかなと思いますけれども、この辺が通常であれば増えていくのかなと思いますけれども、減っているということは何かその辺あるのかなと思います。

それとその辺の、これは先ほど説明の中であれですか、平成12、13、14年からは初めてのものと、平成12、13年のやつは残ったものが不納欠損されているのかなという感じで、分納

なりなんなりにしたものが、約束したものがこういうふうにな納欠損されたのかなというように感じがするんですけれども、その辺お願いしたいと思います。

それと使用料収入で、やはり不納欠損、平成17年度が1件、平成18年度が4件、平成19年度が8件という形で、金額的には幾らでもないんですけれども、例えばこの平成17年度の方が、例えば平成18年度へ繰り越しているとか、どんどん繰り越しされる方があるのかなのか、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） お答えいたします。

受益者負担金の不納欠損の件数が平成17年から平成19年度を見ますと順次減少しているというふうなものは、どのようなことなのかというふうなご質問でございますけれども、それにつきましては昨年度、19年度におきましては、年度当初について、その年不納欠損になりそうな案件というのが47件ございました。そのうち職員が戸別に訪問いたしまして滞納についてのもの等を滞納整理に当たって努力をいたしまして、時効の中断等を図っていただいております。それによりましてこの件数が順次減ってきているというふうな形でございます。

それと使用料につきましては、この部分、平成17年からそれぞれ平成19年まで不納欠損が出ているところでございますけれども、これにつきましては使用料は受益者負担金とちょっと滞納等の状況が違ってございまして、使用料の滞納の方は、やはり生活が困難という方が多い。それからあと使用者に係るものでございますので、その使用者が市外に転出してしまふ、それが住民票を移さないで行ったりとか、転々としていてどこに住んでいるかを追跡ができなくなっているというふうなものがございまして、そういったものでこの未収部分がこういう形で発生しているというふうな形でございます。

それと受益者負担金の本年度の欠損になったものにつきましては、12年度に賦課したものの14年度分、それから13年度に賦課した部分の14年度分ということでお話しいたしましたけれども、12年度賦課したものの12年度部分と13年度部分は、昨年、一昨年におきまして不納欠損に既になってしまったというものでございます。13年度におきましても13年度の14年度からが今年でございますので、13年度分が昨年度欠損になってしまっているというふうなものでございます。これにつきましては職員鋭意努力しておりますし、なおかつ本会議でも議案質疑のときにご説明いたしましたとおり、本年度から悪質な滞納につきましては強制的な徴収を行いまして、時効を極力発生させないというふうな形で、この両輪を使いまして滞納

整理に当たろうということでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 使用料については、これはそうしますとこの3か年の件数を見ても13件と。全く13件は別々ということでもいいんですね、これはダブっていることはないんですね、分かりました。

そうすると受益者負担の不納欠損でございますけれども、これは12年の未済額が817万5,500円ですか、その中の例えば19年ではありませんけれども、17年はそのうちの465万5,200円が不納欠損されたということで、過去を振り返ればいいわけですよ。例えばそういう形になったときに、19年度は14年度分でなくして、例えば12、13年が繰り越されてきたものがここで加算されて14年の収入未済額になっているわけですよ。そうしますと2,682万4,300円のうちから269万円という不納欠損だったということの理解でいいんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） そのとおりでございます。

（「この金額が幾らになるか、何か明快に分かる資料がありますか」の
声あり）

○下水道課長（中野博之） 初年度の平成12年度の賦課部分が、これは供用開始当初でございます、それまで鋭意工事を進めていて、ある程度の面積が供用開始の目前まで整備をしていたということで、初年度の12年度の供用開始面積が90ヘクタールございます。今現在平成19年度までで153.7ヘクタールというふうにお話しいたしましたけれども、その平成11年度の供用開始までに、そのうちの90ヘクタールを整備していたと。面積が圧倒的に多いのが平成12年でございます、賦課部分もそれだけ大きかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 分かりました。その辺は初年度は多かったから金額が多かったということで理解させていただきたいと思います。

ただ今後、これはあれですけれども、次につながる事業でございますので、やはり不納欠損なり未済金が多くなるということは、どうしても市民に負担がかかるわけでございますし、その辺は担当課でしっかりした徴収を継続していただきたいと、そうお願いしたいと思いま

す。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今まで負担金、不納欠損をした中で、また再度利用したいという方はあるんですか、そういうことはないと思うんだけども。

それと、監査委員の指摘ですけれども、これはこの決算とは直接は関係ないんですが、中央病院に早く接続してほしいというのは監査のほうからだいぶ言われているそうですが、その計画性というのは。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） お答えいたします。

不納欠損をした方で下水道に接続している方がいらっしゃるかというご質問でございますけれども、ちょっと今現在その資料を持っておらないんですけれども、記憶の限りではなかったはずでございます。

それとあと中央病院の接続につきましては、2年前から具体的に中央病院、それから企画課に音頭をとっていただきまして、全庁挙げての調整の会議を開きまして、その後、病院と直接細かい打ち合わせをしてきております。その2年前の部分におきまして、当然、下水道のほうにつきましては、下水道の計画区域でございますし、それについては再整備に合わせて下水道に接続してほしいということで計画の調整をしておりました。その調整が平成23年度末には接続できるようという形で調整をしていたところでございます。

昨年度、病院のほうで平成23年度の途中ぐらいで供用開始をいたしたいということがございまして、ちょっとその部分のずれがございまして、下水道といたしましては、処理場の増設とか、大きな工事を進めていかなければならないので、それなりの時間がかかります。その辺で極力一日でも早く完成するように努力いたしますけれども、そういった打ち合わせになっていたという形でございますので、極力合わせるような形で調整がしたいというふうに思っておりますけれども、いかんせん工期的なもの等もございまして確約はできないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 監査委員のお話では、6か月のタイムラグがあるということを聞いてい

るんです。その辺がなかなか埋め合わせできないということですが、まだ平成21、22、23年、約2年半あるんですけれども、ぜひ埋めていただきたいと思うんですよね。現状でいけば、平成23年度中には中間の時点で接続が欲しいということは再整備の中では、もう言っていると思うんですが。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 病院と協議の中で、このタイムラグ等出ております。その部分につきましては、今現在、既存の浄化槽、これはちょっと老朽化しておりまして、再整備計画に合わせて、その後はどうするかということがあるようでございますけれども、そのタイムラグ部分、私どものほうは極力短くしようと思っておりますけれども、その部分につきましては、タイムラグがある分については、旧浄化槽で利用していこうと。下水道が整備された段階で接続をしていこうというような形で話し合いはしております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、旭市農業集落排水事業特別会計につきまして、補足の説明をさせていただきます。

資料につきましては、3枚つづりの平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料のほうで説明をさせていただきます。

最初に、農業集落排水、市内で2か所、ご承知のように実施をしております。1か所は江ヶ崎地区、これにつきましては平成10年5月6日に供用を開始しております。できてから10年が経過をしております。もう1か所、琴田地区、これにつきましては平成13年5月13日にやはり供用を開始しまして、施設ができて7年経過しております。

この集落排水につきましては、ご承知のように使用料につきましては1世帯当たり1,700円、それと人数1人400円ということで、それに対して消費税で使用料を定めさせていただいております。

恐縮ですけれども、この説明資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

2 ページ目のほうに普及の状況を掲げさせていただきました。一番上に全体の普及の状況、これにつきまして説明させていただきます。現在の処理区域内の人口に対しまして使用人口 69.6%ということになっております。この農業集落排水の中で一番の課題は、担当課としまして、現在、一般会計から繰入金で2,841万5,785円、平成19年一般会計から繰り入れさせていただいています。これをいかに少なくするかということは、加入者をいかに多くするか、これにかかっているのかなど。現在この一般会計からいただいております2,800万円、これを使用者の人口で割りますと、1人当たり1万9,058円、約1万9,000円になっております。仮にすべての人口の方が農業集落排水に加入いただく、そうしますと1人当たり実は9,681円というようなことで半分以下になるのかなど。そんなことでさらなる加入推進に担当課としても努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

それと、この資料の2番目のところに受益者分担金ということで掲げさせてあります。平成19年度江ヶ崎地区で収入済額882万円、さらに琴田地区で収入済額714万円というようなことで、合計1,596万円ほど受益者分担金、これにつきましては両地区とも分譲地等が新たにできまして、その分譲地に接続するというようなことで1軒当たり42万円いただいております。それを一般会計のほうに繰り出しをさせていただいたということでやっております。そんなことでさらなる普及に努めてまいりたい。

それともう1つ、農業集落排水の中で、問題は7年あるいは10年、施設が経過しておりますけれども、これの施設の維持管理に努めてまいりたいと。これにつきましては、それぞれの集落で管理組合等、本当に動いていただいています、日々の管理あるいは受益者を増やすというようなことで、集落の役員さん方が、まだ接続をしていない家庭に接続のお願いに伺っている、そんなことで地元の役員と一体となりながらこの事業を進めていきたいと、そういうふうに考えています。

補足の説明は以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

それでは、議案第5号と議案第6号の担当課は退席してください。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため1時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 14分

再開 午後 1時20分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、ちょっと資料はないんですけども、ちょっと参考に補足したいと思います。

水道課のほうは、平成19年度4月1日から水道料金の改定をいたしまして、決算の状況につきましては、過去にも多分これからはないと思いますけれども、好決算というふうになっております。その中身はといいますと、普及率は向上し、さらに有水量は向上し、平成18年度と比較いたしまして減っているものといいますと借金の利息が減ったとか、借金の額が減ったとか、あるいは累積欠損金が減ったとかということで、減るべきものは本当に減らなくてはいけないものが減っているというようなことで好決算となっております。それもこれも料金改定と、それから使用水量の増加ということに尽きます。

ちょっと参考に、昨年度平成19年度から基本計画が実施年度に入ったわけですが、基本計画と比較いたしましても、非常にほとんど基本計画に沿って事業あるいは経理状況も同じような形になっていると。参考に申し上げますと、基本計画では総収益が17億793万7,000円ということで、決算のほうは総収益が18億2,326万4,000円ということで、比較しますと1億1,532万7,000円ほど増えるわけですが、費用のほうで15億4,378万6,000円の決算のほうで15億3,905万6,000円ということで、マイナス473万円ということで、総収益から総費用を差し引きますと純利益のほうは基本計画では1億6,415万1,000円、それから決算のほうでは2億8,420万8,000円ということで1億2,005万7,000円ということで、営業利益としましては収益から差し引きますと3,085万5,000円ほど増えるんですけども、これは先ほど冒頭言いました総収益の中の給水収益が増えたということで、これは大口の利用者の関係で4,000万円ほど増えております。したがって、全体的に見ますと基本計画の平成19年度と決算額の平成19年度はほとんど計数的には合っていると。水道のほうでは、特に気を付けなければいけないのは、収益が大きく変わるの、一番変わるのが天候でございます。天候につきましても、平成19年度につきましても大きな変化はございませんでした。今年度

はちょっと前半ありましたけれども、ということで基本計画と決算額が非常に類似しているということが言えます。

それから、決算書のほうですけれども、ちょっと参考に付け加えますと、公営企業会計のほうですけれども、最初の1ページ、2ページが決算報告書ということでなっておりますけれども、これにつきましては税込みということで、3条と4条予算が分かりやすくなるように要はこの部分はなっているということで、注意しなければいけないのは税込みになっているという点でございます。

それから続きまして、3ページからでございますけれども、損益計算書になっているわけですけれども、これは平成19年4月1日から翌年の3月31日までということで、この3ページの中で、やはり一番注目すべき着眼点と申しますか、それは一番下の行に営業利益というのがございます。一番下にあると思います。その一番右側に1億7,768万8,464円ということで実質的な黒字になっているわけですけれども、この時点では負担金とか県の高料金の補助金とかが入っていない状況ということで、単純に水を売って費用を差し引いたということになります。ここが一番大事な部分ではないかと思います。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

下から3行目に当年度純利益という部分がございます。一番右のほうに行きますと2億8,420万8,188円ということで、ここまで行きますと上のほうを見ますと他会計補助金あるいは補助金が入っておりますので、金額のほうは少し多くなることになります。

それから特別損失の欄ですけれども、これは毎回ご質問いただきますけれども、税でいえば不納欠損に値するものということになりますけれども、こちらにつきましては、水道は時効が2年ということで不納欠損の人数としては216人ということで件数は505件ということで、一番多いのが行方不明ということで、これは非常に外国人がふえていますので、なかなか転出先も分からないとか、そういう部分がございます、あるいは死亡も入っています。死亡は10名ということで、取りあえず不納欠損扱いをしたもの、金額ということになります。これにつきましては、後で徴収ができる場合はもちろん徴収はしております。これらを含めますと、では、税に置き替えるとどれぐらいの徴収率になるかということですが、これは必ずしもぴったり比較はできませんけれども、徴収率というふうに置き替えますと99.752%くらいになります。

それから5ページでございますけれども、剰余金の計算書、今まではこの部分につきましては累積赤字、ちょうど当年度未処理欠損金、純利益の下にございますけれども、累積赤

字がいっぱいあったわけですがけれども5億1,700万円ですか、あったんですがけれども、2億3,280万9,742円に減ったということになります。

その次は、ちょっと飛びまして7ページのほうに行きますと、やはり一番下の段に翌年度繰越欠損金ということで2億3,280万9,742円が掲載されております。

8ページ、9ページに移りますと、こちらのほうは貸借対照表ということで、これは3月31日、今年平成20年の3月31日現在ということになります。こちらにつきましては、ちょっと割愛させていただきたいと思います。

あと、それから14ページに建設工事の概況ということで500万円以上を掲載してございます。これにつきましては昨年の10月からダイレクトも入っておりますので、指名とダイレクト、両方あるということで、上のほうが第325期三川地先配水管工事、ここまでが指名競争入札になりまして、下の2段はダイレクトの一般競争入札ということになります。

それからその次のページに、400万円以上の3条の修繕費が掲載されております。

そのほかにも例えば工事のほうは、昨年、小さいのも入れますと20件ほど工事を実施しました。

それからあとは、16、17ページ、特に16ページのほうですがけれども、先ほども冒頭触れましたけれども、前年と比較しますと、ほとんど全部プラスになっていると。無収水量、これは有水の反対でございますので、これは下がっていいわけですがけれども、全部100を超えるという比較になります。

続きまして、17ページも同様でございますので、最後に29ページをお開きいただきたいと思います。

ここに企業債の明細書の合計が一番下の欄にございますけれども、28億3,352万7,899円ということで、内訳は政府資金、公庫資金、振興資金ということで、すべてが公的な企業債ということになるかと思います。

以上で補足のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田和雄委員。

○委員（嶋田和雄） 料金改定と、それから大口利用者の方が水道をいっぱい使われて増収になったということでありましてけれども、大口利用者についての増収は、先ほど4,000万円と課長のほうから説明がありましたが、料金改定による増収というのはどのくらいあったのか

お伺いをします。

それともう一点ですが、27ページの固定資産の明細書がありますが、この中で構築物の当年度減少額、98万円余りありますけれども、これはどういったものが減少したのかをお伺いします。

それと、先ほどの説明の中で、徴収率にすると99.75%になると課長の説明がありましたけれども、ちょっとこれはどういう説明であったか聞き漏らしましたが、徴収率のところだけ頭に入りましたので、もうちょっと詳しく説明のほうお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 水道料金の改定に伴う収益の差といいますか、そういうことでよろしいのでしょうか。1億7,121万857円ぐらいでございます。これはざっと計算いたしますと。ただ、先ほど言いましたように、使用のほうが減ったり増えたりもしますので、そのままこれは単純に料金改定によるどれぐらい増えるのかと。従前の改定前は幾つもの料金に分かれておりましたので、それも一本化してありますので、それぞれに弾き出しますと、それぐらいの効果ということになります。

それから27ページですか、減少の部分、これは各支所に公用車を持っていたんですけども、2台ほどこれは処分したと。これは売っちゃったわけではありまして、一般会計のほうに、早く言えば財政課のほうに無償譲渡したと、それが主なものでございます。

あとは工具、備品とか、そういうのは古い草刈り機とか、あるいはそういう雑多の古い機械の処分です。

構築物のほうは、十日市場の配水管の除却、よろしいでしょうか。

あと徴収率でしょうか、徴収率のほうですけれども99.752%というのは、3月分が翌月に繰り越されますので、3月31日で切ってしまいますので、それがどれぐらい翌月に徴収されるかまで含めますとそういうふうになると、こういうことでございます。では、税の場合ですと4月、5月と処理期間があるわけですけれども、企業会計の場合は、すぐもう次の日から変わっちゃいますので翌年度へ繰り越されてしまいますので、それを除きますと98.86%。ただし、それは翌月必ず徴収するわけですから、徴収したと仮定すると99.752%になりますよとこういう説明でした。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） ちょっと徴収率についての理解がちょっとできないんですけども、要するに税金なんかで考えますと調定金額があつて、それに対しての収入金額、これが徴収率になるわけですけども、そういう形で考えていいわけですか、水道料金はこのくらいおたくでは払ってくださいという中で99.何%という数字が出たということですか。随分徴収率いいですね。

……（録音漏れ）……は、料金ではなくて公共と申しますか、1億7,000万円の増収がこれは料金改定であつた。それから大口利用によって4,000万円の増収があつたということでもありますけれども、これは来年度以降もこういった数字が見込めるということでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 徴収率のほうはそういう解釈で、ただ処理期間がないんで、処理期間を含めると、先ほど言いました率に99.752%になりますよと。ですから水道料金を調定して、それに対してどれだけ取れるか、当然うちのほうは水道をとめますので、非常に厳しく公平性を守っておりますので、その点につきましては税よりも早いといいますか、条件が違いますので。

それからもう1点のほうですけども、来年も続くかということですけども、これは冒頭言いましたように、これからもこういう決算はないでしょうということを、たしか触れたと思いますけれども、といいますのは20年度の予算で高料金の分と、それから他会計の補助金含めまして1億5,000万円ほど少なくなっております。これは負担を求めないという形で。

今現在約1億5,000万円ぐらいいたっているんですけども、今年度ですね、それも高料金につきましては合併の特例事項ということで県のほうから補助金をいただいております。ですから、年数が過ぎれば県の補助金は全くなくなるということで、当然、基本計画もそれらを想定して計画のほうを立ててございます。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今、課長のほうで、県の要するに交付金がなくなると。それはいつごろを想定しているのでしょうか。

それで、今までで言えば繰越欠損だと1年半ぐらいで解消するわけですが、解消する前に、例えば旧旭市の場合は相当施設が古いので、そっちのほうに資本投与していく可能性がある。それともう一つ、今、全国的には下水道と水道を合体させるという方向に進んでいると

思うんですが、その辺について水道課のほうでは、どのように想定しているんでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 県の高料金の補助につきましては、当然、市とも連動しているんですけれども、合併してから3年ちょっとたちますので、もう6年ちょっと、一応25年で終了すると。一切補助金も受けない形で基本計画では掲載してございます。ちょうど合併から約10年間ということになるかと思います。

それから2番目のほうですけれども、ですからざっと今平成19年度を見ますと、先ほど言いましたように仮に補助金を全くもらえなくなったというふうに仮定しますと1億5,000万減りますので、3ページの先ほど言いました営業利益という部分がございますけれども、1億7,768万8,460円ということで、ですから二千七・八百万円は残るのかなというふうに思っております。ただし基本計画の中に掲載しておりますように、旭の配水場、あるいは配水管の老朽化等も当然ございますので、それらを更新しながら、やはり収支の状況を見ながら投資をしていくと、投資といいますか、施設の改善をしていくというふうに思っております。

それから下水道と水道の件なんですけれども、これは私が答える立場にございませんので、よくそういうことを言われますけれども、それは多分、隣の香取市あるいは他の地方公共団体で水道と下水が一緒になっているケースが最近よく報道されたり見受けられるということで、ただ、組織の関係ですので水道課長としてはちょっとどうするというコメントはできません。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） だいぶ赤字が減って、すごいい決算になってきてよかったと思います。

ただ、あと一つには給水原価の問題もあるんですけれども、トン当たり250円ですか、平均、この値段がどうなのかなと。1割くらい上がっているんですけれども、近隣と比べてどういうふうになっているのかという点。

それから、未収入金が1億9,000万円ほどございます。それから未払金が9,500万円ぐらいありますので、この内訳というか、例えば未収入金1億9,000万円の中に特別損失の、何ですか、予備軍みたいなものがあるのかなと、その辺をちょっとお願いできたらと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 250円の水道料金ですけれども非常に高いと思っております。県下で改定時は3番目でした。ただ、それぞれの市町村も大変厳しい状況になっておりますので、今年になって4番目にと、だんだんよそも改定に踏み切っているというのが全国的な傾向でございます。

ただ、水道事業につきましては公営企業ですので、当然、3年ごとに料金につきましては見直しをするという考えでおりますけれども、あまりもうかってもいけないということで、非常に料金と公共性といいますか、そのバランスが大事ではないかというふうに思っております。

参考までに高料金の基準でございますけれども、国の基準ですと給水単価が280円とか、あるいは資本費が175円とか、到底今現在の旭市の水道料金252円よりもはるかに高い料金になっております。したがって、今現在、県下では確かに高いんですけれども、国の高料金の対象になるような額ではないという状況になっております。

それから、1億9,000万円ですか、これは先ほどちょっと徴収でも触れましたけれども、3月の分が繰り越されておりますので……。ちょっと数字のほうが今来ましたので、未収金ですけれども、3月分が1億3,769万7,588円ということで、もう大半がそういうふうになっております。ですから、未収金の大半は水道料金ということになります。

そのほかに消火栓の、これは町からの負担金とか、そういうのが含まれております。その辺のところよろしいでしょうか。

（「あと未払金の」の声あり）

○水道課長（堀川茂博） すみません、ちょっと漏れまして、未払金の関係でございますけれども、流動負債ということで、反対に受水費の6,988万9,136円、それから委託費ほかの経費が1,298万2,233円等々、合計9,551万1,666円でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ご説明させていただきます。

まず、決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款病院事業収益ですが、入院患者数の減や外来単価の伸びが見込みより少なかったことなどにより、予算を4億5,800万円ほど下回りました。

続きまして、2ページをお開きください。

第1款病院事業費用でございますが、材料の標準化や医師、薬剤師が一体となつての価格交渉といった平成18年度から引き続いての材料費削減への取り組みに加えて、経費削減プロジェクトにより、さらなる診療材料の削減を図りました。その結果、予算額に比べ5億4,328万円余りの支出を抑えることができました。このような経営努力によりまして、当期純利益は予算を大幅に上回る3億1,000万円余りの利益を計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 本会議のほうで議案質疑が途中だったんで追加でお願いいたします。

決算なんですけれども、3月末に何億円という決算ができるんですか、そんなに上手にできるんですか、それが1つ。

それと、質疑の中でも言ったんですけれども、平成17年度まではだいたい1億円弱だった棚卸資産は、平成18年度の決算で2億円を超えたと。約1億をプラスと。また平成19年度決算においては、それにプラスの7,000万円と。これからも棚卸しが増えていくと、そういうような発言をしているんで、本当にそれでよろしいんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） まず第1点の3月に何億との決算が急にできるのかという質問でしたが、病院の場合には発生主義で毎月毎月をやっております。ですから、その発生主義の中での決算の状況を毎月々、それを毎月監査委員事務局等にも報告しながら、きちんとそういう所定の手続きをとってやっておりますので、何ら問題はございません。

それからもう1点、貯蔵品の棚卸しの件での質問がありました。貯蔵品については全国の自治体が、国の医療費の抑制と医師不足等の影響で非常に厳しい中、当院においては健全な経営を維持するために、材料の削減等、さまざまな経営努力をしております。貯蔵品につい

ては、診療材料費の削減等の一環として不良在庫の防止、これは適正在庫を含めて、こういうことを目的としまして、従来、中央倉庫で行っていた棚卸しを病棟外来倉庫及び薬剤部の調剤室、こういったところに拡大してやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 私が最初にお尋ねしたのは、病院の経理課長は質疑の中で3月の末に実施していると、棚卸しを。だから本当にできるのかということなんですよ。そしたら発生主義だから、じゃ、全然これ答弁したとことと違うんじゃないですか。

それと一番大事なことは、企業会計にしる会計にしる、どんなことにしる、決算とかそういうことについては、企業会計原則というのは、やはり公務員出身の方ですからよくご存じと思うんですよ。それは国で言う憲法と同じですから。憲法の中でおかしいと思うことは、これは企業会計原則のほかに公営企業法にでも、真実性の原則、正規の簿記の原則、資本取引と損益取引との区分の原則、それと明瞭性の原則、継続性の原則、安全性の原則、ちょっと名前が違いますけれども、保守主義の原則、これは企業会計でいうと保守性の原則、単一性の原則とあるんです。この中で何でこれに触れないんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほども申し上げましたとおり、大きな病院の中にはさまざまなものがありまして、そういった中で適正在庫等を管理するということで、昨年から棚卸し等を実施しまして、随時それを拡大しているわけです。こういった中で、先ほど言ったように不良在庫とか、そういったものを把握しながら適正在庫に近づけるように棚卸し等を持っております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 棚卸しをするということは、ないものをあるというふうに見せかけるわけではありませんので、現在、病院が仕入れている中で、まだ使っていない未使用のもの、これを在庫として把握するというのは何ら差し支えないと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英）　ということは、質疑の中でも言ったんですけれども、じゃ、平成17年以前の棚卸しは何だったんですか。これからもどんどん増やしていくと。これは物流システムを入れたのは昨年の3月に入れているわけでしょう。1年かかって、まだできないということはどう考えたっておかしいんじゃないですか。棚卸し方法も最初は目視でやっているんだから発生主義でやっているのか知りません、発生主義と言っていましたよね、これは分かりますよ。でも、途中から要するに電子カルテで病棟にある消耗品も全部カウントできると。去年はそうように答えているんですよ。でも、これにしたって、今まで数えないものを数えたということ自体が、期中にやったこと自体が違法性があるのではないかと。去年は去年でいいですよ。今年は、じゃ、何でこれは7,000万円に増やしたんですか。これは利益を調整する、普通だとこれというのは意外と利益を調整する方向に持っていく可能性が多いんですよ。給料を取っている人は、多分あまり分からないと思うんですよ。でも、少ない売上げですね、継続して同じような金額が売上げのある人だと、在庫の分は出さない、出しても同じだったら出さなくてもいいということがあるんで、多分、中央病院は今まで平成17年まででいたい9,800万円とか1億円の下でやってきたと思うんですよ。ところが、何で平成18年度になって約倍になったのか。

それから、また今年はそれにプラス7,000万円というのは、倉庫を調べたから、じゃ、その伝票をカウントしなかったのかということ、去年の時点で物流システムを導入したときに、そういうことをやっていないじゃないのか。でも、これは2回も3回も同じことはできませんよ。普通は1回ですよ。この7,000万円のなぜ増えたかの理由なんですよ。それを公明正大に答えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹）　滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武）　ただいま委員からあったように、病院が今現在、棚卸しを昨年からやってきております。棚卸しというのは、やはりこれから先も未来永劫、継続性の原則という中で引き続き棚卸しを病院は実施していくつもりでおります。

ただいま質問があった中で、昨年と今年と、またなぜ8,000万円近くが増えたかということのご指摘ですが、平成18年度の棚卸しというのは、この間も述べたように、要は薬剤部の倉庫の部分、ここの部分だけを実施していたと。今年度に限っては、それプラス調剤薬局、それから診療材料等の病棟への倉庫、こういったところの倉庫まで棚卸しを実施したということでございます。これからも引き続きやっていくつもりでおりますので、よろしくお願い

します。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今言ったことと去年言ったことは違うでしょうよ。去年、再整備室長が言ったのは、去年の時点で机の上にあるのも電子カルテが導入されたからカウントしましたと言ったんですよ。あなたが、きょう言っていることは違うでしょう、逆のことを言っているでしょう、どう説明付けますか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鏑木友孝） 去年の時点では、薬、数多くありますけれども、倉庫の部分をカウントしたというようなことを言ったかと思うんです。今回はその範囲を各病棟の部分までできるようになった。その何というか、利益を調整するというような、そういうつもり全然なくて結果的なことなんですけれども、その範囲を広げたというようなことです。物流システムを確かに入れましたけれども、入れたからすぐに使えるというものではありませんで、そんなことでいろいろできるところからやってきたというようなことであります。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） だから、あなたが言ったことは、去年はそんなこと言わなかったでしょうよ。あなたは要するに、電子カルテを入れたから机の上にあったものもカウントしたから増えましたと言ったでしょうよ。それは代表監査、木村先生にも、あなたの言ったことはちゃんと行って、木村先生からもそういう回答をいただいているんですよ。今言っていることは、あなたが去年言ったことと今言ったことは逆のことを言っているでしょうよ。去年が倉庫をやった、今年は机の上、今、経理課長が言ったことと逆じゃないですか。そんな、じゃ、なんだったら調べてもらってもいいですよ。

それと、もしそうだとすると、何で7,000万円を増やしたんですかということ、ということは、社会保険庁と同じで、後出しじゃんけんをやって、困ってきたらどんどん、今から在庫品を調整して出してきましたよと、これは一貫性がないじゃないか。今まで在庫でカウントされていないものは、カウントされないままでいいじゃないですか。そうすれば利益の調整にはならないですよ。継続性の原則というのは利益を調整するかしらないかなんですよ。それは企業会計やっている方はみんなご存じだと思いますけれども。

ちなみに水道課長はどう思いますか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

これは水道課と病院関係はちょっと……

（「企業会計であれば同じような法律で同じようにやっているんだから」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） あくまでも自分のほうのということで、水道のほうでは、貯蔵品につきましては水道メーターだけということで非常に単純になっております。ただ、在庫については買うときも関係するわけですが、そんなに極端には買いませんので、当然、収支計画の中でどれぐらい必要かと。メーターの交換につきましても計画的に行いますし、また年間どれぐらい加入者が増えるかということもございますので、それらを予測しながらやっておりますので、水道会計につきましては、ほとんど貯蔵品については大きくは変わることはありません。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） あくまでも倉庫というのは貯蔵品の範囲なんですね。それで使った額を使用額として初めて使ったというようなことなんですけれども、その範囲がコンピュータの関係で進めることができまして、現実に近い、使った額をカウントできるというようなことをするために、あくまでも貯蔵品である部分については現場在庫であっても、使っていなければ、それをカウントしているというような作業を行っております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

ということは、だから先ほども言ったでしょう、平成17年以前にそのようなことでカウントしなかったのなら、平成17年と同じに、その部分についてはカウントしなかったら、在庫はこんなに出てこないでしょうというのが。だから、こんなに、じゃ、電子カルテにしましたよ、それから物流システムにしましたよといってカウントするということは、カウントしなかったものをカウントするんだから、今までであってもカウントしなかったんだ、カウントしないでやれば、利益をつくった、創造したになるわけでしょうよ。利益を調整したんですよ、あなた方はどう思うかもしれないけれども。我々の企業会計とか税法で言えば、絶対それは利益の調整になりますよ、それでいいんですか、本当に。今まで平成17年までカウントしな

かったものは、カウントしないでやってみれば分かるでしょうよ。

じゃ、逆に言えば平成18年度も平成19年度もカウントしないでやってくださいよ、どのくらいの利益になるか。平成17年度まではカウントしなかったんでしょ、在庫品について。倉庫にあるものについても机の上にあるものについてもカウントしなかったわけでしょう。だから、それをカウントしないで適正な貯蔵品を出してくださいよ。そしたらどのくらいになりますかと。そうすれば簡単に言うと平成18年度の決算額3億数千万円、今年の3億1,000万円、それも相当動くんじゃないかということ。私が言っているのはそういうことなんです。だから、今まで載せないものを何で急に載せなくちゃしょうがない、皆さんも分かりませんか。今まで全然載せなくて済んだんでしょよ、指摘もされなかったんでしょよ。だったら、何で載せなくちゃしょうがないんですか。載せるということは利益の修正になるんですよ、最終的には。今まで今年買った経費から何億円、5,000万円でも1億円でも引くということなんですよ。それを絶えず増やしていくということは、費用を圧縮して利益を創出するということですからね。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと滑川委員のご質問とこちらの答えがかみ合っていないものですから、少し補足をさせていただきますが、確かに今は申し上げたのは適正な在庫の棚卸しをしていると。それが平成17年度まではしていなかったけれども、去年から始めたということで、それで平成18年と平成19年では範囲が、数字が違っているのは棚卸しの範囲を拡大をしたということを行っているわけでありますね。

それであと、今後どうしていくんだということになると、これからも同じようにやっていくわけでありますから、今度はやる範囲が今までやってこなかったけれども、これからは適正な在庫管理で棚卸しをしていくということでありますから、今後については、やっていくわけでありますから、しなかったからということをおっしゃっている意味が、逆によく分からないところもあります。

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 棚卸しを実施しているということは、適正な在庫管理もありますけれども、その商品の中に例えば不良品とか、そういったものがないかどうか、そういうのも見ながら、そういう棚卸しというのが必要なわけですので、その辺ひとつ、ただ棚卸し自体は、これからも継続してやるということ、これが一番大事なことで、要は利益調査

で例えば今年やって、来年やらなかったとか、それはやはりまずいことで、これからも継続性をもって引き続き棚卸しをやるということが一番大切なことだろうと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今、課長の言ったことは答え出ているじゃないですか。平成17年度までやらなかったんだから、それをこれからどんどんやっていくということは、今回でも、去年も一部しかやらない、今年も一部しかやらない、また来年も一部だったらどんどん棚卸しが増えていくということでしょうよ、そんな話ではおかしいでしょうということ。売上げはほとんど変わらないで、購入価格は少しずつ上がっていくかもしれないけれども、何でそんなに増えなくちゃしょうがないかと言っているんですよ。平成17年までカウントしていないものだったら、カウントしない状態を出していただければ、もうちょっと正確な決算内容が分かるでしょうと言っているんですよ。だから、それを棚卸ししないものを在庫を、そんなら棚卸しはどこの企業だって大きくなれば絶対やっていますよ。やらないというほうがおかしいんですから。だから数千万円、数百万円くらいの売上げであれば、前年で同じくらいの棚卸しならゼロでも税法上は全然何ら差しさわりはないんですよ。ところが両方、売上げと経費を寄せたら600億円の企業でしょうよ、それが棚卸しやらない、いいかげんなことをやったこと自体がおかしいんですよ。

だから、これを例えば何回も言うけれども、平成18年はやらないものをやったんであれば、平成19年ももっと拡大してやらないものをやっているであればおかしいでしょうと言っているの、継続性じゃないでしょうと言っているの。だから平成17年まで同じ計算の仕方で決算を出していただきたいんですよ。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 私の答弁は重複しますが、これだけの大きな病院がやっていく中で、やはり商品というか、要は診療材料、そういった薬品、そういったものが大量なものがあるわけですね。そういったものの要は適正な在庫管理、それから不良在庫、そういったものを把握するという作業は当然必要なことであり、そのために私どもは在庫管理という形で棚卸しというものを導入というか、去年……、今回2回目になりますけれども、実施したわけです。

委員が言うように、じゃ、それ以前はいいかげんなことをやっていたのかなということに

なりますけれども、ちょっと私もそれ以前いなかったもので、ちょっとよく分かりませんが、ただ、棚卸しということ自体は、先ほど委員も言ったように、どこの企業もやっているという中で、病院としても適正な在庫管理、不良品管理をするためには必要だということで棚卸しを実施しているということでひとつご理解してください。

これからもそれを継続して要はやっていく、1回棚卸しをやって、これで例えば来年利益が出たから棚卸しをやめちゃおうとか、それはやはりまずいことなんで、そうではなくて、引き続きずっと棚卸しをやることで、本当の病院の機能が発揮できるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 私は棚卸しをやれとかやらないとかと言っているんじゃない、棚卸しは企業会計で原則ですよ、これは。やるのが当たり前ですよ。これからやっていくなんて何を考えているんですか。今までやってこなかったことを、これからやっていくと答えているのと同じじゃないですか。

だから、だったら平成18年の決算、平成19年度の決算が正しいのであれば、平成17年度までの棚卸しは全然やっていないと、発生主義だけでやってたと、現物は見てないと。じゃ、我々の決算処理はおかしかったと。そのかわり棚卸しやれば平成17年までの決算金額というのは億単位でプラスになりますよ。逆に言って、平成18年度から億単位でマイナスになりますよ、同じことをしていれば。同じようなものがあるわけですから。企業は棚卸しをやるのは当たり前なんですよ。継続してやっていくのも当たり前なんですよ、何でそんな常識的なことを言うんですか、そんなのイロハのイでしょうよ。だから、加えないものを何でやったか。逆に何で平成17年までやらなかった、このどちらかでしょうよ。

今回の7,000万円はどうしてなったのかということなんだ、どこをどのように拡大したかなりましたかということ。それを答えていないでしょう、全然、答えているんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鏑木友孝） 平成17年までも棚卸しはやっておりました。ただ、それが正確にはできない、ただ、委員、数がすごくあるんですよ。それでその当時のやり方としては、例えば購入したらそのまま使ったことにしようとか、あるいは箱単位でやっていたりとか、箱単位というか段ボール何十箱と来ますから、そんなことでやっていたので、それが平成18年度からは、ちゃんとコンピュータ管理ができるようになって、それでさらに今回進めたと。

だから、どちらかというと今は正しいことに近づきつつあるというようなことなんですね。

7,000万円の内訳というのは、この後、経理課長のほうから申し上げます。

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 7,000万円の内訳としましては、薬品、これが棚卸しによって6,000万円、それから診療材料、こちらが2,600万円ですか、逆に棚卸しによって少なくなっているのがあります。これが消耗品ですか、こちらは700万円ほど減っております。

それで今の棚卸しの数字ができております。そのほかにも細かいものはありますけれども、大きなものは以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 在庫管理するのは当然な話ですから、これは平成17年度までのことはちょっと甘かったなと、そういうふうに皆さん考えているし答えてもいますよね。それであれば、この貯蔵品の適正在庫とか、その辺につきましても代表監査の意見を早速聞いていただきまして、これが2年にも3年にもわたって、これからも在庫品を調整していくということは、どう考えても継続性の原則からいったらアウトに近いんですから、早速相談していただきまして適正な処理を求めます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ただいまの代表監査の件なんですけど、昨年、棚卸しを実施した時点で監査委員のほうから言われているのは、要は継続性を持って、これからも引き続きやってくださいねということを言われております。ただ一方で、今、継続性という中で滑川委員とちょっとかみ合わない点というのが、病院のほうで棚卸しが1回に全部できればいいんですが、それが1回に全部できなくて、今回、実施したのが薬剤の調剤薬局、その辺のとこ

ろと、あと各病棟にあります倉庫に診療材料等があります。こういったところまでが今回、棚卸しができたということで、このところは引き続き私どものほうでも、これからもやっていきますので、そういった中で適正在庫、不良品等を把握しながらやっていくつもりであります。

この件に関しては、私どもも定例監査の中でも、監査委員のほうにも今回、議会の件も踏まえて報告しながらやっていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） そのことにつきましては代表監査の木村先生のお話では、2年も3年にもわたって、その在庫、要するに棚卸し調査をしていって増やしていくというのはいかなものかと、けさ聞いてきているんですよ。そういうことも踏まえまして、もうちょっと誰にも明瞭性ですよ、公正にやるべきじゃないでしょうか、誰にも分かるように。そういうことでぜひ代表監査の先生には、即相談していただきたいと思います。

以上で発言を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ございませんでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと今、確認、私は答弁はいりませんから、もしあれだったら。

在庫の確認というのを、ここで今、滑川委員やっていたと思うんですけども、まだこれは何年かかけなければ、すべての在庫整理はできないということになるんですか。もし、後でまたその辺、ちょっとあるならお願いしたいと思います。

それと有価証券は、途中、昨年度中に変化はあったんじゃないのかと思いますけれども、その辺のものについて1点。

それと、受贈財産評価額、資本剰余金の中にあるんですけども、金額がどうのこうのことではないんですけども、この辺の評価額ということになりますと、どのような手続き、方法等をもって評価を行うのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 受贈財産の件に、こちらのほうから先に答弁させていただきたいと思います。

これは市町村合併に伴いまして、平成17年のときに、いろいろ各施設、この辺まで全部把

握したつもりでやっていたんですが、一つ養護老人ホームのほうで、今関記念の間というところで、要は患者さんというか利用した方から提供していただいたものが、これが346万5,000円ほど、これがもう既に破棄されているにもかかわらず、これが資産として載っていたので、今回それに気づいたので、その分を償却という形をとりました。

それから、有価証券のほうですが、有価証券は平成19年度の購入が全部で5本の10億円購入しております。それから満期が全部で11本の18億1,000万円満期になっております。こういったことで、平成19年度末の有価証券の残高は11本の19億円という残高になっております。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 2点お伺いします。

まず医師の近隣の病院に対しての派遣なんですけれども、この間の本会議では、その費用については病院が持つというような答弁をされたと思うんですけれども、どうも腑に落ちないもので、そのことについて本当に病院で全部持つのかどうかをお伺いしたいと思います。

それからもう1点は、41ページの企業債明細書が載っておりますけれども、繰り上げ償還ですか、これは病院としては考えていないのかどうかお伺いします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） では、私のほうから繰り上げ償還の件についてご説明させていただきます。

繰り上げ償還というのは、ただいま委員の話では、病院は繰り上げ償還なりをしないかという話で、これは金利の高いもの、6%、7%、8%台というものに対して、要は繰り上げ償還という形であります。ただ、これを実施しますと、3年間、新規の起債が要は凍結されるというのがあるんですね。それをやりますと、私ども病院のほうは、今ここで再整備事業というものを抱えていまして、要は今現在ある病棟と同じものを持った建物を別の場所に今建てるという形になりますと、それ自体がやはりちょっと抵触してくると。

それから、1号館、2号館、それから3号館、7号館という形で、今あるものを要は改修して違う機能で使おうという形の中で、やはりこれが今回の起債の繰り上げ償還という中で、要は3年間そういったものを、じゃ、新規の貸し出しの停止とか、要はそういった今現在あるものをいじってはならないとか、そういったところに抵触しますので、この繰り上げ償還というのは、病院としては現在考えておりません。

○委員長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 1点目は、今の繰り上げ償還の話をちょっと補足をさせていただきます。

本当は6%とか高金利のものがあって、それは返せば一番、1つは経営のためにいいわけでありすけれども、基本的に、これは返すにも許可が必要なんですね。その許可が必要だということと、今言ったように条件があって、それが今ちょうど合わないということがあって、本当は返したいんですけれども、返せないという状況であります。

それからもう1点の、この間の議案質疑のときにご質問があって、近隣の病院に医師を派遣しているが、その費用はという話ですが、これはあのときの質疑の内容は、給料は派遣した医師は病院の職員のまま派遣をしています。ですから、給料は病院が持っていますということを言ったんですが、ただ、相手方から協定を結んで、それ以上のお金をもらっているんです。ですから、お金はもちろんもらっているわけですが、払っているのは給料と、それから行ったことに伴う手当を診療手当としてお支払いをしているということを申し上げたわけであります。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変ご苦労さまです。

収益のほうも300億円の大台に乗りまして、300億円というとかなりでかい金額で、私どもちょっと想像もつきませんが、出るほうもやっぱり300億円くらいと。でも、減価償却約20億円をカバーして利益を出していただいているんで、そういった意味では大変ご苦労さまですと申し上げたいと思います。

ただ、300億円で1%でも3億円なんですよね。だから、二・三%の狂いというのは、予算から見ても全くそのくらい違っているのかもしれないし、例えば補助金、負担金、交付金だけでも2億円ぐらい予定より増えていますから、だからこのままやっぱり1%でもいいですけれども、とにかく減価償却をカバーして利益を何とか保っていただきたいと。できれば給与費、人件費のほうに上がって、あまり余分な設備投資せずに、その分を人件費のほうに向けていただいたほうがいいのかなと、私は基本的にそう思っています。ただやっぱりこれはみんな心配していますし、そういった意味で若干心配になる点を質問させていただきたいと思います。

先ほど日下委員からお話ありましたが、有価証券の残の件なんですけれども、これ

は私、組合のときに1回聞いて、何だと聞いたら国債だという話、もっとすごくあったんですよね、当初、私がお伺いしたときにはね。その年に10億円くらい減らしたんですかね、何か特別損失が出たという話だったように記憶しています。

それで、まず最初に有価証券がだいたい平成17年から10億円くらいの規模で減ってきている、予算ではもっと減る予定だったことになっていると思うんですけども、これによって発生した利益あるいは損金が出ているのかどうか。

2番目に、預金、現金が約40億円あります。41億円ですか、42億円ぐらいあるんですかね、この辺がどうなっているのか、本当に手元の現金が幾らぐらいで預金がどのくらいなのか、預金はどこの預金に納められているのか。

それから3番目で未収入金の内訳、だいたい医療報酬だろうと思うんですけども、今までの議案でもそうだったんですけども、やっぱりその中に不良債権といいますか、ちょっととれないのがあるのかなと、その辺ですね。何人でどのぐらい、何人ぐらいいるかでいいです、金額は分かりますからね。

それから4番目に雑損失の件、これの内訳、有価証券が利益になっていけば収益に入っているんでしょうけれども損金、その辺は含めて、多分これは消費税とすごい関係してくるんだろうと思うんで、仮に消費税が10%になったら多分大変なことになるのかなというふうに心配しています。

それから5番目に建設調査費、これはどんなものなのか、ちょっとその辺お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ちょっと質問の順序と一緒にではないんですが、すぐ答えられるところから答弁したいと思います。

まず雑損失なんですけれども、これは雑損失の内訳としましては診療報酬査定減というものがあります。これは診療報酬をやりまして、こちらから当局に上げるんですけども、その中でちょっと計算が間違っていますよとか、そういったものをいろいろやりまして、それが約1億1,037万円ほどございます。それから取り立て不能欠損金、これが1,007万円ございます。これが昨年は975万4,000円でした。それに対して今年は1,006万8,000円という形で、ほんの少しなんですけど昨年よりは増加しております。そのほかに消費税雑損失ということでこれがあります。これが5億7,739万円というような形。

あと未収金なんですけれども、この未収金の中に、先ほど委員が言われたように、そのほとんどが診療報酬の2か月分、入ってくるまでに2か月かかりますから、その部分がほとんどになりまして、あと一部診療報酬の未納患者、こういったものがございます。未納患者の部分というのは、毎年だいたい1億3,000万円前後発生しております。平成18年度は1億3,338万9,000円という形でしたが、平成19年度は1億2,991万6,000円ということで昨年よりも若干ですが減らしております。これは私ども経理課内にそういう未納の督促チームという形で3人専属の者を採用して、その辺とあと私どものほう、経理課の男子職員と併せて連携をとりながら督促を日々やっております、その結果が少しずつ減少していると。ただ、現実問題としましては、未納患者等については、結構外国人等の不法滞在者とか、そういった者が多いことで、やはり未納が発生するのは非常に件数的にはあります。そういったものの中で、何とか未収にならないように、損金にならないような形でいろいろ相談をしながら回収に努めております。

○委員長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうから、国債の、ちょっと県と建設調査費のことをお話させていただきます。

従来、有価証券で買い方、結論からいきますと特別損失というようなことではやったことなく、雑損失で処理している中なんですけれども、例えばオーバーパーといいまして、例えば100万円の額面のものを101万円とか102万円で買います。それは償還になるとときには100万円になるので、差額のオーバーパーの分、1万円、2万円というのは損失になります。それを雑損失の中で処理をしていると。ですけれども、そのオーバーパーの分を上回る金利が得られるというようなことなんです。ですので通常、国債とかにしたほうが安全性もありますし、それから当時、いろんなことでちょっと銀行のほうも問題になっておりましたので、当時から金融機関に預けるよりは国債とかというようなことで運用をしてきました。

それから、建設調査費の内訳なんですけれども、今、こちらのほう、どんなのが内訳あるかといいますと、例えば設計監理料でありますとか、コンサルタントに委託していただいている分につきまして、国の言うような形でやらせていただいております。ただ、平成19年度までですけれども、今回平成20年度予算で再整備で新棟というのが予算通りでしたけれども、平成19年度まではどのような形になるか分からないというような中であったわけなんです。それで正しく通常ある方法としましては、建設仮勘定というような固定資産のところで、この設計監理料とかというのを見るというようなことになっておりますので、今まで繰延勘定

ですか、ということで処理していただいておりますが、今回もう平成20年度予算で建設費のほう予算を通していただきましたので、今後は一たん、設計監理料、そこら辺につきましては振り替えさせていただくことを考えております。

それと、ただコンサルタントの費用とかというのは、これは本来、費用的な性格のものなんです。ただ、その効果が単年度だけではなくて、数年間に及ぶものということで、このような形をとらせていただきましたが、これにつきましても後々に完成した後は、これも償却していくというような形を取りたいと思っております。

私からは以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほどの質問の中の国債の残高と預金等についてということで質問がありまして、国債については平成17年度末なんですけれども、まず預金のほうが29億3,075万円ございました。国債が37億1,000万円ということで、合わせますと66億円の残高がございます。18年度末、こちらが預貯金関係が、これが34億8,513万円ございます。国債の残高が27億1,000万円ということで、合わせますと62億円ございました。今回平成19年度末は預金残高が41億7,853万円、それから国債残高が19億円、合わせまして60億円の残高になっております。ちなみにこの平成19年度末41億円という形になっていますが、この中で本年度20年度の4月と5月にそれぞれ国債を購入しております、それは今ちょっと調べます。先ほど現金預金関係で41億7,000万円という形で言いましたけれども、本年に入りまして4月28日に7億円、5月1日に6億円ということで13億円、国債に運用しています。今年度から再整備事業という形になりますので、その再整備に影響が出ないような形で、比較的短期なものとして運用しています。

預貯金の残高の先ということが一つあったと思います。診療報酬の大きなやつで入ってくるものについては、千葉興業銀行と、あと千葉銀行と、あと京葉銀行のこの三つと取引しております。ただ、京葉銀行のほうは飯岡診療所の診療報酬関係が入っております。本体の部分は千葉銀行と千葉興銀の2行に入っております。病院の場合の決済関係は、主には千葉興行銀行を使っておりましたので、ふだん、末になりますと千葉銀行の残高的にはだいたい1億円を少し超えるぐらいの残高になっていまして、あとが千葉興銀の決済口座という形になっております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 建設調査費については分かりました、了解しました。

それで国債13億円買い戻したということは、今現在34億円か35億円ぐらいの国債残高があるということですかね、いいです、多分そういうことでしょうからね。

国債が平成16年が42億円、平成17年が37億円、平成18年が27億円、今年度が19億円、予算では10億円になるという話だったんで、何でこんなに換金していきななきゃいけないのかなと心配していたわけですがけれども、やっぱり再整備で物入りが必要なんだろうということで理解していたわけですがけれども、買い戻したということで一安心といえますか。

現金、預金が40億円という話が、ちょっと私はもう全然経験もないし、ただ昔、飯岡農協でこのぐらいの現金が金庫にあるという話だったんです。いざ、でも金庫をあけたら紙切れだけだったと、そういう話があるので、40億円という1%でも4,000万円ですよ、利息が。1割で4億円ですからね、1%でも4,000万円でしょう。通常こんなお金を現金で持っているところはほとんどないと思うんですよ。だから、決算で見ますとだいたい35億円か40億円ぐらい現金、預金で残っているんで、本当は現金、今、金利安いですから、余計銀行に持っていかななくてもいいのかなとは思いますがけれども、それにしても金額が金額なのでお伺いしてみたわけです。

ただ、そういった意味で、耐えず現金、銀行に置いておけば幾らかでも、あるいは預金しておいて、それを担保に借りるとか、まずどのくらいか知りませんが、とにかく金額がでかいんで、その辺の管理、それから安全性の問題もあるしということでちょっとお伺いしたんですが。

それで、その雑損失の中で、先ほど消費税が約5億8,000万円ですか言っていました。これはそんなに遠くない時期に多分10%ぐらいになるのかもしれないし、単純に10%になったら、単純に倍ぐらいを考えてもいいんでしょうか、これはもう決算と関係ないんですがけれども、その辺をお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 消費税に関しまして、病院の場合には最終納税者というような形になっているわけなんですけど、ただ、それも全部が全部、消費税がかかっているわけではなくて、物によってになります。今現在5%の消費税の中で、それが10%になれば倍になるのかという質問がありましたけれども、基本的にはやはり同じように倍になるはずなんですね。ただ、消費税を取っている中で、消費税の控除という形で総体の収入の中から控除でき

るものがありますので、そういったものを控除して、なおかつこういう形でやっております

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 特に病院の消費税経理というのは、だいぶ複雑だと、難しいとだいぶ前に言われて聞いてきております。だから、あるいはもしそうなったら、やっぱり経理の仕方を、例えば公の機関に特別、計算の仕方を変えてもらうとか、そういう話是可以するんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 現在、私どもの経理課にベテランの者がおりますので、その者が全部消費税関係、そういうものを計算していて、またそういうシステムを入れまして、今現在、経理課のそういったものについて、今、消費税云々というものはきちっとそういうものを管理してやっております。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） もろもろのそういった意味でちょっと心配な点がございます。仮にそういうもの、消費税が上がっても、そのくらいは何とか対応してやっていかなきゃいけないので、大変でしょうけれども、その辺のところも考えておいていただいて、できるだけ節約できるところは節約していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、補足説明で足らなかった分ということで若干説明を加えさせていただきたいと思います。

3ページ、損益計算書になりますけれども、今回2,089万518円ということで経常損失を出しました。この要因につきまして若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、昨年10月からは改修工事を始めておりますので、この関係が1つございます。それと経営改善を併せて実施しておりますので、サービスの向上を目指したということで、これが主な要因というふうにとらえています。具体的には改修工事の部分ですけれども、まず1階の大広間をレストラン化いたしましたので、この関係が若干災いしたのかなというふうに

思います。それと工事中でございますので、予約につきましては告知をいたしまして予約をとっております。この関係も若干影響したのかなというふうに思っております。

それと経営改善につきましては、何度か補正予算にも出させていただきましたけれども、臨時職員の賃金を追加しております。いわゆる差別化を図れるような料理に改善をしておりますし、またレストランの運営等につきましても、新しいサービスを導入したということでご理解をいただきたいと思います。

それともう一つ、大きな点がございまして、年間延べ約600人を使っていたいてきた、毎年使っていたいた団体ですけれども、これは組合なんですけれども、これがいわゆる解散をしたということで、この600人がまず入らなくなってしまったということが一つ、昨年度は大きな点がございました。したがって、前年度繰越金760万円ほどございましたけれども、これを差し引きまして1,323万77円が未処理欠損金ということで翌年度に繰り越すということでご報告をいたしました。この欠損金につきましては、施設のリニューアルも進んでおります。これらのリニューアルの効果を生かしまして販売促進対策によりまして、その解消に積極的に取り組んでいきたいというように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わります。

議案の採決

○委員長（嶋田茂樹） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 賛成多数。

よって、議案第 8 号は認定することに決しました。

議案第 9 号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

○委員長（嶋田茂樹） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3 時 7 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 嶋 田 茂 樹

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成20年9月17日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第11号 平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

出席委員（6名）

委員長 日 下 昭 治
委員 林 一 哉
委員 高 木 武 雄

副委員長 木 内 欽 市
委員 向 後 和 夫
委員 林 俊 介

欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

委員外出席者（2名）

議長 明 智 忠 直

議員 高 橋 利 彦

説明のため出席した者（17名）

副 市 長 鈴 木 正 美
水 道 課 長 堀 川 茂 博
病 院 技 監 作 田 重
病院経理課長 鈴 木 清 武
病院整備課長 永 嶋 英 和
病 院 エネルギー課長 椎 名 秋 雄

病院事務部長 伊 藤 敬 典
国民宿舎
支配人 野 口 國 男
病院契約室長 太 田 信 春
病 院 再 整 備 室 長 鎚 木 友 孝
病院医事課長 加 藤 勝 治
そ の 他 担 当 員 6 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局次長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここへ来まして、日々、秋も深まりまして、過ごしやすい日をお過ごしとごあいさつ申し上げます。しかし、夏の疲れもここへ来て出てしまうと、そんなことも懸念されますので、どうぞ皆様におかれましては、体にご留意されまして、なお一層のご活躍をお願い申し上げたいと存じます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、公営企業常任委員会を開会します。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願いたいと思います。

なお、高橋利彦議員より本委員会の傍聴をしたい旨の申し出があり、これを許可しましたので、ご了解をお願いいたします。

また、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、併せてご了解をお願いします。

しばらく休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

議長、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） おはようございます。

先ほど委員長からもお話がありましたように、彼岸も近くなってまいりまして、秋らしい気配が感じられてきました。

本日は、常任委員会の先陣を切って、トップを切って、公営企業常任委員会が開催されるわけではありますが、委員の皆さん方には、大変お忙しいところをご出席いただきまして、大変どうもありがとうございます。また、執行部の皆さん、ご苦労さまでございます。

本日のこの公営企業常任委員会に付託いたしました議案は、議案第11号の1議案ということとであります。どうぞ慎重にご審議いただきますことを心からお願いを申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。

よろしくお願いします。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、ご多忙の中、公営企業常任委員会ということで、委員の皆様、また明智議長、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、先ほど議長のほうの話にもありましたが、議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算でございます。委員の皆様方のご質問に対して、簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、鈴木副市長は所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

（副市長退席）

再開 午前10時 5分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

それでは、議案第11号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ご説明させていただきます。

再整備事業新本館建設工事の補正についてでございます。

実施設計の中で資材等の高騰が予想され、当初、予算内でおさまるように節減対策等を検討していましたが、今回、当初想定できなかった資材等の高騰により、平成20年度から22年度の継続事業総額を22億円ほどの増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほうをお願いします。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうからは、先日、補正予算関係で1枚、A3の用紙をお配りさせていただきました。新本館建設にかかる削減努力等と増加見込みというようなものでございます。こちらにつきまして、ここで説明をちょっとさせていただきます。

ちょっと読まさせていただきます。

当院といたしましては、これまで、実施設計の中で資材などの高騰が予測されたことから
……

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） ちょっと待ってください。

ちょっと休憩します。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時 9分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 失礼しました。改めてご説明いたします。

ちょっと読まさせていただきます。

当院といたしましては、これまで、実施設計の中で資材などの高騰が予測されたことから、病院としての必要な機能は十分確保しながらも、既定の予算でおさまるよう節減対策を検討してきました。

しかし、今般、当初予算設定時では想定できなかった資材などの高騰により、増額補正をせざるを得ない状況となりました。

まず、削減したものの説明でございます。

1番であります。面積の見直しです。診療部門や病室などの病院機能以外の部分で約515平方メートルを縮小し、総面積を5万5,690平方メートルといたしました。大きな部分といたしましては、1階エネルギーセンター内に当初計画しておりました特別高圧受電設備を屋外に設置することといたしました。これで削減金額ですが、約2億8,000万円でございます。

2番の建物の高さの見直しでございます。建築物全体で計約1.1メートル高さを縮小し、最高高さを57.86メートルにいたしました。室内の天井高さは変更せず、天井裏の寸法を縮小いたしました。この関係で約1億円の削減でございます。

3番です。特別高圧受電の見直しでございます。屋内から屋外設置へ変更することによりまして、機器のコストダウンを図っております。こちらのほうが約2億6,000万円の減額でございます。

次の4番ですが、空調システムの見直しでございます。病室など、患者が利用する部分を除きまして、空調機を個別制御から一括設置制御に見直してコストダウンを図っております。こちらのほうが約3億円の減額でございます。

次に5番目、エレベーターの台数見直しなどでございます。エレベーターは当初、合計で22台設置する予定でございましたが、患者に直接影響のない職員用エレベーター2台などを削減してございます。こちらのほうが約1億5,000万円でございます。

合計で削減金額が約11億円ということでございます。

右のほうにまいります。

今度は資材高騰による増額でございますけれども、こちらのほうは、昨年11月から今年12月までの資材高騰の額を見込んで出したものでございます。

1番の躯体工事でございますけれども、生コン、型枠、それから鉄筋、鉄骨などの単価の上昇が20.3%でございます。

仕上げ工事の増加ですが、建具、金属工事などの単価の上昇で、こちらが9.8%の上昇。

それから、電気設備工事ですが、変圧器、配管、ケーブルなどの単価上昇で9.9%。

それから、機械設備工事で、金属配管材、機器類の単価上昇で9.8%。

全体では12.0%の上昇で、金額が約22億円でございます。

増加に伴いましての財源の手当でございますが、増額に対する財源といたしましては、まず県の補助金を充当いたします。県の補助金は、今年度から23年度までで4年間ですけれども、おおむね23億8,000万円が見込まれております。さらに、県におきましては、地域での役割を考慮いたしまして、補助金の増額についても検討していただいているというような状況です。

さらに、今後の増額についてということですが、今後の増額の可能性としてあるものですが、一・二号館の改修工事が考えられます。しかし、この新本館と比べますと、使用する材料等が少ないということで大きくないために、それほど増額にはならないだろうと考えております。

その対応としまして、県の補助金の増額分でありますとか、既存棟の解体工事を後年度に繰り延べするというようなことで手当したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） ただいま、いろいろ削減したもの、ご説明があったんですが、ちょっとお聞きしたいんですが、資料の、きょう持ってこなかったんですが、たしか3階か4階に600人収容の講堂というのがあるんですが、この講堂というのはどのぐらい利用するのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（日下昭治） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） あそこですけれども、面積が413平方メートル、それで席が

321席でございます。現在の当院の講堂と大きさ的には、さほど変わらないという状況であります。

そこには、災害時ということもありまして、酸素とか吸引器とかというのも、講堂の周りに設置するというような予定であります。

委員ご質問の利用状況でありますけれども、医学系の講演会、それから院内での講演会、研修会含めまして、だいたい年間で80回くらいであります。どういうものがあるかといいますと、市民健康講座、がんフォーラム、糖尿病の集い、それから外部からの医学系の教授とかを招きまして、講演会を行っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと確認しますが、中に酸素……、救急のときの病室代わりにも使えるということですか。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） はい、そのとおりでございます。大災害が起きたときというようなことも想定して、そのような設置を予定しております。

その酸素とか吸引器でございますけれども、1階のホール、待合ホールが広うございますので、そちらにも設置を予定しております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） たまたま酸素ということが出たので、いつかテレビ見たんですが、どこかの病院かは忘れましたが、廊下なんかにもそういうのがやってあって、非常によかった。廊下とかにはやってないんでしょう。

あと、当初、予備費が8億6,000万円ぐらい組んであったと思うんですが、今回もこの予備費はそのまま、不測の事態に備える予備費というのはそのままという形なんですか。お聞きします。

○委員長（日下昭治） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 廊下というのは、この後、ほかの者から説明ございますけれども、まず予備費でございます。当初、予備費というようなことで8億円を予定しておりました。そこにはコンサルタントの費用とか、そこら辺のものは含んでいないというようなこ

とだったんですが、こちらのほうも再整備に関係するというようなことで、コンサルタントの費用とかを含めることといたしました。

現在でありますけれども、まだ使い道が決まってないというか、使途が決まってないでのトータルの額というのは1億円弱というようなことでございます。

それから、廊下についてでありますけれども……。

○委員長（日下昭治） 病院エネルギー課長。

○病院エネルギー課長（椎名秋雄） エネルギー課の椎名と申します。よろしくお願いします。

今、再整備室長の話がありましたけれども、1階のホール、あるいは大講堂にはありますけれども、一般的な外来の廊下とかには、今、予定はしておりません。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかにございませんでしょうか。

委員のほうでは大丈夫でしょうか。質疑。

高木委員。

○委員（高木武雄） 先ほど、いろいろ経費の見込み、減額ということの説明がございました。アバウトな数字でなかなか分かりづらいところもあるんですけれども、まあそれはそれとして、その中の今後の増額についてというところでちょっとお伺いをいたします。

先ほどの説明の中では、それほどの増額にはならないと考えていますということでございますけれども、それほどの増額、使途によって、考え方によって、金額が多少、多少どころじゃない、かなりのばらつきがあると思うんですよね。今後のことですから、きょうすぐ出せとは言いませんけれども、いろいろ検討して、今後もどのくらいのことが予想されるのかというのを、概算でもいいから、早い時期に我々に示していただければ幸いです。

なぜかと申すと、これからの物価の上昇、経済状況によってどんどん変わってくると思いますけれども、やはり都度都度にこれからどのような増額が見込まれるというのを逐一把握していったほうが病院のためによいと思いますので、その辺をできましたら逐一教えていただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今、委員の、物価等もあるので、逐一増額が見込めた段階でということですので、今後はそのようにしたいと思っております。

ただ、今考えられる増額というのは、そこら辺の要因かなと思っております。今後、そこ

ら辺の数字的なものが分かりました段階で、議会のほうに説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 1点お尋ねいたします。

ただいま木内委員の質疑で、予備費8億円の中にコンサル料が入っているようなお話でございましたけれども、実は、8月18日の公営企業常任委員会委員協議会の資料の説明の中に、やはり1億円近いコンサル料が含まれているわけですが、聞くとところによると、これからまた継続してやるような話ですが、もうこれだけの設計ができて、コンサルもどのような仕事をするのか。内容が全然我々は理解できないわけです。金額的に、どのようなことをやって、どのような報酬を支払うのか、そういうような明細もひとつほしいんですけれども。

できれば、これだけの設計、11月末ですか、これから工事を発注するわけですが、もうここまでやったら、設計の業者が、横河ですか、あるわけですので、そんなに、1億円近いこれからのコンサル料なんかというのはもう……。そうでなくとも、資材高騰で病院自体がいろいろ苦慮しているわけですから、こういうのをできるだけ抑えるようにすべきだと私は思いますけれども、その点についてご説明いただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） 林一哉委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 現在、コンサルタント関係でお願いしているもの、内容でありますけれども、設計のスケジュール、それから設計の品質、安全性、経済性、メンテナンス性、施工性と施工の手順、それから業者間の調整とかというのがございます。

今後でありますけれども、12月には入札を予定しております。

そうなりますと、ちょっと段階が変わりまして、業者間の選定の検討でありますとか、工事調達の仕様の作成の支援、それから参加業者の選定評価、入札の支援、落札者の評価、契約の支援というようなことになってきます。金額的には大変高い、かなり金額が張るものがありますので……。

ただ、こちらのほう、表で数字を入れさせてもらったものは、今、見積もりの段階でいただいたもののままでありますので、多目に組んでいるというようなことであります。もっと

値段的には下がるような努力をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 補足をちょっとさせていただきますが、確かに、今の病院の再整備の設計は横河建築設計事務所ですね。それに対してCMという形で、CMというのはコンストラクションマネジメントと言うらしいんですが、建設支援ということでありまして、そこでコンサルが入っております。

補足で申し上げたいのは、たしか今までは設計の支援ということであったんですが、これからは、今回このご承認をいただきますと、いよいよ発注に入ってまいりますので、多少、支援の会社も役割が変わってくるわけでありまして。ですから今後は、前、見込みでお示しをしたような数字ではなく、もう少し役割が減ってくるのではないかと考えております。ですから、今後コンサルに頼む仕事については、これから少し精査をして、できれば減らす方向でやっていきたいと考えております。

概括的な方向としては、そんなことで病院として考えているところであります。

○委員長（日下昭治） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 今、再整備室長からいろいろな項目のお話がありましたけれども、一つ聞きたいのは、設計は横河でやっていますよね。今まで私の聞いた話では、コンサルは準備段階ですか。何かいろいろ発注するまでの段階の話も聞きましたけれども、実は、再整備室の中に県からお越しの2名の方もおりますし、いろいろな契約とかそういう段取りは、いちいちコンサルに相談しなければできないことなんですか。私は、このくらいは再整備室の中でできるんじゃないかと思えますけれども、その点どうなんですか。

○委員長（日下昭治） ただいまの林一哉委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 県から確かに2人来て、契約に関しては契約室長も来ております。ですから、その部分に関しては、コンサルに頼むところはもうないわけでありまして。少なくともその部分は仕事が減ってきております。それから、全体的な設計に関しても、建築の技師が1人来ておりますので、だいた、頼む仕事そのものは減ってきているわけでありまして。

ですから、そういうことも踏まえてさっき私が申し上げたのは、今後減らす方向で仕事の調整をしていきたいということを申し上げたんです。

具体的話は、できれば技監のほうから、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） 病院技監。

○病院技監（作田 重） 作田と申します。よろしくお願いします。

今、部長から説明がございましたように、コンストラクションマネジメントというのは、ちょっと日本では特殊なもので、従来、ゼネラルコンストラクション、ゼネコンと言われていたところが実質的にやっていた部門の業務ですね。

病院の場合は、我々来る前は技術職員がいないということで、こういう病院の単費で、通常CM、コンストラクションマネジメントという業務の役割をあるコンサルタント会社に委託してきたわけです。

その後、病院建設の事業全体が進捗するに当たって、我々が公共工事としての発注の仕方とか、いろいろな分野で派遣をされまして、現在に至っているわけです。

今後の方向については、一部まだ未定な部分あるんですが、一つは、このような状況の中で補正までお願いして経費節減に努めているということもございまして、また、病院事業も決して潤沢に資金を使っていけるという状況ではございませんので、当然、それらのことを加味しまして、実質的に我々は今後、CM会社と交渉に入る予定でございます。

ただ、非常に微妙でして、CM業務というのは発注者支援ですので、一定程度の守秘義務はあるものの、一定のところまで打ち合わせに入れないと進まない部分がございます。ただ、今回は、発注に向けては、正直申しまして、この席にはいませんのであえて言わせていただきますと、病院と我々県から支援に来ている人間、当然、今は病院の立場ですけれども、その内部の人間で決めさせていただいております。今後また入札に向けて非常に微妙な問題が、日本中でもいろいろな問題起こっておりますので、それについての対応も含めて、コンサルタントとどういうふうなお付き合いしていくか、あるいは縮小していくか、場合にはもっと別の方向といたしますか、要は我々のみでやっていくかということも選択肢の一つとして検討していきたいと思っております。

具体的には、今度、ゼネコンが入るんですけれども、一応今、この前ご説明差し上げましたように、分離発注方式を考えております。そうすると、それぞれの業務は分離しておりますので、統括する役割としてそれを誰が担うのかという問題が一つございまして、一つは、設計事務所と我々との間の業務分担でやれば、それでやっていきたいと。ただ、もう一つは、統括するという立場は、細かな内容は分からなくても、全体の事業の進捗は把握している必要がございまして、これについては発注者として、私は細かくいえば建築の担当なんで

すね。それから電気につきましては、8月からある者を病院の職員としてエネルギー課のほうでも雇用しております。そうすると、もう一つ、機械設備についていま一つ微妙な部分ございまして、その支援をどういう形で受け入れるかということも考えつつやっておりますので、同時並行的に調整を進めているのは事実です。

残念ながら、今、方向をはっきりこの場で申し上げることはできませんけれども、方向としましては、CM業務は縮小し、我々、行政関係の経験者と設計事務所でやっていく方向で経費節減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） いろいろどうもありがとうございました。

できれば、県の補助金もいただいているわけでございますので……。実は、県のほうの関係から私のところへ、これはちょっとおかしいんじゃないかというような、そういう情報も入ったものですから今お聞きしたわけですがけれども、できるだけ経費削減を目指して、いろいろ大変でしょうけれども、苦慮して、発注のほうをお願いいたしたいと思います。

○委員長（日下昭治） ほかに何か。

向後和夫委員。

○委員（向後和夫） 県において、補助金の増額を今図っているということであります。ご承知のとおり、医療圏人口は100万人ということで、市の病院の枠を大幅に超えた旭中央病院であります。その辺をやっぱり協調しながら、また地域にとっては、この旭中央病院はなくてはならない病院でもあるわけであります。

この補助金の増額については、どのような形でお願いをしているのか。執行部のほうと病院側でやっていると思いますけれども、県の補助金だけでなく、できれば国のほうの補助金ももらう必要もあるんじゃないかなろうかと。それにはやっぱりそれなりの人を介しながら、我々議員としても、きょう、明智議長もおられますけれども、そういった面では議員全員で力を合わせて、増額について県のほうにお願いに行く、あるいは国のほうにお願いに行くと、そういうこともやったらいいんじゃないかなろうかなと思っております。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今はっきりしているのは、県の補助金であります。この県の補助金の獲得に当たっても、いろいろな方のお力添えをいただいております、例えば県であ

りますと、昨年、私も一緒に行きましたので、たしか10月ぐらいでしたか。前嶋田議長にもご同行いただいて、市長、前議長、それから病院長、このメンバーで直接知事に要望書を渡ししながら、よくよく状況を説明したところであります。

そんなことがあって、今分かっているのが23億8,000万円という先ほど申し上げた数字であります。

今後、実はプラスアルファのものを県は検討してくれております。ただ、それがなかなか。今年度中には分かると私は思っていますが、旭中央病院に適用する別枠、その辺は県のほうも検討してくれておりまして、そのものがもう少し増える見込みであります。

あと、国のほうであります。やはり同じように国も、たまたま現在、医政局長というのが旭市の出身の方でありまして、外口局長であります。国のほうにも同じような要望をいたしました。

ただ、国は、従前は補助制度があったようでありますが、現在は、平成18年からの小泉政権のときの三位一体改革で補助金をなくすと。その代わり税源を地方に移譲するというあたりから、たまたまこの旭市に適用する補助制度がなくなってしまったという現状なんですね。そのときに、私も同席しましたので覚えておりますが、少し国も補助金を乱暴になくし過ぎたと今感じますねということを外口局長がおっしゃっていたんですね。ただ、そのときに、申し訳ないんですが、旭市に今適用する補助制度がなく、しかもこれを作るわけにはもういかない状況なので、そこはご理解をお願いしたいというのが外口局長の言葉でありました。

ですから、今、国のほうに病院の再整備で新しい補助制度を作ってくれというのは、少し流れに逆行するところもあって、なかなか厳しい状況だと思います。しかし、問題は、やはり旭中央病院がしっかりした病院ができることが一番いいわけですから、また今後機会を見て、議会の先生方にもお願いすることがあるかと思います。

まあいずれにしても、補助金獲得に向かつては、病院もそうでありますけれども、市一丸となってやっていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） 補助金がもらえればもらえるほど中身は楽になるということですので、引き続いてひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） たまたま今、向後委員から出た同じような質問ですが、総務省は、中央

から大都市へ人口が流出するのを食い止める定住自立圏構想。これによりますと、総合病院が過疎地の診療所に医師を派遣、人口が5万人以上の市には交付税を配分するって、おとこの日経新聞第1面に大きく載っていますよ。ですから、旭中央病院も当然該当になるはずですね。人口は5万人以上ありますし、病院とかを中心に、こういうところに手厚く保護する、交付税を配分するということですから、ぜひこれはもう……。こういうことはまだ聞いていませんか。ちょっとお尋ねします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 木内委員がおっしゃったのは、私もコピーしてありますが、9月15日月曜日の日本経済新聞に、総務省が今進めております定住自立圏構想を実現する一環で、そういう自治体連携に交付税をというような記事でございます。そのことから、そういうものを利用したらどうだと、そういう話はないのかというのが今、木内委員の御質問の趣旨だと思います。

ただ、これは、私も新聞を拝見いたしましたけれども、中心市と周辺で協定を結んで、例えば中心市においては、医療、福祉、それから教育、商業などの拠点を集めて、周辺がそれを利用するということですが、これはまだ具体的に病院のほうまで話がおりてきているものではありません。今の進捗とすれば、今年度中には総務省はモデル地区を選ぶということですので、今後、必要な交付税を配るということでありまして、旭市がこれに当たるというような話で病院にとって交付税のプラスになるというような具体的な話はまだ来ていない状況であります。

以上であります。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 具体的にはないということじゃなく、これはもう旭市のためにあるような、本当にいい法律ができたなと今思っているんですが、旭市が該当しなきゃ、そんなに該当するところないんじゃないですか、これ。

ちょっと読んでみますと、市町村が単独で病院や福祉施設、道路、バス路線などを維持することは難しくなっている。総務省は、そういった周辺市町村を中心に、例えば総合病院云々で、こういうところには手厚く保護すると。今年度中、既に手を挙げたところが、30の都市が応募したと。10月までに各自治体から聞き取り調査をして、モデル地域を選ぶ。ですから、来月ですね。来月からもうモデル地域を選ぶということですから、認定した中心市に

対しては、年度内に特別交付税を配る方針。あと、施設など大型事業は、中央病院のこれ入りますね、再整備。大型事業は、来年度以降に普通交付税で財政的な支援をすると。具体的な額は、今後、自治体からの要請に応じて決めるということですから、ぜひこれを、病院には行ってないかもしれませんが、恐らく市の執行部のほうには行っていると思いますので、先ほど向後委員がおっしゃったように、もらえるものはできるだけもらおうと。当然、もらうべきだと思います、こういうやつは。どんなことをしても。

今、まちづくり交付金だとか、ふさのくに交付金だとかって、そういう補助金もいただいています、それは公園とかそういうのに使わせてもらって大いに助かっているでしょうけれども、公園よりも病院にはもっともっとこういう措置があってしかるべきで、やっとなんかこれ、今できたのかなと、そんな感じがしているんですから、公園に来るお金よりも、ここへ来るお金は当然もらうべきであるし、これは総力を挙げてこの運動を行うべきだと、こう思いますので、どうですか、お考えをお伺いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 趣旨はまさに木内委員おっしゃるとおりであって、医療に関しては、旭中央病院が核になって、この周辺の相当広い範囲をカバーしているわけですから、今やっていることはまさにそういうことであって、自治体連携、少なくとも医療に関しては、連携どころか、周辺を全部おんぶしているようなものですから、当然、受けるべき立場にはあると思います。

私も市の企画のほうとまだ話をしたことはありませんけれども、今後、利用できる制度はすべて利用していくと。そういう精神で少し企画のほうとも話をし、何とか病院にとってプラスになるようにやっていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに何か質疑ございませんでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） 委員のほう、よろしいでしょうか。

ただいま高橋議員より発言の申し出がございました。

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） 今、高橋議員のほうからの発言ということですが、これはあくま

でも公営企業常任委員会ですから、他の委員会に所属する議員、傍聴している議員については、25日の議会でもって質問できるわけですから、そのほうでひとつお願いをしたいと思います。

○委員長（日下昭治） 今、発言の申し出がございましたので、高橋議員に内容を伺おうかなと思ったんですけども、伺う必要は……。

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） ほかに何か意見……。

高木委員。

○委員（高木武雄） ほかの委員会であっても、発言、質問は、当然、ほかにはつながりないけれども、委員会の議員の傍聴の場合は質問できるという規定になっていますよね。ですから、ここでそれを抑えるのもどうかと思いますけれども。

○委員長（日下昭治） じゃあ、一応、発言の内容を伺いたいと思います。

高橋議員、発言の趣旨について、意見であるのか、質疑をしたいのか。

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） その辺で関連でありますかどうか、あるいはこの議案に対して質疑をしたいのか。その辺を伺いたいと思いますが。

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） 質疑ということでよろしいでしょうか。

では、委員の皆さんにおはかりしたいと思います。

会議規則第110条の規定によりまして、高橋議員の質疑を許すことに異議ございませんでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） 110条の2項、委員にはかるといのがまずあるじゃないですか。

○委員長（日下昭治） 110条の規定によりまして、はかりたいと思います。

発言を許可することに異議ないということでございますれば、起立をいただきたいと思います。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 起立者少数ということでございますので、高橋議員、申し訳ございませんが、発言を許可することはできませんので、ご容赦願いたいと思います。

ほかに質疑がございませんので、以上をもちまして、議案第11号につきまして、質疑を終了したいと思います。

以上で、付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（日下昭治） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（日下昭治） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 水道課のほうから、10月から始まりますコンビニ収納について、ちょっと説明を申し上げます。

中期計画に基づきまして、10月1日から、時代の要請に基づきまして、コンビニ収納を開始いたします。

ただ、コンビニ収納につきましては、取り扱い機関の手数料が52円ということで、非常に高くなっております。従来どおり、80%近い水道加入の皆さんから承諾をいただいております口座振替の方法、こちらのほうを推進したいと思っておりますけれども、口座振替につきましては、1件当たり10円ということで、42円ほど差がございます。

ただ、最近ですと、ほとんど近隣がコンビニ収納を開始しておりますので、窓口へもコンビニ収納できないのかという要請がかなりの件数ございます。したがって、中期計画に基づきまして、10月1日よりコンビニ収納を開始いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうから工事の状況ですけれども、9月から西館の客室の工事が始まりました。11月末に完成の予定でございまして、グランドオープンにつきましては、12月10日を予定しております。

なお、8月の経営状況でございます。速報値ですけれども、宿泊につきましては2,458人、休憩につきましては309人ということで、ほぼ予定どおりの経営だったということでご報告をしたいと思ひます。

なお、収益につきましては、税込みですけれども、3,060万円ということで、こちらも想定していた、ほぼ予定どおりの収益だったということでございます。

そのほか特に、やはり燃料費の高騰がありまして、私どもおふろを持っておりますので、非常に響いたわけですが、そのほか、客室のアンケートにつきましては、非常にいい形で評価をいただいております。ご報告をしたいと思ひます。

なお、今後のグランドオープンに向けての販売促進につきましては、従業員一同、積極的に努力してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（日下昭治） ただいま所管事項の報告がございました。何かお聞きたい点、意見等ございましたら、お願ひしたいと思ひますが。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようでございますので、これで所管事項の報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治

建設経済常任委員会

平成20年9月18日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第16号 旭市土地開発公社定款の変更について

《付託陳情》

陳情第5号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情

陳情第6号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情

出席委員（6名）

委員長 嶋田哲純

副委員長 滑川公英

委員 嶋田茂樹

委員 平野浩

委員 林七巳

委員 平野忠作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智忠直

説明のため出席した者（22名）

副市長 鈴木正美

商工観光課長 神原房雄

農水産課長 堀江隆夫

建設課長 米本壽一

都市整備課長 島田和幸

下水道課長 中野博之

農業委員会
農事務局長
その他担当員
小田雄治
15名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

暑い猛暑も過ぎまして、急に一段と秋らしくなりました。今、旭市にとりまして一番大事な時期ではないかなと思います。特に旭中央病院問題、またアクセス道路問題など、そのほかいろいろあります。きょうは9月定例会の最後の委員会でございます。付託されました議案について、慎重な審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開催いたします。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） どうも皆さん、おはようございます。

九州の西のほうでは迷走13号台風が本土沿岸沿いに進行するというような話がありまして、非常に心配な中で、そんな影響で、きょうはちょっとぐずつき模様であります。委員の皆さん方には早朝から大変お忙しいところをご苦労さまでございます。なおまた、執行部の皆さん方も大変ご苦労さまでございます。

きょうは建設経済常任委員会、きのうの公営企業に続きまして、2日目の常任委員会の審議ということでございます。付託された議案は2本、そしてまた陳情が2本ということでございます。どうぞ慎重に審議のほどをよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつに代える次第でございます。ご苦労さまでございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということで、委員の皆様には、また議長にはご多忙の中ご出席をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会のほうに執行部のほうからご審議をお願いしておりますのは、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更、以上の2議案でございます。執行部といたしましても、ご質問に対しまして簡潔な答弁に努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい趣旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更についての2議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第10号につきまして、農水産課所管事項につきましての補足説明をさせていただきます。

最初に、歳入について説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の8ページをお目通しいただきたいと思います。

14款4目1節で、四つの補助事業につきまして今回、国・県の支援を受けるものでございます。一つ目としましては産地緊急課題特別対応事業及び2番目のがんばる産地支援事業、3の新産地づくり支援事業、これはいずれも県単独の補助事業でございます。4番目の強い農業づくり交付金、これにつきましては国の補助事業でございます。

なお、事業の詳細等につきましては、歳出のほうでご説明を申し上げます。

歳出の12ページをお開きいただきたいと思います。

6款の農林水産業費、3目の農業振興費についてご説明を申し上げます。

説明欄の1の農業振興事務費、負担金補助及び交付金の生産育成事業補助金36万8,000円につきましては、トマトの黄化葉巻病防除対策事業の補助金でございます。本補正につきましては、当初予算で市単独で73万5,000円の補助を予定しておりましたが、平成20年度、千葉県におきまして県単独補助事業が創設をされました。市単独事業から県単独事業を活用して、トマト栽培農家の防虫ネットの設置等につきまして支援をさせていただくものでございます。当初の事業費が147万円、これを今回補正をしまして、事業費ベースですけれども、74万6,000円増の221万6,000円とするものであります。一部、県補助事業では対象者が認定農業者に限っております。トマト栽培農家すべての事業対応が必要であるというようなことで、市の単独事業の中では認定農業者以外のトマト栽培農家も含めまして支援をさせていただきたいというふうに事業で考えております。

なお、本予算にて15戸、施設園芸面積で434アールの施設について支援を行う予定で考えております。

次に、米の力再発見事業の補助金でございます。この事業につきましては、市単独事業で実施をさせていただきたいというふうに考えております。米の生産調整の一環として、米の活用が新規需要米として生産調整の手法として現在認められております。次年度の取り組みのステップとしまして、この秋に米粉を利用した製品の開発としまして、米粉を利用しためん等を試作をしながら、市内の小・中学校の給食あるいは秋の市内のイベント、こういうところで作りましためんを試食等をしてしながら、この米粉の利用について検討をしていきたい、そういうふうな事業でございます。

次に、豊かな産地づくり支援事業のがんばる産地支援事業、これは県単独の補助事業であります。飼料用米栽培に取り組みます団体の機械装備につきまして支援をさせていただくも

のでございます。事業は、市内の嚶鳴宮農組合のコンバインの導入につきまして、支援をさせていただきますものでございます。

次に、「園芸王国ちば」強化支援事業の新産地づくり支援対策事業でございます。これにつきましては県の単独補助事業でありまして、需要に機敏に対応した新規作物等の栽培について支援するものでございます。事業は、市内の富浦地区土地利用調整推進協議会が主体となり取り組みます土地改良事業施行地でのブロッコリーの栽培に係ります移植機さらに播種機等の導入に際しまして、支援をさせていただきますものでございます。

最後に、経営構造対策事業の補助金でございます。この事業につきましては、国庫の補助事業であります。この秋から面整備が行われます萬力Ⅱ期地区の土地改良事業地、この実施を契機にしまして、農業者の機械、施設整備を進めるものでございます。本年度分の国庫補助金の内示がありまして、当初の補助金9,016万9,000円から、今回7,916万円増の総額1億6,932万9,000円の補助金とするものでございます。全額、国庫補助金でございます。

本事業につきましては、平成19年度から21年の3か年の継続事業として実施されるものでありまして、全体事業は五つの法人、これが設置します二つのライスセンター、さらに6万2,000平米のビニールハウスの施設等につきまして支援をさせていただきますものでございます。国庫補助金の3か年の補助金の予定としましては、既に約6億円の承認をいただいているものでございます。

以上で農水産課関係の補正予算についての補足説明を終わります。

○委員長（嶋田哲純） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、補正予算書を見ていただきたいと思います。

今、農水産課から12ページの説明がありました。同じように12ページの一番下になります。土木費の道路改良費でございます。ちょうど13ページとまたがっているところであります。

最初、15節工事請負費5,880万円、これは議案質疑等でもございました中央病院の新館建設に伴う、その付け替え道路の工事費用でございます。

この道路につきましては、図面を配ってございます。この黄色い色付きのコの字形の図面を作っておりますので、ちょっと長くなっちゃいますけれども、この道路の説明をしたいと思っております。

広げて見ていただきたいと思います。

横長になっております。左側が北側です。中央、コの字になっている所が、もちろんその付け替え道路の位置なんですけれども、コの字に囲まれている所が、ちょっと字が小さいん

ですけれども、新本館の位置になります。だから、この新本館を避けるような形で道路がコの字になっているということです。

色付きの左側の道路の下側、図面でいえば下側です。にわという食堂があります。そのこの食堂の位置です。表示はしてございませんけれども、ここがこの食堂の位置ということです。真ん中に新本館があり、コの字に曲がって南に抜けていくという道路でございます。コの字の上側に中央病院の体育館がございます。これもちょっと字が小さいんですけれども、東体育館とかと、こういうふうに表示されておりますけれども、体育館の位置がこのようになります。

説明は、記載されておりますけれども、この辺のところを詳しく述べたいと思います。

左の上に工事内訳というのがございます。延長は248メートル。ちょうどこの黄色く塗られている所が248メートルの中です。幅員ですけれども、12メートルと。これは両側の歩道と車道を含めたのが12メートル。括弧9.5というのは、その食堂のにわの位置が片側歩道になっていますので、この部分が2.5メートル少ないという括弧の9.5メートル。議案質疑でも申し上げましたけれども、車道部分は7メートルであると。現況幅員は、今は約5メートルというところですよ。それが2メートル増えて7メートルになりますよということです。

あと、ずっと記載されております。舗装工があつて、排水工。舗装工が2つあります、車道、歩道。BOXカルバートつてあります。これは600というのはそのサイズでありまして、600ミリです。このボックスを道路の中央付近に入れたいと思っています。ご承知のとおり、あそこは大雨が降りますと、道路に雨がたまる。道路冠水が起こる所でありますので、これは何とかしなくちゃいかんということで、道路の中央部分の下にボックスカルバートを入れる。その表示が、この図面の一番下側のほうに入っています。これは「標準断面図 S = F r e e」つてありますけれども、この12メートル幅と、その下にボックスの位置が分かろうかと思います。こんな感じでボックスを入れようかなというふうに今検討しているというのか、こんな形でやろうかなと思っているわけであります。

また、左の上の表示の所に目をおろしてもらいたいと思いますけれども、あとは排水工があつて、ガードパイプ。ガードパイプというのは、駐車場と道路部分をガードパイプでもって分離しようということでもあります。それと、安全施設工として、横断歩道があつて、カーブミラーがあつて、カラー舗装があつてと。

横断歩道なんですけれども、このコの字の道路の左側というんですか、その部分1つに赤い横断歩道のマークがあると思いますけれども、ここが横断歩道の位置であります。赤くな

っていますね。これが横断歩道。この辺も歩行者は出入りを一つにしましょうと。今は木を植えてある所を自由に行ったり来たりできるわけですね。それを今度は一つにしましょうということ。これは警察のほうの指導がありまして、できるだけ集約しましょうよと。安全性を考慮して、一つだけに集約しましょうよという指導がありましたので、このような絵になっているわけでございます。その手前にカラー舗装があったりという、そんな状況であります。

それから、左の下、その表示の例が幾つかあります。L型側溝、これは全線両側にL型側溝が付くわけですが、これは道路表面に降った雨の水をはくための側溝であります。側溝にたまった水というのは、この図面でいえば左側、つまり北側に流れるように持っていく。北側には水路がありますので、そこで受けてもらおうというようなものであります。

それから、あとは歩道切下部というのがありますね。この辺のところは、これも車の出入りをあまり自由にさせないで集約しましょうということにしました。これも安全面を配慮したところなんですけれども、駐車場の入り口を切り下げで入るというような、こんな状況であります。

せっかく図面を広げてもらったついでに申し上げますと、中央病院の一番込みそうな時間帯が9時から10時、8時から10時と言ったほうがいいでしょうか、その辺の交通量をここで調べさせてもらいました。そうしましたところ、約600台この道路を動いているわけです。それは北から上がってくるのもあれば、南側から行く車もあれば、駐車場に直接入る車もあれば、そのまま通り抜ける車もありますけれども、そのうち北に抜ける、南に……、真っすぐ抜ける車って何台あるのかなと分析しましたところ、これはある日の1日ですので、たまたま8時から10時の2時間です。そうしましたところ、さっき言った600台が全体です。そのうちの92%であるのは、もうほとんど中央病院のこの駐車場に何らかの形で入っているんですけれども、8%の48台が真っすぐ抜けるというような、そんなデータも持っております。この図面の説明は以上でございます。

それでは、また補正予算書に戻っていただきたいと思います。

今は15節工事請負費5,880万円を図面をもって説明をさせていただきました。

この歳入につきましてでございます。予算書の9ページをご覧いただきたいと思います。

9ページ、19諸収入のところに中央病院の道路付け替え分の負担金、道路改良工事負担金、これが5,880万円、すべて中央病院からもらうというようなものでございます。

すみません、また13ページに戻っていただきたいと思います。

続いて、17節公有財産購入費、22節補償補てんの説明に入りますけれども、これは日下議員が議案質疑の中で質問があった件なんですけれども、もう一度申し上げたいと思います。

17節の公有財産購入費も補償補てんも、ある程度用地のめどが立ちましたので、ここで補正させてもらって、今年度の工事にさせていただきたいというものでございます。公有財産のほうは、袋地先、十日市場地先の2か所でございます。22節の補償補てんにつきましては、袋、十日市場に加えまして、清和乙、見広、あとは川口が補償補てんの必要が生じたというものでございます。

それから、次の説明欄二つ目の防衛施設周辺民生安定事業、この説明をしたいと思います。

この事業につきましては、忍坂、横根、塙新町に向けた約2.2キロメートルの道路を整備しているものであります。既に1.8キロの工事を終えております。すべて終えております。あと400メートル。この400メートルが塙新町の集落内の整備であるということでありまして、17節、22節、いずれもその用地交渉に向けての金額でございます。

ここでは補正の額しかありませんので、当初予算と合わせた数字で、これだけかかるのかなというところをちょっとメモをしていただきたいと思います。17節、土地を買うほうにつきましては、当初予算は480万円でした。今回補正が130万円ですので、合わせて610万円ということになるわけでございます。ちなみに、人数は16名おります。22節補償補てんですけれども、当初予算5,355万円でした。それに対しまして、ここに補正するのが1,860万円ですので、合計しまして7,215万円というのが最終的な数字。

もちろん住んでいる建物があったり、工作物があったり、あそこは大きい木がいっぱいありますので、その補償だとか、あとは動産だとかということになるわけでございます。建物関係もやはり17人と申しますか、17件の対象者がいるということで、もう既に交渉は始まっていますけれども……、というような状況です。20年度と21年度に用地交渉を行いまして、この事業は22年度をもって工事を終了させたいと、こういうふうに思っております。

説明は以上です。

○委員長（嶋田哲純）　ありがとうございました。

補足をして説明がございましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純）　担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今の建設課の道路付け替え工事なんですけれども、市でやるのであれば、中央病院から5,890万円ですか、これはもらう必要はないんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して答弁をお願いいたします。
建設課長。

○建設課長（米本壽一） この辺も中でも二つに分かれちゃったところなんです。どうせ市でやるんだから、もらう必要はないだろうという。あんなに真つすぐな道路が新館建設に伴って曲がるんですから、それは会計は病院会計と一般会計と違いますので、もらうのがいい。この辺は議論したんですけれども、最終的にはもらうという方向で。

今、議案質疑でも一般質問の質疑でもいろいろ話があった開発行為とは全く関係ありませんので、この関係は市の内部のことですので、それは確認とてあります。最終的にはもらうということにしました。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） であれば、県の都市計画課に相談に行く必要はなくて、正々堂々と市だけでやれる話なのに、なぜ道路のことについて県のほうにお伺いに行ったのでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（米本壽一） この辺も議案質疑とか一般質問で申し上げましたんですけれども、これが気になっていたんです。これは市がやるといっても、これが気にはなっていたわけです。ですから、確認に行ったわけです。最終的には、何度も答弁しているように、当たりませんよと言うものですから、安心して帰ってきたと。

安心して帰ってきたというのとあれですね。これは新聞報道でもちょっと書かれちゃったんですけれども、私はおかしいと思っているというふうに新聞報道では見られがちだったんですけれども、そんなことはありません。これは県に聞きに行って、私から意見を言うところは全くなかったわけです。そうですかと言って帰ってきたんですので、この辺ももう一度ここで言わせていただきたいと思います。あくまでも開発行為との絡みが心配だったもので聞きに行ったわけです。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 県のほうだと、最初から開発行為云々ということであれば指導はすると。

でも、最初から来ているのが、開発行為じゃなくて市道の付け替えについてということだったんでということで、言葉を濁しているというのを担当者から聞きましたんで、行政がやることにしてはちょっとグレーがかっているところがあるんじゃないかなと思ひまして、それで聞いたわけです。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） すみません、では12ページの説明欄の1番の農業振興事務費で、米の力再発見事業補助金の104万7,000円ですか、この米粉の事業というのは、これは1年間でどのくらいやる予定のものでしょうか。それと価格の面でどのくらいのものなのか。

それが1点と、もう一つ、「園芸王国ちば」強化支援事業の富浦地区でブロッコリーの作付ということをさっき言っていましたけれども、これは面積はどのくらいを対象にしているのでしょうか。

その2点をひとつお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それではすみません、ただいまの質問でありますけれども、名前としまして米の力再発見事業ということで、先ほど言いましたように、実は米をそのまま食用としますと生産調整にならないんですけれども、米粉としまして活用するということであれば、新規需要米というようなことで生産調整として該当する。来年はぜひこの事業を多く取り入れたいなど。ただ、千葉県でも来年は多くやろうということで、この間、農林部長からも話があったわけですが、来年いきなり春からスタートじゃなくて、旭市については県に先駆けてこの秋から試作を行っていききたいなど、そんなことで今回急遽補正で出させていただいたものであります。

現在想定していますのは、米粉の購入、玄米の購入というようなことで、実は8.5俵予定をしております。これを購入。8.5俵につきまして米粉にしまして、これを生めん、うどんに加工をしてみたいということです。ただ、加工賃が実は60キロ当たり6,000円ほどかかります。米粉にしますと若干加工賃がかかるわけですが、これは業者委託をしましてめんを作っていきたいなど。実は、学校給食に6,250食、市内では小・中合わせますと予定されているわけですが、これを生徒・児童に1食試食をしていただいて、評価をしていただこうかなというふうに考えております。それと、市内の方々にもぜひこれを評価して

いただきたいというようなことで、秋に予定しています産業まつり、ここで約4,000食作成をさせていただきまして、市内の方々から評価をいただきたいというふうに考えております。

さらに、この事業の中では、実は農商工等連携促進法というのが本年の7月に施行されております。うまくこういう事業を活用しながら、米粉を機に、米粉に限らず、農水産業者と商工業者が一体となった取り組みを何か進めていきたいなど。そんな組織の立ち上げを視野に入れながら事業を実施していきたいと。

その中で、単なる生めんの試食だけでなく、乾めんをぜひ試食していきたいなど、作ってきたいと。乾めんというのは、一つ手土産代わりにもなりますので、そういう乾めんの製造委託をしながら、ラベルの作成、そういうものをしながら、この事業を進めていきたいというふうに考えております。

それとあと、富浦地区の先ほどの事業でございます。ブロッコリーを昨年から作っております。ただ、どうしてもブロッコリーを手作業で植え付けするというのはなかなかちょっと問題があるというようなことで、大きな面積の取り組みについてはぜひ機械を入れたいというようなことで、急遽、県に相談した中で、ちょうど県単事業、旭市には支援していただけるよということで、富浦地区のやる気が県のほうにも伝わっております。そんなことで、本年は4町歩のブロッコリーを栽培をしたいというふうに計画で来ております。最終的には6町歩を目指したいということで、事業を予定をしております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） ……（録音漏れ）……萬力Ⅱ区の予算なんですけれども、5法人でライスセンターとハウス事業をやると。現実には、これはもう落札されている状態なんですか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 先ほど言いましたように、現在、事業につきましては平成19年から21年ということで、19年は実はライスセンターの設計業務等を一部させていただきました。そんなことで、3か年で補助金ベースで約6億円、もう既に承認いただいております。本年の事業、来年の事業等につきましては、実は一括で入札行為等も一部やっております。ライスセンターにつきましては、1か所既に入札を終わっております。契約も既に実施をされている。あと、ビニールハウス等につきましては、既に入札をやりまして、落札業者も決まっ

ております。ただ、今、一部契約行為の中で若干法人のほうから箇所の修正ですか、やはり契約する間際になりまして、どこどこをちょっと直したいとか、今ちょっとそんな調整をしております、これから契約業務に移る予定であります。ただ、契約につきましては、補助事業等もありますので、単年度の契約で、予算書に従った、内示金額に従った金額で施工をしていく予定で進めております。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） ライスセンター事業にしても、ハウスのことにつきましても、これは設計段階というのはだいぶ前のことだと思うんで、前に中央病院でも私、言っていたんですけども、現実にはそれでできるのかと。相当コストが上がるんじゃないのかと言われている中で、価格をそのまま最初の申請するときの価格でやっていった場合に、品質的にはどのような方向に動いているのか。

特に地元の生産者については、悪いものを造らされるおそれがあると。ですから、その辺の設計の見直し、ないしは部品の見直し、ないしは面積の縮小とか、そういうことも考えていかなくちやしょうがないんですけども、行政はともかく設計のときの金額でやれの一点張りだと。それでは本当に困ると。悪いものを建てさせられて、本当に耐用年数に耐えられるのかと。そういう話も聞いているんで、その辺のことについてはどうお考えなんでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 経営構造対策事業、ご承知のように、実は平成19年に、もう今年限りで終わりにするよという国のほうの方針がありました。多分この地区は全国で最後の地区になるのかなと。そんなことで、なくなるよということを受けましたので、県の担当の方に19年にぜひ入れてほしいということで、19年に事業採択されまして、3か年継続と。事業がなくなっても、実は国は約束したものは3か年は支援はするよと、そういう流れで、現時点では経営構造対策事業、一切国では採択をしていないという現状です。国ではこれが最後の経営構造対策事業になっている。

今おっしゃいましたように、悪いものという理解は我々は一切しておりません。ただ、一部、最初から担当課として話をしていたことは、どうもちまたで補助事業をすると事業費が高くなってしまって、例えば5割支援を受けたとしても、農家負担はあまり変わらないんじゃないかと。事業費が高くなれば、幾ら補助してもらっても、我々が出す金は同じだという、実は農業者からそういう変な声が聞こえてきました。これはただならぬ意見でありますので、

我がほうとしてみたら、補助事業だからこそ、実はいいものを安い事業費で造るというのが我々補助事業ということで、業者の方にも今回ひとつ勉強していただきたいと。この補助事業を活用して、ぜひ会社のPRをしていただきたいと。そんなことで、補助事業だからといって事業費を高くするようなことは我々は一切考えていません。それで、なるべくコストを下げるような工夫も事業者の方にしていただきたいと。

実は、それぞれ仕様等につきましては各農業者の方が詳しい。我々職員が入ったことは一切ありません。農業者の方がそれぞれ専門的な知識をもって、こういうハウスを建てたい、こういう部品を作りたいと。そういうような形で、この仕様についても、この部品と同じ程度以上という、そういう表現を業者に示しまして、入札行為をしたわけであります。

落札の中では、農業者の方からしてみたら、自分たちの思っていた金額よりも相当低かったと。これはありがたい話で、低い金額で契約できれば、国費の税金投入も少なくて済みます。事業者の負担も少なくて済むわけありますので、この金額でいきたい。

ただ、いろいろ悪いところは契約する前に全部直そうということで、ただそれは入札のときのいろいろな条件もありますので、違った、フライングしないような形で今契約行為を進めているところでございます。

決して悪いもので安くということは毛頭考えておりません。いいもので安いということで心がけておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） これはやはり聞いている話ですけれども、農業者もそれからメーカーも泣いていて、全然得する人が誰もいないと。ただ、行政がそういうような話になったから、中央病院でさえ183億円を22億円もアップしていたわけですから、これが最初の仕様のままで本当に同じような製品、部品、その辺ができるかどうかと。農水としては、それをそこまでちゃんと精査しているんでしょうか。それでなかったら、多分国産の部品でなくて、韓国とか中国の安い部品とか本体とか、そういうこともありますし、逆に言えば、それで今、国内製品であれば、去年の仕様書でやって、現実にはできるハウスもライスセンターも何もないと思うんです。そうであれば、どこかで誰かが相当泣くようになっているということになるんじゃないでしょうか。その辺のことをどのようにお考えでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 先ほど補足説明で申し上げました3か年で事業をやりますけれど

も、国の補助金ベースは6億円ということで既に計画の承認をされています。要は、6億円の補助金はこの地区に約束をするよと。実は、この6億円、そうしますと12億円の事業費ですけれども、12億円の2分の1、6億円は予算は付けるよと。極端に言いますと、これが15億円になっちゃいますと、補助金が1億5,000万円足りません。足りないということは、実は国は農業者の方には6億円は約束してあるけれども、補助率は約束は2分の1以内という、そういう表現です。ですから、2分の1を約束しているわけではないと。ですから、事業費が高くなると、実は補助率が落ちます。補助率は40%とか。国は50%以内だから、以内という表現は、40でも以内だよという。

そういうことを事業者と一緒に考えた中で、ぜひ国が言っている50%以内の50%をいただきたいと。でないと、自己資金の持ち出しが多くなって、いろいろな金融機関からの借入れがなかなか困難であると。そんなことで、我々は事業者と一緒にあって、なるべく50%の補助金をいただけるように事業費の説明に努めようということをやったわけでございます。これは市の職員がやったわけではなくて、農業者と一緒にそれぞれ安く事業費を上げたいというようなことで取り組んだわけであります。

一つとしまして、そのうわさによりますと、9月に入ってから発注になってくると、どうもその鋼材が上がってきて、ハウスが上がってくるという、そういういろいろな方の話がありました。そういうようなことで、8月に急遽前倒しをして、入札行為等も急いだわけでございます。そうした中で、だいぶ安く入札行為もできたのかなというふうに考えています。

それとあと、契約の中ではスライド条項、物が上がったから、これだけ事業費を上げるよということは一切……。民との契約ですので、事業者を確認したところ、それは条項を設ける予定はありませんということであります。会社の努力で請け負っていただくということでございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

それで、多分この6万2,000というと、とてつもなく広いハウスだと思うんです。実際には、これは総額でどのくらいで、あと一番懸念されているのは、要するに担保ですよね。多分スーパーLを借りると思うんですけれども、この担保をどのようにとるのか。そこまで想定しているわけでしょうから、これが現実には2町や3町持っていたからって、担保は……。ここに委員長もそうですけれども、農協ではそんなにはとれるわけないんです。普通、市中金融機関とかはもっととれませんよね。この担保についてはどのような指導を農水のほうで

はしているのでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 事業費でありますけれども、量としましては、先ほど言いました正式には19棟、6万2,015平米でございます。現在想定しています事業費につきましては、1億2,526万円というようなことで事業費を予定しております。これの2分の1を国からいただく。新設法人でありますので、一部の法人については消費税を含めて補助金をいただく。場合によっては、ほかの法人につきましては、逆に消費税は含まないで補助金をいただきたい。ということは、消費税の還付という制度もあるわけです。事業1年目は売上げはないんですけれども、買うものが多くて消費税の納入が多かったわけです。その消費税を返していただいたほうが補助金をもらうよりもいいという、そういう考え方もあります。そんなことで、消費税を入れた補助金、入れないで補助金、そういう形で動いている法人が幾つかあります。

それと、補助残につきましては、ライスセンターにつきましては、実は農業近代化資金を使う予定ということで聞いております。あとビニールハウス等につきましては、公庫資金のスーパーL資金を活用いたします。ただ、事業費が多いもので、なかなか公庫がそこまで貸せるかというのはいろいろ問題がありました。それは我々も動きました。公庫に頭を下げまして、この法人のやる気をひとつ担保としてとっていただきたいという、そういった中で、公庫はやる気を担保ということは口では言うんですけれども、実行はなかなかされなかったわけですけれども、今回については、やる気というわけにはいきませんが、償還期間をなるべく長くとっていただいて、当初は10年ということをや14年という長い期間をとることによって、1年間の償還金額を少なくする。そういう手法をとりながら、現時点ではほぼ公庫資金でいけるということで我々は理解しております。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございます。

ということは、担保は足りるということ。やる気が担保か、それとも土地が担保か、その辺なんです。その辺は濁してもらったら困るんです。我々も農業者ですから、特にその辺のことでみんな悩んでいるわけです。大きくしたいのに、スーパーLでは担保がないと。そうしたらお金が借りられないから、規模を大きくできないと。そんなもので、その辺のことをはっきりここでおっしゃっていただきたいんです。ただやる気といっても、本当にやる気だ

けでスーパーLを貸してくれるのか、それとも施設担保にするのか、そのどちらかと思うんですけども、それはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 公庫資金につきましては、きょうも実は干潟支所には公庫の職員が2名来ておりますけれども、ご承知のように月2回資金相談等を行っております。これは県内でも我が旭市だけでございます。今回の補助事業につきましては、我々も千葉支店のほうにも何回も伺いました。今、委員が言いましたように、やる気だけで貸してくれるかといったら、なかなかそう甘いものではない。一つは、今回施設を設置しますビニールハウス、これも担保にとっていただきたいと。それと、場合によっては資産、自分たちが持っている田畑、これも今とる予定で考えております。農業者の方には、借金をするときには必ず担保はありということで理解をしていただきたいということで、担保を出さないで借金したいというのは、ちょっとこれは経営者能力に欠けるのかなと。

ただ、問題は田畑を入れても足りないという方がいます。ただ、今回は法人での借入れでございます。例えば5人で借りるということじゃなくて、5人で一つの法人、その法人が借りるということです。ある方がないということであれば、ある方で多いという方は少し多く担保を出してもという、そういう解釈もあります。

ただ、なかなかそうはいかないわけで、最終的には若干担保が能力不足をしているのが現実であります。そこは先ほど言いましたやる気という部分、ちょっと表現的にはまずいのかなと今思ったんですけども、経営者能力ということで、これは公庫でも最終的にはそこは判断しますということです。ただ、担保がなくても貸しますよというのは、公庫は一切最初から言いたくないと。最後、その農業者の方が、私はやる気があって能力もあるよと。実は、それは公庫の担当の職員にそれを伝えてほしいと。思いをです。そんなことで、現実的には担保不足の方もいます。それについては、公庫は最終的にはその経営者の経営能力を見て、今は貸せる方向で動きますということで、担当の方からは聞いております。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

ということは、土地を出すのは常識ですね。それで、近代化にしても、1,800万円以上オーバーした場合には、もう今まで1,800万円だとゼロ円だったものが、すべて担保になりますよね。スーパーLは最初から全部担保をとっていますけれども、大きくやった場合には、

現実にはほとんど担保は農地では足りないんです。ということで、今の課長の話では、要するに経営者の能力と施設担保をすれば何とかなるという話でよろしいですね。

これからの農業経営でそういう話がありましたら、ぜひ農水はそれで動いてくださいよ。萬力Ⅱ区だけでというあれなら困りますからね。言っておきますから。我々は、今まで全部それで苦勞しているわけですから。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員の今のご質問、ご意見でございますけれども、我々は萬力Ⅱ期地区の農業者に限ってということではございません。ただ、公庫の職員と相談をする際に、こういう席で言うのはあれですけれども、なかなか公庫の職員、民を圧迫してはいけないということがあります。ですから、最初は農協での公庫資金の利用ということをご検討くださいという形で必ず入ります。というのは、公庫の職員が面倒くさいから農協へ行けということではありません。実は、批判的な方もいまして、何で官が民を圧迫するんだと。そういうことは公庫に必要なのかという方もいます。そういうことで、公庫の職員としましては、最初は農業者の方は農協が身近でしょうということになっています。

ただ、農協に行って断られたらば、ぜひ我々に電話をくださいと。ただ、すべての方に貸せるということじゃなくて、我々が動くのは、その方に強い経営の意思と能力があるということであれば、公庫に何回も出向きまして貸していただくように努力をいたします。ただ、すべての方ということは。逆に、貸しては経営がおかしくなる方もいます。農家を救ったつもりが、大きな負債を抱えて、逆な効果を生むということもあります。そんなことで、我々は萬力にとどまらず、市内すべての農業者に同じように接したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 林委員。

○委員（林 七巳） たびたびの農水の質問で申し訳ありませんが、飼料米についてちょっとお尋ねしたいと思います。

今年またどのくらい集まったのか、また今、事故米がかなり騒がれていますので、飼料米がまた食用に回らないように、追跡はどのようにできるのか、その辺のところをちょっと聞きたいと思ひまして、よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 飼料用米につきましては、本年から国が施策として打ち出しをし

まして、これを活用しようと、転作の一つの切り札にしようということで、飼料米と先ほどの米粉について今進めております。

量ですけれども、申し訳ありません、今まだ刈り取りが終わっていないという方もいます。専用品種はこの9月末が収穫適期ですので、まだほ場にあるものもあります。そんなことで、ちょっと量の把握はしておりません。面積的には40町歩を超える面積、40.幾つ、すみません、正式には40を超えています。県内の中では、これは断トツの面積であります。春先の調査の中では、旭地区が県内の半分以上を占めているということでもあります。そんなことで、40町歩を超える面積を平成20年はやらせていただいております。

あと、事故米の関係ですけれども、実は、現在まで今たびたびテレビに出てきます農政事務所、ここと打ち合わせをしまして、このえさ米についてのいろいろな出荷をする際のチェックはいいんですかという話をしていましたところが、すべて市の行政の方にお任せしますということで彼らは動いてきました。ただ、ここへきて、後で我々が立ち会うべきところを云々と言われてもしょうがないということで、明日、農政事務所へ行って正式に……。現時点では、実は畜産農家の倉庫に入れてございます。その倉庫をひとつ農政事務所も確認しないでいいんですかということをお願いに行きます。こういう時代ですから、ちゃんと我々も市の責任は持ちますけれども、ちゃんと農政事務所も責任を持っていただきたいということで、事故米のないように努めていきたい。

現在、一番神経をとがらせているのは、くず米がよそへ行かないかなということで、例えばグレーダーを網目も大きくして、くず米を大きく出して。くず米については、ほかへ流通しちゃうと大変なことになります。そんなことで、くず米も含めてえさ米として出荷をしていただきたいということで、事故のないように努めていきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） うちのほうの米作の人らがもうみんな心配しているのは、例えばえさ米にして出したのに転用されると。実際には、今やっていることが、ほとんど三笠フーズで375社とか、末端は全然知らないで、それが事故米でなくて、普通の優秀な米だ、粉とかということになっているのが現状ですよね。ですから、例えば飼料米にしても、これは実際にはDNA鑑定すれば……。旭市の場合は全部あれですか、同じ品種を作っているんですか。そうであれば、DNA鑑定すれば、どこへ行ったかすぐ分かるわけですから、そこまでやらないと、簡単に言うと、倉庫に入っても違う米と変わって、それがもし、いい米であれば

出荷される可能性もあるわけでしょう。裏取引というの。それは全部信用すればいいわけですが、現実には全国的に被害をこうむっているんですから、農家が安く出したものを高く売って、どこかで誰かだけがもうかるというシステムというのはすごくおかしいと思うので、その辺はちゃんとやっていただかないと、一番下で一生懸命米を作っている農家が、ふざけんなという話になっちゃうと思うんです。

ですから、これについてはお隣の市では何かえさ米について1等級でコシヒカリでないとえさ米にならないって、そんな常識外れたこともちょっと話を聞いたんですけれども、我が旭市では、これはえさ米については等級があるんですか。要するに、品種があって、等級があるんですか。その辺のこともちょっと一般に公開していただくように教えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） えさ米ですけれども、専用品種という種類はございます。えさ米用に作った品種ということです。これは食べると、国の職員はまずいと言うんですけれども、我々はちょっと食味してみましたけども、そんなにまずくありません。ただ、見てみると、やはりこれは食用には適していないなという表現は分かりますけれども、チャーハンにしてみたら、多分食べられるのかなと。そういうことで、国の方には、皆さんはまずいと言っているけれども、農水省の部長はまずいと言っていますけれども、我々はじかに食べてみたら、これはいけますよということも、その辺はちゃんと国に伝えてあります。これは不正流通を防止しようということ。

ただ、専用品種を作ると、先ほど言いました9月、まだ田んぼにあります。ここの地域で専用品種を作ると、9月末に、これから台風も来るようなときに農家の方にこの品種を作れというのは、ちょっとこれは無理な話かなというふうに考えています。そんなことで、県の方には、この専用品種を奨励するよりも、我々はわせ品種を奨励したほうがこのえさ米の制度としては適しているのではないかなと。そんなことで、えさ米については、わせ品種をなるべく早く開発してほしいという話をしております。今月の29日には、国あるいは農水省の職員にこの市内に来ていただきまして、その辺も伝える予定でいます。

ただ、現在、市の中では専用品種を作っている方もいます。それと、一般の品種、ふさがねですか、それを作っている方も数多くいます。これをやはり不正流通のないように、我々はちゃんと生産者の方には……。検査はしません。飼料米ですので、検査をする必要は

いりません。ですから、検査をしないで、そのままフレコンあるいは紙袋に入れて出荷をしていただきたいと。これは1斗とかあるいは何キロ出してほしいんじゃないで、契約した面積、そこから出るほ場からすべてのお米を出していただきたいということで確認をしてございます。

我々はほ場で毎日チェックをしているわけじゃないんですけれども、市内の生産調整に本当に取り組んでいただけるという方は、本当に生産調整を理解していただいている方でございます。この方々を信用しております。ただし、信用だけでも困ります。10アール当たりから出た米の数量もある程度チェックをします。例えば7俵しか出ていないのは何かあったのかというような。そういうのは普通では考えられませんので、通常の品種よりも多分多く出荷されるのが普通のえさ米ではないかなというふうに考えていますので、その辺のチェックは一応やる予定です。

あと、隣の匠瑤市から我々は受けております。匠瑤市からの希望で、旭市の利用者協議会で受けてほしいと。ここは農家の方と直になかなか話ができなくて、必ず行政が中に入ってそれを伝えますって必ず来るんです。直に話をしないでほしいと。行政の方には、匠瑤市で責任を持ってほ場からすべてのものを出していただきたい。先ほど言いました10アール当たり、等級だとか、そういうことはする必要がないよと。それは、そんな経費をかけるならば、農家に手元に残るような工夫をしていただきたい。それと、匠瑤市ではくず米だからといって出荷しないということはないよねということで、念を押してございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項についての質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、商工観光課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 議案第16号につきましては、本会議で説明したこと以外に補足して説明することはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 商工観光課の説明は終わりました。

特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） この改正する定款ですか、公有地の拡大の推進に関する法律に改めるといふことですが、これは土地収用法との関連はあるのでしょうか、お願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 土地収用法との関連はないと思います。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員。

○委員（平野 浩） 公有地の拡大の推進に関する法律ということですが、この法律はどんな内容の法律なのでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 公有地拡大に関する法律の中に旭市土地開発公社の仕事が定められるという部分でございますので。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員。

○委員（平野 浩） その言葉、文言ですか、それは分かりますけれども、これからいろいろ……。今現在進行中の事業もありますけれども、いろいろその事業の計画を円滑に進める中で、こういう定款の改正があったと思うんですが、その中で具体的な事業とかそれから目的については全然……。考えがあつての定款の改正じゃないかなと私は感じたわけなんですけれども、土地収用法の言葉も最近いろいろ聞かれることもありますので、その辺ちょっとこの問題と関連していると思いますので、お聞きしました。何かありましたら、お願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 公有地拡大の推進に関する法律の中に、土地開発公社の事業、主な仕事という部分が記載されているわけでありまして、当然土地の先行投資という部分、事業用地に使うわけですから、それを事業として乗せるために先行投資といいますか、土地を先買いするというのが、それができるように、事業をスムーズに進めるためにそういう法律があるというふうに理解しております。当然そのためには税法上の優遇措置もございますので、そういうものを活用しながら土地の先行取得をしていくという目的であります。

今回の定款の改正というのは、そういう中身の改正ではございませんので、あくまでも議案第12号でしたっけ——で説明したように、民法で措置されていた部分について、すべて

そういう部分がいろいろな法律が改正になったという。幹事の職というのは、一般的にはいろいろな法人、社団法人もそうですけれども、民法の中の規定を引用していたわけですが、今度はそういうものがすべて変わったという部分の中において、そうしますと、当然公社は公有地拡大の法律の中で仕事をする事になっていきますので、その中に今度そういう幹事の職というものを載せたという部分ですので、公有地拡大の法律のその中の趣旨が変わったわけではございません。目的が変わったわけではございません。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員。

○委員（平野 浩） 内容の目的が変わったことでないという答弁でしたけれども、今、私が話しした旭市の事業について、いろいろ進めている事業、土地の関係が特にネックになっているという部分もあるようですので、管轄は違いますけれども、先日、都市整備課長の答弁の中に、来月ですか、10月には収用委員会の許可がおりるというような話もありましたもので、その辺を考えると、何か事業に対する関係があるのかなと。内容的に、目的はただいま課長のほうから言われたことは分かりますけれども、その辺をちょっとお聞きしたかったもので、お願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 10月からという収用の件で、これは下宿ふれあい公園です。これはまず公有地の拡大の推進に関する法律は、都市計画区域ですね、旧旭市しか使えないんです。今、合併しまして、旧飯岡町、海上町、干潟町、これは都市計画をしいていませんので、公有地拡大のこれは使えません。使えませんので、収用法の適用を受けるわけでございます。

ですから、あくまでもこの公有地拡大というのは、都市計画区域でなければこの法律は適用されません。ですから、公共用地を取得する場合は、税の控除を受けるには、この公拡法が使えませんので、下宿の場合は収用法を適用するわけです。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第16号についての質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） では、あさひパークゴルフ場の利用状況について報告させていただきます。

委員の皆様がご承知のとおり、パークゴルフ場につきましては、指定管理者制度によりま

して福祉協会に管理・運営をお願いしてございます。

7月1日にオープンしまして、7月6日までを市民への無料体験といたしました。この利用期間の利用者でございますけれども、885人でございます。

通常の営業が7月7日からでございます。7月7日から7月31日までの利用者は1,625人でございます。この内訳でございますけれども、市内の利用者が1,355人、市外が270人でございます。8月1日から8月31日、1か月ですね、これが2,266人で、内訳としまして市内が1,820人、市外が446人でございます。2か月間トータルですと、3,891人となります。

市外の利用者でございますけれども、これは私のほうで想定していたのは、約20%を想定しておりました。割合ですと、2か月の数字で約18.4%でございます。

使用料のほうでございますけれども、7月7日から7月31日までですと、使用料収入が114万800円でございます。8月1日から8月31日までが99万4,850円となります。2か月間のトータルですと、213万5,650円となります。

この期間中における利用促進といたしましては、これは市の主催の市民大会それからパークゴルフ協会主催によります大会、それから市内の小学生の無料体験、それから子ども会の無料体験。市内に子ども会が110ほどございますので、そこにご案内しまして、無料体験をやっていただきました。それから、市外からの大会等がございました。これは浦安市のパークゴルフ協会でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事業につきまして報告をいたします。

本年の夏季観光におけます観光客、海水浴客等の入り込み状況につきまして、結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

まず、海水浴場でございますが、今年は例年になく開設期間中、好天にも恵まれまして、多くの観光客の入り込みがありました。今年につきましては、矢指、飯岡、海水浴場は2か所あるんですが、7万8,630人ということで、前年より7,948人の増ということになっております。

また、観光イベントでございます、あさひ砂の彫刻美術展につきましても、これも「TVチャンピオン」のサンドアート選手権と同時に開催をいたしまして実施しました。全体で2万人ということでございまして、このときは天候も不順だったわけですが、2万人というこ

とで、昨年6,000人ですので、かなりの人が来ているということでもあります。

それから、YOU・遊フェスティバルでございますけれども、花火大会、ビーチバレーボール、宝探し等、2日間実施しまして、トータル的には14万人という数字になっております。

また、8月2日にはサマーフェスタ in 矢指ヶ浦ということで、これは矢指の海岸でのイベントでございますが、これにつきましても例年とは違しまして、ハマグリ拾いなども新しいプログラムの中で実施しまして、これにつきましても昨年を上回る5,000人の入り込みがあったという部分でございます。

最後に、8月6日、7日の七夕市民まつりでございますが、こちらにつきましても2日間で12万人という数字になっております。

続きまして、長熊スポーツ公園整備事業について簡単に申し上げます。

本事業につきましては、長熊スポーツ公園として市民の交流の場所として、また釣り利用者が快適に利用できる施設として整備しているわけでございますが、事業費の総額につきましては2億1,800万円という予算でございます。これにつきましては、釣堀のほうを先行して入札をかけましたので、この金額につきましては1億3,020万円ということで、87.8%という入札率でございました。

工期につきましては、7月5日から来年3月4日という部分を予定しております。工事の内容につきましては、土壌改良後の掘削、盛り土等の工事を実施した後に、栈橋の施設替えなどを行う予定でございます。現在のところは土壌改良、掘削等の工事を行っているところでございます。

また、今申し上げましたとおり釣堀のほうを先行して実施しておりますので、この後には、今度は公園の部分の入札も入ってきます。今、都市整備課のほうに設計をお願いしておりますので、10月か11月には入札になるのかなというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

所管事項の報告は途中でありますが、ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事項の報告をお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 下水道課からは、本年度管渠工事の執行状況とお手元に配布しておりますA4、1枚の合併浄化槽の維持管理費の2点につきましてご報告、ご説明させていただきたいと思います。

1点目の管渠工事でございますが、本年度につきましては二袋地先の幹線管渠工事及びその周辺2.6ヘクタールの面整備工事等につきまして、管渠建設工事2本を発注したところでございます。

このうち国道袋交差点から袋西交差点までの袋第二汚水幹線ほか管渠工事につきましては、特殊な工法である推進工法でございますので、千葉県下水道公社へ委託したところでございます。

もう1本の面整備管渠工事につきましては、主要地方道の旭小見川線への管渠埋設工事でございます。マツモトキヨシからカワカ南側の仁玉川手前までの区間でございます。

それと、また昨年度管渠工事を行った口の東町・網戸地先の道路舗装復旧工事につきましては、現在、契約の手続きを進めているところでございます。

国・県道車道部での工事につきましては、交通量が多く、交差点付近での工事ということでございますので、交通渋滞を避けるために、夜間工事にて施工することといたしております。歩道部などで比較的渋滞の影響が少ないと考えられる場所につきましては、昼間工事を予定しております。工事に当たっては、交通規制や騒音などでご迷惑をおかけいたしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目のお手元にお配りいたしておりますA4、1枚の合併浄化槽の維持管理費についてでございます。

本会議の一般質問におきまして、私のほうで合併浄化槽家庭用5人槽の維持管理費につきまして、年間8万1,000円、1か月にいたしますと7,083円と換算されますというご説明をいたしました。これにつきまして、もう少し内容と内訳をご説明させていただきたいということでございます。

真ん中よりも下のほうに参考と書いてございますけれども、浄化槽法及び環境省関係の浄化槽法施行規則により、浄化槽の使用者は浄化槽を常に良好な状態に保つために、定期的な

保守点検及び定期検査等を行う必要があるということを書いております。

浄化槽の管理者の責務といたしましては何かと申しますと、浄化槽の使用者は、浄化槽法の第10条第1項及び施行規則第6条の2項により、家庭用の5人槽の合併浄化槽の場合は保守点検を年3回行うということになっております。これが上のほうの表の内訳で書いている保守点検2万1,000円という、これでございます。年3回の保守点検費用、これが2万1,000円と。1回に換算すると7,000円と。通常、保守点検とお話があるものが、この2万1,000円に相当するものであろうというふうに考えております。

それから、続きまして浄化槽の清掃、これを年1回行うこととなっております。この清掃費用が表の2段目の2万6,000円ということでございます。

それから、参考の下で括弧で定期検査というふうに書いてございます。浄化槽法第11条の1項により、年1回、指定検査機関の行う水質検査を行わなければならない。これが法定検査、表でいう3項目めの5,000円ということでございます。

それ以外に、1年間この浄化槽のモーター等を運転していかなければならないもので、電気料として1万3,000円、これを合計しまして、維持管理といたしましては6万5,000円、これに発生する汚泥処分料、この汚泥処分費につきまして、年間2万円かかるであろうということで、トータルをいたしまして年間8万5,000円がかかるのではないかとこのように考えております。

これにつきましては、上のほうに参考として書いてございますけれども、国土交通省が平成17年度に全国的に調べた結果でございます。これにつきましては、下水道及び下水道に類似している施設ということで、国土交通省のみならず、環境省それから農林水産省等もこの数字を基本として使用しているということでございます。

これにつきましては、あくまでも全国的な平均でございますので、地域の差がございます。ですから、この数字がすべてということではございません。それぞれ各地域の差によりまして、これよりも費用がかかる場所もありますでしょうし、これよりも費用がかからないところもあるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純）　ありがとうございます。

所管事項の報告がございましたら、随時お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　すみません、報告の前に、先ほどの滑川委員のご質問に対しまし

て、ちょっと自分が何か一けた安いという表現だったもので、安く事業費を言ったというようなことで、すみません、訂正させていただきます。

萬力Ⅱ期地区のハウスにつきましては、先ほど言いました面積、19棟で6万2,015平米でありますけれども、事業費が実は10億2,526万円ということで。何か先ほど1億と表現しちゃったわけで、けたがすみませんでした。

この10億2,526万円、このうちの半分を国庫補助事業で予定をされているということで、訂正をよろしくお願いいたします。

すみません、実は何点か農水産関係につきましてご連絡方、委員さん方に時間をいただきたいと思います。

一つ目は、先ほどご質問の中で飼料用米の検討会のお話をしました。実は、9月29日、市内の黄鶴で飼料用米の現地検討というようなことで、国の先生をお呼びしまして、作物研究所のほうから日本で一番多くとれる品種、そういうものについての紹介を国の第一線の研究者から説明をしていただく。それと、畜産農家からの利用方法等につきましての発表をいただく予定になっています。さらに、旭市は農水省が近いもので、農水省からも畜産の室長に来ていただきまして、今、国で考えています平成21年度の予算等につきましての一番新しい情報を国の担当からいただくということで、現在、農水省から3名来ていただく予定で、午後研修を考えております。もしえさ米等について興味のある方は、農水産課のほうへお問い合わせいただければと思います。

それともう一つ、研修ですけれども、実は10月30日に東総耕地の研修ということで、若干旭市ともこれから縁が深くなるかなというニチレイの浦野会長を東総文化会館にお呼びしまして、ご講演をいただく予定になっております。

それと併せまして、今、物が上がっても、いろいろ農産物が高くなかなか売れないという部分があります。そんなことで、やはりブランド化というものも必要かなと。特に我々今回メロンに絞って、市内にタカミメロンというおいしいメロンがあるわけですが、これをもうちょっと高く売りたいなというようなことで、実は一線でやっております夕張メロンからぜひそのブランド化の戦略を学びたいということで、実は2玉200万円を超えて売っているメロンであります。そんなことで、夕張市農協から担当の部長に来ていただきまして、ひそかに夕張メロンの販売戦略をこの旭市で発表をしていただくということで考えております。これが10月30日でございます。

もう1点、実は市長の政務報告でご説明させていただきましたけれども、こういうチラシ

を今作っておりますけれども、10月5日に飯岡漁港で水産の朝市を9時から開催をさせていただく予定で今考えております。9時から売り切った時点で終わりということです。そんなことで、朝市ですので、各委員さん方にはご案内をちょっと差し上げられませんが、5日の日曜日に9時から漁港で水産それと農産物も出店をしていただく予定になっております。そういう朝市を開催予定ということで。

このチラシは事前に新聞折り込みで入れる予定で考えております。その中に、実は10月19日にいきいき旭・産業まつり、あるいは11月9日のふるさとまつり・ひかた、11月23日の海上産業まつり、これもチラシの中に入れる予定です。朝市と含めまして、四つの祭りに来ていただいた方に、ひとつスタンプラリー的なものを作って、そういう方々に何か景品を差し上げようというようなことで、集客力を高めようということで計画をしております。

いろいろな秋の祭り等につきましては、産業まつり的なものにつきましては、委員さん方にご案内をさせていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作） ちょっと都市整備課の課長に聞きたいんですけども、パークゴルフ場の利用状況の中で、7月が1,625人、8月が2,266人ということで、内訳としまして、土日の料金と月決めで安くやる方がございますよね。月決めの利用者ですね。このような内訳は、これはどのようになっていますか。何か土日の利用がちょっと少ないのかということがよく言われていますもので、その辺、分かるだけで結構です。それが分かれば、よろしくお願ひします。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 委員おっしゃいました月決め会員ですよ。当然これは1か月2,500円でご利用なさって、土日は使えないですよ。今までですと、7月、8月でこの3,891人の利用者の中で、月決め会員が1,594人です。パーセンテージでいいますと、40.9%

になります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（嶋田哲純） 次に、陳情 2 件の審査を行います。

商工観光課、農水産課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 9 月 5 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第 5 号、自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情と陳情第 6 号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情の 2 件であります。

それでは、陳情第 5 号について審査に入ります。

初めに、商工観光課より参考意見がございましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情について、消費者行政の担当課として意見を申し上げます。

この陳情で見直しを求めているものにつきましては、平成 17 年に成立しました保険業法の一部を改正する法律でございます。この保険業法の一部改正につきましては、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う共済事業につきまして、契約者である消費者保護の観点から、保険業法の適用範囲の見直しを行ったと。原則として、保険業法の契約者保護という部

分の中での内容でございます。要は、根拠法のない共済についてはこれからは駄目ですよと。あくまでも根拠法のある共済にするという部分の改正ということになります。

そういうことで、旭市内での根拠法のない共済などの事業については、現在、把握はしておりません。ないんではないかなというふうに思いますし、消費者保護の観点から改正された法律でありますけれども、旭市の消費者相談の窓口の中で、こういった苦情や相談は今のところございません。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野 浩） この陳情趣旨の中ですけれども、消費者に被害をもたらしたとありますけれども、実際の被害というのはどういうものがあつたんでしょうか。その辺分かればお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） あくまでも今回の法律の改正は消費者保護という部分でありまして、これはマルチ商法という部分の中で、商品それからサービスを買った人がその販売組織の会員になるという部分の中で、だまされているという部分はかなりあるという部分。話題になった部分については、1996年のオレンジ共済組合という部分が消費者をだました中で会員を獲得したという部分があります。こういった部分については、あくまでも一般にいう保険業法の適用を受けている部分においてはそういうことはないわけですが、そうでない部分については、一般消費者がそこに参加することによって、だまされる者が多いという中で、消費者保護という部分の中で、きちんと法で定めた中での共済にするという部分があります。

具体的な任意の団体の共済については、今言いました根拠法のない共済がずらっとここに、陳情の中にございますけれども、日本勤労者山岳連盟とか知的障害者と、こういう部分については根拠法のない共済という部分であります。

それならば、根拠法がある共済というのはどんな例なのかという部分については、JA共済とか、こくみん共済とか、そういう部分が根拠法のある一般的な共済ということになります。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

続いて、陳情第6号について審査に入ります。

初めに、農水産課より参考意見がございましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、燃料あるいは肥料、飼料、農業資材の高騰の部分につきまして、若干の情勢の報告ということで時間をいただきたいと思います。

今、非常に農業資材、いろいろなものが高くなっているところであります。特に燃料につきましては、ご承知のように農家が使いますA重油、昨日JA等に問い合わせしました中では、6月の初めでリッター当たり108円であったと。これが7月の初めについては120円、8月に入りましたところが、若干落ちてきて113円、昨日現在では111円というようなことで、上がってきたものが、今、若干下がってきているという。ただ、以前から比べると相当の高い値段であるというようなことで、今、市内の農業経営者の中では安いエネルギーというようなことで、本会議でも申し上げましたヒートポンプに変わりたいという部分あるいは省エネ型の暖房機に変えたいと、そういう方々もいらっしゃいます。

ただ、特にそういうヒートポンプに変えたいという方から、補助金の要望と併せまして、実は補助金よりも固定資産税の減免をしていただきたいと。いろいろな高い施設を入れると、そこに償却資産というようなことで、高いというのは表現はあれですけれども、そこに税の負担が多くなるわけです。先進的な技術を入れたというようなことで、できれば……。実は、家畜ふん尿処理施設なんかがあるわけですから、国に制度として固定資産税の減免制度、そういう先進的な技術というようなことで入れていただきたいなという声は農業者から聞いております。

ただ、農協から聞いた中では、市内では油が高くなったからといって、キュウリをいろいろな作物に転換しようというのはあまりないと。むしろ首都圏に近いという立地条件を生かして、我々は運送賃が安いんだというようなことで、これをいい機会としてとらえて、他の産地に負けないような努力をしていきたいというふうに聞いております。

それと、肥料、肥やしの部分であります。これにつきましては、ご案内のように、実は肥料の成分であります窒素、リン酸、カリ、すべての原料が史上最高値になっておるということで、これは世界中の肥料の値段が上がっているということでございます。リン酸系統につま

しては、前年対比にしまして3倍、あるいはカリについてはやはり3倍、窒素成分については2倍というようなことで高くなってきております。これも同じく農協に確認しましたところが、シアン555という肥料につきましては、2,135円から本年は3,480円というようなことで、もう約5割値上がっているよと。あるいは、化成のオール8については1,145円から1,835円、もう6割近く値上がっていると。

この肥料については、もう世界的な値上がりであります。これについては当分というか、なかなか下がる要素がないのかなというような。ただ、市内の中では、代替というわけではありませんけれども、家畜たい肥に転換をして、畜産農家に聞きますと、今、結構たい肥が相当はけているということで聞いております。農水産課のほうでも適正なたい肥についてこれから指導してまいりたいというふうに考えております。

それと、家畜のえさでありますけれども、これも実はトウモロコシの値段、以前はキロ46円という値段で、先ほどのえさ米をキロ50円を買っても、まあまあこれはいけるかなという、そういう春先であったわけですがけれども、現在はトウモロコシが下がって、キロ38円くらいということで。そのえさ米のキロ50円というのは、ちょっとどうなのかなとありますけれども、約束のものもありますので、間違いなくキロ50円で畜産農家は買えると。ただ、来年もトウモロコシが下がっていくと、やはりえさ米についても若干下がらざるを得ないのかな。えさについてはそういう状況で、若干トウモロコシについては高値から下がってきているということでございます。

それと、国の支援の中で、我々もいろいろな機会、国も漁業者と同じように農業者にも支援というようなことでは言っているわけですがけれども、本会議の中で言いました化学肥料と施設園芸用の燃油の使用量をそれぞれ2割以上減らした農業者グループ、これについては、実は当初、肥料増加分の2分の1をこれからの補正予算で国が約300億円用意をするということでありましたけれども、本日の新聞報道等によりますと、国のほうではこの2分の1の支援じゃなくて、7割の支援ということで。2分の1では、ちょっと金額が少ないというようなことで、7割の補てんを目指したいというようなことで、何か案として今出ているそうでございます。補正の予算につきましても、300億円から500億円に増額をしてということで考えているということで、情報として伝わってきております。さらに、国は土壌診断あるいはコスト低減技術の導入事業、こういうものにつきましても必要な予算措置をこれからとっていくというようなことで、情報としていただいております。

いろいろな農業資材の高騰等につきましての情勢は、以上でございます。

○委員長（嶋田哲純）　ありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

何かございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純）　特にないようですので、陳情第6号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部は退席してください。大変ご苦労さまでした。

休憩　午前11時50分

再開　午前11時58分

○委員長（嶋田哲純）　休憩前に引き続き会議を開きます。

何かこの件でご意見のある方、お願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英）　6号なんですけれども、重油燃料、この案件につきましては、私が一般質問でお伺いしましたところ、行政としてはあまりにも使用量が多くてとれないというような答弁をいただきましたんで、ちょっと無理ではないんでしょうか。

それで、2番目については、既にアメリカも日本の政府も、原油や穀物への投機をということだだいぶ圧縮しているんで、要するに投機資金が逃げて、今、原油も90ドル台に下がっているし、トウモロコシも小麦もだいぶ下がっているんで、取りあえずは行政のほうでは採用しないというのに、これはどこへ……。先は内閣総理大臣になっておりますけれども、私は今のところ必要はないと思います。

○委員長（嶋田哲純）　どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。

（発言する人なし）

陳情の採決

○委員長（嶋田哲純） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第5号、自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第6号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（嶋田哲純） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 2分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成20年9月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第13号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

請願第2号 「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第4号 いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情

出席委員（6名）

委員長 柴田 徹也

副委員長 景山 岩三郎

委員 神子 功

委員 林 一雄

委員 向後 悦世

委員 伊藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智 忠直

説明のため出席した者（25名）

教 育 長	米 本 弥榮子
保険年金課長	増 田 富 雄
社会福祉課長	在 田 豊
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
生涯学習課長	花 香 寛 源
そ の 他 担 当 員	1 5 名

環 境 課 長	平 野 修 司
健康管理課長	小長谷 博
高 齢 者 長 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	及 川 博
国体推進室長	高 野 晃 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一
主 査	穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長	石 毛 健 一
-----------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） おはようございます。

お忙しい中、文教福祉常任委員会にお集まりをいただきまして、ご苦労さまでございます。

台風の影響で空模様がはっきりしませんが、どうぞこの後、皆さんの慎重なる審査をお願いいたしまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） おはようございます。

今、委員長からお話がありましたように、台風の進路が大変気になるところでありまして、あしたは市内の多くの小学校で運動会があるというようなことで、子どもたちは待ちに待った運動会ということもありまして、本当は決められた日にやってもらえればなと、そんなように思うわけでもありますけれども、幸いにもあさってが日曜日ということもありまして、天気予報でも台風一過というようなことが予想されておりますので、そこはあまり長く延びないでやれるのかなと、そんなように思います。文教福祉常任委員の皆さん方にも、この運動会は全員参加していただくということでもありますので、よろしく願い申し上げたいと思

ます。

きょうは常任委員会3番目の文教福祉常任委員会ということで、前の二つの常任委員会も活発なるご審議をしていただいたわけでありますので、きょうもぜひともよろしくお願い申し上げます。

きょう付託されました議案は3議案と請願2件、そして陳情1件ということであります。どうぞ慎重なるご審議をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。どうもご苦労さまでございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） 皆さん、おはようございます。

ただいま明智議長からもございましたように、台風の接近であしたの運動会が危ぶまれておりますが、ほぼあさつてになるのではないかと考えておりますが、その際にはまたご連絡申し上げますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより多方面にわたりご指導、ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

本日は、議会より付託されました3議案、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第15号についてのご審議をお願いすることになっております。質問には簡潔に答弁するように努めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13

号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第10号、一般会計補正予算の議決についてでございますが、社会福祉課が関係する部分につきましてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の7ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金、1項1目2節児童福祉費、国庫負担金の説明欄1でございますけれども、児童扶養手当負担金は、歳出におきましては11ページになりますが、児童扶養手当に年度末に不足が見込まれるということで、その不足額に対する国庫負担の3分の1、152万6,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、8ページをお願いしたいと思います。

16款寄附金、1項2目1節社会福祉費寄附金10万円の増額補正でございますが、これは、障害者の皆さんの保護者の方々が組織をしております旭市手をつなぐ育成会、そこにエステートプロデュース様からご寄附をいただきました。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

11ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、1項1目26節寄附金の10万円でございますが、これは、ただいまご説明申し上げました旭市手をつなぐ育成会へ支出をさせていただくものでございます。

3項1目児童福祉総務費、13節委託料178万5,000円の増額補正でございますけれども、平成22年度を初年度とします後期次世代育成支援行動計画を作成するということでございまして、そのためのアンケート調査を主体としました基礎調査を実施するための委託料として計上をさせていただきました。

それから、20節扶助費457万8,000円の増額補正でございますが、これは歳入で申し上げましたように、児童扶養手当が年度末で不足することが見込まれますので、その不足分として補正をさせていただくものでございます。

4目保育所費の11節需用費でございますけれども、180万円の増額補正でございますが、

公立保育所の施設の老朽化に伴いまして維持補修費が年々増加傾向にありまして、通常の補修費に不足が生ずるという状況になっておりますので、今回補正をさせていただくものでございます。

17節の公有財産購入費958万1,000円の増額補正でございますが、これは、中央第二保育所用地504平米を19年度末に土地開発基金によりまして取得をさせていただきましたので、基金への繰り出しということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課の関係する予算につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書14ページをお開きいただきたいと思います。

10款2項1目学校管理費の説明欄1番、小学校施設改修事業630万円の追加は、共和小学校屋内運動場の屋根改修工事費、説明欄2番、中央小学校改築事業731万4,000円の追加は、第二次耐震診断の実施に伴う委託料等でございます。説明欄3番、矢指小学校改築事業774万1,000円の追加は、用地購入に伴う物件調査及び第二次耐震診断実施に伴う委託料等でございます。

次に、3項1目学校管理費の説明欄1番、中学校施設改修事業1,300万円の追加は、第一中学校特別教室棟屋根改修工事費1,157万1,000円と飯岡中学校の消火設備補修工事費161万7,000円、説明欄2番、第二中学校改築事業1,622万円の追加は、用地購入に伴う物件費補償でございます。

なお、歳入7ページの教育費国庫補助金2,568万9,000円の追加は、第二中学校改築事業に係る安全・安心な学校づくり交付金の交付決定に伴う増額補正でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） ご苦労さまです。

それでは質疑をさせていただきます。

まず、11ページですが、民生費の関係でご説明をいただきました次世代の育成支援行動計画策定事業、平成22年度からの取り組みということで、アンケートをするための基礎調査と

いうことの説明がありましたが、これはどういったアンケートをお考えでいるのかということと、基礎調査というのはどういうことをされるのか、この点もう少し詳しくお願いをいたしたいと思います。

それから、同じ欄の2児童扶養手当給付事業、これについては年度末不足分の見込みということでございましたけれども、当初見込んでいたものが不足されるということですが、内容的にその給付の事業ということがどう変化をしてきたのか、この辺のところについてご説明をいただきたいと思います。

それから、保育所の運営費の関係ですが、維持補修費の関係で180万円、予算が補正をされました。当初、維持補修費ということはそんなに見込んでいなかったような感じがいたしますが、今老朽化の状態があるということを考えた場合には、年度当初においてある程度予算組みができてることが望ましいと思うわけですが、途中でこういうふうに出てきたということは、その辺のところの精査ということについて年度当初に行っていたのかどうか、突然にこういったことが起きたのかどうか。また今後あるとすれば、当然1年間の状況を見ながら当初で組むということが必然的になると思いますけれども、その辺は、この180万円ということの維持補修費については、どこをどのようにするかということも含めて、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、公有財産購入費でございますけれども、これについてはおおよそ聞いておりますけれども、どこをどうするのかというのが目で見て分かるようなことが必要かと思っておりますけれども、第二保育所のどの位置、駐車場の用地ということで、これは6月定例会のときにもご説明があったと思っておりますけれども、では場所はどこなんですかと。その504平米の所はどこを購入するのかということをやはりお示しいただければありがたいと思います。

それから、学校管理費の関係ですが、大きく分けて今回は小学校、中学校も施設改修事業ということで、それぞれ必要な改修工事を行うわけですが、その中で特に第二次診断ということで、これは本会議でもいろいろ質疑がありましたが、この辺、第二次診断をしなくても本来はよいものか、それとも第二次診断を今回するという事でその辺のリスクというのがあると思うんですが、その辺についてもう一度お答えをいただければありがたいと思います。これは小学校2校ですよ。それから中学校もそうだと思いますけれども、その辺のところもお願いしたいと思います。

それから、第二中学校の補償補てん及び賠償金ということで、これは用地の関係ですが、これもやはり、今現在こうだけれどもこのぐらい広がりますよということで、どこの場所が

どうなのか。やはりお示しをいただいたほうがはっきり分かるものですから、その辺をぜひこの機会にお示しを内容的にいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは順にご説明を申し上げます。

まず、次世代育成の関係の基礎調査のご質問でございますけれども、21年度をもちまして前期の計画が終了いたします。前期5年計画です。それで、22年度から後期の5年計画が始まるわけでございますけれども、そのニーズ調査ということで、アンケートの内容につきましては、まだこういうふうにするんだという具体的なものまでは詰めてございませんが、アンケートそのものは、小学校の就学前の児童に対しまして900件、それから小学校の低学年児童に対しまして600件、合計1,500件の調査数でアンケートを実施するものでございます。

それで、私どもが考えておりますのは、当然前期の計画を踏まえた中で保護者の皆様からいろいろなご要望等をちょうだいするということと、それからもう一つは、その前期の計画の中でまだまだ足りない部分と申しましょうか不足している部分、それらにつきまして具体的にアンケートの中で拾い上げるための調査をしていこうということで、それを報告書として今年度中にまとめ上げ、来年素案に結び付けるという、そういう内容でございます。

それから、児童扶養手当の関係でございますが、これは増額補正にさせていただいておりますが、昨年度と比べまして、年度当初の見込数より支給される件数が増加傾向にございます。当初の見込みよりもそれを上回って増加する、そういう支給内容になっておりますので、その上半期の支給の件数を基に年度末の見込みをさせていただきました。ちなみに申し上げますと、この支給件数も、全部支給と一部支給を合わせまして約2,250件ほど支給させていただいているんですが、この件数の増加が要因ということでございます。当初、そこまではちょっと私どもの見込みも定かではございませんでしたものですから、こういう形になっております。

それから、保育所の維持補修費の部分でございますが、550万円ほど15の保育所の通常の施設の維持補修ということで当初予算を組んでございますが、前半を終えてみまして、正直、浄化槽が老朽化してFRPが押しつぶされて駄目になってしまったとか、そういう大きな維持補修が生じてきたということもございまして、通常ベースの維持補修費を先入れするような形で、そういう応急的な工事等にも当たりましたものですから、その分が通常の維持補修

費から不足している状況にございましたので、今回補正をさせていただくものでございます。

それから、公有財産の購入費ということでございますが、これは第二保育所の隣り合わせ、すぐ北側の、地目上は畑ということでございますが、そこを駐車場用地ということで購入させていただきました。すぐ隣接しておりまして、504平米を購入させていただきました。その地番は、旭市ニ2397－1というそういう地番でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、二次診断の意義とそのリスク等についてのご質問にまずお答えを申し上げます。

本会議でもご質疑をちょうだいしましてお答え申し上げましたけれども、中国の四川大地震だとか東北地方の地震だとかによりまして、特に中国では学校が崩れたとかということから、国は地震防災対策特別措置法を改正しまして、ある一定の要件を満たすものについては補助率を3分の1から2分の1に引き上げようという措置をとりました。

その一定の要件をクリアするには二次診断をしなければならないということになりまして、それによりまして、I s値、構造耐震指標でございますけれども、それが0.3を下回った場合、あるいはコンクリートの強度ですね、そういったものもある一定の数値を下回る場合に限り2分の1の補助率にしようと、そういった措置でございまして、実は両校とも一次診断は済んでおりまして、それぞれ中央小学校が0.39というI s値、矢指小学校が0.25ということになっておりますけれども、これが二次診断を実施したときに同じような数字になるかという、これがまた違った数字になる可能性もありまして、矢指小学校の場合は0.3を下回っているんですけれども、そのまま0.3を下回った数字が出るかといいますと、これは現場で実際に今度やるわけですので、それも定かでないということもあります。けれども、その診断をしない限り有利な補助金をちょうだいできる可能性もないわけでございますので、この際、有利な補助の権利を得るための診断をしたほうがよいのではないかという判断をさせていただきまして、補正予算を組ませていただいたということでございます。

本会議でもお答え申し上げましたとおり、ある一定の数値を下回った場合は補助金が多くなりますけれども、それを下回らない場合については調査をしても無駄になるという、そのようなご指摘も確かにございますけれども、やる可能性を求めることはしたほうがいいのかという判断をさせていただきました。それが二次診断の関係でございます。

それと、第二中学校の補償にかかわる用地の取得でございますけれども、これは二中の南

側に接する、現在山林になっていますかね。そこに1,580平方メートルの用地を取得したいと。そこにある樹木だとか、実は当初そこは避けたいと思っていたんですけども、所有者のご要望もありまして、その2棟家がある、3棟ありますけれども、それも併せて取得させていただくとやや格好いい形になるといったこともございまして、当初予定していた樹木補償に加えて建物3棟分の補償もして計算しますと、不足する金額1,622万円ということで今回お願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは再質問させていただきます。

まず、1点目の次世代育成支援行動計画策定事業ですが、間もなくその前期が終わるということの説明があったわけですが、その中でこれからアンケートをとっていこうということですけども、担当レベルとして、計画したけれどもここがちょっと不足していたとか、実行したけれどもさらに組み込む必要があるとかということについては、行政としてあらかじめこれは分かるわけですね。どういう検証をしてどういう評価をしたのかどうか、それについてさらに取り組む必要があるかどうかということがまず一つです。

それから、アンケートというのはどういうニーズがあるかということですから、これを参考にしようということのための今回は措置だと思いますけれども、そういう二面性が行動についてはあると思います。そういった意味で、今ご説明がありましたけれども、行政として現在進行形の、間もなく終わるその計画がどうであったかということを検証しながら評価をしなければいけないわけですけども、その点はどのように今現在把握されておりますでしょうか、また今後やる必要があるでしょうかというのが一つです。

それから、アンケートというのはあくまでも参考ですから、それをうのみにするかしないかということについては行政の判断でございますので、1,500件のその抽出されたものが生かされなければどうしようもないということですから、アンケートの調査の方法も、引き出すことについてはいろいろなことができるわけです。まずい方向をとるのか、よくしていくためのことをとるのかどうかということについては、その設問によってはだいぶ変わってまいります。そういった検討も必要ですので、二面性を持った状況の中で今現在やらなければいけないというふうに考えるわけですけども、その点は今現在どういうふうにお考えか、さらにお伺いをいたしたいと思います。

それから、児童扶養手当の給付関係については、人数が増加したということは分かるんで

すが、傾向として近い将来も含めて、当初見込んだよりも増えるということは、現在どういう状況なのかどうかということは、今ちょうど1年のうち半分たっておりますけれども、これから来年度のヒアリング等もあるわけですから、年度当初にはっきり組まなくちゃいけないということを考えたときに、今、決算時期を迎えていて大変な、一番いい時期ですから、そういった点で、補正を組んだ状況の中でその辺についてはどのように判断しているか、さらにお伺いをいたしたいと思います。

それから、公有財産の購入の関係ですが、地番を言われても分からないものですから、お示しができるとすれば、今現在第二保育所についてはこうなんだけれども、はっきりこの部分が市の土地になりますよということが分かればという質疑をさせてもらいましたので、それがお示しいただけるとすれば出していただきたいという質疑をさせてもらいました。出せるとすればぜひ出していただければということでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、学校のございますけれども、リスクが伴うということで、これはどちらがメリットがあるかということになりますので、これも慎重に構える必要があると思います。一次診断ではっきり、一応現時点では分かっていますよね。0.3がどうなのかということを今ご説明いただきましたけれども、なおかつそれをしたほうが結果的に分かっている経費上はプラスになりますよという判断があつてやるのであればいいんですが、結果的に駄目だったというリスクについては、これはやむを得ないという結果になったときも、それを何とかどこかで埋めなくちゃいけないということも考えられたほうがいいと思うんですけれども、それについては、0.3については上回っていますけれども、片一方はもう分かっているという、総合的には今の考えはどういう状況でしょうか。経費として考えたときに、やったほうがやっぱりいいと思っていますよということについて、その辺の判断についてはどうなのか。それだけで結構ですので、お示しをいただきたいと思います。

それから、やはり土地の関係ですけれども、今、二中が狹隘ということで、これは長年の懸案ですよ、校庭が増えるということは。今3棟の建物についてもご了解いただく、それから森林についてもオーケーだ。では、どのような状況なのかということがお示しいただければお示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それではご答弁申し上げます。

まず、アンケートでございますけれども、我々行政のほうで今まで前期の計画で動いてきた中で、まだまだこういう部分は次期計画にきちっと問題を提起した中でやらなければならないなということで考えておりますのは、まず保育の関係では、一時保育的な保護者の皆さんからのもろもろのご要望、そういう中で、公立保育所におきまして保育サービスをいかに充実したものにしていけるかということと、それから近年、これは障害者のほうの関係でこちらの計画とも関連してきますけれども、保育所でもそういう障害を持ったお子さん等に十分対応できるような、そういう受け入れ態勢というものも、もっと広げていかななくてはいけないということもございますし、また最近で多いのは、社会福祉課のほうの児童班で受け持っております子どもたちのもろもろの相談、それからこれは保護者からの問題もあるんですが、いわゆる虐待ばかりではございませんけれども、そういう養育に関しますもろもろの相談等、そういう部分もきちっと対応をしていかなければならないというようなこともございまして、次期計画の中でもそういう部分はきちっと踏まえた形で考えたいということでございます。

それで、委員おっしゃられますように、アンケートそのものはその数字をどう使うか、またそのアンケートの項目を、どういうことを狙いとしてそれを聞くのかということに関しましては、本当に聞き方によっては全くその意味をなさないような、そういう状況にもなってしまうということも十分踏まえまして、それらの内容につきましてきちっと詰めて調査をさせていただく、そういう予定でございますし、そのデータにつきましても、さまざまな設問等とクロスさせながら、問題点という部分をきちっと洗い出せるように報告をまとめ上げるということを念頭に置いて進めたいと思います。

それから、児童扶養手当の関係でございますけれども、これは私どものほうとしまして財政等のヒアリングの中で、その実績を踏まえた中でこの数字でいいのかどうなのかという部分につきましては、新年度予算のヒアリングの中では、当初の中で年度の見込みがそんなに狂うことのないようにヒアリングをしていきたいと思います。

それから、公有財産の場所でございますが、これは具体的に図面でお示しをしたほうがよろしいでしょうか、それとも口頭の説明でよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員、どうぞ。

○委員（神子 功） 口頭で分からないので図面でということを申し上げておりますので、これは後段の教育関係もそうですけれども、そういったのを見せていただくと安心ですね。そういった意味で図面で、差し支えなければですよ、差し支えがあったらまずいですが

も、公に購入されているわけですから、どこがどうなるかということは変化なものですから、ぜひ知りたいということの内容です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 了解しました。

教育委員会のほうはまだこれからということの中でございますけれども、保育所のほうにつきましては、もう3月に取得をさせていただいておりますので、図面の中でそれらをきちんと分かるようにお示ししたものを後ほど配布させていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 二次診断でございますけれども、実は一次診断と二次診断が比例をしていけばいいんですけれども、必ずしもそうではなくて、一次で駄目だったから二次でも駄目かということとそうでもないし、一次でよかったから二次もいいかということとそうでもないということがございまして、今まで耐震をやっている学校なんかを見ると、必ずしも一次、二次が比例して数値が動くという、そういったこともございません。

一次が0.3を下回っていたから二次でも下回るだろうという予想は実はしていないということもございますけれども、であっても、二次診断をしないと大きな補助金をもらえるチャンスがないということがございます。3分の1と2分の1の差ですから17%程度の差があるんですけれども、そうすると、補助基準が1平米約15万円ぐらいですから、17%というとなん万円・五万円になるんですかね、1平方メートル当たり。それが1,000平方メートルあると2,500万円からの差になってくるということで、中央小学校も1,800平方メートル程度、矢指小が3,500平方メートル程度を予想しておりますので、そうすると中央小でも約5,000万円近くの補助金の差が出るということがございます。

この二次診断をしなければ補助金がないかということ、その3分の1は従来どおりあるということとございますけれども、その17%の差について、少しでも可能性があればやっておいただろうかという、その辺のリスクについては、後でカバーできるものはどこにもないわけとございまして、一般財源で支出する以外にありませんので、ちょっとかけということではないんですけれども、やってみる、0.3を下回れば結構な補助金の差になるのかなということもございまして、この際やってみようかということにこちらではしまして、お願いをしているということとございます。

それと、例の二中の用地につきまして、実は契約がまだ済んでおりませんで、具体的な測量とかの図面はありますけれども、全体から見た図面、動態図等から見たほうが分かりやす

いかかもしれませんので、そういった程度のものであればこれはお示しできると思いますけれども、ちょっと細かい数字が入ったものは、これから契約ということもございますので差し控えさせていただいて、大ざっぱな図面があれば、それでもって対応させていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 敷地のほうについては分かりました。

中学校関係については概略で結構ですから、どこがどうなるか。そうすると、目で見ただけでははっきりしますので、委員の皆さんもはっきり分かると思いますので、それはお願いしたいと思います。

それから、保育関係についても、もう現在運用しているでしょうから、いわゆる市の財産になったわけですから、どこがどうなったかということについてもお示しをいただきたいと思います。

それで、次世代育成支援行動計画策定につきましては、今課長がおっしゃるとおりだと思います。そういった意味で、物事をやる場合にはやっぱり入り口があって出口ですから、そういったことを精査していただいて、今後そういう事業に反映できるようなことが一番いいと思いますから、ぜひお願いしたいと思います。

さらに、この委託料については、ただ丸投げということがやっぱり一番いけないというふうに思いましたので、前段でそういう話をさせてもらいました。やはり行政としてこういったことをやるんですよという明確な内容を指示して、それで効果が出るような委託をしなければ、その費用対効果ということを考えたときには意味がなくなりますので、そういった意味で、アンケートにしてもこういったことを作るんではないかとをはっきり申し上げて、成果品がうまくできるよというものがあつたものですから質疑をさせていただいたわけです。そういった意味で、これは委託する場合にはどこに委託されるのでしょうか。それだけお伺いをいたします。

それから、児童扶養手当につきましては、次年度に向けてヒアリング等について詰めたいということですから、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それから、保育所の運営費の中で、550万円の当初の予算組みが今回180万円補正をされたという、これについては、冒頭申し上げましたように全体的に老朽化しているという干渉を入れて15ですよ、今現在14、これは公立でやっていますけれども、しかし15の施設ですか

ら、老朽化が激しいということであればその中で類似しているものはないか。要は、今回浄化槽については、あらかじめやられるというお話もいただきましたけれども、1回全部回っていただいて、同じような状況がないかどうかということも含めて予算組みされたほうがいいと思うんですね。ですから、ただこうだろうということでも予算組みをするよりも、同じような状況があった場合には、さらにそういった壊れることもあるということの検討の中で予算組みしていただくと、通年型の予算組みになると思いますので、そういった配慮をしていただければ、さらに予算がしっかりしたものになると思いますので、今、年度の途中ですから、そういったことも併せて維持補修に取り組んでいただければと思います。

お願いをいたしましたけれども、ご回答があればお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、アンケートにつきましても、それから運営費につきましても、事前に十分それらを確認すべきものは確認し、当初予算の中で極力その漏れがないような、それからアンケートにつきましてもそういうことで、実際のところ、きちっと計画にそれが結び付けられるような内容にまとめ上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、委託先でございますけれども、これらにつきましては、今後予算が通りましてから具体的に委託業者の選定をさせていただくということでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 14ページの委託料のところなんですけれども、耐震診断調査委託料、これは今説明を聞いていたら、基準を下回ったら無駄になるんじゃないかというようなお話があるというような説明でしたが、そこら辺、無駄になるというようなそういう話があるということは、この建物は建ててから何年経過したものなのか、やっぱり説明で無駄があるというような説明がありますともうちょっと掘り下げて聞かないと、何か疑心暗鬼に思ったものでお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） ちょっといつの建設かというのを調べますので。

○委員長(柴田徹也) 庶務課長。

○庶務課長(浪川敏夫) 中央小が昭和33年と34年でございます。矢指小が34、35、36年の3か年でございます。

以上でございます。

○委員長(柴田徹也) 向後委員。

○委員(向後悦世) 何か建物も昭和30年代ということで、だいぶ老朽化していきまして、やっぱり耐震診断をしても基準を下回るんじゃないかなというようなそういう説明でしたが、そうすると耐震診断調査委託料が無駄になるんじゃないかというような感じも持ちますが、いかがなものでしょうか。

○委員長(柴田徹也) 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長(浪川敏夫) お答え申し上げます。

まさしくご指摘のとおりでございますけれども、耐震診断を一次はやってあって、先ほど神子委員にもお答え申し上げましたけれども、その数字は持っているんですけれども、それと耐力度調査をやって、いわゆる改築した場合の3分の1の補助金はちょうどできるということになっていきますけれども、さらに今回二次診断をした結果、Is値、構造耐震指標が0.3を下回るものについて2分の1の補助金にしようと、そういったことでございます。

その二次診断をしないといわゆるスタートラインに立てないということがございまして、一次診断の結果でいいよということであれば十分それで矢指小は対応してくれる、中央小は駄目だということになるんですけれども、その数字どおりに二次診断が比例するのかということとそうでもないという現在までの状況もありますので、この際、1平方メートル当たり2万5,000円程度のいわゆるかさ上げの部分の補助金をちょうどいするため、ここにある予算を駄目にしてでも、その機会、そのチャンスは、スタートラインには立とうという思いが我々の思いでございます。

これが全部例えば0.3を下回って2分の1の補助金がちょうどできるとすれば、5,000平方メートルを超えるぐらいの面積になりますから、相当な、1億2,500万円程度の上乗せの補助といいますかね、両方ともそうなればそのぐらいの差が出る。そうでなければ、二つ合わせた額が無駄になるといいますか、そういったことにもなりかねないという、そういったことでございまして、私のほうは、その大きい数字を先ほど申し上げましたけれども、そういったものをとらえるチャンスにかけてみようということをお願いしているところでござい

ます。そういったことでよろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 耐震診断をするには、平米数とか診断の調査費、委託料、基本の根拠は平米幾らくらいとか何か決まりがあるんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほど建築年を申し上げましたけれども、中央小学校が2か年、矢指小が3か年というようにそれぞれのスパンがありまして、面積からいくと中央小学校のほうが少ないんですけれども、スパンが三つになっておりまして、そちらのほうをそれぞれ調査してもらうということで、極端に言えば三つの調査を中央小はやらなければならない。矢指小は3年かかっているんですけれども、一緒の棟になっておりまして、一つの調査でいいのかなということで予想させていただきまして、ちょっと中央小のほうが手間がかかる調査になるだろうということで、平米単価に直すと中央小が4,400円程度、矢指小が2,600円程度ですかね。今までの二次診断の状況を見ましても相当の差が、300万円程度でできているものもあれば1,000万円近くかかっているところもあるという状況から見て、この程度の数字を見積もりさせていただいたと、そういうことでございます。

○委員長（柴田徹也） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは、14ページの矢指小学校の委託料について、物件調査委託料なんですけれども、金額は小さいですけれども78万7,000円、これについて、どんな物件でこの場所の調査委託料なのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それと、先ほどの神子委員と重複するかもしれませんが、第二中学校の改築事業の用地取得の件なんですけれども、今、東側にテニスコートが4面ございます。もしあそこを取得した場合に、あのテニスコートとそれから屋内運動場も壊す、北側の校舎も壊すとなりますと、運動場としてトラックをどの向きにどう使うのか。それに併用して野球の練習場、例えばトラックと重なると思うんですけれども、その場合に、もし造るとしたらバックネットはどちら方面に造るのか。もし分かれば、先ほど庶務課長から動態地図のような図面なら提出できるよということでありましたけれども、私は違う方面から質疑をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） まず、矢指小学校の物件調査費でございますけれども、矢指小学校も来年度、再来年度改築を予定しておりまして、実は用地の学校敷地の北側に隣接する田んぼとハウスの敷地になっている土地がございますけれども、そこを購入させていただいて校地として利用したいということで、これは予算をお願いしてあるところでございます。

お二方おいでになりまして、お二方ともカセさんなんですけれども、二筆ありまして、一筆が1,020平方メートル、もう一筆が4,540平方メートルでございます。この4,540平方メートルのほうは水田になっておりますけれども、先ほど申し上げました1,020平方メートルの土地についてはハウスが建設されておりまして、このハウスを移転していただくか壊して新たなものを建ててもらおうと、そういったことが必要になります。したがって、そのハウスの補償をするに当たりましてその価値といえますか、補償額について調査をしていただく。そういったことを考えて今回は補正をさせていただくということでございます。

それと、第二中学校の関係でございますけれども、現在、体育館、屋内運動場、古いほうがあるほう、校舎もありますけれども、そちら部分について今度、運動場といえますか屋外運動場になるわけございまして、まず陸上の練習場といえますか運動場というものを、市役所から下がった道路の側に南北にトラックをとるといって、陸上の運動場はそういった格好。それと野球場は、今度できる校舎といえますか、北西のほうにバックネットを造って東南のほうに打つ方向といえますか、そういった方向を向いたグラウンドを予定しています。それと、その南側にテニスコートを、今のところ、今回土地がうまく購入できれば、場合によっては4面そのままできるかなということもございますけれども、野球場と陸上競技と重なる部分もあったりして、うまく4面とればいいですけれども、場合によっては3面になる可能性もあるということで現在は考えております。

ですから、現在ある校舎のほう側がすべて屋外の運動場になると、そういった考え方で、校舎は西側へ行って、正門も西側のほうへ造るということを予想しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 矢指小学校の物件調査の件なんですけれども、北側の用地を取得して校庭を広くするということでございますけれども、その購入した所は、今の考えでは校庭として使うのか、また校舎を建てるのに利用するのか、その点伺いをします。

それと、第二中学校のほうですけれども、今テニスコートが4面なんですけれども、今テニスをやる部活の生徒がすごく多くて、1年生がコートでなかなか練習ができないのが現状らしいんです。テニスの場合には大勢の方が1面でできるわけではないんです。限られておりますので、その点もあろうかと思えますけれども、ぜひ減らさないで、もしできることならば、スペースの問題もありますけれども、テニスコートを増やしていただけたらと思って質問したわけで、また新しく正式な図面ができたなら、議員のほうにもいち早く示していただけたらと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

矢指小学校でございますけれども、北側の田んぼを購入させていただいたときにどのようなのかというご質問だと思いますけれども、実は、田んぼがないとすれば現在の校舎を壊してそこに建てたいという考えでしたけれども、そうすると仮設の校舎が必要になるということがございます。それにも相当な経費がかかるということで、たまたまその北側に約5反5畝ぐらいあるんですかね、土地があって、地主の皆さんも当初はいろいろ難色があったんですけれども、最後は快くいいよというようなお話でございますので、ぜひともそこを購入させていただいて、そこへ校舎を建てたい。校舎ができた後にそちらへ児童の皆さんに行っていていただいて、今あるものを壊すと、そういったやり方になると思います。そういったことを予定しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） となりますと、第二次耐震診断の結果は改築という、もう見込みで建てるということと私は理解します。それでよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 矢指小学校につきましては、中央小もそうなんですけれども、二次診断の結果にかかわらず改築は、来年度、再来年度で予定をさせていただいております。したがって、どちらも改築ということはそのままやっていきたいという、市の基本構想で定める基本計画にのっとりてやりたいと考えております。ただ、補助金が2分の1のものになる

のか3分の1になるのかを先ほど来ご審議していただいているところでございますけれども、改築そのものはしていきたい、そんなところでございます。

以上でございます。

(「分かりました」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員(伊藤 保) 先ほど一次診断、二次診断と出ていますけれども、この一次診断と二次診断の違いですね。この辺のところをちょっと説明願えればありがたいんですけども。基準の違いですね。矢指小学校が0.25、中央小学校が0.39というふうになっています。これは一次診断でも同じなんでしょうか。それとも二次診断でも同じなんでしょうかということをお聞きしたいんですけども。

○委員長(柴田徹也) 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長(浪川敏夫) お答え申し上げます。

その診断の仕方が、一次診断はいわゆる設計図、図面を中心に、現場も行きますけれども、中心は図面だとかその部材だとかを中心に、書類からやるものが主なものだと思います。二次診断は、実際に現場に行ってコンクリをとってきたりだとか、その材料を目で見てどうなのかとか、そういった現場を中心にした診断をする。したがって、一次診断と二次診断との差が出るというのが今まで市でやってきた診断の状況でございまして、一次診断が悪かったから二次も悪いかというと、そうでもない場合もあるし、その逆もあります。

したがって、一次診断の結果、先ほど申し上げましたけれども、すんなりその状況でいくということもないということで、先ほど来そのリスクについてご指摘をいただいているところでございまして、私どもも、必ずこうなりますよとかということが言えないのがちょっと歯がゆいところではございます。

以上でございます。

(「分かりました。以上です」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(柴田徹也) 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 8 分

再開 午前 1 1 時 2 4 分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほど向後委員の質疑の中で、私の回答で不適當な言葉がございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどいわゆる二次診断の件で、その診断にかけてみたいということを申し上げましたけれども、それはあまり適當な言葉でございませんので、その辺で、有利な補助金を目指して努力をしたいと、そういったことに訂正をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 分かりました。そのようにしたいと思います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、先ほどの保育所の財産購入の関係でございますが、ただいまお手元に図面を配布させていただきまして、第二保育所の位置につきましてはこの住宅地図の写しのとおりでございます。そして、2枚目の図面でございますけれども、保育所の建物にすぐ隣接する北側になりますが、ここの畑を504平米取得させていただきまして、現在、駐車場に利用しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、もう1枚、第二中学校の図面が委員の皆様のところにあると思いますけれども、先ほど神子委員でしたか、質問の用地の部分でございます。

この斜線を引いてある所が今回用地のお願いをしてある所でございます。図面を見まして右側がテニスコートが現在ある所で、左側のほうへいきますと屋内運動場ができた所でございます。部室がある所の一角に、現在は森になっておりまして、その部分を購入させていただいて格好のいい敷地になればということで現在お願いしているところでございます。

部分的にはこの部分でございます。これが1,580平方メートルという面積でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 続いて、議案第13号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、補足して説明を申し上げます。

本条例の一部改正でございますが、これは、本会議でも申し上げましたけれども、千葉県の実施要領が一部改正されることに伴って改正をするものでございます。

初めに、一部改正の総括的なご説明を申し上げます。

お手元に新旧対照表が配布されていると思いますので、その新旧対照表の2ページをまずご覧いただきたいと思います。

本一部改正につきましては、一部改正とは言いますものの、全部改正のように多くの条文を改正してございます。これは、県がこの事業の助成を始める前に、県の制度化をする以前に旭市におきましては、ひとり親家庭の医療費に対します助成ということで、県に先駆けまして事業を進めておりました。市の条例そのものにつきましては、後追いでございます県の実施要領の内容をすべて網羅できるように、県の実施要領が改正になるたびに一部改正をしながら対応をしてまいりました。

したがいまして、事業内容そのものは県と同じなんです、条文の組み立てそのものにつきましては後発であります県の実施要領とは違ってきておりまして、県の実施要領が一部改正されるたびに市の条例改正で正直頭を悩ませていた、そういう状況にございます。このたび、県のその実施要領の一部改正に合わせて、県の要領に沿って条文の構成をさせていただくために複雑な形で一部改正という、そういう形になっております。

また、改正前の条例は全部で7条構成ということでございましたが、改正案につきましては10条構成になっております。これは、よりその条例の内容を理解しやすいように明確な表現としていくために、第2条に定義を、それから第7条には届け出の義務を、そして第8条には譲渡または担保の禁止を新たに設けさせていただいたことによるものでございます。

次に、県の実施要領の一部改正によりまして、支給内容等、市の条例の一部改正が必要とされる部分が2点ございまして、その2点をご説明申し上げます。

まず第1点目といたしましては、第3条第2項第3号、新旧対照表ですと5ページの3行目でございますが、障害児施設等へ利用計画によって入所している児童も今回の一部改正に

よりまして対象者とする旨、対象者の拡大を図るために改正させていただきます。児童施設の場合には措置入所というのが多いわけでございますけれども、中にはその契約によって入所をするという児童もございますので、そういう児童に対しましても対象者に含めるということでございます。

そして2点目でございますが、第5条第1項第5号、6ページの下から7行目の第5号でございます。他の制度との均衡を図っていくために、入院の際に生じております食事療養費、それから生活療養費、これらは今回の一部改正によりまして助成対象外とさせていただきます。そして、今まで求めておりました1日300円という入院費用の自己負担につきましては、今回廃止をさせていただくものでございます。

改正となる部分につきましては以上2点でございます。

実施の時期につきましては、平成20年10月1日診療分からを対象とするものでございます。以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

改正案については、従来旭市が先立って取り組んできたものが、県の都合によってと言ったらおかしいんですが、県によって旭市も見直さなくちゃいけなくなってきたということで、重立ったものは二つあるというご説明をいただきました。旧旭市におきましては以前に同じようなケースがありまして、県でなかったものが、旭市の単独事業として福祉関係でやってきたものが県のほうに受け止められて県の事業になったものが、旭市で単独でやってきたものが、サービス向上というよりも逆に減ってきたと、サービスが低下してきたというケースが以前にありました。これは悪いことですよね。単独でできてきたものが、県の全体に波及をもたらす事業によって市の取り組みが停滞してきたという、そういったケースが以前にあったように記憶しております。

そういった観点からお伺いいたしますが、今回13号として議案に出しておりますこの内容が、今課長からご説明があったように、旭市単独で取り組んできたことが今度は県にそれが移行したと、それによって不都合があるというふうにお話をいただきましたけれども、そういった点が実際問題、改正によって出てくるものかどうか。今、3条関係、5条関係の説明をいただきましたが、従来旭市が取り組んできた7条から成る構成が10条になってきたことによ

って、市民の皆さんがその条例を受けることによって不都合があるかないか。いわゆる利点ということと不利益の点、マイナス点ということがあれば教えていただきたい。なければないで結構でございますので、そのメリット・デメリットという観点からお伺いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 基本的には、県の一部改正によりまして市の条例の一部改正の中で、市民の皆さんが不利益をこうむるという、大きく変わってくるというようなところはございません。今までの内容を網羅できるような形に市の条例を改正してきておりますので、その点はございません。

しかしながら、今回、今委員おっしゃられますように、市民の皆さんに負担を強いる部分ということにおきましては、2点目として申し上げましたけれども、入院中での食事の部分、それから日常生活療養の負担の部分、これらについては今回除外ということにさせていただいておりますので、1日300円でそれらの負担が云々ということ差し引きすれば、市民の皆さんにそういう部分は若干負担の増に結び付くのかなということでございますけれども、これは、先ほども申し上げましたように他の医療制度を含めまして、介護保険制度もそうですが、それらにつきましては今既に利用者の皆さんの一部負担ということで制度的に統一されておりますので、今回の条例改正によりましてそれらは他の制度との均衡を図らせていただいたという、そういうことでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、基本的には不利益はないということですが、部分的にはあると。それについては担当課のほうで、このままいけばこうなるはずだけれども、導入をすることによってこれだけ額的にメリットがデメリットになってきたというような把握というか、その試算というか、そういったことはされているのでしょうか。されていれば、どの程度影響が出てくるものか。一部負担の原則ということで統一されてきたということは分かりますけれども、条例が変わるわけですから、これだけメリットが少なくなるということについて、試算があればお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいまのご質問に対しましてご答弁申し上げます。

この部分につきまして、実際に積み上げて試算をしてはございません。しかしながら、感覚的に申し上げて大変失礼なんです、そんなに差は生じないんじゃないかということで我々は考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 10号でも申し上げましたけれども、現状から変化が伴うものについてはやはり、その現状がこうであって変えたことによってこうなりますということが分かれば、理解を示す一つのバロメーターといいますか、になると思います。ですから、今回につきましても、新旧対照表を出していただきましたけれども、7条から10条になると、これは分かりましたよね。それから、どこがということについては大きく二つ変わりますと、これも読ませていただければ分かります。

しかし、その中で変わった点というのが第5条関係ですから、それがどのぐらい影響がされてきたかということについては、直接市民の方に影響を及ぼすことと、裏を返せば行政にとって事務扱いをする方々が煩雑になってくるという、そういったことにもなりますよね。ですから、条例が変わることによってここが問題であるということについては、今度はそれをどう直すかということに変えていかなければならないようなことが行政のシステムの中にあると思います。したがって、人的なことがこれによって増えるとするればどう減らしていくかということも必要ですし、市民の方に負担が増えるということであれば、それを周知させる、広報を使って今度こういったことでこうなりますよということを知らしめる必要があると思うんですね。

まして、ここは文教福祉常任委員会ですから、そのための予算の審議なものですから、どれだけ影響があるかということもやはり知ることが大事ではないかなということを思ったものですから、質疑をさせてもらいましたけれども、試算されていないということですからこれはいたし方ないことなんです、今後、条例を改正されとかあるいは現在のものがこうなりますよということであれば、やっぱり変化があるもんですから、それは当然変化については把握しながら、それをどう検証してどう評価するかということが、やはり10号と同じように必要になってくる事項ではないかなと。それによって今度事務負担が出てきたら経費がかかりますよね。それをどうするかということも検討の一つになりますし、そういった意味では、財政の効率化ということを考えたときには、やはり切り捨てられない部分ですから、行政も大変になりますので、そういった配慮をしていただければと思います。試算がなけれ

ばしようがありませんので、一応結構でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今後、こういう条例改正その他、十分ただいまのご意見を踏まえまして、私どもお示しできるような、データとしてまとめたものをこうしてご答弁の際にお示しできるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） この条例で今何人くらい該当する方はいますか。もし今分かれば、地区別にちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 地区別にはデータとしてまとめてございませんが、全体では657の対象世帯がございまして、それを精査していった中で、実際に交付対象としているのは612世帯ということでございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

神子委員。

○委員（神子 功） 今、景山委員のほうから世帯数を聞かれました。要はそこなんですよ。該当が現在657世帯で交付対象が612世帯あるということですから、はっきり分かりますよね。そこが、この第5条によってどういう影響がありますかと言ったら、すぐ分かるんじゃないですか。現在継続して、前の制度をずっと引き継いだ場合には、その制度を受けられたわけですよ。今回条例改正することによってなくなっちゃうわけでしょう。なくなっちゃうとか、いわゆる一部負担の統一ということですから、該当者がそこに出てきますよね。要は300円の負担とかという、この第5条によって負担が出ると出ないとかということになった場合には、必ず影響を受ける人が出てきますよね。その辺のところについては、はっきりそういった意味では経過を見れば分かって、この条例を変えたときには、今まで受けていたけれどもこうなります、メリットがあったけれどもデメリットになるとかということは、この数値から分かりませんか。教えてください。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 一部負担金そのものの第5条の関係でございますけれども、こ

の自己負担によって該当になるかならないかというような、そういうものではございませんので、実際に該当になった、入院されている子どもの医療費が対象になったと。その中で、要は今まで1日その300円を除いた部分をお支払いしていたわけですが、それが、300円がなくなる代わりに食費の分の負担金をご自分でお支払いくださいということになるわけですし、そこによって世帯数が動くという、そういうことではございません。

したがって、実際に対象となる世帯の数の増減といえるでしょうか、そういう見込みの中でそれらがどうなっていくのかということについては、具体的にはデータとして持っていないということでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） この旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例が、対象者、該当する方は657世帯ということで、これは間違いないですね。条例が変わろうが変わるまいがそれは変わらないですね。ただ、5条によって今まで受けてきた人が一部負担をするということについては、今までのケースから見ると当然そのケースがあったわけですから、そういった方々がこの657にいるということで、アッパーはいいですね。そういうことの判断で、横に広がることはありませんので、全部利用される人がいれば、アッパー657世帯の中に何名該当するかということになりますけれども、そういった考えでよろしいですね。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいま申し上げました600という数字につきましては、通院もございまして、それから入院もございまして。ですから、この中で通院のほうが多いわけですが、入院の方についてこれによって増える世帯は、当然、今委員おっしゃられますようにございまして。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今回の条例改正によってメリット・デメリットが発生するということですが、やっぱり今、年寄りやなんか年金が目減りだとか、国民やまた市民の皆さんは所得が目減りだとか、いろいろ厳しい状況下に置かれていますが、特にひとり親家庭というのはなおさら厳しい状況に置かれていると思いますので、このデメリットの部分、入院、食事、こういう部分が負担増にならないような条例改正はできなかったものでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは、極力そういう皆さんの一部負担が少なければ少ないほうがいいということは私どもも理解はしておりますが、正直、他の医療制度をはじめほかの制度におきまして、今はもう、先ほど申し上げましたようにそれらの負担金、食事の分、それから日常生活のための療養費の分、それらはどうしてもそこに入院、入所している方の負担だというふうに制度的に改まってきてしまっておりますので、私どもも、この条例のみそういう制度と違う解釈をし、そのまま改正をしないで置いておくということも、これは他の制度との均衡ということを考えますと、そうせざるを得なかったということでございます。以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、環境課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正の関係で、簡単にといたしますか補足説明をさせていただきます。

ご存じのように、これは本会議でも述べましたように民法第34条の改正に伴うものです。民法第34条というのは、公益法人、社団法人、財団法人を設立するという規定がありましたんですけれども、今回これがなくなるという形です。それに伴いまして、一般法人たる公益法人、財団法人、あと公益法人等の関係の制度が今年12月1日から施行という形になりますので、それに合わせて改定をするものです。

墓地等の関係の条例改正については、新旧対照表の12ページの2項で、現行では「宗教法人又は民法第34条の規定により設立された法人」というものが、改定後には「宗教法人、公益法人又は公益財団法人」という形に改定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） これは民法ということなんですけれども、旭市の条例には、現行の墓地

の経営に当たっては地方自治体とそれから宗教法人等という、そういう項目があるんですけども、この宗教法人等ということに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 現行の条例等につきましては12ページに記載されているとおりです。

1号は略ですがこれは地方公共団体、2号としまして「宗教法人又は民法第34条の規定により設立された法人」で、先ほど言いましたように、「以下宗教法人等」というくくりになっております。それが今回は改正条文に、宗教法人、あと公益社団法人または公益財団法人で、一般的な呼び名といいますか通称としましては、「以下宗教法人等」という規定に変わるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 分かりました。この墓地の経営の部分というのは、都市計画法というのがあってその中で定められていると思ったんですけども、この民法でもやはりそういうふうな条項があったということなんで、初めて聞きます。

その都市計画法の中で、この旭市に関してですけれども、旭市の墓地というのは市営墓地がありますけれども、それは部落型の墓地ですけれども、これはひっかからないということによろしいのでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 失礼しました。

部落型の墓地は市営墓地ですので、1号の中に該当します。あとはご存じのように、市内ではほかにやっているのは宗教法人のみですね。ですから、公益社団法人及び公益財団法人というのは、千葉県ではないですけれども全国には何か所かあるという形で、当然公益法人の見直しがありますので、法律が変わることによって条例等も変更したという形になります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） この旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正によりまして、墓地とかで最近ハペットとかそういう墓地の経営をする方も出てきているようですが、そういう

場合に、そういうペットの墓地なんかも一応適用、一般の墓地と同等ということによろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） ペット類についてはこの規定には当てはまらないという形になります。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） ペットの墓地等もだいぶ大規模でやっているような経営主も最近出てきているようです。またペットも、この産業だけは景気の低迷やなんかにより左右されないで、なだらかな曲線ですが徐々に伸び続けているというようなお話を自分は聞いたことがありますので、またペット等の墓地は適用のほかですということですが、将来、混乱等とか何かそういう部分で、ペットの墓地から一般の墓地等で起こることがないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 先ほど前段で申しましたように、この関係ができるのは地方公共団体または宗教法人、あともう一つが今度変わる公益社団法人とか公益財団法人。今まで現行では民法の公益法人という形ですので、ペット等のあれはまさしく公益法人とかこういう社団法人は受けていない団体ですので、要するに一般法人、ですから基本的に公益的な優遇を受けた法人ではないという形になりますので、今の制度上からいうと、特にこの規定上のものが出るということはないと思っています。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時10分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（柴田徹也） 所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、パークゴルフ場の利用状況につきまして簡単にご報告申し上げます。

7月1日にオープンをしまして、7日から通常営業によりまして開始をしているところですが、7月の入場者は無料開放を含めまして2,510人、それから8月が2,266人、これは実人数でございます。1日平均に直しますと、七十数人ということで利用をいただいているところです。それから、8月末での会員数は153名、会員の登録をいただいております。平日に限っての会員利用ということでございますので、平日の利用の約6割強は会員の皆さんに利用いただいているという、そういう状況でございます。

それで、8月25日には、パークゴルフ協会の会員の皆さん108名のご協力をいただきまして、除草ボランティアをしていただきました。また、老人クラブにおきましても、老人クラブの中にパークゴルフ部というそういう組織を新たに設けていただいておりますので、日を追うごとに市民の皆さんから気軽に楽しんでいただけるスポーツ施設という、そういう定着がなされてきております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課から第二中学校の改築事業についてご報告申し上げます。

第二中学校の校舎の建設工事でございますけれども、10月の完成に向け順調に進んでおり、現在60%程度の進捗率となっております。また、既存の特別教室棟との連絡通路工事につきましては、階段室の基礎工事を終了しており、旧校舎の解体後本格的な工事に着手することとしております。

続いて、旧校舎等の解体及び植栽工事は新校舎の完成を待って着手し、来年3月の完成を目指しております。なお、用地の取得につきましては、本議会においてご審議をお願いしてあります補償費の予算補正の議決をいただいた後、直ちに契約をしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 学校教育課より1点ご報告を申し上げます。

去る7、8月に行われました夏期の大会におきまして市内の小・中学校児童・生徒が活躍をしました。その中で、全国大会等において特に優れた顕著な成績をおさめた者につきまして、二つにつきましてご報告をさせていただきます。

まず一つ目は、中央小学校6年の飯島果穂さんです。飯島さんは、千葉県大会で1位となり、去る8月30日に行われました第24回全国小学校陸上競技交流大会6年女子100メートルにおきまして、13秒14の記録で見事全国1位となりました。

二つ目は、第一中学校女子卓球部です。第一中学校女子卓球部は、千葉県大会で団体優勝し、関東大会を経て、8月22、23日に行われました第39回全国中学校卓球大会女子団体の部に出場し、予選リーグにおいて2勝し、見事決勝リーグ進出を果たしました。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課から、県立海上キャンプ場につきましてご報告申し上げます。このことにつきましては日下議員より一般質問もありましたが、経過等についてご報告いたします。

この県立海上キャンプ場の譲渡については、旧海上町時代から県よりたびたび要請があったものでありますが、現在、県は指定管理者により、県森林組合連合会と塚原緑地研究所の共同体でございますが、そこに管理委託を行っております。この指定管理の期間が来年3月に切れること、それから起債の償還が終了することから、本年4月25日に県の担当課であります県環境生活部県民生活課長が来庁いたしまして、正式に旭市へ無償譲渡したい旨の要望があったものです。

これを受けまして、市は、庁内の検討会議を設けまして、施設の利用状況や今後維持管理する上での施設の現状、また維持管理費などの検討を重ねた結果、市内の子ども会やガールスカウト、ボーイスカウトなどの青少年の育成団体あるいは小学校などの市内利用者もかなりいること、それから交流事業にも利用されていること、また施設も十分使える状況にありまして、修繕の必要のある箇所は県において直してくれるとのことであることから、譲渡については受ける方向で進めているところであります。

今後のスケジュールとしまして、今言いました修繕については県が行うということになっ

ております。昨日からだったと思いますが、県議会の9月定例議会でその補正予算を組み、本年度中に実施することとなっております。その県議会後に県では、県の財産処分委員会で審議後、予定では12月定例議会において条例の廃止を行う予定であるということです。それを受けまして、市では、市のキャンプ場として設置管理条例等を制定することになります。その後に県と市で移譲に伴う契約書を取り交わし、施設の引き渡しとなる予定でございます。以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課のほうから東総衛生組合のし尿処理施設の更新計画についてご報告申し上げます。

この報告関係については、市長のほうから政務報告で述べていただいております。現在、国・県・市、あと組合と基本計画等の協議が調い、環境省ではそれを受けて現在財務省と内示等の話を進めていると。近々、本年度の循環型交付金の内示がある予定だと伺っております。きょう確認したら来ていないという話です。

それに基づきまして衛生組合では、本年度事業として生活環境影響調査、これは前期分ですけれども、施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響等を調査、予測、分析等を行い、生活環境に配慮した対策を検討するための調査、それから基本設計の作成、これは汚泥再生処理センターの基本設計の作成に入ると。土木、建築及び機械設備における基本設計を行う。それから三つ目が測量・地質調査。これは現地、現場所で新しい施設を建てるという形を考えていることから、候補地の隣地の測量・地質調査を行うと。これが20年度の今考えている事業という形です。

次に21年度は、これが済みましたら後期分の生活環境影響調査、これは環境アセスメントですけれども、夏場の季節をとらえてやると。あと発注、作成資料等の業務委託とかを行い、21年度の後期に、すべて完了した段階ですけれども、建設工事に着工という形で、建設としては21、22年の2か年で新しい施設を建てる予定ということで今考えております。

構成市の負担金の関係ですけれども、現在、衛生組合では基金積み立てをしておりまして、今現在の積立額が3億1,400万円ほどという形ですので、まずそちらのほうで対応してという話でございました。それがどうしても足りない場合は、市町村のほうにお願いしたいけれども、まずそちらのほうという形で、当該20年度についてはこちらのほうの資金、あと国の交付金等を使って事業を行うという形で考えております。先ほども言いましたけれども、建設については2か年事業で21、22年の2か年で建てていくという形でございます。

関連で、今考えている起債の関係をちょっとお話しします。

現在、新しく今度造られる旭市のクリーンパークの場所と、横芝光町にごございます分場の二つがあります。起債関係につきましては、光町が平成5年から8年度に建てたものの借入額が25億8,400万円ほどありましたけれども、この起債の償還が23年度で終わります。今年は約2億6,200万円ほどの償還、来年度が2億4,600万円ほどの償還、22年度が2億1,400万円ほどの償還で、光分場については23年度が6,400万円ほどの償還と。それに今度新しい施設、旭市の施設ができますので、今現在考えている償還は、アバウトですけれども、約15億円から16億円ぐらいの起債を償還していくと。始まるのが22年度からで、終わるのが15年、年利2%で15年償還、3年据え置きを考えております。すべて終わるのは37年ごろと予定しております。償還額につきましては、今の光施設よりも当然借りるのが10億円ほど少ない見込みですので、金額についても、今考えている金額よりも若干少ない金額で償還が始まるという形です。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室の所管事項の報告を申し上げます。

まず、来年度の国体リハーサル大会につきましては、去る9月13日に、日本卓球協会の理事会において旭市での開催が正式決定いたしました。大会は全日本卓球選手権大会団体の部、期日は平成21年10月16日金曜日から18日日曜日までの3日間、会場は旭市総合体育館で、この日程等につきましては当初こちらで予定したとおりでございました。

次に、旭市実行委員会のホームページで7月1日から募集を開始いたしました企業、団体の協賛につきましては、現在まで2件の申し出を受けております。

また、国体ボランティアの募集についてですが、県実行委員会と同様に、旭市でも国体本大会、リハーサル大会の運営ボランティアの募集をする予定ですが、現在、県と連携しながら募集の準備を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは何点かお伺いいたします。

パークゴルフの関係ですが、これは順調に推移しているということで判断してもよろしい

のかどうか。

それと、海上キャンプ場の件ですが、旭市に譲渡が決まるような状況でございますけれども、これからの利用促進ということを考えたときに、今の現状のまま、修繕は県のほうでやりますけれども、利用についてはどういう形でしていこうというふうにお考えでしょうか。

それから、県が一応修繕して、修繕した後に旭市に譲渡されますけれども、あの施設については今後どういうふうにご利用していこうという、手を加えてやっていくものなのか、何か施設を造ってやっていくものなのか、そういったお考えはどのようなことがあるのかお伺いいたしたいと思います。

それから、東総衛生組合の関係でございますけれども、今詳しくご説明をいただきましたが、そうしますと旭市として、現在旭市の中に施設があるということで、現状、既存施設のわきには東総運動広場というのがありまして、これは少年野球とかあるいはソフトとか、最近グラウンドゴルフはあまりやられていないみたいですが、一時期その場所がなくなるということになると思いますし、そういったことを考えると周知をどのようにしていくかということが大変大事になると思いますので、そういったことについてどうお考えなのか、情報がありましたらお願いいたしたいし、また、今回の起債についていろいろ説明がありましたが、旭市としてどのぐらい持ち出しが現在考えられるのか、その辺お伺いをいたしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、パークゴルフ場の利用の関係でございますけれども、^{ふたつき}二月ですけれども、夏場の暑い時期等もありまして、もう少し利用は少ないのかなという感覚でございましたけれども、暑いにもかかわらず皆さんに利用をいただいておりますので、今のところ順調に推移をしていると。ただし、これから秋が過ぎまして冬場を迎えるわけですが、そのときにどのような利用になるのか。その辺は十分宿泊客等の、かんぽの宿をはじめ民宿組合、宿泊組合等と割引の協定等も結ばせていただいておりますので、そういう市外の皆さんのご利用、それからまたパークゴルフ場でいろいろな大会等の催し等も開催を独自にさせていただきながら、利用者の増進という部分ももっともっと図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、海上キャンプ場の件に関しまして、まず利用の関係

でございますけれども、この施設の利用については、当初、県のほうからは青少年健全育成のための施設ですよというようなお言葉というか、その利用にしてくださいというような話もありました。ただ、旭市のほうとしましては幅広く利用したいという考えもありますので、青少年健全育成のほか社会教育施設としても広く使わせていただきたいというふうな話も県のほうにはしております。

あと、もちろんその利用のための周知だと思います。広報はもちろんのことですけれども、ホームページなりそれから県内外の雑誌等もあります。いろいろな関係に、その辺のところも含めていろいろ検討しながら周知を図っていきたいと思っているところでございます。

それから、施設の追加はあるかということですが、現状では、今のところちょっとそこまでは、まだ検討していないということでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、衛生組合の運動場の関係とあと負担金の関係についてお答えいたします。

運動場については委員が言われたように、子ども野球だとか結構年間を通して使われておりますので、組合のほうでは、ある程度正式な実施が決まる見込みが出た段階で各団体等にお話しして、一時的ですけれども当然その間は使えなくなりますけれども、完成した場合には古い所を今度撤去する予定ですが、そこを運動場として使うというふうに衛生組合のほうから聞いております。

それともう1点が旭市の負担金ですが、正確な金額は当然まだ出ておりません。通常負担金と同じというふうには聞いております。通常というのは、衛生組合で各構成市の均等割部分とあと利用部分ですね。旭市は約5割ほどを占めております。若干5割より少なくて四十七・八%だと思いましたが、だいたいそのぐらいの割合を負担金として支払っておりますので、今後一緒に新しい施設を建てるということになれば同じような形で、旭市がその割合ぐらいで負担金を持つという話になっております。あと、そのほかに交付税算定がありますので、交付税算定部分は衛生組合のほうにお支払いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

パークゴルフの関係につきましては、利用を高めるということが一番大事なものですから、ある意味では表といいますか、市外、県内、県外、そういった方に知っていただくということが大事ですし、話によりますと、県内からもパークゴルフを愛する方々も結構来られているということですから、そういった意味で順調なのかなと思いますけれども、やはり利用するために、いわゆるパークゴルフにだけ来るとい方方もいると思いますけれども、来たときに何か持ち帰ってもらうということも大事ですよ。

例えば大会を開くということについては、主催をどこにするかというのは、パークゴルフ協会もそうですし各種団体の上部団体とか、あるいは市の第1回目でやったように市長杯ですとか、そのほかいろいろな大会も考えられますけれども、そのときをにらんで、旭市の特産品といいますかそういったことを宣伝するとかという、何か有利な方法も考えられたほうがいいのかなと。

それによって旭市を知っていただく、それによってパークゴルフ場以外に旭市に来てもらえるという相乗効果についてもできる施設だと思いますので、そういった意味で検討していただいて、有効的に施設が使えるのと同時に、旭市に交流の場所としても来ていただくという二重の、あるいは三重の効果があるような取り組みをぜひお願いできればと思います。

生涯学習課のほうにつきましては、これからのことですから、子どもたちがあそこに行けるような状況とお年寄りも行けるような状況、そういったことがあそこに望まれる施設なのかなというふうに思いますので、ぜひ譲渡をされましたらあまり経費がかからないように、昔の遊びができるとか、あの施設を利用して昔培ったいろいろなものが復元できるような、そんな施設にできたらいいなというふうに個人的に考えていますけれども、そういった発展ができるように私はお願いしたいと思います。

東総衛生組合については、各種団体が使われている今運動広場がありますので、周知が大事だと思いますね。いつ使えなくなるか、いつごろ使えるのか、やっぱり周知をなるべく早目にされた方がいいと思いますので、決定し次第そういう対応ができるように、各種団体の方に不便さを感じさせないような対応をお願いしたいし、また負担金については、そうするとだいたい5割程度というんですけれども、額的にどのぐらいになるんでしょうか。分かればそれだけお願いします。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 金額的なことはちょっとあれなんですけれども、現在、旭市のほうで負担金として払っているのが、交付税と一緒にすけれども約2億円です。ですから、先ほ

どの起債関係が23年ぐらいまでに光分場が終わって、今度新しい部分が増えるわけですがけれども、金額的には光分場の起債額のほうが大きいもんですから、今よりも若干反対に減るんじゃないかと予想しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいまの神子委員のご質問を受けまして、私どものほうで説明を省略してしまつて申し訳なかったんですが、今委員がおっしゃられましたように、パークゴルフ場のほうの大会等で、例えば賞品等で市の特産物を差し上げるという方法もとらせていただきたいと思います。それから、もう既に実施しているところなんです、ただいま委員のほうから交流の場というようなお話をちょうだいした中で、農水産課のほうでさまざまな交流事業をやつてきております。

それで、夏休み等にも、もう既に子どもたちを中心に交流事業をやっているわけですが、そのときに、ジェフユナイテッドのチームの中学生にパークゴルフ場のほうを利用してもらうとか、それからその交流事業で子どもたちに付いてきたお母さん、お父さん方にパークゴルフ場のほうの利用をしていただけるような、そういう割引制度等も設けまして、割引券を配布するとか、そういうようなものはただいまやっております、若干ですがそういうご利用もいただいているところでございます。

○委員長（柴田徹也） そのほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） 海上キャンプ場の県からの譲渡の件についてちょっとお尋ねします。

この海上キャンプ場は、県のほうからの譲渡の話はいつごろからありましたか、お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） この譲渡の話につきましては、資料を見ているわけなんですけれども、平成13年ころから旧海上町のほうには来ております。それで、平成15年には海上町に譲渡するよう決まりかけたというような経過もございましたけれども、その時点では起債の償還なりそういったものがまだ終わっていないということで、その後というような話になったようでございます。合併してから、実は毎年県のほうからは来ております。

経過としては以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 説明によりますと、何かもう平成13年度ごろから、海上町時代からずっと継続的に譲渡の話があったという説明ですけれども、こういうように県の施設がほかにも旭市にありますが、そういうような話が来ているものは、その他に幾つありますか。ちょっと説明いただければ。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 自分の所管ではこれだけでございます。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております請願第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願と、請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願の2件について審査に入ります。

初めに、請願第2号について審査をお願いいたします。

それでは、ご意見がございましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 請願の紹介議員という立場もありますが、6月定例会で説明させていただいた後に、補足して説明をするような資料がございましたので、ダブらない程度に若干お話を進めさせていただきたいと思います。

国における平成21年度教育予算の拡充ということで説明をさせていただきましたけれども、義務教育についてのいわゆる国庫負担制度ということと関係することを申し上げますと、やはり人件費というものはかなり必要になってくるというふうに思います。旭市におきましても、現在、補助教諭という立場で何名かの配置をしておりますけれども、新学習指導要綱につきましても、国のほうでは増員してほしいということでそこに書いてあるんですが、その手当は県や市が独自でやりなさいということになっておりますと、結果的には予算がないという状況にもなります。

これまで義務教育費国庫負担金の関係につきましても、既に給与費だけしかないような状況になっています。今まではその中に教科書の関係とかという予算組みもあったし、それがどんどん地方交付税の中に算入されてきている。それについては、教育費に使えばいいんですけども、なかなか教育費に全部を使うような状況にないということからしますと、県の状況も大変ですし、市のほうについても教育費だけには使えないという、そういう逆の立場がございます。

そういった意味からすると、平成21年度についての教育予算の拡充については、請願の趣旨に何点か載っておりますけれども、そういったことについて取り組むためには、やはり予算の拡充が必要であるということが言えるかと思います。そういった意味で、事人件費につきましても、自治体負担ということがございますので、その自治体の財政状況による格差というのが生じている現在では、やはりその穴埋めをするためにはどうしても当初における予算組みが必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ請願第2号については、旭市として意見書を採択していただいて、国に出していただきたいというふうに思う一人でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

紹介議員でございます神子議員から補足してご説明をいただきました。

これから審査をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今、神子議員からお話をされたとおりで私も思っております。国のほうも、決めることは決めて全部地方にお任せということが、最近ほとんどそういう状況なので、ぜひこれは私は前向きに賛成したいと思っております。

○委員長（柴田徹也） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 一雄） 教育予算の拡充に関することなんですけれども、旭市の場合に、ここの5番目の頭の部分ですか、これに危険校舎とか老朽校舎の改築という文言が入っておりますけれども、旭市は、合併して特例債を利用して、結構この部分に関しては耐震診断とか改築とかかなり進んだことをしておりますので、この施設の整備費を充実することということは、もう旭市はこれ以上にやっていると思われます。子どもたちの教育ですから、予算があればそれにこしたことはないんですけれども、この部分を見ると、旭市は私は教育予算はかなり拡充をしていると考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について審査をお願いいたします。

紹介議員でございます神子議員、補足して説明があればお願いします。

神子議員、どうぞ。

○紹介議員（神子 功） それでは、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書採択に関する請願について、若干補足させていただきたいと思います。

6月の定例会の請願審査におきまして一応説明させていただきましたが、特に何点か説明させていただきますけれども、一つについては、例えば今現在6%、5%、4%ということで扱いがされているそうです、県内ですね。6%という所につきましては、成田市、富里市、八街市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市、酒々井町、栄町、それから本埜村と印旛村という所がいわゆる印旛地区に当てはまるということになっております。5%については、旭市の管内、いわゆる北総教育事務管内では5%はありませんけれども、旭市については東総地区ということで4%に該当するということになっておりますが、仮に旭市に住んでいる方がたまたま成田市にある学校に赴任したということになりますと、扱いは4%ではなくて6%の扱いになると。逆に、成田市から旭市にお勤めになる場合には、6%が4%になるという

ふうになるそうでございます。これは、40キロぐらいあるいは35キロぐらいのところから旭市に来ていただく先生方も現在いるそうです。そういったことを考えると、旭市にせっかく来ていただいても4%の支給しかないということが現実にあつて、旭市から逆に成田市に行った場合には6%になるということで、そういった意味からすると、千葉県の中でも行ったり来たりがありますが、支給が違ってきているという状況が一つございます。

もう一つは、その地域手当の格差というものについては、要は、平成20年度は千葉県は4、5、6%という3段階で適用されております。これは人事委員会に基づいて決断が下されたようでございますが、千葉県以外の関東近辺を見ますと、率の上限はあつたにしても、一律になっているというのがほとんどでございます。例えば東京都では14%ぐらい、神奈川県、それから茨城県は一番低いんですけども、それでもだいたい2.8%ぐらいでございますが、全県で同じ率になっているということで、できればそういうふうに一律にしていきたいというのが請願の趣旨でございます。

6月定例会に請願を出した状況が県内にありますけれども、近隣では、前段の教育予算の関係、そしてこの地域の手当の関係については、銚子市、匝瑳市が同じ意見書について採択されて、各大臣に意見書が出されていると。この地域手当につきましても、今申し上げました印旛地区は6%なんです、印旛地区においても高いパーセンテージになっておりますが、その地区でもやはり一律にすべきだというようなことで請願が通過をして、意見書が採択されて国に上がっていると、そういう実情がございました。

そういった意味で、先生方のやはり働く意欲とかということ、もう一つは、それでは千葉県に先生が集まるかということ考えた場合に、小学校の場合ですが、教員採用試験といったことで都道府県の競争率を示す資料を入手いたしまして、平成19年度、北海道から沖縄県までの各都道府県を見ますと、何と千葉県が2.5%と競争率が一番低い。ということは、先生方もなかなか千葉県には来ていただけない状況があるのかなと。要するに魅力があるのかなのかというその辺は分かりませんが、鳥取県では16.5%の競争率になっていますし、岩手県では25.3%の競争率があるということは、それだけ先生方が勤めたいということの裏付けは、やはりある意味ではこの地域手当というものが一律になっていることもあるんじゃないかというふうにも考えてもよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

以上、何点か申し上げましたが、いずれにしても、千葉県以外の近隣の東京都をはじめとする関東におきましても一律になっているという状況からかんがみて、千葉県でも一律にぜひしていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員、ありがとうございました。

続いて審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらどうぞ。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この地域手当ですか、この地方の教職の皆さんということで、旭市においてはどのぐらいの車通勤、あるいはアパートに住んでいる人ということで調査をしていただきまして、この間、皆様にお配りした紙のとおりになっておりますけれども、この地域ではどうしても通勤には車が必要になってきます。都会のほうはいわゆる電車通勤、また公共機関がかなりありますので、そういった中でこの地域格差というものを考えると、ガソリン代の高騰とか物価の高騰、そういったものを考えると、私はこれは地域の格差を少しずつ減らしてもいいんじゃないかなと、こういうふうに考えております。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今説明いただきましたけれども、県内の地域手当を一律にしてほしいという要望ですが、この千葉県を一律にするということは何%が望ましいのか、もうちょっと詳しく説明していただければ参考になるかと。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。

今のその質問は、紹介議員が答えるべきことではない質問だと思うんですが、今、委員会で審査をしておりますので、この請願の内容についての質問は結構ですが、今のは質問内容がちょっと違うんじゃないかと思います。

○委員（向後悦世） 分かりました。

千葉県は4%、5%、6%の地域手当で区分されているみたいですが、これを一本化して一律化を図っていくとすると、説明資料を見ますと、東京都が一律14.5%で、千葉県も東京都と川一本を隔てて隣接していますので、あまりに川一つで手当に極端な差が生じちゃうんじゃないかなと思って、ちょっと疑問を感じましたが。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 紹介議員ということで近隣の都県の状況ということをお話しさせてもらいましたが、お話しさせてもらいましたように、茨城県については将来3%になるみたいですが、2.8%ぐらいで一律になっている。それで、東京都については島を除いて一律支給で14.5%、きっとこれについては人事院勧告や千葉県の場合には人事委員会、こう

いったところで調査をして、民間との関係とかといろいろなことの調査をしながら裁定された状況だと思います。神奈川県については一律支給で10%、埼玉県では5.5%の支給、それからその他群馬県、栃木県、静岡県、山梨県、こういった関東近辺からいきますと一律支給になっているということについては、率は違えどもそのような方向になっていると。

したがって、千葉県はたまたま平成20年度は6%、5%、4%というふうになっておりますので、請願の趣旨からすると、これは平成20年度を考えれば6%にしてほしいというふうには私は思います。県内の格差ということではなしに、一律6%にしてほしいということだと私は思いますので、格差がないようにぜひ6%にということをやきつと請願者のほうは考えられていると思いますし、また近隣の都県についても一律ということからしても、そのパーセンテージはそれぞれ差がありますけれども、まず一律にしたほうがよろしいのではないかとということについては私は賛成です。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時14分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（柴田徹也） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（柴田徹也） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（柴田徹也） それでは、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長（宮本英一） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったままでよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） はい、どうぞ。

○事務局長（宮本英一） お手元に配布してございます国における平成21（2009）年度教育予

算拡充に関する意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けて予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月、千葉県旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（宮本英一） それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書（案）

平成17年12月、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。調整手当に替わって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を6%・5%・4%支給地域に三分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動への影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。近県においても、埼玉県・群馬県・神奈川県・静岡県・山梨県等は県内一律支給となっている。

また、新規教職員の採用という視点からも、地域手当の格差支給は望ましいことではない。近年、本県は、1,000人を超える新規教職員を採用している。採用選考を近県と同じ日に実

施することもあり、優れた教職員をいかに確保するかが求められている。本県の地域手当に格差があることが、優れた人材を確保するうえで影響をおよぼすことが懸念される。これは、本県の教育の充実、発展にとって大きな損失であると言わざるを得ない。

よって、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早急に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月、千葉県旭市議会。

千葉県知事、千葉県人事委員会委員長あて。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、請願第3号の地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

陳情の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、陳情1件の審査を行います。

ここで健康管理課の出席を求めます。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情の1件についてであります。

ここで、審査に入る前に、陳情第4号に関連しますあさひ健康福祉センター及び総合体育館のトレーニング施設等について視察を行いたいと思います。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 3時50分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第4号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 常任委員会という立場で、この陳情につきましては現地視察をさせていただき、また我々文教福祉常任委員会としても、海上健康増進センター並びにいいおかけんこうセンターの陳情が出ている内容について、どこが所管して、いつその施設が設置されて、その設置目的がどうであったのか、そしてまたその施設はどのぐらい費用がかかって、財源がどういうふうに活用されてできたものなのか、そして1年間当たりどれだけ維持管理費が、人件費を含んでどのぐらい年間に維持をするのに必要な状況なのか、それによってどのように市民の方々が有効利用されているのかという内容も含めて、調査をしてきました。

それで、海上健康増進センター並びにいいおかけんこうセンターについてはいずれも、当時町のときに、一般財源は若干違いますけれども、そんなに一般財源を投入することなく補助金でこの施設が建ったという、有利な補助金を使ってできたということは非常によかったんではないかなというふうに言えますけれども、年間の維持費については、例えば海上健康増進センターについては、1年間にかかる人件費も含めた維持管理費については2,121万円

ぐらいかかっております。これは平成19年度。片一方、いいおかけんこうセンターについては946万円ぐらいかかっているということが判明いたしました。この違いというのは、恐らく海上健康増進センターにはプールがあるために、修繕費とかいろいろなことも含めてかかっているのではないかなということが考えられるためにその差が出ているのではないかなと。もちろん施設の関係もありますので、そこにいる職員数についても、若干配置が違ったために人件費の差も出てきているのかなと、そういったことが言えるかと思います。

そこで、きょうはあさひ健康福祉センター並びに総合体育館にあるトレーニングルームを逆に見て回って、同じトレーニング施設がある場所が旭市に四つあるということで、比較対照も含めて視察をしたわけですが、あさひ健康福祉センターについては、健康とは若干違いますけれども福祉の増進という立場から、トレーニングルームが今までは施設の中にあったものが、たまたまパークゴルフ場ができたために管理棟の2階に今設置をされているという状況もつぶさに見てまいりました。その施設は登録人員が、登録された方で264人いるという説明があって、そのうち64人がトレーニングルームを使っている登録者、したがって多くはおふろに来ている方の登録者が多いということが判明いたしました。それが平成19年度の月平均で見えますと利用者が1,385人ということになっているわけですが、一方、前段で申しあげました海上健康増進センター、これが19年度の月平均が1,527人、いいおかけんこうセンターは493人ということを見ても、これは、ある方が浅く広くという利用よりも、ごく限られた人がその施設を使っているのではないかなというようなことがある意味では言えるのかなというふうに私は判断をいたしました。

今回出ております陳情内容につきましては3点ありまして、海上健康増進センター、そしていいおかけんこうセンターについては利用料を同額ということで、できれば200円にしてくださいという、陳情内容でありますけれども、これは施設の関係で、海上健康増進センターについてはプールと一緒に複合施設になっておりますので、これを現時点で分けることが本当にいいのかどうかというのはもっともっと議論しなければいけないのではないかなというふうに思いますし、どちらも使っているということからした場合に、あさひ健康福祉センターの例を見ますと、おふろに入っている方のほうが多い施設だけれども、健康施設のトレーニングもあるということで、利用者の状況がおふろのほうが多いというふうに分かりました。しからば、海上健康増進センターについては、まだ調べができておりませんけれども、どちらが有効的に使われているのかということとはちょっと調べた状況が分かりません。

そこで、きょうは関係者が来ておりますので、海上健康増進センター、いいおかけんこう

センターについて、登録者が今現在の時点で何人いるかについて参考にお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。お分かりでしたら参考にお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 健康管理課のほうも、ちょっと確実な数字というか、合併前に海上のセンターに登録されているのが3,533人ですか。実際もう全然利用されていないという方も結構、1年以上使っていないという方もあるんで、実質今何人利用かというのは把握できていないのが正直なところですよ。合併後にというか、体力測定をちゃんとしてファイルを作っている方がただいま2,326人。これについても、全部この方が利用されているかというのは、これもちょっとはつきり把握は、1年以上利用されていないという方がかなり出てきちゃっているのはあるように思われます。今ファイルを整理しているんですけども、健康管理課のほうの決まりでは、1年以上利用されない場合には再度体力測定からやっていただくというのが建前で進めていたものですから、実人員的なものというのは、神子委員が言っている意に沿うような数字がちょっと把握できていない状況でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） いいおかは。

○健康管理課長（小長谷 博） いいおかも含んでおります。

○委員長（柴田徹也） 両方ですね。

○健康管理課長（小長谷 博） ええ、すみません。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 分かりました。要は、旧町の時代については一応登録者はいたけれども、今のお話ですと3,533人登録者がいたんだけど、ファイルには2,326人残っているということで、整理はされていないというお話がございました。したがって、実人員については現在分からないという状況だというのがございました。

それで、この健康管理課で所管されている健康増進センター、いいおかけんこうセンターにつきましては、保健師がいなければいけないなというふうに感じました。行政改革ということも確かにありますが、私が見た範囲では、この施設については、住民サービスということからしますと設置目的が、旧町では町民の介護の予防及び健康の維持増進を図るということが、いいおかも海上も同じ内容ですね。いいおかについてはそこに福祉増進を図るのが付け加えられておりますけれども、内容的に同じ。合併後についてはいずれも、市民の健康の維持増進を図るという目的で設置の目的が継承されているという、そういった施設で

す。

したがって、この施設は、利用される方が自分の健康のために、どのように今現状なっているかということ、その進捗状況を見る中で自分の健康状態がどうであったのかというのが一つ。もう一つは、それによって合併した旭市が健康についてどれだけ行政として寄与してきたのか、それによって病気が減ったのか減らないのか、またどんな問題があるのかということを追跡調査していかなければいけない施設ではないかなというふうなことを、施設を回ってみたり話を聞いたりして感じました。

したがって、今、海上健康増進センターについては、確かに海上支所には常時いらっやいますけれども、何かがなければ行かないということになっているそうですが、そうではなくてやはりそのポイントは、こういったことを管理する、したがってそのデータについてはそれをいただいて、そしてパソコンで管理をし、旭市の少なくとも健康増進という観点から、旭市がまちの特色として健康都市宣言ということで現在来ておりますので、そういった意味では、海上町時代に平成15年全国第2位の医療費の減というかそういった状況がございますので、そういったことを維持するためには、やっぱりこういった施設の有効利用ということ、を市民がすると同時に、行政として進捗状況を管理しながら、病気になるべく出ないように予防関係についても一緒になってやるような施設ではないかなというふうに思っております。

そういったことを考えますと、旭市としてはたまたま使用料、手数料について合併後初めて見直しをされたのが今年3月の議会で、7月1日から値上げをしますよということで今回こういう陳情が出ておりますけれども、自分たちが調べた資料を見ますと、合併前の平成15年にこの施設ができました。平成15年4月1日にいずれも設置をされて、1回200円、ただし当分の間無料とするというのが海上健康増進センターであり、いいおかけんこうセンターについても1回2時間以上200円ということでございましたが、便宜上、無料ですずっと来たようなことでした。平成17年に合併してからは一応200円で来たわけですが、これも実質上無料ということですからずっと来ていて、条例にはあったんですが条例は使わないで、今回改定の内容になったというような状況でございます。

陳情者には大変恐縮なんですけど、そういったことで、市内の他の施設の利用、不公平感をなくすための今回改定理由ということでございますが、本来ですと、暫定的に当分の間無料というものについては、2年も3年も当分の間無料というのはおかしいことであって、1回200円というものを一回市民の方々にやっていただいて利用してもらって、それで合併した後旭市のあさひ健康福祉センターも含めた料金が現在ありますので、それでどうなんだろう

うか。例えば、200円と400円ですから、利用するためにはその間をとって300円にしたらどうかという、そういった議論があつて今日まで来れば話は分かるんですが、そういった意味では飛び越してきちゃったのではないかなというような感じがいたします。

したがって、これについては、行政としてこれからは使用料、手数料の改定については状況を十分に踏まえて、そして市民のニーズも踏まえた上で、将来この施設がどうあるべきか、現在どういった施設であるべきかということを十分に検討しながら料金の設定に臨むということが行政の姿勢であつてほしいなというふうに思います。

それともう一つは、この海上健康増進センター並びにいいおかけんこうセンターについては、先ほど申し上げましたように、今でいえば市民の健康の維持増進を図るということでございますので、特に健康管理課が所管するということであれば、これについてはがん検診とかいろいろな検診をとっていただいている健康管理課ですから、健康都市宣言ということにおきましても、やはりここに来られる方々のその進捗を見て、その方が当初病気をお持ちであれば、トレーニングした結果あるいはプールに入ったことによって、それが治ってきたなということで効果が分かるような、進捗も把握できるような、そういった体制づくりというのも今後必要となってくると思います。

先ほども質問させてもらいましたけれども、当時町の時代には登録者が3,533人いてファイルが2,326名分あるけれども、整理はされていないということについては、これはやはり整理をして、そして現在の状況並びに今後そのファイルに記載された内容をどう生かしていくかというのが行政の役目ではないかなというふうに思いますので、これはやはり行政としてしっかりとこの設置の目的、あるいは旭市の健康都市宣言というふうに置かれている位置付けからした場合に、やっぱりこの施設のあり方についてもう1回見直しをしていただいて、保健師も常時そこにいてほしいということがあるとすればそれをどうしたらいることができるか、そこによってトレーニングした結果についてはどう管理をしたほうがいいのかということも、やはりもっともっと研究をしてやるべきではないかなというふうに思いました。

繰り返しになりますが、今回陳情が出ておりますけれども、現状のままで推移をしていただいて、今後、そういった意味では使用料、手数料の改定のときには十分設置の目的あるいは現在の状況、市民のニーズということも含めての料金改定をしていくことが望ましいということをつけ加えて、私はこの陳情については、陳情者には申し訳ありませんが、今回は不採択にすべきだというふうに思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見は。

向後委員。

○委員（向後悦世） この手数料の改定に3月議会で私は反対した一人でございます。その改定理由は、合併時にサービスは高く負担は低くというような、うたい文句の中で合併協議が進められてきました。そしてまた、この福祉施設の料金改定が3月議会で出されまして、高齢者に対する減免というか無料というか、特例がありました。そういう特例もみんな取っ払っちゃて、何かあまりにシンプル過ぎるような単純な改定になってしまったのではないかなと感じている一人でございます。

そういう中で、きょう、また数日前に、海上の施設、いいおかの施設、また総合体育館、またパークゴルフ場に伴って付いている施設を拝見しました。それぞれみんな個性はありますが、やっぱりこれは行政サービスが市民にいかにかできるかというようなことが一番基本ではないかと思いますので、両施設とも、陳情書の要望を見ましても、できれば200円にしてくださいと、また所得の少ない方、生活保護の方などの使用料の減免制度をつくってくださいと。また、健康診断でメタボリックシンドロームという指摘をされた方に無料体験券を渡すなど利用を勧めると、そういうような内容でございますので、私はこの陳情文書に賛成していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見は。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この施設は、プールが海上にあるというのが大きな特徴なんですね。それで、おふろということではいいおかにもあります。いいおかは、運動機能を備えた健康センターというのはこのけんこうセンターのみなんですね。ところが、あさひはおふろがあって400円ということなんですね。この所管を見ると健康管理課とそれから社会福祉課というように、同じ施設のようになっていますのにそれが分かれているというのがどうも私にはちょっと分からない点があるんですけれども、その中でこれを一律400円ということを3月議会で議決しましたけれども、この陳情の中に所得の少ない方、それから生活保護の方などの使用料の減免制度をつくってほしいというのは、これは要望として受け取っていただきたいなと私は思うんですね。

それで、いろいろな意見がありました。どこでも使える3施設共通券を作る、あるいはまたプールとそれから運動施設を別にするという、いいおかのように独立させるような形で料金を取るというような形の施設改正というものが需要ではないかな、こういうふうだと思うんですね。けれども、こういう形で、今の状況では執行部は半年ぐらい見なくちゃまだ分から

ないということなんで、取りあえずこういう声をやはり要望という形で聞き入れていただきたいなど、このように思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほど神子委員、伊藤保委員がおっしゃいましたとおりに、いろいろと難しい面が多いと思います。陳情の中にメタボリックシンドロームと書いてありますけれども、このメタボリックが今度健康管理課じゃないんですよね、保険年金課の所管になるわけです。それを考えたら、各所管でいろいろと協議していく時間がすごく欲しいと思うんです。もう少し時間をもらって勉強していったらどうかなと、私はそういう考えでおります。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見はありますか。

林委員。

○委員（林 一雄） 私も、今景山委員が言われたとおりに、まだ2か月ちょっとですので、もう少し利用状況を見て、時間をいただいて判断しようかと思っている一人でございます。

ここの陳情文書にありますけれども、いいおかけんこうセンターと海上健康増進センターの利用料なんですけれども、たしかいいおかけんこうセンターと海上健康増進センターを比べると倍の料金が、400円と200円ですか、海上健康増進センターは高いように感じますけれども、私は利用者の応分の負担はやむを得ないと思っておりまして、温水プールは先ほど神子委員も言われましたとおり維持管理費がかかるわけでございますから400円となっておりますけれども、できることならば温水プールのほうとトレーニングルームのほうを分けていただければ。両方使う人は400円でいいかもしれませんが、片方の健康センターだけ、トレーニングマシンですか、それだけ使うと400円は高いような気がしますけれども、そう思っている一人でありますので、先ほど冒頭言いましたように、もう少し利用状況を把握して検討してみたいかかと思っておりますので、結論として、やはり不採択とさせていただきたいなと思っているわけでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 一番初めに意見を述べさせてもらいましたが、合併して3年たちました。やはりこれから、市民として負担すべきものは負担をしていくという気持ち、行政は税金とさせていただいたものをなるべく無駄遣いしないで、有効的に市民から上がった血税を無駄な

く使っていくということがなければ、行政についてはどこまで行っても、夕張市の関係ではありませんけれども、そういったことが消えないということがあります。したがって、今、林委員が言われましたけれども、応分の負担ということについては、やはりこれは必要かなというふうに私も思っております。したがって、プールがあるから400円にしたということがもしもあるとすれば、これはいけないことです。施設の目的は、健康を自分たちでつくっていくんだということの施設ですから、そういったことを考えれば、使う人も、それからそこを管理する人についても、冒頭に話をしましたように、要はこの方がどうよくなったのか、どう健康づくりができたのか、旭市にいてよかったなということが本来でなければいけないと思うんですね。

したがって、合併して今3年終わりましたけれども、これからについては行政としては費用対効果ということを念頭に置きながら、その施設の役割、終わったものは終わったでどうしたらいいのかということもあるでしょうし、今途上にあるこの施設についてはどう有効活用を市民の方にしてもらったらいいかということについて、どれだけの人がそこにいたほうがいいのかと。専門的な保健師を、今までいたのがいなくなったということが若干言われておりますので、それはやっぱりいてくれることが住民サービスになるということを考えたときに、それはぜひやっていただいて、利用者については十分利用した結果が、効果が表れるようなそういった行政の進め方をぜひしていただきたいなということで、付け加えさせていただきますと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） たくさんのご意見をありがとうございました。

陳情の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成多数。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(柴田徹也) 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時23分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也

総 務 常 任 委 員 会

平成20年9月22日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第10号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第12号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 工事請負契約の締結について
(防災行政無線整備工事)
- 議案第18号 財産の取得について
(水槽付消防ポンプ自動車1台)
- 議案第19号 専決処分の承認について
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定)

《付託陳情》

- 陳情第3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情

出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（28名）

副市長	鈴木正美
秘書広報課長	加瀬寿一
財政課長	平野哲也
市民課長	木内國利
消防長	菅谷衛一
その他の担当職員	18名

総務課長	高埜英俊
企画課長	加瀬正彦
税務課長	野口徳和
会計管理者	渡辺輝明
監査委員局長	林久男

事務局職員出席者

事務局長	宮本英一
主査	穴澤昭和

事務局次長	石毛健一
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

秋の彼岸だというのに、台風13号をはじめ、なかなか不順な天気が続いておりまして、スケジュールが思うようにいっていないのかなと。運動会も日延べになりましたし、また、稲刈りのほうもまだ終わっていないところもあるのかなと思います。なかなか思うようにいっていないようです。

国際的に見ますと、リーマン・ブラザーズの破綻によりまして国際経済に激震が走っております。我が国でも、北京オリンピックが終わりまして、景気の見通しが立たない、むしろ景気の後退の局面が言われています。何か新しい景気刺激策が必要なのかなと。国政においても、もう1か月か1か月半ぐらいの間に、ねじれ現象でなかなか思うようにいかないということで、衆議院が解散されるだろうという見通しになっています。世界的に何かこう暗雲が垂れ込めているのかなと、そんなふうに思います。

当旭市では、行政のほうはまあまあ順調にしているのかなと。そういった国際状況の中でも、旭市市民のためにというスタンスで、常任委員会、総務は最後になりますけれども、慎重審議をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、委員の皆様、また、ご多忙の中、朝からありがとうございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部改正、議案第17号、工事請負契約の締結について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、専決処分の承認について、以上の6議案でございます。

執行部といたしましてもご質問に対しまして簡潔に答弁するように努めて参りますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、工事請負契約の締結について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、専決処分の承認についての6議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第10号について若干補足説明をさせていただきます。

補正予算書のまず1ページをお開きいただきたいと思います。

改めて申し上げさせていただきます。

予算のまず規模でございますけれども、今回の補正額7億1,700万円を加えた後の予算規模でございますけれども、これが262億9,700万円ということでございまして、これは前年度の同時期、9月時期と比較しますと2,200万円、0.1%ほどの増という規模になってございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の2の歳入のところの地方交付税でございます。

平成20年度の普通交付税につきましては既に決定をいたしまして、決定額をもう一度申し上げます。67億2,733万1,000円でございます。この額は、前年度の決定額と比べますと5億3,496万5,000円の増でございます。これは決定額同士の比較でございますけれども、予算額の比較を申し上げますと、当初予算で普通交付税は63億円ちょうど見ておりましたので、これとの差額は4億2,733万1,000円の増でございます。このうちに今回、そこがございます補正額ということでございますように、一部3,227万7,000円を今回計上させていただきました。残りは3億9,000万円ちょっとあるんですけれども、これにつきましては、今後の補正財源ということで、留保財源ということで対処するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 続きまして、補正予算書のほうの8ページのほうをお開きください。

14款県支出金、3項1目2節の県民税徴収費委託金2,770万円の追加につきましては、税源移譲による市県民税の還付金のうち、県民税分を計上するものであります。内容につきましては歳出のほうでご説明いたします。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の10ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費の説明欄、1番の調査賦課事務費の533万2,000円の追加につきましては、平成21年10月から開始されます個人住民税の公的年金からの特別徴収に伴う電算システム整備を行うものであります。なお、対象者につきましては、4,300人を見込んでおります。この経費につきましては、本年度は当初の導入経費とランニングコストを見込んでいます。

次に、14節の事務機器賃借料523万4,000円は、社会保険庁などと市町村とのデータ交換を行います。それで、新たに民間事業者が設備したシステムを、専用回線を利用して共同で借り上げる経費でございます。

次に、19節は、データ交換を行うに当たりまして、市町村別にデータの振り分け及び一本化を行う経路機関として総務省から指定を受けます、社団法人地方税電子化協議会の運営費の負担金であります。

続いて、説明欄2番、収税事務費の23節税源移譲特例還付金5,972万5,000円の追加についてでございます。現在、予算の見込みについては、2,058人分を見込んでおります。内訳としまして、市民税分は3,202万5,000円、県民税が2,770万円と、市県民税分合わせて還付しますので、県民税の財源は先ほどの歳入のほうから2,770万円を受け入れるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、9ページの諸収入ですか、この雑入5,880万円ですか、この補正についてお尋ねします。

これは市道の付け替えの寄附金だということで、この前の本会議でも答弁があったわけでございます。そういう中で、この市の付け替え道路につきまして、これは病院のほうでは市が勝手にやったことというような答弁をされておりましたが、そういう中で、市がやる事業であれば、なぜ中央病院からこの寄附を受けなければならないのか、これをお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 5,880万円は、直接は建設課のほうになりますけれども、私どものほうで予算要求を受けたということでご説明をさせていただきます。

これは何回も議論されておりますように、市道の整備という位置づけの中で行われるということで、建設課のほうに歳出予算を組んで、建設課のほうでやるんですけれども、もともとは中央病院の整備の要望があった道路であるということで負担金をいただくという要求がございまして、担当課のほうからそのような要求がありまして、こちらではそれを予算化したということでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと今の答弁は違うんです。これは、寄附金、雑入ですか、これを

受けるのは、当然、課長のほうで受けるんじゃないんですか、建設課で受けるんですか、寄附金等は。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 寄附金じゃなくて雑入ということで、その応分の負担ということなんです。これはケースバイケースで、その100%もらったりいろいろ、そのときによって何分の1であったりということで、会計間のやりとりでございます。例えばこちらで一例を申し上げますれば、公営企業会計と一般会計の関係でございますけれども、例えば水道課に消火栓の負担金をやってもらうということであれば、こちらから払うこともあります。逆に舗装の復旧工事をやればこちらがもらうと、そういったやりとりの中で負担金と。これは寄附金ということじゃなくて、負担金という形でいただいているようでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 負担金というのは、建設課でこれは受け付けるんですか、企画財政じゃないんですか。そういう中で、企画財政で受けるのであれば、建設課で受けるのは、当然それは寄附等につきましては、吟味して受け付けるのが本当じゃないかと思うんですが。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） これは寄附金というお話ですけれども、負担金として受け入れるのは、やはりこの所管課というのはあくまでも建設課でございます。その歳入歳出でございまして、歳出も建設課でやりますし、歳入の調定もこれは建設課がやることになります。

以上です。

（「じゃ、わかりました」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 2点お伺いします。

まず、1点目ですけれども、7ページの地方交付税3,200万円余りの補正額ということでありますけれども、補正になったこの理由ですか、どういった項目がこの補正として交付税としていただけるようになったのか、それがまず第1点。

それから、ちょっと一般質問の継続みたいになりますが、同じく7ページの13款の国庫支出金の中の市町村合併推進体制整備費補助金ですか、このことについてちょっとお伺いしますけれども、これはいただいた資料によりますと、市町村建設計画に位置づけられた特定の

事業に対して国から交付されると、こういうふうになっておりますけれども、そうしますと、市町村建設計画、これ、限られた事業ということになりますけれども、そういったようなことでいいのかどうかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 地方交付税補正の理由はということでございますけれども、これは先ほど、まず交付決定の額等にご説明申し上げました。それで、地方交付税というのは、やはり一般財源でございますので、いろいろな市の一般財源の財源の中の大勢を占めるんですけれども、今回補正をいろいろやりまして、7億円ほどやるんですけれども、特定の財源、国庫補助金ですとかその他の財源を差し引いた残りが、不足する分が3,277万円ということで、一般財源を、この分を充当したという補正でございます。ですから、これが多くなればまた多く使うわけですね。

それから、2点目でございますけれども、国庫補助金の合併補助金ということでございますけれども、これはやはり新市建設計画に基づいてやっておりますけれども、合併に伴い必要が生じた事業ということですから、市町村建設計画に位置づけられたというのが一つの条件にはなってございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、この補助金ですけれども、総額で5億4,000万円いただけるというようなことになっているわけですが、これまでいただいた分につきましては、幾らでもないんですよね、まだ。本年度は9,000万円予定していたわけですが、国からの内示額は3,700万円だったということで、だいぶもう減らされているわけなんです、そうしますと、予定どおり5億4,000万円、最終的にいただけるかどうかちょっと不安になるんですが、その辺の状況についてご説明していただければ。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これは島田委員ご指摘のとおり、私どもの合併市の規模からいきますと、10年間で5億4,000万円がいただけるという形のもので、これはもうどこにでも公表されている数字としてございます。結果的にまだ幾らも使っていないんですけれども、ではこの先どうなんだというのは、ちょっとこれは私も分かりませんが、まだ合併して3

年というか、もう7年ほどございますので、そのうちには多分いただけるのかなということだと思います。ただ、今回少なかったということで、これはインターネットに少し出ていたんですけども、増田総務大臣の談話みたいな形で載っているんですけども、この補助金関係も若干、総合経済対策の中で増額はしたいという要求をします。要求ですから、まだつくかどうか分かりません。そのような話は出ているようでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 最終的にこの金額が間違いなくいただけるのかどうか、その辺なんですよ、聞きたいのは。国の財政状況が悪くなったから打ち切りだというようなことはないのかどうか、その辺の国との約束といいますか、その辺をお伺いしたいんですけども。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） この約束とかそういったものは、協定を交わしているわけでもありませんけれども、そういう形で、ルールでいただけるということで、我々はそれを信用してやっていくしかないのかなということで、今そこで確実にもらえとかもらえないとかという話もできませんので、ご理解いただきたい。ただ、枠としてはそのくらいいただけるという、これは算定式がございますので、それに基づいて仕事をしていっているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） はっきりしないということで、今、答弁でしたが、そうしますと、今まで早目にこれ交付金をいただいていたほうがよかったんじゃないかなと思いますけれども、最初の年なんか340万円ですか、いただいたのが。次の19年度は700万円、微々たるものですよ。何で早くこれ、いただかなかったのかということなんですけれども、最終的にどうなるか分からないということでは、ちょっともったいない話になってきますので。これはもう基準が決まっているんですか、年間幾らということは。その辺、ちょっとお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これは年間幾らという規定はないようでございます。総額としてあくまでも、旭市の規模であれば計算上5億4,000万円が10年のうちということで、その都度、総務大臣に申請をして、総務大臣からその内示額が来るということで、今回も要望としては

上げたんですけれども、結果がそうなったと。ですから、これはいただけると思っております。我々は、もう国が合併で約束したことですからいただけると思いますが、ただ、その年その年の国の予算というのもやはり、市町村もそうですけれども、ございますので、一概にそうはいかないのかなということで考えております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、本日、新旧対照表でとじたものをお配りしてあると思いますけれども、そちらをお願いいたします。

1 ページです。

この新旧でご覧いただきますように、文言的に「公益法人」が「公益的法人」というのになっただけでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この公益法人等への職員の派遣等に関する条例のことですけれども、市の職員を派遣しているこの公益法人は、条例によりますと、旭市には3団体ございますけれども、社会福祉法人旭市社会福祉協議会、財団法人旭市福祉協会、社団法人旭市シルバー人材センター、三つありますが、それぞれ市から職員は何人派遣されて、どういう役割を担っているのかお伺いします。

それと、条例が「公益」から「公益的」となったことについて、もう1回その背景等についてご説明をお願いします。それによって、市のこの公益団体にどういったような影響が出てくるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 市から公益法人へ派遣している者でございますけれども、まず、社

会福祉協議会が3人です。それから、福祉協会が1人、シルバー人材センターが1人ということでございまして、社会福祉協議会は3人おりますけれども、そのうち1人なんですが、いずれもその事務部門の責任者ということで市から派遣しております。

それから、背景のことについて、これは本会議でご説明いたしましたので繰り返しになって恐縮なんですけれども、ご説明いたします。

平成18年に公益法人制度の大幅な改革がなされまして、今年の12月1日から新たな制度がスタートいたします。内容といたしましては、従来の公益法人である社団法人、それから財団法人を一般社団法人、一般財団法人、それから公益社団法人、公益財団法人の四つにするというものです。具体的には、従来の社団法人、財団法人は、民法第34条に基づいて主務官庁等の許可で設立されておりました。12月からは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて、一般社団法人または一般財団法人としての設立が可能となります。その上で、公益目的事業を行う場合は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づきまして、公益社団法人または公益財団法人としての認定を受けることになります。この改革のために国におきましては、民法をはじめとする約300の関係法律の改正を行っておりまして、これらの法律改正に伴って今回の条例改正となったわけでございます。

それで、先ほど申し上げました三つの法人、一つは社会福祉協議会ですから、これは社会福祉法人だと思いますけれども、民法上の公益法人は、今後5年間の間に新しい制度の法人への移行が求められております。それぞれの所管においては、その検討がこれからなされるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） これから検討されるということですが、社会福祉協議会は、今回のこの法律の改正では枠の外なんですか。財団法人と社団法人ですか、この二つが対象になるということでしょうか。

それで、この旭市の公益法人ですが、これから選択を5年間のうちに迫られるわけですが、どういった法人を市としては目指しているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） お答えいたします。

社会福祉協議会は社会福祉法人だろうと思っておりますので、別だと思います。あとの二つは社団法人なり財団法人ですから、今回の対象になるということで、これから5年間の間に検討がなされる。それはもちろん、どういう法人を目指すのかということを検討してからこちらへ移るんだらうというふうに思っております。直接的にはこれは文教福祉の所管になるのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、市民課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

市民課長。

○市民課長（木内國利） 特にはございませんけれども、資料の新旧対照表9ページをお開きください。

内容につきましては、前回補足説明したとおりの内容でございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 市民課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、せっかくですので1点お伺いしますけれども、地縁団体、市内に今登録されている団体は幾つくらいあるかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

地縁団体の印鑑の関係は市民課でございますけれども、登録認可の関係は総務課でございますので、私のほうからお答えいたします。

現在、旭地区が11区、海上が2区、それから飯岡が3つ、干潟が4つでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第17号について補足説明を申し上げます。

本契約案件でございますけれども、防災行政無線整備工事でございますけれども、入札の経過を若干補足させていただきたいと思います。

入札の方式は、一般競争入札でございます。これは7月10日に入札の公告を行いまして、そのもろもろの条件の中で7社の申請がございました。その中でいろいろ要件としましたものを申し上げます。

総合評定値1,000点以上の会社です。それから、管理技術者を専任で配置できること、それから、施工実績、過去にデジタル無線をやった実績があること、それから、点検業者の登録を受けている者がいること、それから、第1級の陸上特殊無線技士の資格を有する者を配置できるもの、それから、特定建設業の許可を受けているもの、こういうもろもろの条件を告示しまして、それに基づいて申請されたのは7社ということで、この7社について入札参加資格を確認したところ、7社ともオーケーでしたので、確認通知を出しました。

8月21日に入札日を迎えたわけですがけれども、いろいろな都合によりまして4業者の方が辞退をされまして、結果的には3業者による一般競争入札ということになりました。その中で、ご覧のように神奈川県富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部というところが落札をしたということで、落札額が9億9,540万円ということでございますけれども、このときの予定価格を申し上げます。予定価格が20億6,482万5,000円、これを割り返しますと落札率といたしましては48.21%ということになります。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 関連がございますので、本日お配りしましたこの資料について、ちょっとご説明したいと思います。

この資料でございますけれども、これは総務省の出先機関が作りましたものでございます。それで、アナログ系とデジタル系で、特にデジタルにした場合にはどのようなメリットがあるのかということでございます。事業の内容につきましては定例会の委員会ごとにご説明しておりますので、内容的にはそれとは変わりございませんけれども、今回、その一番もとの部分についてちょっと、資料がありましたので、ご説明したいと思います。

左側のほうが現行のシステム、アナログということで、右側がデジタルということです。

下の図でございます。

デジタルのメリットでございますけれども、上のほうに四つ書いてございますが、まず、双方向通信ができるということで、右側の図のほうに、マストのところで、これは職員だと思っておりますが、やりとりしておりますけれども、避難所等とのやりとりができるようになるということが一つあります。それから、その下、データ通信、画像が送ることができる。

それから、文字情報も送ることができるということで、右側の図には、監視カメラとかテレメータ監視というのが載っております。今回、旭市のほうのシステムにはこれはないわけでございますけれども、こういうものができるようになります。それから、旭市のほうで今回入れておりますのが、耳の不自由な方に対する文字放送、これは個別受信機では音声だけです。そういう方は不便していたんですけれども、これからは文字放送で耳の不自由な方にも情報をお届けできるということになります。

それから、右の上の多チャンネル化、住民への情報伝達の最中に職員の招集とか連絡、それから、逆にその災害現場からの緊急通信が可能になります。これは今、テレビが地上デジタル化になりまして騒いでいますけれども、地上デジタル化になりますとデータ放送というのを同時にやっけていまして、それと同じように送信の容量が増えますので、そのようなこともできるようになるということです。

それから、各種情報データの伝送・蓄積・加工が容易ということで、ここの中で一番大きいのは、緊急地震速報がそのまま放送できるということです。ですから、よそとの情報のやりとりができるようになるということでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この今回の入札の結果ですけれども、20億円の予定価格に対しまして半値以下の落札価格だったということでびっくりしたわけですが、だいた、市としては負担が減ったということで喜ばしいことだろうと思いますけれども、そうしますと、市が見積もったこの予定価格とこの実際の落札価格の差はどの辺で生じたのか、それをまず第1点お伺いしたいと思います。

それから、入札の条件を今、何点かおっしゃいましたけれども、その中で、管理技術者を専任で配置できるもの、それから第1級云々、ちょっと書き損じましたが、その方も専任で

配置できるものと、そういったような条件が示されておりましたけれども、こういった方が専任で旭市のこの行政無線のほうにかかわっていただけるということになるということですか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 防災行政無線でございますけれども、市販されているような品物ではございません。一般に流通しているものではございませんので、発注仕様書に基づいて受注生産ということになります。そのために、いわゆる定価というものは存在いたしません。じゃ、どういうふうに設計するかということになりますけれども、これは設計者のほうが複数メーカーからの見積もりを徴する、それから内容を精査するというのが一つあります。それから、国土交通省の積算基準書、それから建設物価等の標準価格というのがございますので、そういうものを使いながら設計者が設計したということでございます。

今回、設計額と比較しまして大きな違いは、私のほうでは設計額なんですけれども、それを基にいたしましてその予定価格を出すわけなんです、大きな違いが生じたのは、個別受信機が2万3,000台ということで、それは規模が大きいですから、これは量産効果が多分出るんだらうと、そういうことがありまして安くなったんだらうというふうに思っております。

ちなみに近隣の状況を見てみますと、例えば匝瑳市では落札率が62.4%、山武市は落札率が70%ということで、匝瑳市の場合には旭市のほうの3分の1以下、2割程度の金額であった。それから、山武市のほうは旭市のほうの4分の1くらいの予定価格だったということで、やっぱり規模が大きいなりに下がったのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、2点目の入札条件に関係することでございます。

先ほど申し上げました、管理技術者を専任で配置できるという、これは特定の建設業の許可をいただいているところには必ず、管理技術者がなければ許可もいただけないわけですから、いるわけでございまして、工事の質の保全ということからあえて、これは管理者は、先ほど島田委員は、配置していただけるのかというニュアンスでございまして、これは工事期間中だけの条件でございます。契約の条件でございますので、工事期間中に管理技術者を置く、あるいは、もう一度申し上げます。第1級の陸上特殊無線技士、この資格を持った人を

必ず工事中は置きなさいよという条件をつけてございます。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） この一般競争入札で何社あったのかということです。それで、富士通ゼネラルって、これ、上場企業の富士通かな。これ、20億円の仕事を半値でやるわけですから、その信頼度というものが私はちょっと心配になっているわけですよ。そのために、何社、一般競争入札に申し込んだのか、それと企業内容というものをもう少し明細に説明していただきたい。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） まず、何社かということでございますけれども、その告示をいたしまして申し込みのありました業者7社、この条件に合うところ、旭市のほうの市の登録ですね、これを見ましたら、全国、地域限定しなくても8社しかないと、そのうちの7社が申し込みが来たということでございます。ただ、当日の条件でいろいろ、技術者が確保できないというようなことですか理由はあるんですけれども、実際に参加したのは3社という結果になりました。

それから、企業の内容ということでございますけれども、これはご指摘のとおり、富士通系列の会社でございます。そして、この営業部というのが独自に通信事業をやっているんですけれども、資本金の欄を、これは経営審査事項に載っている数字でございまして、申し上げますと、179億3,000万円、資本金ですね、これは全体かもしれませんが、ただ、この営業部の年間工事高72億7,800万円、総職員数207名、技術職員がそのうち144名という形でございます。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、消防より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、議案第18号、財産取得について補足説明いたします。

消防本部関係の財産取得の内容は、消防団の水槽付消防ポンプ自動車の更新配備であります。配備先は、旧旭市の干潟地区を管轄する旭方面隊、4分団1部でありまして、現車両は

購入後15年を経過し、県のディーゼル車排ガス規制の猶予期限となるため、更新するものです。管轄地区は、干潟駅・工業団地周辺で、この干潟地区には約1,700世帯5,000人が居住しておりまして、1個部の管轄としては世帯、人口とも非常に多いこと、さらに、消防本部から距離が離れていること、消防水利も不足がちなことを考慮し、現行車両と同じ水槽付消防ポンプ自動車を更新配備するものであります。

以上で議案第18号に関する補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 消防の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この入札方法ですけれども、指名競争入札で行われていますが、指名はもうやめたと思っていたんですけれども、この指名にした理由について伺います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） いわゆる建築工事とさまざまな種類が業務委託はいろいろあるわけでございますけれども、建築工事については、もう130万円以上がすべてダイレクト入札であつたり一般競争であつたり、今は一般競争ということでやっております。ただ、この消防ポンプにつきましては、やれる業者がもう限られておりまして、これを一般公募して、果たして手が挙がってこなかった場合には非常に困るということで、あえて今までの実績のある業者を指名して入札をしたと。8社を指名いたしましてやったという状況でございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この水槽付きの消防車ですか、これは干潟地区に配置ということですよ、ね、旧干潟地区にね。それで、直接これには関係ないんですが、例えば消防団が現地に……

（「旧旭市の干潟地区です。駅のあるほうです」の声あり）

○委員（高橋利彦） ですから、旧というより干潟駅の近くに配置するということですね。そういう中で、消防本部からの火災現場への平均的な到着時間と、それから消防団の火災現場への平均的な到着時間というのはどういうふうになっているかお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応、10キロくらいですとやっぱり15分近くかかります。今、ある程度正確なデータを見ますと12分です。旧旭市の地域ですと12分でございます。

（発言する人あり）

○消防長（菅谷衛一） 分かりました。消防本部から12分くらいです。それと、消防団は付近におりますので、はっきりした時間を今は持っていないんですけれども、5分や、それよりはちょっと早いと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私の聞いた範囲では、消防団員ですか、なかなか人がいない中で、実際の出動時間にはだいぶ時間がかかるという、むしろ現場へは消防署のほうが早く着いているという話をだいぶ聞いているんですが、そういう中で、この地区への配置と消防署へ置くの、どちらかなということにこれからはなってしまうと思うんですが、その辺は検討したことはありますか。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応検討はしているわけでありましてけれども、水利も消防署は消防署の隊で一応連携してやりますので、消防団も一応水利を持ったものが、特に密集地域ですか、そういうところはあったほうが非常に有効だということでやっております。

また、干潟地区ですが、消防団員は自営業の方も結構多いわけでありまして、商店とかです、割と地元にいる方が多いということで、一応、早いと思います。

以上です。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 単純な質問だけれども、これ、私、ちょっと気になっていたんですが、株式会社モリタといって、東京ポンプ営業部で、部長でこれ、岡田泰次、この人と契約するということになっていますが、代表権を持っているのかな。大会社の場合だったら部長でも、そういった工場長ということで権限を持っておりますが、上場会社でない場合には、これはどうなっているのかなと。普通の会社の部長と契約しちゃって、お金を入れちゃいました、品物は来ないなんていう場合もなきにしもあらずということもございますので、さっきの富士通は100%子会社でございますので、それだけの権限を与えられると思っておりましたが、

この会社の場合にはどうかと今ちょっと疑問を持ちましたので、お答え願います。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これはご指摘の面もあるんですけれども、もちろん部長に委任事項ということで委任されておりまして、そういったものですべて入札参加は登録されているということでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、ご説明いたします。

この条例でございますけれども、本会議でご説明いたしましたように、9月1日に専決処分する必要がございましたもので、専決処分をいたしました。その改正する事由が四つありまして、四つとも全く同じ事由でございまして、それから内容的にも、文言の訂正みたいな形式的なもので、実体的なものはございませんでしたので、一つの条例にまとめまして条立てでいたしました。

それでは、先ほどの新旧対照表をご覧いただきたいと思うんですけれども、14ページをお願いいたします。

まず、第1条の旭市議会政務調査費の交付に関する条例の関係でございますけれども、ここがございますように、第100条の第13項と14項は、同条の第14項と15項になるということでございます。

それから、第2条の旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例でございまして、これにつきましては、第1条の中の第203条第5項は、項がずれて第203条第4項になったということと、それからあと、第2条からずっとあるんですけれども、「報酬」という記述が「議員報酬」というふうになったものでございます。

それから、16ページへ参ります。

第3条の旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の関係でございまして、これで変わっておりますのは、第203条第5項というのは、第203条の2第4項に変わったも

のでございます。

それから、第4条の旭市特別職報酬等審議会条例の関係でございますが、これは先ほどと同じように、議員の報酬が「議員報酬」ということになったものでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第19号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 国民健康保険についてご報告いたします。

来月10月から、65歳以上の方の公的年金からの特別徴収が開始されます。対象者としましては、約1,400人を見込んでおります。特別徴収の税額については、半年分で約6,700万円を見込んでいます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがあります。

たらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（佐久間茂樹） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

総務課、財政課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る第 2 回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第 3 号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情の 1 件について審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。ご意見がございましたらお願いいたします。

ご意見ございませんか。

(発言する人なし)

○委員長（佐久間茂樹） それでは、特にないようですので、陳情第 3 号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。執行部は退席してください。

大変ご苦労さまでございました。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 28 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（佐久間茂樹） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時29分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹